

ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二十二條 第十七條及第十八條第二項ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十三條 本法ノ罰則ハ何人ヲ問ハズ本法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

第二十四條 軍用資源秘密ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受ケタルトキハ之ヲ他人ニ開示シ若ハ交付シ又ハ公ニスルコトヲ妨グズ

第二十五條 軍用資源秘密ニシテ官廳ノ管理ニ屬スルモノニ係ル標記及秘匿ノ措置ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二十六條 朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ於テハ本法ニ規定スル主務大臣ノ職權ハ勅令ノ定ムル官廳之ヲ行フ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十四年六月二十四日勅令第四百十二號ニ依リ昭和十四年六月二十六日ヨリ施行)

軍用資源秘密保護法施行令

(昭和十四年六月二十四日勅令第四百十三號)

第一條 陸軍大臣又ハ海軍大臣軍用資源秘密ノ指定ヲ爲サントスルトキハ關係各大臣(朝鮮總督、臺灣總督、滿洲國駐劄特命全權大使、樺太廳長官又ハ南洋廳長官)又ハ南洋廳長官以下之ニ同ジ)ニ協議スベシ但シ軍用資源秘密保護法第二條第二號又ハ第十五號(同條第二號)ノ設備ニ係ルモノニ限ルニ該當スルモノニ係ル同條但書ノ規定ニ依リ指定ヲ爲サントスル場合ニ於テ協議ヲ不適當トスル軍事上ノ特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

總督、臺灣總督又ハ樺太廳長官以下之ニ同ジ)トノ協議ニ基キ主務大臣之ヲ爲スベシ

第三條 陸軍大臣又ハ海軍大臣第一條本文ノ規定ニ依リ爲シタル軍用資源秘密保護法第二條但書ノ規定ニ依リ指定ヲ解除シタルトキハ其ノ旨關係各大臣ニ通知スベシ

第四條 第二條ノ規定ハ同條ノ規定ニ依リ爲シタル規定ノ解除ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五條 軍用資源秘密ニ關シ内閣總理大臣又ハ各省大臣(朝鮮總督、臺灣總督、滿洲國駐劄特命全權大使、樺太廳長官及南洋廳長官)以下之ニ同ジ)ガ其ノ官廳名ヲ以テ公表シタルモノアルトキハ其ノ内容ト爲リタル部分ニ限リ其ノ指定ノ解除アリタルモノト看做ス

前項ノ規定ニ依リ公表ヲ爲シタルトキハ軍用資源秘密保護法第二條但書ノ規定ニ依リ指定シタル軍用資源秘密ニ係ル場合ヲ除クノ外其ノ内容ト爲リタル軍用資

源秘密ノ部分ハ直ニ之ヲ官報ニ告示スベシ

内閣總理大臣又ハ各省大臣第一項ノ規定ニ依リ公表ヲ爲サントスルトキハ當該軍用資源秘密ノ指定ヲ爲シタル陸軍大臣若ハ海軍大臣又ハ第二條ノ主務大臣ニ協議スベシ

第二條ノ主務大臣前項ノ規定ニ依リ協議ニ應ゼントスルトキハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ協議スベシ

第六條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ軍用資源秘密ニ屬スル圖書物件ノ保管者ヲシテ當該圖書物件ニ附屬ニ定ムル標記ヲ附セシムルコトヲ得

第七條 軍用資源秘密ニ屬スル圖書物件ニシテ官廳ノ保管ニ係ルモノニハ當該官廳ニ於テ前條ノ規定ニ基キテ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ定ムル所ニ準ジ同條ノ標記ヲ附スベシ

前項ノ規定ハ軍用資源秘密保護法施行地

外ニ在ル官廳ニモ之ヲ適用ス

第八條 陸軍大臣又ハ海軍大臣軍用資源秘密ニ屬スル設備ノ遮蔽其ノ他之ヲ秘匿スルニ必要ナル措置ヲ命ゼントスルトキハ關係各大臣ニ協議スベシ

第九條 軍用資源秘密ニ屬スル設備ニシテ官廳ノ管理ニ屬スルモノノ秘匿ノ措置ニ關シテハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ト主務大臣トノ協議ニ基キ主務大臣ノ定ムル所ニ依ル

第十條 陸軍大臣又ハ海軍大臣軍用資源秘密保護法第六條ノ規定ニ依リ禁止若ハ制限ヲ爲スベキ設備ヲ定メ又ハ同條ノ命令ヲ發セントスルトキハ關係各大臣ニ協議スベシ

第十一條 官廳ノ管理ニ屬スルモノニ付車

備ヲ定ムル場合ニ之ヲ準用ス

用資源秘密保護法第六條ノ規定ニ依リ禁止若ハ制限ヲ爲スベキ設備ヲ定メ又ハ同條ノ命令ヲ發シ若ハ之ニ基ク處分ヲ爲スニ付テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ト主務大臣トノ協議ニ基クベシ

第十二條 官廳ニ於テ軍用資源秘密保護法第六條ノ規定ニ基ク禁止又ハ制限ニ係ル行為ヲ爲サントスルトキハ法令ニ基ク立入、検査等ノ場合ヲ除クノ外當該禁止又ハ制限ヲ爲シタル陸軍大臣若ハ海軍大臣又ハ前條ノ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ承認ヲ受クベシ

第十三條 主務大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ

軍用資源秘密ヲ記載スル工場財圖登記簿ヲ閲覧シ又ハ其ノ原本若ハ抄本ノ交付ヲ受ケントスル者ヲシテ其ノ許可ヲ受ケシムルコトヲ得

主務大臣前項ノ規定ニ依ル制限ヲ爲スベキ登記簿ヲ定メ又ハ同項ノ規定ニ依ル命令ヲ發シ若ハ同項ノ許可ヲ爲スニ付テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ト主務大臣トノ協議ニ基クベシ

第十四條 第十二條ノ規定ハ官廳ニ於テ前條第一項ノ規定ニ依ル制限ニ係ル行爲ヲ爲サントスル場合ニ之ヲ準用ス

第十五條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ機密保護ノ爲特ニ必要アルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ軍用資源秘密保護法第二條第二號又ハ第十五號ニ該當スル軍用資源秘密ニ付同法第八條ノ規定ニ依ル開示又ハ交付ノ制限ヲ爲スコトヲ得

當該官吏又ハ吏員前項ノ制限ニ係ル軍用資源秘密ニ付法令ニ基ク立入、検査、質問等ヲ爲サントスルトキハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ證票ヲ携帯スベシ

陸軍大臣又ハ海軍大臣前二項ノ規定ニ依

ル命令ヲ發シ又ハ之ニ基ク處分ヲ爲サントスルトキハ關係各大臣ニ協議スベシ

第十六條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍用資源秘密保護法第五條ノ規定ニ依ル秘匿ノ措置ニ因リ損失ヲ生ジタル場合ニ於テハ通常生ズベキ損失ヲ補償ス

損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ命ゼラレタル秘匿ノ措置ヲ爲シ終リタル日ヨリ六十日以内ニ之ヲ請求スベシ但シ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ別段ノ時期ニ之ヲ請求スルコトヲ得

第十七條 軍用資源秘密保護法第二十四條ノ許可ハ當該軍用資源秘密ノ指定ヲ爲シタル陸軍大臣若ハ海軍大臣又ハ第二條ノ主務大臣各其ノ定ムル所ニ依リ之ヲ爲ス

陸軍大臣又ハ海軍大臣前項ノ規定ニ依ル命令ヲ發セントスルトキハ關係各大臣ニ協議スベシ

第二條ノ主務大臣第一項ノ規定ニ依ル命

令ヲ發シ又ハ同項ノ許可ヲ爲サントスルトキハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ協議スベシ

第十八條 官廳ニ於テ軍用資源秘密保護法第二條第一號若ハ第三號乃至第十四號ニ該當スル軍用資源秘密ヲ外國、外國ノ爲ニ行動スル者若ハ外國人ニ開示シ、交付シ若ハ第五條ノ規定ニ依ル場合ヲ除クノ外公ニシ又ハ同法第二條第二號若ハ第十五號ニ該當スル軍用資源秘密ヲ他人ニ開示シ、交付シ若ハ第五條ノ規定ニ依ル場合ヲ除クノ外公ニセントスルトキハ當該軍用資源秘密ノ指定ヲ爲シタル陸軍大臣若ハ海軍大臣又ハ第二條ノ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ承認ヲ受クベシ

第七條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

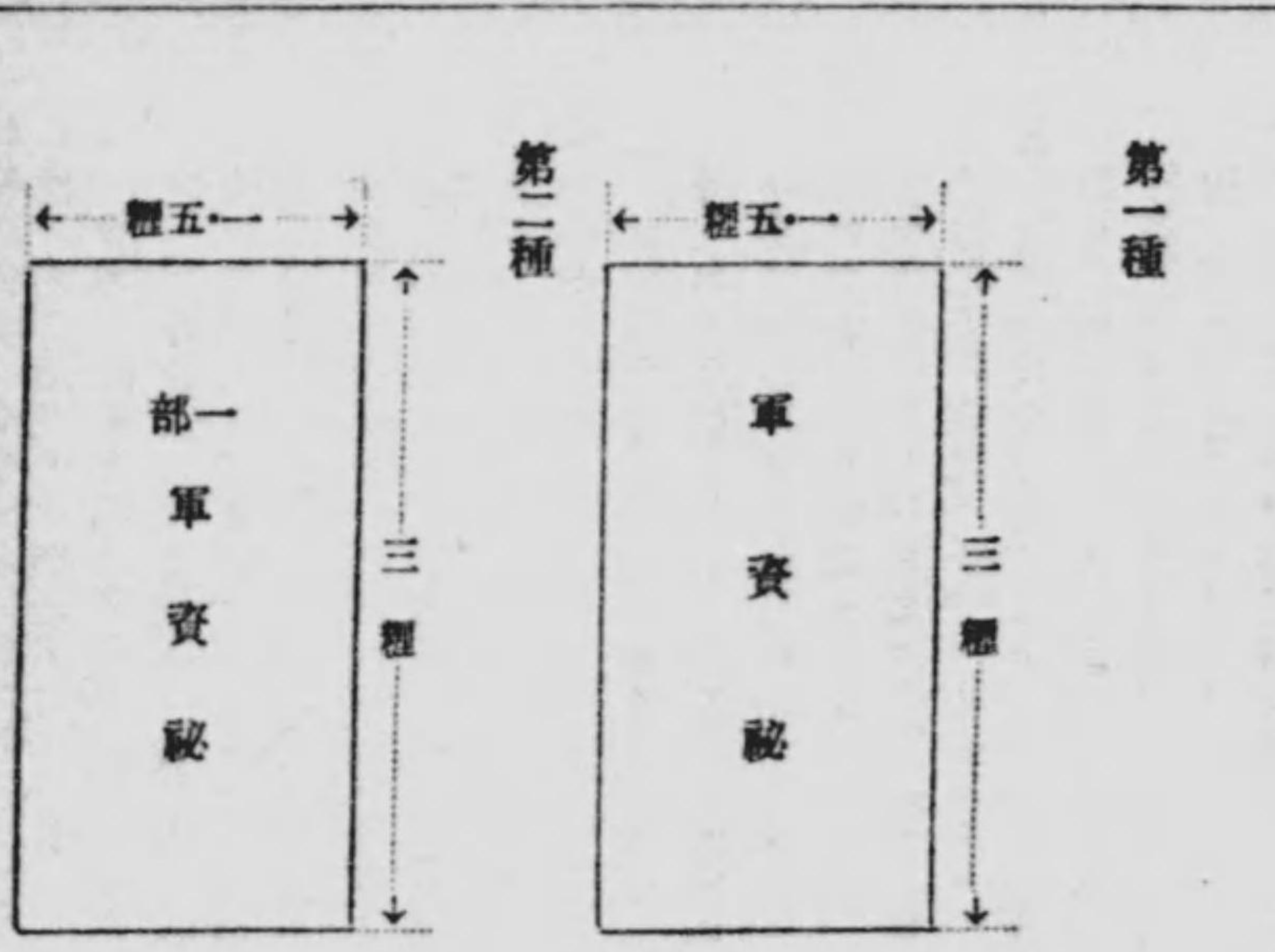
第二條ノ主務大臣前二項ノ規定ニ依ル規程ヲ定メ又ハ承認ヲ爲サントスルトキハ

陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ協議スベシ

附則

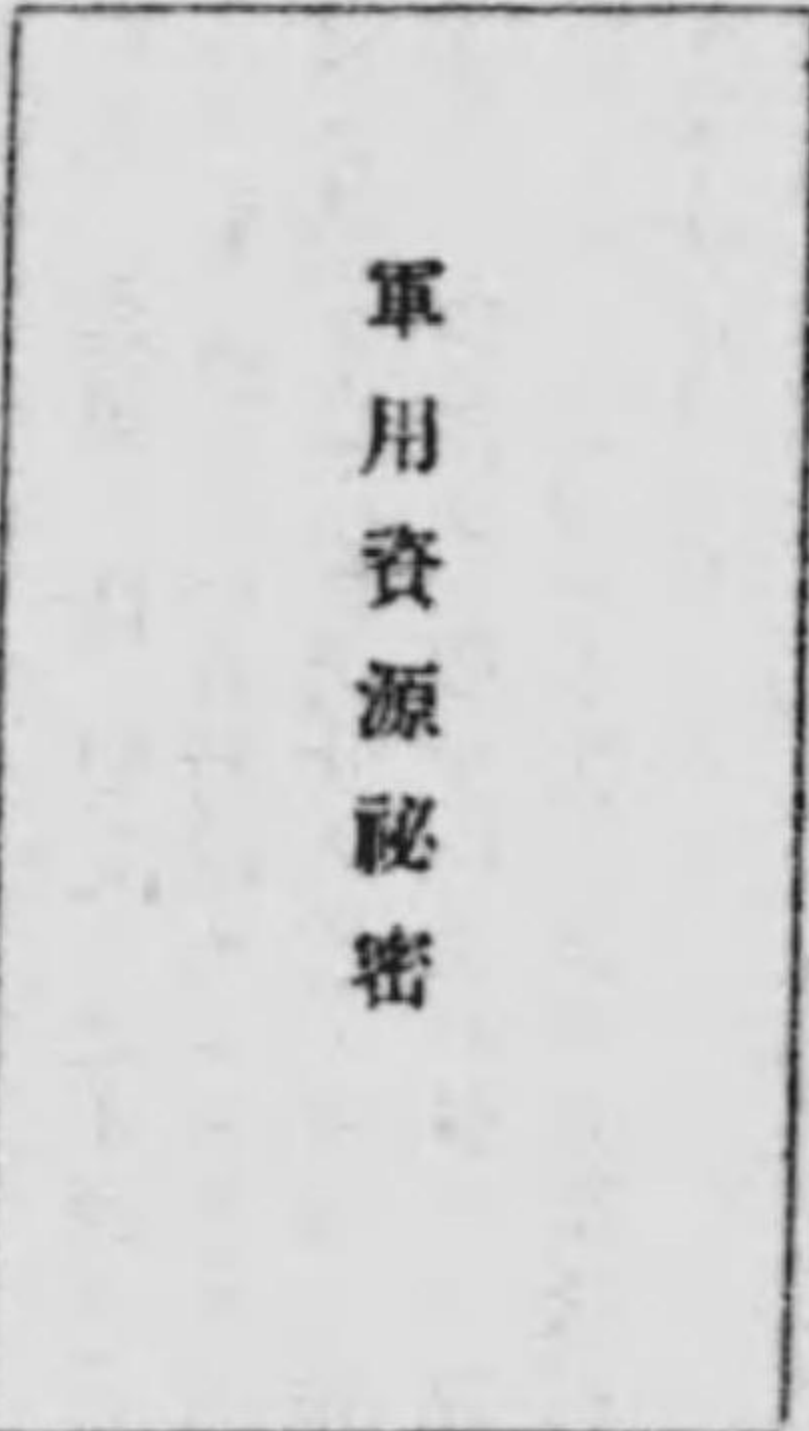
本令ハ軍用資源秘密保護法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附圖



第三種

大サ適宜



備考

第一種及第二種ハ圖書ノ第三種ハ物件ノ標記トシ軍用資源秘密保護法第二條第二號又ハ第十五號(同條第二號ニ係ルモノニ限ル)ニ該當スル軍用資源秘密ニ屬スル圖書物件ニ附スルモノハ赤色トシ其ノ他ノ軍用資源秘密ニ屬スル圖書物件ニ附スルモノハ紫色トス

軍用資源秘密保護法施行規則

(昭和十四年六月二十六日  
陸軍海軍省令第三號)

第一條 本令ハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ指定ニ係ル軍用資源秘密ノ保護ニ關スル事項及官廳以外ニ於ケル軍用資源秘密ノ標記ニ關スル事項ヲ規定スルモノトス

第二條 本令ニ於テ法トハ軍用資源秘密保護法ヲ、令トハ軍用資源秘密保護法施行令ヲ謂フ

第三條 法第二條ノ規定ニ依リ軍用資源秘密ヲ別表ノ如ク指定ス

第四條 法第二條但書ノ規定ニ依ル軍用資源秘密ノ指定ノ通知ハ書面ヲ以テ之ヲ爲ス

第五條 法第二條但書ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタル者ニ異動ヲ生ジタルトキハ承繼人ハ遲滞ナク被承繼人ノ氏名及異動ノ年月日ヲ書面ヲ以テ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ届出ツベシ

第六條 法第二條但書ノ規定ニ依リ通知ヲ以テ指定シタル軍用資源秘密ノ法第三條第二項ノ規定ニ依ル解除ノ通知ハ書面ヲ以テ之ヲ爲ス

第七條 軍用資源秘密ニ屬スル圖書物件ノ

保管者ハ其ノ保管ニ係ル圖書物件ニ左ノ各號ニ依リ遲滞ナク標記ヲ附スベシ

一 法第二條第九號乃至第十二號ニ規定スル記錄圖表及同條第十三號、第十四號ニ規定スル圖書並ニ同條第一號乃至第九號、第十二號及第十五號ニ規定スル軍用資源秘密ニ屬スル事項ヲ全葉ニ表示スル圖書ニ付テハ表紙其ノ他見易キ箇所ニ令附圖第一種ノ標記ヲ押捺又ハ手書スルモノトス

二 法第二條第一號乃至第九號、第十二號及第十五號ニ規定スル軍用資源秘密ニ屬スル事項ヲ一部ニ表示スル圖書ニ付テハ表紙ニ令附圖第一種ノ標記ヲ、事項ヲ表示スル各葉毎ニ令附圖第一種ノ標記ヲ押捺又ハ手書スルモノトス

三 物件ニ付テハ其ノ見易キ箇所ニ令附圖第三種ノ標記ヲ押捺若ハ手書シ又ハ同標記ヲ押捺若ハ手書シタル標札ヲ添附シ若ハ設置スルモノトス

前項ニ規定スル者法第二條但書ノ規定ニ依リ通知ヲ受ケタル者ナルトキハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ指定スル官憲(以下單ニ指定官憲ト稱ス)ノ指示ニ從フベシ

第八條 令附圖ニ定ムル標記ヲ附シタル軍用資源秘密ニ屬スル圖書物件ヲ保管スル者當該圖書物件ニ付軍用資源秘密ノ指定ノ解除アリタルトキハ遲滞ナク標記ヲ除去スベシ

前項ニ規定スル者法第二條但書ノ規定ニ依リ通知ヲ受ケタル者ナルトキハ指定官憲ノ指示ニ從フベシ

第九條 法第五條ノ規定ニ依ル軍用資源秘密ニ屬スル設備ノ遮蔽其ノ他之ヲ秘匿スルニ必要ナル措置ニ付テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ命令ハ第十條及第十一條ニ規定スルモノヲ除ク外書面ヲ以テ之ヲ爲ス

第十條 法第五條ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ハ遲滞ナク當該軍用資源秘密ニ屬スル設備ヲ有スル工場事業場其ノ他ノ設備ノ出入其ノ他秘匿ニ必要ナル取締ニ關スル規程ヲ作リ之ヲ指定官憲ヲ經テ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ提出シ其ノ認可ヲ受クベシ

第十一條 法第五條ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ハ指定官憲ノ指示ニ從ヒ遲滞ナク當該設備ノ場所ニ令附圖第一種ノ標記ヲ設置スベシ

第十二條 法第五條ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者當該軍用資源秘密ニ屬スル設備又ハ當該工場事業場其ノ他ノ設備ニ屬スル事業ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ休止セントスルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ届出ツベシ

第十三條 令附圖第一種ニ定ムル標記ヲ設置シタル設備ノ場所ニ付テハ法第六條ノ規定ニ依リ之ニ付立入又ハ測量、撮影、模寫、模造若ハ錄取又ハ其ノ複寫若ハ複製ヲ爲

スコトヲ得ズ但シ陸軍大臣若ハ海軍大臣又ハ指定官憲ノ許可ヲ得タル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 前條ニ規定スル行為ノ許可ヲ受ケントスル者(陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ於テ別ニ許可シタル者ヲ除ク)ハ別記第一様式ノ許可願書(三通)ヲ當該設備ノ管理若ハ之ニ準ズベキ者ニ差出スベシ

前項ノ規定ニ依リ許可願書ヲ受ケタル者ハ指定官憲ニ送付スベシ

第十五條 令第十二條ノ規定ニ依リ陸海軍以外ノ官廳ニ於テ第十三條ニ規定スル行為ノ承認ヲ受ケントスルトキハ別記第一様式ノ許可願書ニ準ズル承認申請書(二通)ヲ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ提出スベシ

第十六條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ指示スル法第二條第二號又ハ第十五號ニ規定スル軍用資源秘密ニ付當該管理者又ハ之ニ準ズベキ者法令ニ基ク出願、申請、報告、届出等ヲ爲ス場合ニ於テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ指示スル範圍程度ニ於テ之ヲ開示シ又ハ交付スベシ

前項ノ軍用資源秘密ニ付當該管理者又ハ之ニ準ズベキ者法令ニ基ク立入、検査、質問等ヲ受ケル場合ニ於テハ附圖第二種ニ定ムル令第十五條第二項ノ規定ニ依リ證據ヲ携帶スル官吏、吏員其ノ他ノ者ノミニ對シ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ指示スル範圍程度ニ於テ之ヲ開示シ又ハ交付スベシ

但シ非常災害其ノ他ノ事故ニ因リ緊急已ムコトヲ得ズシテ當該官吏又ハ吏員ノ行フ立入、検査、質問等ヲ受ケル場合ニ於テハ當該官吏又ハ吏員ハ附圖第二種ニ定ムル證據ヲ携帶セザルモノタルコトヲ妨グズ

第十七條 令第十五條第二項ニ規定スル證據ハ軍用資源秘密ノ開示又ハ交付ノ範圍程度ニ應ジ左ノ各號ノ區分ニ依ル

一 第一種 法第二條第二號又ハ第十五號ニ規定スル軍用資源秘密ノ秘密程度高キモノノ開示又ハ交付ニ應ズルモノ

二 第二種 法第二條第二號又ハ第十五號ニ規定スル軍用資源秘密ノ秘密程度前號ニ次グモノノ開示又ハ交付ニ應ズルモノ

三 第三種 法第二條第十五號ニ規定スル軍用資源秘密ニシテ前各號以外ノモノノ開示又ハ交付ニ應ズルモノ

第十八條 前條ニ規定スル證據ハ官吏又ハ吏員ニ對シテハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ト關係大臣(朝鮮總督、臺灣總督及樺太廳長官ヲ含ム以下之ニ同ジ)ト協議シ當該關係大臣ヲ經テ之ヲ交付ス

官吏又ハ吏員以外ノ者前條ニ規定スル證據ヲ交付ヲ受ケントスルトキハ其ノ業務ノ監督官廳ヲ經テ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ願出ツベシ此ノ場合ニ於ケル證據ノ交付ハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ト主務大臣

(朝鮮總督、臺灣總督及樺太廳長官ヲ含ム)ト協議シ陸軍大臣又ハ海軍大臣之ヲ爲ス

第十九條 第九條ニ規定スル命令ヲ受ケタル者其ノ命ゼラレタル設備ノ措置ヲ爲シ終リタルトキハ遲滞ナク書面ヲ以テ其ノ旨ヲ指定官憲ヲ經テ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ報告スベシ

第二十條 法第九條ノ規定ニ依リ當該官吏立入、検査又ハ質問ヲ爲ス場合ニ於テハ令附圖第三種ニ定ムル證據ヲ携帶スベシ

第二十一條 法第十條ノ規定ニ依ル補償ヲ請求セントスル者ハ補償請求書ニ損害算定書ヲ添附シ指定官憲ヲ經テ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ提出スベシ

第二十二條 陸軍大臣又ハ海軍大臣必要ト認ムルトキハ令第十六條第二項但書ノ規定ニ依リ別段ノ時期ヲ第九條ニ規定スル命令ヲ受ケタル者ニ通知ス

第二十三條 陸軍大臣又ハ海軍大臣補償金額ヲ決定シタルトキハ請求者ニ書面ヲ以テ之ヲ通知ス

第二十四條 法第二條第二號又ハ第十五號ニ規定スル軍用資源秘密ヲ開示、交付又ハ公ニスルコトノ許可ヲ受ケントスル當該管理者又ハ之ニ準ズベキ者ハ別記第二様式ノ許可願書(三通)ヲ指定官憲ヲ經テ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ提出スベシ

第二十五條 前條ニ規定スル軍用資源秘密

ニ付當該管理者又ハ之ニ準ズベキ者ハ陸海軍以外ノ官廳ノ求メアルトキ又ハ陸軍大臣若ハ海軍大臣ノ特ニ指定スル者ニ對シテハ前條ノ規定ニ拘ラズ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ指示スル所ニ依リ之ヲ開示シ又ハ交付スルコトヲ得

第二十六條 第二十四條ニ規定スル場合ヲ除ク外軍用資源秘密ノ開示、交付又ハ公ニスルコトノ許可ヲ受ケントスル者ハ別記第二様式ノ許可願書(三通)ヲ其ノ最寄憲兵隊長(憲兵分隊長及憲兵分遣隊長ヲ含ム以下之ニ同ジ)又ハ警察署長(臺灣ニ在リテハ郡守又ハ支廳長ヲ含ム以下之ニ同ジ)ヲ經テ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ提出スベシ

第二十七條 令第十八條第一項ノ規定ニ依リ陸海軍以外ノ官廳ニ於テ軍用資源秘密ノ開示、交付又ハ公ニスルコトノ承認ヲ受ケントスルトキハ別記第二様式ノ許可願書ニ準ズル承認申請書(二通)ヲ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ提出スベシ

第二十八條 指定官憲第十四條又ハ第二十四條ノ規定ニ依リ許可願書ヲ受理シタルトキハ第三十條第二項ニ規定スル場合ヲ除ク外之ニ意見ヲ附シ陸軍大臣若ハ海軍大臣又ハ指定官憲ニ提出スベシ

前項ノ場合ニ於テ指定官憲必要アルトキハ憲兵隊長又ハ警察署長ノ意見ヲ求ムル

コトヲ得  
 第二十九條 憲兵隊長又ハ警察署長第二十  
 六條ノ規定ニ依リ許可證ヲ受領シタル  
 トキハ内一通ハ之ヲ保管シ他ノ一通ハ意  
 見ヲ附シ之ヲ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ提  
 出スベシ  
 第三十條 陸軍大臣又ハ海軍大臣第十四  
 條、第二十四條又ハ第二十六條ノ規定ニ  
 依ル許可證ヲ爲シ又ハ條件ヲ附シテ許可  
 證ヲ付シタルトキハ許可證ヲ交付ス  
 指定官憲第十四條ノ規定ニ依ル許可證  
 シ又ハ條件ヲ附シテ許可證ヲ爲ストキ亦前  
 項ニ同ジ  
 第三十一條 陸軍大臣又ハ海軍大臣第十五  
 條又ハ第二十七條ノ規定ニ依ル承認證ヲ爲  
 シ又ハ條件ヲ附シテ承認證ヲ爲シタルトキ  
 ハ承認證ヲ交付ス  
 第三十二條 許可證又ハ承認證ハ第十三條  
 ニ規定スル行爲ヲ爲ス者必ズ之ヲ携帶シ  
 何時ニテモ指定官憲、憲兵、警察官吏又ハ  
 當該設備ノ看守者ノ要求ニ應ジ閱覽ニ供  
 スベシ  
 第三十三條 許可證又ハ承認證ヲ失ヒタル  
 者ハ其ノ事由ヲ具シ陸軍大臣若ハ海軍大  
 臣又ハ指定官憲ニ遅滞ナク届出デ必要ニ  
 應ジ再下付ヲ申請スベシ此ノ場合ニ於テ  
 未ダ再下付ヲ受ケザルトキト雖モ指定官

憲又ハ最寄憲兵隊長若ハ警察署長ノ承認  
 ヲ受ケタルトキハ當該行爲ヲ繼續スルコ  
 トヲ得  
 第三十四條 本令ニ規定スル指定官憲ニ付  
 テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣當該軍用資源  
 秘密ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者ニ之ヲ  
 通知ス  
 第三十五條 許可證ヲ所持スベキ者第三十  
 二條ノ規定ニ依ル閱覽ヲ拒ミタルトキハ  
 十圓以下ノ科料ニ處ス  
 第三十六條 第十三條ニ規定スル標識ヲ損  
 壞シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ之ヲ無効ナ  
 ラシメタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科  
 料ニ處ス  
 附則  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 別表  
 一 法第一條第一號ニ關スルモノ  
 イ 全國又ハ一地方(内地ニ於ケル道府縣朝  
 鮮ニ於ケル道、支那、樺太、關東州及此等以上  
 ノ區域、税關管轄區域並ニ東京市、横濱市、名  
 古屋市、大阪市、神戸市及此等ノ二以上ノ區  
 域ヲ謂フ以下ニ同ジ)ニ於ケル左ニ掲ケ  
 ル物資ノ昭和十三年一月以降ニ於ケル生産  
 額及生産能力並ニ昭和十三年一月以降ニ於  
 テ閣議又ハ主務大臣決定ノ物資動員ノ計畫  
 又ハ生産力補充ノ計畫中ノ生産額及生産能  
 力並ニ此等ヲ表示スル圖書物件  
 アルミニウム

マダネシウム  
 ニツケル、フエロニツケル  
 水銀  
 タングステン、フエロタンゲスタン  
 モリブデン、フエロモリブデン  
 マンガン、フエロマンガン  
 フエロクロム  
 コバルト  
 フエロワナヂウム  
 アルミニウム合金  
 航空機油、航空機油  
 ベンゾール、石炭酸トルオール  
 貨物自動車  
 航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペ  
 ラ  
 全國又ハ内地朝鮮若ハ關東州ニ於ケル蒸  
 氣機、昭和十三年一月以降ニ於ケル生  
 産額及生産能力並ニ昭和十三年一月以降ニ  
 於テ閣議又ハ主務大臣決定ノ生産力補充ノ  
 計畫中ノ生産額及生産能力並ニ此等ヲ表示  
 スル圖書物件  
 ハ 全國又ハ一地方ニ於ケル左ニ掲ケル各種  
 ノ設備ノ昭和十三年一月以降ニ於ケル種類  
 別數及之ヲ表示スル圖書物件  
 アルミニウム又ハマダネシウム用電解機  
 整流器  
 アルミニウム合金用壓延機、押出機  
 ベンゾール及トルオールノ分溜装置  
 彈丸抽出機  
 二 法第二條第一號ニ關スルモノ  
 兵器ヲ生産スル工場(關東州ニ在ルモノヲ含  
 ム)ニ於ケル昭和十三年一月以降ニ於ケル左

ニ掲ケル蒸氣機又ハ海軍用若ハ海軍用ノ兵  
 器ノ生産額及生産能力並ニ此等ヲ表示スル圖  
 書物件  
 銃、砲、砲架、砲塔  
 砲架、火管  
 飛車、裝甲車、裝軌車、牽引車  
 電燈、機關(鑄造、水蒸氣管ヲ含ム)  
 航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラ  
 魚雷、魚雷發射機、機雷、機雷發射機、設置  
 掃雷具、掃雷機、掃雷機、防潜網  
 測深機(測深儀)、照準眼鏡  
 航空用寫眞機  
 無線電信機、無線電話機  
 探照燈、探照機  
 鐵帽、防毒面、防毒被服  
 射出機、落下傘  
 三 法第二條第三號ニ關スルモノ  
 左ニ掲ケル物資ヲ生産スル工場(關東州ニ在ル  
 モノヲ含ム)ニ於ケル當該物資ノ昭和十三年一  
 月以降ニ於ケル生産額及生産能力並ニ昭和十  
 三年一月以降ニ於テ閣議又ハ主務大臣決定ノ  
 生産力補充ノ計畫ニ基テ生産額及生産能力並  
 ニ此等ヲ表示スル圖書物件  
 アルミニウム(屑ヨリ生産スルモノヲ除  
 ク)  
 マダネシウム  
 ニツケル、フエロニツケル  
 水銀  
 フエロタンゲスタン  
 フエロモリブデン  
 フエロマンガン

フエロクロム  
 コバルト  
 フエロワナヂウム  
 アルミニウム合金(鑄造品ヲ除ク)  
 航空機油、航空機油  
 トルオール、純ベンゾール、デニトロクロ  
 ルベンゾール  
 貨物自動車  
 航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラ  
 一米〇六七以上ノ期間ニ使用スル蒸氣機關  
 車  
 四 法第一條第四號ニ關スルモノ  
 全國又ハ一地方ニ於ケル航空機油、重油又ハ  
 原油ノ昭和十三年一月以降ニ於ケル貯藏額及  
 之ヲ貯藏スルタンクノ貯藏能力並ニ此等ヲ表  
 示スル圖書物件  
 五 法第一條第六號ニ關スルモノ  
 イ 全國又ハ内地、朝鮮、支那若ハ關東州ニ於  
 ケル左ニ掲ケル物資ノ昭和十三年一月以降  
 ニ於ケル輸入額及昭和十三年一月以降ニ於  
 テ閣議又ハ主務大臣決定ノ物資動員ノ計畫  
 中ノ輸入計畫並ニ此等ヲ表示スル圖書物件  
 ポーキサイト、アルミニウム  
 マダネシウム  
 ニツケル  
 水銀  
 タングステン  
 マンガン  
 酸化コバルト  
 ワナヂウム、酸化ワナヂウム  
 左ニ掲ケル物資ニ於ケル前掲ノ物資ノ昭

和十三年一月以降ニ於ケル輸入額及之ヲ表  
 示スル圖書物件  
 室蘭港 横濱港 名古屋港  
 伏木港 大阪港 神戸港  
 今治港 門司港 若松港  
 仁川港 釜山港 高雄港  
 大連港  
 六 法第二條第七號ニ關スルモノ  
 全國又ハ一地方ニ於ケル左ニ掲ケル各種特殊  
 技能者ノ昭和十三年一月以降ニ於ケル總數又  
 ハ種類別數及此等ヲ表示スル圖書物件  
 蒸氣機、機師、機師  
 機師、機師  
 航空機、機師  
 航空機、機師  
 無線通信有接者  
 七 法第二條第八號ニ關スルモノ  
 イ 全國又ハ一地方ニ於ケル左ニ掲ケル各種  
 ノモノノ昭和十三年一月以降ニ於ケル總數  
 及之ヲ表示スル圖書物件  
 航空機  
 貨物自動車  
 乗合自動車  
 全國又ハ一地方(内地ニ於ケル道府縣朝  
 鮮ニ於ケル道、支那、樺太及此等以上ノ區域  
 ヲ謂フ)ニ於ケル左ニ掲ケル各種馬ノ昭和  
 十三年一月以降ニ於ケル總數及之ヲ表示ス  
 ル圖書物件  
 壯馬(明ケ四歳以上四ケ十七歳迄  
 ノ馬ヲ謂フ)  
 軍用保護馬

八 法第二條第九號ニ關スルモノ  
樺太鐵道株式會社ニ屬スル鐵道ノ輸送能力  
別記

第一様式

立入(測量、攝影、模寫、複寫、複製、複寫機、複寫機、複寫機、複寫機)許可願  
 本籍(外國人ニ在リテハ國籍)  
 住所  
 職業  
 氏名 年 齡 印  
 昭和 年 月 日  
 陸軍(海軍)大臣(指定官憲) 殿  
 左記ノ通立入(測量、攝影、模寫、複寫、複製、複寫機、複寫機、複寫機、複寫機)致度ニ付許可相成度候也

一 目的 左記  
 二 工場、事業場其ノ他ノ設備ノ所在地及名稱  
 三 區域(圖書物件)  
 四 日時(期間)  
 五 方法  
 六 使用器具類ノ名稱  
 七 作業ノ住所、氏名及年齡  
 八 作業ノ場所  
 九 成果物ノ員數及其ノ用途  
 十 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

注意  
 一 用紙 日本標準規格B列四番  
 二 目的 工場、事業場其ノ他ノ設備ノ所在地及名稱

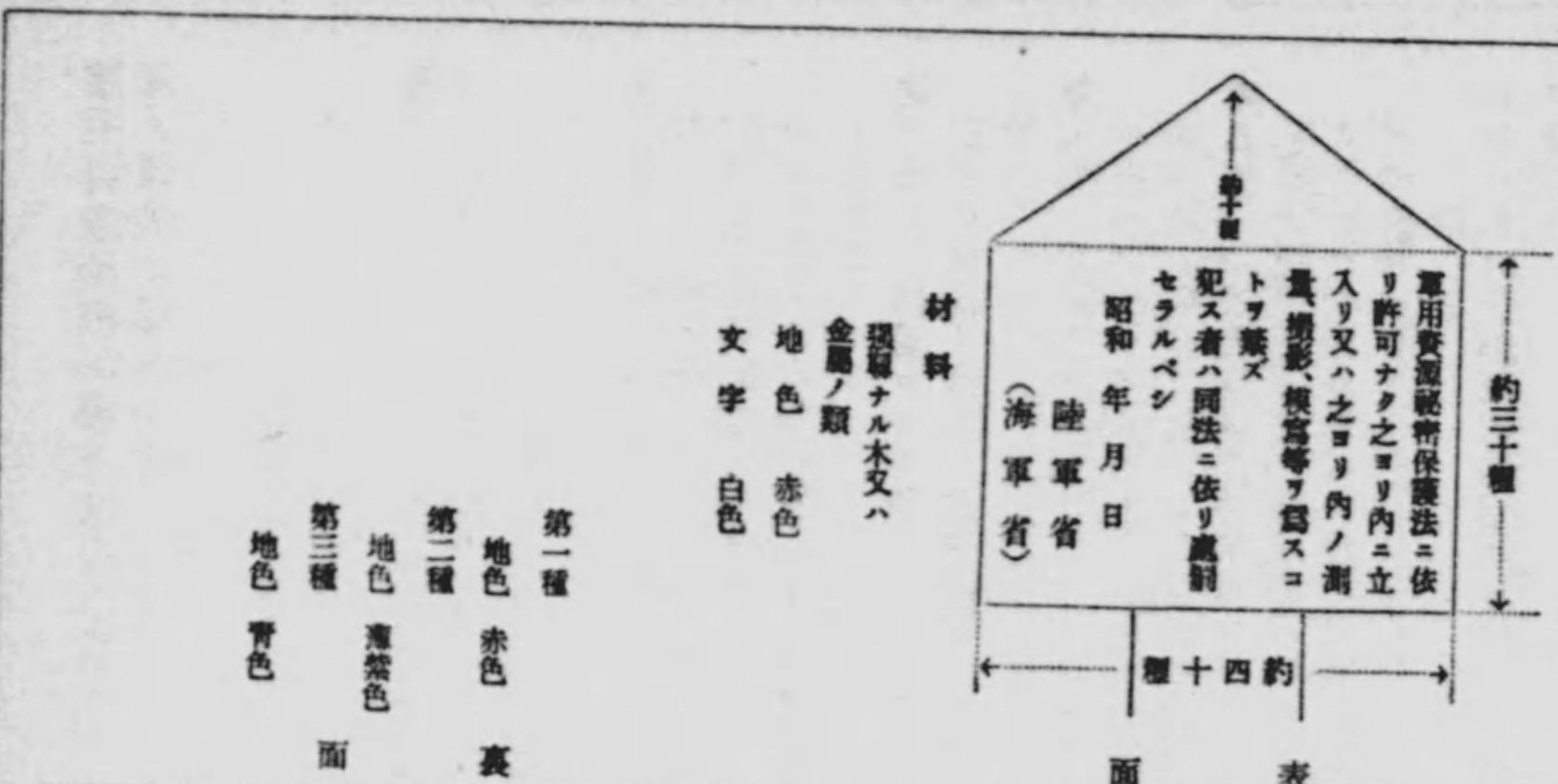
第二様式

軍用資源秘密ノ開示(交付公ニスルコト)ノ許可願  
 本籍  
 住所  
 職業  
 氏名 年 齡 印  
 昭和 年 月 日  
 陸軍(海軍)大臣 殿  
 左記ノ通軍用資源秘密ヲ開示(交付公ニ)致度ニ付許可相成度候也

一 目的 左記  
 二 事項(圖書物件)  
 三 圖書物件ノ員數  
 四 日時  
 五 方法  
 六 相手方ノ住所、職業及氏名  
 七 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

注意  
 一 用紙 日本標準規格B列四番  
 二 目的 商取引、同業者ノ會合ニ於ケル講演等ト記載スルモノトス  
 三 方法 何某ノ閱覽ニ供ス、何某ニ對シ郵便ニテ送付等ト記載スルモノトス  
 四 相手方ノ住所、職業及氏名 相手方ノ住所(外國人ニ在リテハ國籍共)職業及氏名(法人其ノ他ノ團體ニ在リテハ代表者ノ住所、氏名及其ノ員數、團體中ニ外國人アルトキハ其ノ國籍、住所、職業及氏名)ヲ記載スルモノトス

附圖第一



附圖第二

第 號 昭和 年 月 日交付  
 陸 軍 省 函  
 (海 軍 省 函)  
 官職(職業) 氏 名

軍用資源秘密保護法施行令第十五條ノ證據

附圖第三

第 號 昭和 年 月 日交付  
 陸 軍 省 函  
 (海 軍 省 函)  
 官職 氏 名

軍用資源秘密保護法施行規則第二十條ノ證據

軍用資源秘密保護法施行令摘要  
 第二十條 法第九條ノ規定ニ依リ當該官吏立入、記者又ハ質問ヲ爲ス場合ニ於テハ附圖第三ニ定ムル證據ヲ提呈スベシ  
 軍用資源秘密保護法摘要  
 第九條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ第五條ノ規定ニ依ル命令ニ係ル事項ニ關シ當該設備ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者ニ對シ報告ヲ命ジ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ立入り、檢査ヲ爲シ若ハ關係者ニ對シ質問ヲ爲サシムルコトヲ得  
 第十八條 第七條ノ規定ニ依リ制限ニ違反シタル者及第九條ノ規定ニ依リ立入若ハ檢査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ隠匿シ又ハ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス  
 第九條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者亦罰金ニ處ス

軍用資源秘密保護法施行令第十三條ノ適用ニ關スル件

(昭和十四年六月二十四日 司法省令第二十六號)

第一條 司法大臣登記簿ニ付軍用資源秘密保護法施行令第十三條第一項ノ制限ヲ爲サントスルトキハ管轄登記所ニ對シ其ノ旨ヲ通知ス
第二條 前條ノ登記簿ヲ閱覽シ又ハ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ受ケントスル者ハ司法大臣ノ許可ヲ受ケルコトヲ要ス
前項ノ許可ノ申請ハ管轄登記所ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ
第三條 申請書ニハ申請ノ目的及事由ヲ明記シ且申請ノ事由ハ之ヲ疏明スルコトヲ要ス
第四條 申請書ヲ提出アリタルトキハ登記官吏ハ遲滞ナク調査シタル上意見ヲ具シ地方裁判所長ヲ經由シテ之ヲ進達スベシ
第五條 司法大臣ノ許可ヲ得テ第一條ノ登記簿ノ閱覽又ハ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ其ノ許可書ヲ添付スベシ
附則
本令ハ軍用資源秘密保護法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國有鐵道軍用資源秘密保護規則

(昭和十四年九月二十八日 鐵道省令第十七號)

第一條 本令ハ軍用資源秘密保護法(以下法ト稱ス)第一條ノ規定ニ依リ鐵道大臣ノ指定ニ係ル軍用資源秘密ノ保護ニ關スル事項ヲ規定スルモノトス
第二條 法第二條本文ノ規定ニ依リ軍用資源秘密ヲ別表ノ如ク指定ス
第三條 鐵道大臣法第二條第十五號ニ該當スル軍用資源秘密ニ屬スル設備ヲ秘匿スル爲必要アルトキハ當該設備ノ遮蔽其ノ他之ヲ秘匿スルニ必要ナル措置ヲ爲シ又ハ當該設備ヲ所管スル鐵道局長ヲシテ之ヲ爲サシム
第四條 前條ノ規定ニ依リ秘匿ノ措置ヲ爲ス當該設備ノ場所ニハ附圖第一又ハ第二ニ定ムル標識ヲ設置ス
第五條 附圖第一ニ定ムル標識ヲ設置シタル設備ノ場所ニ付テハ法第六條ノ規定ニ依リ之ニ付立入又ハ測量、撮影、模寫、模造若ハ錄取又ハ其ノ複製若ハ複製ヲ、附圖第二ニ定ムル標識ヲ設置シタル設備ノ場所ニ付テハ法第六條ノ規定ニ依リ之ニ付測量、撮影、模寫、模造若ハ錄取又ハ其ノ複製若ハ複製ヲ爲スコトヲ得ズ但シ鐵

道大臣ノ許可ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第六條 前條ニ規定スル行為ノ許可ヲ受ケントスル者ハ別記第一様式ノ許可願書(二通)ヲ當該設備ヲ所管スル鐵道局長ヲ經テ鐵道大臣ニ提出スベシ
第七條 軍用資源秘密保護法施行令(以下令ト稱ス)第十二條ノ規定ニ依リ鐵道大臣所管ノ官廳以外ノ官廳ニ於テ第五條ニ規定スル行為ノ承認ヲ受ケントスルトキハ別記第一様式ノ許可願書ニ準ズル承認申請書(一通)ヲ鐵道大臣ニ提出スベシ
第八條 法第二條第九號ニ該當スル軍用資源秘密ヲ外國、外國ノ爲ニ行動スル者若ハ外國人ニ開示シ、交付シ若ハ公ニシ又ハ法第二條第十五號ニ該當スル軍用資源秘密ヲ他人ニ開示シ、交付シ若ハ公ニスルコトノ許可ヲ受ケントスル者ハ別記第二様式ノ許可願書(二通)ヲ鐵道大臣ニ提出スベシ
第九條 令第十八條第一項ノ規定ニ依リ鐵道大臣所管ノ官廳以外ノ官廳ニ於テ軍用資源秘密ヲ開示シ、交付シ又ハ公ニスルコトノ承認ヲ受ケントスルトキハ別記第二様式ノ許可願書ニ準ズル承認申請書(二通)ヲ鐵道大臣ニ提出スベシ
第十條 鐵道大臣第六條又ハ第七條ノ規定

ニ依ル許可若ハ承認ヲ爲シ又ハ條件ヲ附シテ許可若ハ承認ヲ爲シタルトキハ附圖第三ノ許可證又ハ之ニ準ズル承認證ヲ交付ス
第十一條 鐵道大臣第八條又ハ第九條ノ規定ニ依ル許可若ハ承認ヲ爲シ又ハ條件ヲ附シテ許可若ハ承認ヲ爲シタルトキハ許可證又ハ承認證ヲ交付ス
第十二條 許可證又ハ承認證ハ第五條ニ規定スル行為ヲ爲ス者必ズ之ヲ携帶シ何時ニテモ當該設備ノ看守者、憲兵又ハ警察官吏ノ要求ニ應ジ閱覽ニ供スベシ
第十三條 第五條ニ規定スル行為ノ許可證又ハ承認證ヲ失ヒタル者ハ其ノ事由ヲ具シ當該設備ヲ所管スル鐵道局長ヲ經テ鐵道大臣ニ遲滞ナク届出デ必要ニ應ジ再下付ヲ申請スベシ此ノ場合ニ於テ未ダ再下付ヲ受ケザルトキト雖モ當該設備ヲ所管スル鐵道局長ノ承認ヲ受ケタルトキハ當該行為ヲ繼續スルコトヲ得
第十四條 許可證ヲ所持スベキ者第十二條ノ規定ニ依リ閱覽ヲ拒ミタルトキハ四十圓以下ノ科料ニ處ス
第十五條 第五條ニ規定スル標識ヲ損壞シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ之ヲ無効ナラシメタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ

處ス

附則

本令ハ昭和十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

別表

法第二條第九號ニ關スルモノ

一 左ニ掲グル鐵道線路ニ於ケル昭和十三年一月以降ニ於ケル輸送能力(最大列車回數、一列車最大連結車數及一列車最大牽引機算回數)ヲ以下ノ二同ジ及輸送能力判定資料タル列車軒又ハ車輛軒ニ關スル輸送統計並ニ此等ヲ表示スル圖書物件
東海道本線 橫須賀線 北陸本線
中央本線 山陽本線 吳線
宇品線 山口線 山陰本線
舞鶴線 關西本線 東北本線
山手線 常磐線 大湊線
奥羽本線 羽越本線 信越本線
總武本線 鹿兒島本線 筑肥線
長崎本線 佐賀線 唐津線
佐世保線 伊萬里線 日豐本線
函館本線 室蘭本線 宗谷本線
北見線
二 鐵道省所有ノ昭和十三年一月以降ニ於ケル蒸氣機關車ノ總數又ハ其ノ形式別數貨車ノ總數又ハ其ノ種類別數及客車ノ總數並ニ此等ノ各鐵道局別數及此等ニ關スル記錄圖

表

三 關門隧道ノ構造ニ關スル設計圖樣線路ノ勾配又ハ海底ト陸道上部トノ間ノ地盤ノ厚サヲ表示セルモノ及其ノ内容並ニ其ノ線路區間ノ輸送能力及之ヲ表示スル圖書物件
別記
第一様式

立入(測量、撮影、模寫、模造、錄取)ノ許可願書
本籍(外國人ニ在リテハ國籍)
住所
職業
氏名
年 齡
昭和 年 月 日
鐵道大臣 殿
左記ノ通立入(測量、撮影、模寫、模造、錄取)ノ許可相成度候也
一 目的
二 工場、事業場其ノ他ノ設備ノ所在地及名稱
三 區域(圖書物件)
四 日時(期間)
五 方法
六 使用器具類ノ名稱
七 作業ノ場所、住所、氏名及年齡
八 作業ノ場所
九 成果物ノ員數及其ノ用途
十 其ノ他參考トナルベキ事項

- 注意
- 一 用紙 日本標準規格B列四番
  - 二 行爲ノ種別 必要ナル行爲ノミヲ記載スルモノトス
  - 三 目的 工場建造シノ爲等ト記載スルモノトス
  - 四 工場事業場其ノ他ノ設備ノ所在地及名稱 何縣何郡何村何番地何工場等ト記載スルモノトス
  - 五 區域 (圖書物件) 區域ハ工場内ノ設備ノ名稱等ヲ、圖書物件ハ攝影、複寫、複寫等ヲ爲スベキ圖書物件ノ名稱ヲ記載スルモノトス
  - 六 日時 (期間) 何年何月何日午前何時又ハ何年何月何日ヨリ何月何日迄等ト記載スルモノトス
  - 七 方法 平面測量、油繪等ト記載スルモノトス
  - 八 使用器具類ノ名稱 何測量器、何寫眞機等ト記載スルモノトス
  - 九 作業者ノ住氏、氏名及年齢 現ニ作業ニ従事セシムル者ノ住所、氏名及年齢ヲ記載スルモノトス
  - 十 作業ノ場所 何縣何郡何村何番地等ト測量圖書ノ作成、現像、焼付等ノ作業ヲ行フ場所ヲ記載スルモノトス
  - 十一 成果物ノ員數及其ノ用途 測量ノ成果、寫眞原寫、複寫圖書等何故、何枚等及工場建造シノ爲等ト記載スルモノトス

第二様式

軍用資源秘密ノ開示 (交付、公ニ許可願)

昭和 年 月 日 殿

鐵道大臣

左記ノ通軍用資源秘密ヲ開示 (交付、公ニ許可願) 許可相成度候也

一 目的 (圖書物件)

二 事項 (圖書物件)

三 圖書物件ノ員數

四 日時

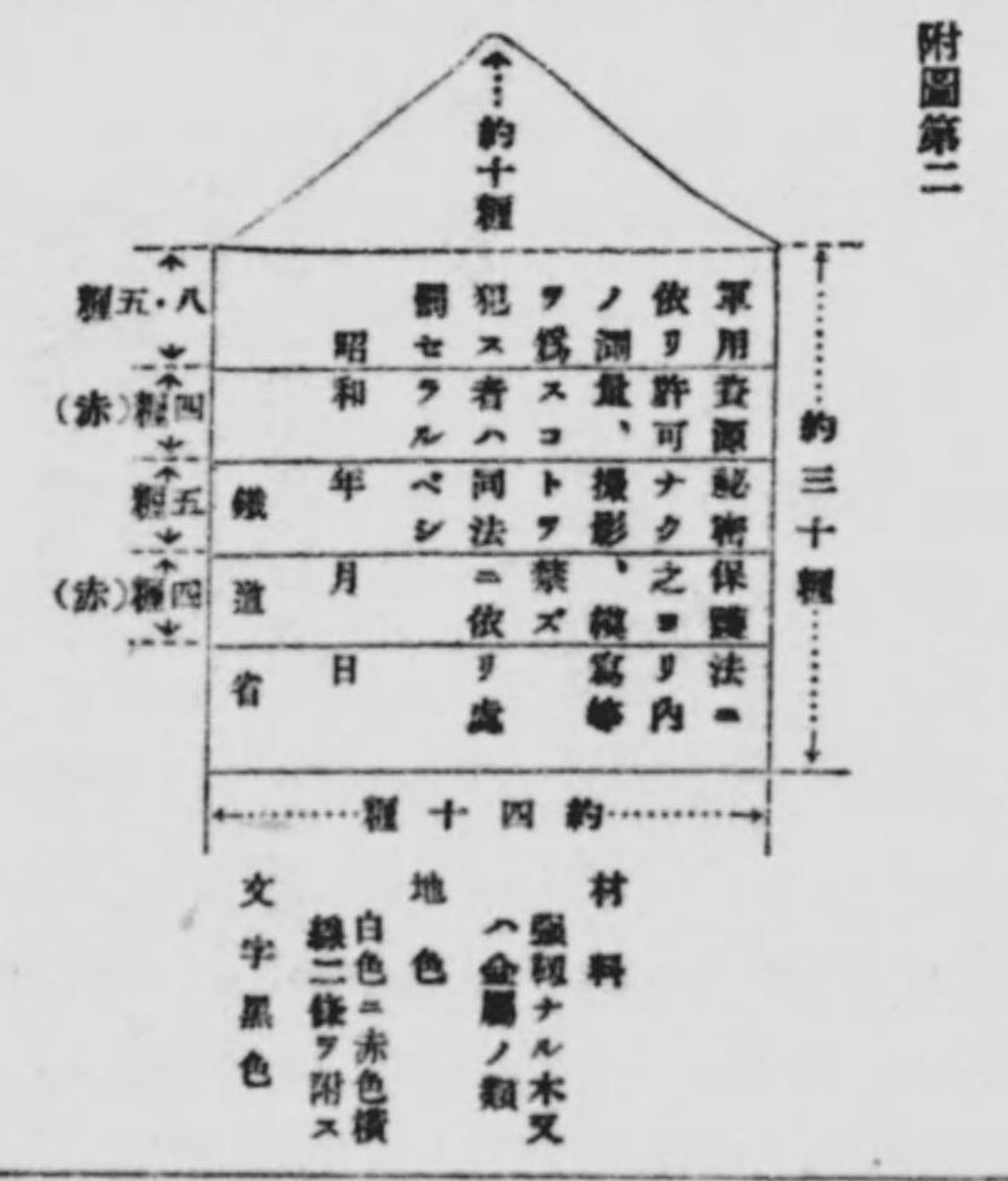
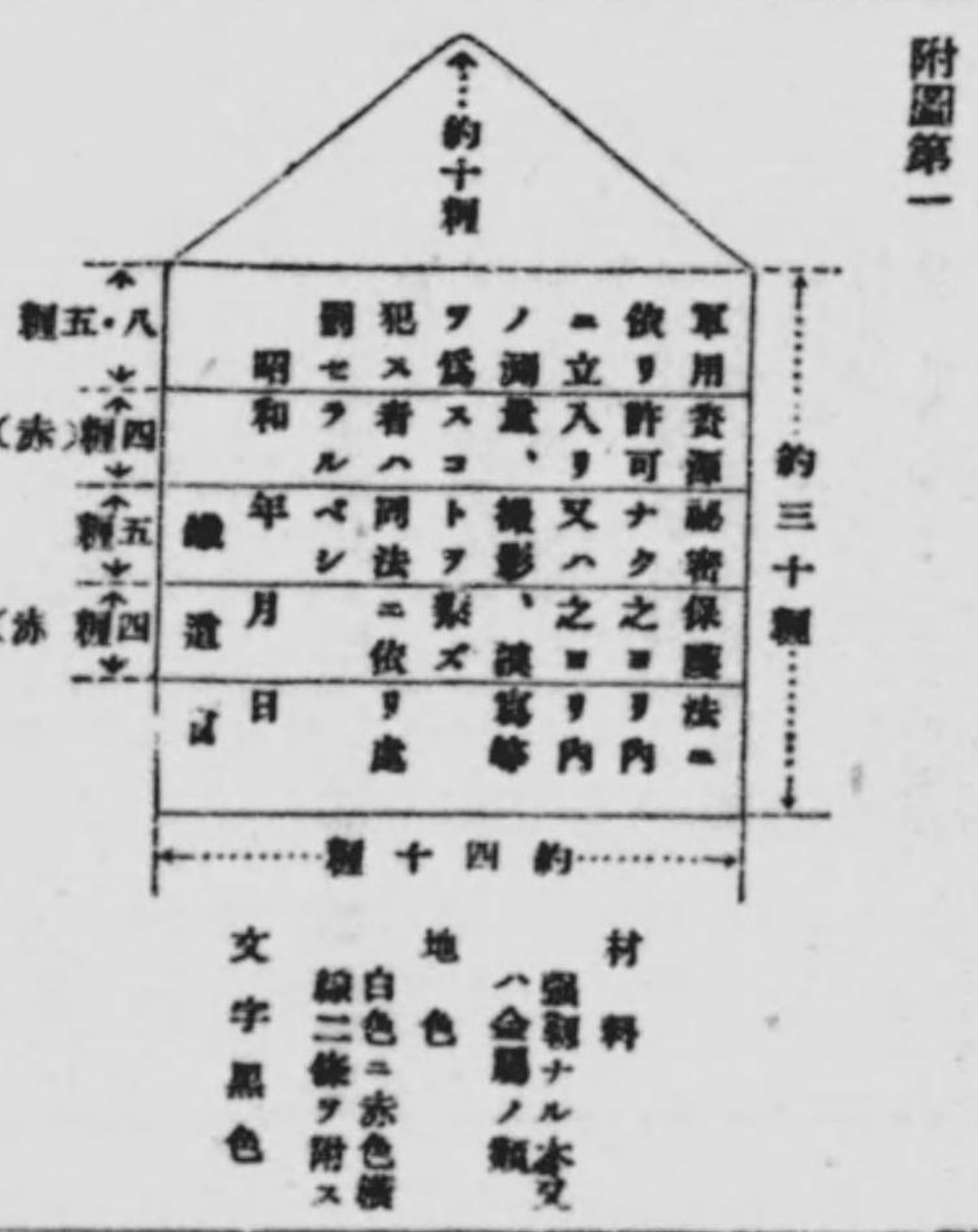
五 方法

六 相手方ノ住所、職業及氏名

七 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

注意

- 一 用紙 日本標準規格B列四番
- 二 行爲ノ種別 必要ナル行爲ノミヲ記載スルモノトス
- 三 目的 商取引、同業者ノ會合ニ於ケル講演等ト記載スルモノトス
- 四 方法 何某ノ閱覽ニ供ス、何某ニ對シ郵便ニテ送付等ト記載スルモノトス
- 五 相手方ノ住所、職業及氏名 相手方ノ住所 (外國人ニ在リテハ國籍共) 職業及氏名 (法人其ノ他ノ團體ニ在リテハ代表者ノ住所、氏名及其ノ員數、團體中ニ外國人アルトキハ其ノ國籍、住所、職業及氏名)ヲ記載スルモノトス



附圖第三

第 號 昭和 年 月 日

鐵道省 印

軍用資源秘密保護法ノ立入 (測量、攝影、複寫、複寫機) 許可證

- 一 職業、氏名、年齢
- 二 工場、事業場名
- 三 日時 (期間)

備考 裏面ニハ許可條件其ノ他必要ナル事項ヲ記入スルモノトス

(日本標準規格A列六番)

### 軍用自動車検査法關係法令

#### 軍用自動車検査法案ニ對スル貴衆 兩院委員長報告

衆議院

山本厚三君 軍用自動車検査法案ノ委員  
會ニ付キマシテ御報告申上ゲマス、本案ハ  
戰時又ハ事變ニ際シマシテ、軍所要ノ自動  
車ノ發達ヲ確實ナラシメル爲メ、平素ニ於  
テ民間トシテノ検査ヲ行ハントスルモ  
ノデアリマス、四日ニ互リマシテ、山田、  
小平、田村、愛野、瀧澤、森田ノ諸君ト政  
府トノ間ニ極メテ重要適切ナル質問應答ガ  
アリマシタ、又其ノ間ニ委員ハ親シク陸軍  
自動車學校ノ實況ヲ觀察シ致シマス等價  
重審議ヲ重メマシタ、今其ノ質疑ノ重ナル  
項目ヲ申上ゲヨウト存ジマス

第一ハ本案直接ノ質問デアリマスガ、檢  
査及ビ徵發ヲ致シマスニ當ツテ、當業者  
ニ迷惑、損害ヲ掛ケルヤウナコトガアツテ  
ハ困ル、左様ナコトノナイヤウニシテ賈ヒ  
タイガドウダト云フ質問、又手當ガ非常ニ  
少イモノデアリマスルカラ、アノ大キナト  
ラツク、ヲ半日検査ニ用ヒテ僅ニ一圓ヨリ  
給サナイ、其ダ不適當デハナイカト云フ質

問、又徵發價格ガ非常ニ不公平デ、場所ニ  
依ツテ非常ニ違フト云フヤウナ質問、規格  
ガ不統一デアルカラ、戰地ニ之ヲ用ヒテモ  
修繕ヲスルノニ非常ニ困難ヲ感ジテ居ルカ  
ラ、平時ニ於テ規格ノ統一ヲシナケレバナ  
ルマイ、斯様ナ質問ガアリマシタ、次ニ關  
聯事項ト致シマシテハ、自動車行政ガ今日  
ハ内務、鐵道、商工、陸軍ト云フヤウニ、  
四ツノ省ニ互ツテ居ツテ、非常ニ其ノ間不  
便ナコトガアルカラ、是ハ一ツニ統一シ  
ナケレバナルマイト云フ、是ハ各委員カラ  
御質問ガアリマシタ、企業院總裁カラハ、  
必要ハ認メテ居ルガ中々困難ナコトデア  
ルカラ、目下交通ニ關スル委員會等デ慎重研  
究中デアルト云フ答辯ガアリマシタ、次ニ  
自動車ノ製造工業ニ付テハ、ドウモ日本デ  
數ノ確保ガ出來ナイ、安心ガ出來ナイデハ  
ナイカ、此ノ點ニ付テ非常ニ各委員カラ御  
質問ガアリマシタ、又製作技術ノ專門化、  
性能ノ増進ヲ囑ラナケレバナラス、又製造  
ノ根本方策ガ立ツテ居ルヌカラ之ヲ立テナ  
ケレバナルマイ、又製造事業ノ擴張整理ヲ  
シナケレバ、イザト云フ時ニ間ニ合ハヌヤ  
ウナコトハナイカ、其ノ次ニ八國產自動車  
ノ製造保護獎勵ニ付テノ質問、又「ガソリ  
ン」等液體燃料ニ付テノ質問、是ハ相當ニ  
關聯ノ質問ナラシマシタ、政府カラモ色々  
ノ御答辯ガアリマシタ、次ニ省費、パス、ガ  
民間ノ事業ヲ壓迫スルト云フ傾向ガ近來甚

シイガ、是ハ徑シカラスト云フヤウナ御質  
問モアリマシタ

大體以上ノヤウナ質問ガアリマシタ、本  
日討論ニ入りマシタガ、各派ノ代表者ヨリ  
大體次ニ申上ゲルヤウナ御希望ヲ附シテ御  
賛成ガアリマシタ、滿場一致ヲ以テ原案ノ  
通り可決ヲ致シマシタ、其ノ希望意見ノ主  
ナルモノヲ御紹介シマスルト、第一ニ先程  
申シマシタ検査徵發ノ公平ニシ、又迷惑ヲ  
掛ケナイコトヲ要望スル、第二ニ規格ノ統  
一ヲシナケレバナラナイ、第三ニ行政ノ統  
一、第四ニ自動車數ノ確保、第五ニ製作技  
術ノ專門化、第六ニ省費、パス、ノ民業壓迫  
ヲシナイヤウニシテ賈ヒタイ、此ノ六點ノ  
希望意見ガアリマシタ、是ニ本案ハ滿場一  
致可決ヲ見タ次第デアリマス、此段御報告  
申上ゲマス

貴族院

侯爵小村播磨 二月二十日本會議場デ  
提案セラレマシタ軍用自動車検査法案ノ委  
員會ハ、翌二十一日午前正副委員長ノ互選  
ヲ行ヒ、引續キ會議ニ移リ、重メテ二十五  
日午後議事ヲ續行致シマシタ、委員會ハ議  
案ヲ通過致シマシタ、提案理由ノ御説明ハ  
二月二十日ニ陸軍大臣ヨリ既ニ御話ガゴ  
イマシタコトデ、重複致サウデゴザイマ  
スルガ、其ノ要點ヲ申上ゲマスルト、陸軍ニ

常備致ス所ノ自動車數ニハ自ラ制限ガゴ  
イマシタ、故ニ徵發ノ必要ヲ生ジマス、殊  
ニ全軍動員ノ場合ヲ慮リマシテ、又軍ノ需  
要スルノ條件ヲ考ヘ、各地師團長ヲシテ  
民間自動車ノ種類、性能、移動ノ狀況乃至  
製造能力等ヲ不斷ニ調査致シマシタ、正確  
迅速ニ出動準備ヲ完成シ置クコトニ其ノ目  
的ガゴザリマス、海軍モ亦同様デゴザリマ  
ス、委員會ニ於キマシテハ陸軍當局ハ固ヨ  
リ、商工當局ノ御説明ヲモ煩ハシマシテ、  
時局柄、又問題柄、折々速記ヲモ中シ致シ  
マシテノ間答モゴザリマシタ、故ニ其ノ當  
局ノ御答ノ中主ナルモノヲ列舉致シマスレ  
バ、此ノ法律ニ依ル検査ノ對象ハ貨物自動  
車ニ限ルコト、將來ハ「パス」モ或ハ含メル  
カモ知レナイ、而シテ其ノ検査ハ一年一回  
行フコトデゴザリマス、ソレカラ第一  
ニ現行軍用自動車補助法ニ依ル保護自動  
車ハ、是ハ六輪車ニ限テ居ルト云フコトデ  
ゴザリマシタ、是ハ此ノ法案ノ外デゴザリ  
マスガ、サウ云フ御説明ガゴザリマシタ、  
ソレカラ乗用車ヲ徵用スルコトハナイカト  
云フコトカラ、此ノ法律ニ含メナイノカト  
云フ質問ガゴザリマシタ、對シテ、乗用  
車ヲ要スルコトハ軍トシテ極メテ少數ナ  
ニ、本法デハ之ヲ含メナイ、但シ滿鮮等ニ  
於テハ其ノ必要ガアリ得ルト云フコトデ  
ゴザリマシタ、ソレカラ規格統一ノ必要ニ付  
テノ質問ニ對シマシテハ、規格統一ハ勿論  
望マシイコトデゴザリマスガ、他關係省ト  
モ能ク連絡シテ行ツテ行キタイト云フコトデ  
ゴザリマシタ、ソレカラ内務省ニ此ノ點ヲ委

セテ方宜イノデハナイカト云フ説モ委員カ  
ラ出マシタ時ニ、内務省ノ自動車取締令ハ  
是ハ主トシテ危險防止ノ目的トシテ居ルモ  
ノダカラ、是ハ軍ノ要求スル所ト御力異  
ノデ、此ノ立法ヲ必要トスルト云フ御答  
ゴザリマシタ、ソレカラ運轉手ヲモ徵用  
レノカト云フ御質問ニ對シマシテハ、運  
轉手ハ軍ニ於テ、平時ニ既ニ養成シテ居  
コトダカラ軍ト共ニ徵用セザルコトヲ原則  
トスルト云フ御答ガゴザリマシタ、斯様ナ  
間答ノ末討論ニ入り、委員ヨリ隣邦トノ關  
係モアリ、此ノ立法ハ軍トシテハ或ハ遲キ  
ニ失スルヤノ感ガアル、軍當局ハ宜シク業  
者ニ對シテ出來得ル限リ不便損失ヲ少クスル  
ヤウ留意サレタイ、斯ウ云フヤウナ注意ヲ  
附シテ贊成意見ノ開陳ガゴザイマシタ、其  
ノ結果全員一致贊成ノ下ニ、委員會ハ此ノ  
法案ヲ可決スベキモノナリト決議致シタ  
第貳章ノ間、尙附加ハマスレバ當局カ  
ラ此ノ議事ノ間、軍ニハ軍ニ軍部官省タ  
デナク、産業關係省並ニ内務省等種々此ノ  
自動車ト關係スルコトガゴザイマス、ソレ  
十分此ノ間ノ有機的關係ヲ付ケテ、緊密ナ  
ル連絡ヲ保チ、過チナカラシムルコトヲ期  
スル旨ノ旨明ガゴザリマシタコトヲ附言致  
シマス、以上ヲ以テ該法案單デハゴザリマ  
スガ、此ノ委員會ノ經過並ニ結果ノ御報告  
ト致シマス

### 軍用自動車検査法

(昭和十四年三月二十八日  
法律第三十六號)

- 第一條 戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル軍所要  
ノ自動車ノ調達ヲ確實ナラシムル爲メ政府  
ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ自動車ヲ一定ノ  
場所ニ差出サシメ其ノ検査ヲ行フコトヲ  
得
- 前項ノ検査ニ際シ必要アルトキハ當該官  
吏ハ關係者ニ對シ質問ヲ爲シ又ハ検査ニ  
付協力ヲ爲サシムルコトヲ得
- 第二條 前條第一項ノ検査ヲ受クル者ニ對  
シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ手當及旅費  
ヲ給ス
- 第三條 第一條第一項ノ規定ニ違反シテ檢  
査ニ自動車ヲ差出サザル者ハ五百圓以下  
ノ罰金ニ處ス
- 第四條 第一條第一項ノ検査ヲ受クベキ場  
所ニ於テ検査ノ執行ヲ拒ミ、妨ガ又ハ忌  
避シタル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料  
ニ處ス同條第二項ノ規定ニ違反シテ質問  
ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲  
シ又ハ協力ヲ爲サザル者亦同ジ



第五條 第一條第一項ノ検査ヲ受クベキ者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ガ其ノ業務ニ關シ第三條ノ違反行為ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第六條 第三條ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十四年三月三十一日勅令第九十六號ニ依リ昭和十四年四月一日ヨリ施行)

軍用自動車検査法施行令

(昭和十四年三月三十日勅令第九十九號)

第一條 軍司令官又ハ師團長ハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ、鎮守府司令官又ハ要港部司令官ハ海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ軍用自動車検査法ニ依リ自動車ノ検査ヲ

本令ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

軍用自動車検査法施行規則

(昭和十四年四月七日陸軍省令第十五號)

第一條 臺灣軍司令官及師團長ハ其ノ管轄スル自動車検査管内ノ自動車中必要ナルモノニ就キ軍用自動車検査法ニ依リ検査ヲ實施スベシ

第二條 自動車検査管内ノ地方官公署ニ於ケル軍用自動車検査ノ準備及實施ニ關シテハ本令ニ依ルノ外臺灣軍司令官又ハ師團長ノ規定スル所ニ依ル

第三條 臺灣軍司令官及師團長ハ毎年五月三十一日迄ニ當該年度ニ於ケル軍用自動車検査計畫表(第一様式)ヲ陸軍大臣ニ提出スベシ

第四條 臺灣軍司令官及師團長ハ検査場所ニ於テ自動車ノ検査ヲ爲シ且該所ニ於ケル事務ヲ掌ラシムル爲メ軍用自動車検査委員ヲ設クベシ

第五條 内地ニ在リテハ北海道廳支廳長、警察署長(北海道ノ警察署長及市ノ當該

附則

第三條 軍用自動車検査法第二條ノ手當ハ自動車一輛ニ付一圓トシ同條ノ旅費ハ自動車一輛ニ付其ノ往復路程ヲ通算シ十軒以內ハ七十錢トシ十軒ヲ超ユルトキハ五軒(五軒未滿ノ端數ハ之ヲ五軒トス)ヲ増ス毎ニ二十五錢ヲ加給ス

行フベシ  
前項ノ規定ニ依リ検査ヲ行フベキ自動車ノ種類ハ陸軍大臣又ハ海軍大臣命令ヲ以テ之ヲ定ム  
第二條 内地ニ在リテハ地方長官、北海道廳支廳長、警察署長、市長(東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ區長)及町村長(町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ町村長ニ準ズベキモノ)、朝鮮ニ在リテハ道知事、府尹、郡守、島司及警察署長、臺灣ニ在リテハ州知事、廳長、郡守、市尹、支廳長及警察署長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、支廳長、警察署長及市町村長ハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ前條ノ検査ニ關スル事務ノ一部ヲ行フベシ

區域ヲ管轄スル警察署長ヲ除ク)、市長(東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ區長)及町村長(町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ町村長ニ準ズベキモノ)、朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守、島司及警察署長、臺灣ニ在リテハ郡守、市尹及支廳長、樺太ニ在リテハ支廳長、市長及町村長ハ各其ノ關係スル検査ニ立會フベシ

第六條 臺灣軍司令官及師團長ハ已マテ得ザル事情アル場合ノ外検査日時、場所等ニ關シ内地ニ在リテハ自動車検査管内ノ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム)、朝鮮ニ在リテハ朝鮮軍司令官ノ定ムル區域内ノ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官ト協議ノ上之ヲ決定スベシ

第七條 臺灣軍司令官及師團長ハ前條ノ規定ニ依リ協議ノ結果ニ基キ検査開始概ネ三十日前迄ニ左ノ各號ノ規定ニ依リ手續ヲ爲スベシ

一 内地及樺太ニ在リテハ自動車検査管内ノ聯隊區司令官ニ軍用自動車検査計畫表及市(町、村)検査自動車名簿(第一様式)ヲ、自動車検査管内ノ地方長官及憲兵隊長並ニ樺太廳長官ニ軍用自動車検査計畫表ヲ送付シ自動車検査管内ノ警察署長(北海道及樺太ノ警察署長並ニ市ノ當該區域ヲ管轄スル警察

署長ヲ除ク本號中以下同ジ)、北海道廳及樺太廳ノ支廳長並ニ市長(東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ區長)ニ市(町、村)検査自動車名簿及所要ノ軍用自動車検査告知書用紙(第三様式)ヲ送付シ且検査ニ必要ナル事項ヲ指示スベシ

前項ノ規定ニ依リ北海道廳及樺太廳ノ支廳長並ニ警察署長ニ送付スベキ町(村)検査自動車名簿ハ二通トス  
二 朝鮮ニ在リテハ朝鮮軍司令官ノ定ムル區域内ノ道知事及朝鮮憲兵隊長司令官ニ軍用自動車検査計畫表ヲ送付シ警察署長ニ警察署管區検査自動車名簿(第二様式)及所要ノ軍用自動車検査告知書用紙ヲ送付シ且検査ニ必要ナル事項ヲ指示スベシ

三 臺灣ニ在リテハ州知事、廳長及憲兵隊長ニ軍用自動車検査計畫表ヲ送付シ郡守、市尹及支廳長ニ郡(市、支廳)検査自動車名簿(第二様式)及所要ノ軍用自動車検査告知書用紙ヲ送付シ且検査ニ必要ナル事項ヲ指示スベシ  
第八條 地方長官、道知事、州知事、廳長、樺太廳長官、朝鮮憲兵隊長司令官及憲兵隊長前條ノ規定ニ依リ軍用自動車検査計畫表ヲ送付ヲ受ケタルトキハ之ニ基キ地方長官ニ在リテハ北海道ノ警察署長及市ノ當該區域ヲ管轄スル警察署長ニ、道知事ニ在

リテハ府尹、郡守及島司ニ、州知事、廳長及樺太廳長官ニ在リテハ警察署長ニ、朝鮮憲兵隊長司令官ニ在リテハ憲兵隊長ニ、憲兵隊長(朝鮮ニ在ル憲兵隊長ヲ含ム)ニ在リテハ憲兵分隊長ニ必要ナル事項ヲ指示スベシ

北海道廳及樺太廳ノ支廳長並ニ内地ノ警察署長(市ノ當該區域ヲ管轄スル警察署長ヲ除ク)前條ノ規定ニ依リ町(村)検査自動車名簿及軍用自動車検査告知書用紙ヲ送付ヲ受ケタルトキハ直ニ自動車ノ所有者又ハ管理者ノ現住地町村長(町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ町村長ニ準ズベキモノ)ニ之ヲ送付スベシ

第九條 内地及樺太ニ在リテハ市長(京都市、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ區長)又ハ町村長(町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ町村長ニ準ズベキモノ)、朝鮮ニ在リテハ警察署長、臺灣ニ在リテハ郡守、市尹又ハ支廳長(以下此等ヲ市町村長ト稱ス)前二條ノ規定ニ依リ市(町、村、警察署管區、郡支廳)検査自動車名簿及軍用自動車検査告知書用紙ヲ送付ヲ受ケタルトキハ軍用自動車検査告知書用紙ニ所要ノ記入ヲ爲シ直ニ自動車ノ所有者又ハ管理者ニ之ヲ交付シ指定ノ自動車ヲ指定ノ日時及検査場所ニ差出サシムベシ  
第十條 自動車ノ所有者又ハ管理者前條ノ規定ニ依リ軍用自動車検査告知書ヲ交付

軍用自動車検査法

ヲ受ケタルトキハ指定ノ自動車又ハ代車ヲ指定ノ日時及検査場所ニ差出スベシ  
前項ノ代車トハ軍用自動車検査告知書ノ交付ヲ受ケタル者自動車ノ更新等ニ因リ該告知書ニ指定スル車輛番號ノ自動車ヲ所有又ハ管理セザルニ至リタルトキ現ニ所有又ハ管理スル自動車中其ノ用途該告知書ニ指定スルモノト同一ナルモノヲ謂フ

第十一條 自動車ノ所有者又ハ管理者ニシテ売却、廢車、故障等ノ爲指定ノ自動車又ハ代車ヲ指定ノ検査場所ニ差出スコト能ハザルトキハ検査日時前豫メ軍用自動車検査告知書ヲ交付シタル市町村長ニ其ノ旨届出ツベシ  
前項ノ届出ニハ憲兵又ハ警察官吏ノ證明書ヲ添付スルモノトス  
市町村長第一項ノ届出ヲ受ケタルトキハ成ルベク速ニ軍用自動車検査委員ニ其ノ旨通知スベシ

第十二條 自動車ノ所有者又ハ管理者自動車ノ差出途中差出自動車ノ故障ニ因リ検査ニ應ズル能ハザルトキ及運轉者ノ事故又ハ道路、橋梁等ノ故障ニ因リ指定ノ日時及検査場所ニ到着スルコト能ハザルトキハ直ニ最寄市町村長ニ其ノ旨届出ツベシ  
前條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十三條 軍用自動車検査法施行令第三條ノ旅費ハ検査スベキ自動車ノ所有者又ハ

管理者ノ現住地市町村(朝鮮ニ在リテハ府邑面、臺灣ニ在リテハ市街庄)ヨリ指定ノ検査場所ニ至ル間ニ就キ之ヲ支給スル  
附表

軍用自動車種類表

用 途	名 稱		製 作 (組立) 所
	略 稱	製 作 (組立) 所	
貨物等ノ運搬用	「ニッサン」自動車	ニ	日産自動車株式會社
	「トヨタ」自動車	ト	「トヨタ」自動車工業株式會社
「イヌズ」自動車	「イヌズ」自動車	イ	東京自動車工業株式會社
	「フォード」自動車	フ	日本「フォード」自動車株式會社
「シボレー」自動車	「シボレー」自動車	シ	日本「ゼネラルモーターズ」株式會社

モノトス  
附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一様式

軍用自動車検査計畫表

検査場所	検査車輛數	受檢市町村	検査月日	検査委員
何市	何	何區、何町	至何月何日	陸軍編重兵少佐
何縣	何	何郡、何町、何村	至何月何日	陸軍歩兵大尉
何縣	何	何郡、何町、何村	至何月何日	陸軍歩兵大尉

昭和何年何月何日調製  
第何師團

式樣二第

昭和何年何月何日調製  
第何師團

昭和何年何月何日調製  
第何師團

備 考	何 市		何 縣		何 町		何 村	
	同 右	何 市	同 右	何 縣	同 右	何 町	同 右	何 村
管理人ニ於テ直接検査ニ應ズルトキハ自動車所有者姓名ノ欄ニ管理人ノ氏名ヲ記入シ其ノ右肩ニ「管」ト記入スルモノトス								

式樣三第

約一四〇耗

約一八二耗

約五一一耗

軍用自動車検査告知書

自動車番號

到着日時

検査場所

検査委員

昭和何年何月何日

午時分

右検査セラル因テ頭蓋ノ通差出シ軍用自動車検査委員ニ届出ツベシ

何市何町何番地

何 某 殿

何市役所(町村役場) 印

軍用自動車検査法(朝鮮、臺灣、樺太、關東州)

軍用自動車検査法ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件

(昭和十四年三月三十日)  
勅令第九十七號

軍用自動車検査法ハ朝鮮、臺灣及樺太ニ之ヲ施行ス

附 則

本令ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

關東州軍用自動車検査令

(昭和十四年三月三十日)  
勅令第九十八號

第一條 關東州ニ於ケル軍用自動車検査ニ關シテハ軍用自動車検査法ニ依ル但シ同法中勅令トアルハ陸軍省令又ハ海軍省令、政府トアルハ關東軍司令官又ハ旅團要港部司令官トス

第二條 關東州廳長官、民政署長、警察署長及市長ハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ軍用自動車検査ニ關スル事務ノ一部ヲ行フベシ





鑛物ノ増産ニ努メサセムトスルノデアリマス、委員會ニ於ケル質疑ノ主ナルモノヲ申上ガマスレバ、先ツ役員選任ニ關シマシテ...

必要ガ何レニ在リヤ、昨年設立セラレタ日本産金振興株式會社ヲ改組充實スルコトニ依テ、十分其ノ目的ヲ達セラレルモノト思フ...

ハ輕金屬製造事業ヲ從來ノ如ク自由企業トシテ放任セズ、之ヲ許可事業ト致シ、政府ニ於テ保護助成ヲ加ヘ、指導監督ヲ行ヒ、...

專變ニ際シテアルミニウム製造額ノ不足ハ誠ニ痛感セラル、即チ何ヲ措イテモ短時日ニ所要ノ數量ノ獲得ヲ圖ラネバナラス、...

扱ハザルヲ得ザルニ至リ、是等ヲ判斷スベキ能力アル技術者ノ缺乏ニ備ム次第デアリ、當局ハ此ノ點ニ關シ如何ニ感ゼラル、...

致シマスルガ、決議案ノ趣旨ハ反對デハナイケレドモ、國產原料ヲ將來モ使用スルト云フコトニ付テハ、政府ハ再三言明シテ...



シウムノ原料及其ノ製造ニ必要ナル材  
料ノ買入、販賣、輸出、輸入、移出及移  
入

三 其ノ他アルミニウム、アルミナ又ハ  
マグネシウムノ需給ノ潤滑及價格ノ公  
正ヲ圖ル爲必要ナル事業

第二十三條 前條ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケ  
ルコトヲ得ベキ會社ハ帝國法令ニ依リ設  
立シタル株式會社ニシテ其ノ株式ヲ記名  
式トシ株主ノ全部ガ政府、公共團體、帝國  
臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人  
ニ屬シ且其ノ資本ノ三分ノ二以上及議決  
權ノ三分ノ二以上ガ二以上ノ輕金屬製造  
會社ニ屬スルモノニ限ル

前項ノ法人ハ其ノ社員、株主若ハ業務ヲ  
執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額  
以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外  
國法人ニ屬セザルモノナルコトヲ要ス

前條ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者前二  
項ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ  
政府ハ其ノ命令ヲ取消スコトヲ得

第二十四條 第二十二條ノ規定ニ依ル命令  
ヲ受ケタル會社(受命會社)其ノ命ゼラレ  
タル事業以外ノ事業ヲ行ハントスルトキ  
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受  
ケベシ

第二十五條 政府ハアルミニウム又ハマグ  
ネシウムノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トス  
ル者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製  
造、輸入又ハ移入ニ係ルアルミニウム又  
ハマグネシウムヲ受命會社ニ賣渡スベキ  
コトヲ命ズルコトヲ得

第二十六條 受命會社ハ命令ノ定ムル所ニ  
依リ政府ノ認可ヲ受ケタル價格ニ依ルニ  
非ザレバアルミニウム又ハマグネシウム  
ノ買入、販賣、輸出、輸入、移出又ハ移入ヲ  
爲スコトヲ得ズ

第二十七條 受命會社ノ取締役及監査役ノ  
選任及解任、定款ノ變更、利益金ノ處分、  
社債ノ募集、合併並ニ解散ノ決議ハ命令  
ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケタルニ  
非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十八條 受命會社借入金ヲ爲サントス  
ルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許  
可ヲ受ケベシ

第二十九條 受命會社ハ其ノ命ゼラレタル  
事業ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ業務規程  
ヲ定メ政府ノ認可ヲ受ケベシ之ヲ變更セ  
ントスルトキ亦同ジ

政府必要アリト認ムルトキハ業務規程ノ  
變更ヲ命ズルコトヲ得

第三十條 受命會社ハ其ノ命ゼラレタル事  
業ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ

定メ政府ノ認可ヲ受ケベシ之ヲ變更セシ  
トスルトキ亦同ジ

政府必要アリト認ムルトキハ事業計畫ノ  
變更ヲ命ズルコトヲ得

第三十一條 政府ハ受命會社ニ對シ其ノ命  
ゼラレタル事業ノ業務及財産ノ狀況ニ關  
シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

政府ハ受命會社ニ對シ其ノ命ゼラレタル  
事業ノ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル  
命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

政府監督上必要アリト認ムルトキハ當該  
官吏ヲシテ受命會社ノ事務所、營業所、倉  
庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ其ノ命ゼラレタ  
ル事業ニ關シ業務若ハ財産ノ狀況又ハ帳  
簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコト  
ヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證  
票ヲ携帯セシムベシ

第三十二條 政府軍事上其ノ他公益上必要  
アリト認ムルトキハ受命會社ニ對シ販賣  
先及販賣數量ノ指定其ノ他アルミニウム  
又ハマグネシウムノ配給ニ關シ必要ナル  
事項ヲ命ズルコトヲ得

第三十三條 政府ハ輕金屬製造會社及受命  
會社ヲ除ク外アルミニウム、アルミナ  
又ハマグネシウムノ製造、輸入又ハ移入

ヲ爲ス者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ業  
務又ハ設備ノ狀況ニ關シ必要ナル事項ヲ  
届出デシムルコトヲ得

第三十四條 政府第三條ノ許可、第六條ノ  
許可、第十七條ノ命令、第十八條ノ規定ニ  
依ル命令、第二十條ノ規定ニ依ル補償金  
額ノ決定又ハ第二十二條ノ規定ニ依ル命  
令ヲ爲サントスルトキハ命令ニ別段ノ規  
定アル場合ヲ除ク外輕金屬製造事業委  
員會ノ議ヲ經ベシ

輕金屬製造事業委員會ニ關スル規程ハ勅  
令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五條 輕金屬製造會社本法若ハ本法  
ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス  
處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲  
シタルトキハ政府ハ其ノ業務ヲ停止シ若  
ハ制限シ、第三條ノ許可ヲ取消シ又ハ取  
締役若ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ノ解任ヲ  
爲スコトヲ得

受命會社本法若ハ本法ニ基キテ發スル命  
令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ  
公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ政府  
ハ第二十二條ノ規定ニ依ル命令ヲ取消シ  
又ハ取締役若ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ノ  
解任ヲ爲スコトヲ得

五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第三條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズ  
シテ輕金屬製造事業ヲ營ミタル者

二 第二十二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反  
シタル者

第三十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ  
二千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第六條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズ  
シテ設備ヲ増設シ又ハ變更シタル者

二 第十四條第一項ノ規定ニ違反シ許可  
ヲ受ケズシテ事業ノ全部又ハ一部ヲ讓  
渡シ、廢止シ又ハ休止シタル者

三 第十五條第一項ノ規定ニ違反シテ事  
業計畫ノ届出ヲ爲サズ又ハ届出デタル  
事業計畫ヲ實施セザル者

四 第十五條第二項ノ規定ニ依ル變更命  
令ニ違反シ事業計畫ヲ變更セズシテ之  
ヲ實施シタル者

五 第十七條乃至第十九條、第二十五條  
又ハ第三十二條ノ規定ニ依ル命令ニ違  
反シタル者

六 第二十四條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受  
ケズシテ其ノ命ゼラレタル事業以外ノ  
事業ヲ行ヒタル者

七 第二十六條ノ規定ニ違反シ認可ヲ受  
ケタル價格ニ依ラズシテアルミニウム  
又ハマグネシウムノ買入、販賣、輸出、

輸入、移出又ハ移入ヲ爲シタル者

八 第二十八條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受  
ケズシテ借入金ヲ爲シタル者

九 第二十九條第一項ノ規定ニ依リ認可  
ヲ受ケタル業務規程ニ依ラズシテ業務  
ヲ行ヒタル者

十 第二十九條第二項ノ規定ニ依リ變更  
命令ニ違反シ業務規程ヲ變更セズシテ  
之ヲ實施シタル者

十一 第三十條第一項ノ規定ニ依リ認可  
ヲ受ケタル事業計畫ニ依ラズシテ事業  
ヲ行ヒタル者

十二 第三十條第二項ノ規定ニ依リ變更  
命令ニ違反シ事業計畫ヲ變更セズシテ  
之ヲ實施シタル者

第三十八條 第十六條第二項又ハ第三十一  
條第二項ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違  
反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ  
五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十六條第一項又ハ第三十一條第一  
項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽  
ノ報告ヲ爲シタル者

二 第十六條第三項又ハ第三十一條第三  
項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢檢査ヲ  
拒ミ、妨グ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ

對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者

第四十條 當該官吏又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ第三十六條乃至第三十八條又ハ第三十九條第一號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第四十二條 第三十六條乃至第三十八條及第三十九條第一號ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第四十三條 第三十三條ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ不正ノ届出ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ過料ニ處ス  
非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八

條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス  
附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十四年九月十六日勅令第六百四十九號ニ依リ昭和十四年九月二十日ヨリ之ヲ施行ス)  
本法施行ノ際現ニ第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケベキ輕金屬製造事業ヲ營ム者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ同條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

前項ノ者ニシテ本法施行ノ際現ニ第六條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケベキ設備ノ増設又ハ變更ノ工事中ニ在ルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ同條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケベキ輕金屬製造事業ヲ營ム爲メ本法施行ノ際現ニ其ノ設備ノ建設工事中ニ在ル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ同條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

前二項ノ規定ニ該當スル者ノ當該設備ニ關シテハ第七條及第八條ノ規定ハ之ヲ適用セズ  
(參照)  
明治三十三年三月七日法律第二十九號土地收用法抄録

第二條 土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノナルコトヲ要ス

- 一 國防其ノ他軍事ニ關スル事業
- 二 皇室陵寢ノ營建又ハ神社若ハ官公署ノ建設ニ關スル事業
- 三 社會事業又ハ教育若ハ學藝ニ關スル事業
- 四 鐵道軌道乘車專用自動車道、道路、橋、架河川、堤防、砂防、運河、用水路、溜池、船渠、港灣、埠頭、水道、下水、國立公園、市場、電氣裝置、瓦斯裝置又ハ火葬場ニ關スル事業
- 五 衛生、測候、航路標識、防風、防火、水害豫防其ノ他公用ノ目的ヲ以テ國道府縣市町村其ノ他公共團體ニ於テ施設スル事業

輕金屬製造事業法施行令

(昭和十四年九月十六日勅令第六百五十二號)

- 第一條 輕金屬製造事業法第三條ノ許可ハ工場毎ニ左ノ事業別ニ之ヲ爲スモノトス
- 一 アルミナヲ原料トスルアルミニウムノ製造事業
- 二 アルミニウム製造用アルミナノ製造事業

三 マグネシウムノ製造事業

第二條 輕金屬製造事業法第三條第一項但書ノ輕金屬製造事業ハ左ニ掲グルモノトス

一 アルミナヲ原料トスルアルミニウムノ製造能力一ノ工場ニ於テ一年千五百噸ニ達セザル設備ヲ以テ營ムアルミニウム製造事業

二 アルミナノ製造能力一ノ工場ニ於テ一年三千噸ニ達セザル設備ヲ以テ營ムアルミニウム製造用アルミナノ製造事業

三 マグネシウムノ製造能力一ノ工場ニ於テ一年三百噸ニ達セザル設備ヲ以テ營ムマグネシウムノ製造事業

四 屑又ハ故ノアルミニウム又ハアルミニウム合金ヲ原料トスルアルミニウムノ製造事業

五 アルミニウム製造用アルミナ以外ノアルミナノ製造事業

第三條 輕金屬製造事業法第七條第一項ノ規模ハ左ニ掲グルモノトス  
一 アルミナヲ原料トスルアルミニウムノ製造ニ關シテハ一ノ工場ニ於テ其ノ設備ノ製造能力一年三千噸ニ該當スルモノ

二 アルミニウム製造用アルミナノ製造ニ關シテハ一ノ工場ニ於テ其ノ設備ノ製造能力一年六千噸ニ該當スルモノ

三 マグネシウムノ製造ニ關シテハ一ノ工場ニ於テ其ノ設備ノ製造能力一年六百噸ニ該當スルモノ

第四條 輕金屬製造事業法第七條ノ規定ニ依リ所得稅又ハ營業收益稅ノ免除ヲ受ケントスル會社ハ所得稅法第二十四條又ハ營業收益稅法第十一條ノ規定ニ依リ所得又ハ純益金額ヲ申告スルトキ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スベシ

前項ノ場合ニ於テ所得稅及營業收益稅ノ免除ヲ受ケル事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ト其ノ他ノ所得又ハ純益ト有スルトキハ之ヲ區別シタル計算書ヲ添付スベシ

第五條 輕金屬製造事業法第十條ノ規定ニ依リ輸入稅ノ免除ヲ受ケルコトヲ得ベキ器具又ハ機械ハ商工大臣ノ定ムル物品ニシテ豫メ商工大臣ノ認可ヲ受ケ輸入スルモノニ限ル

第六條 輕金屬製造事業法第十條ノ規定ニ依リ輸入稅ノ免除ヲ受ケントスル會社ハ輸入申告書ニ前條ノ認可ヲ受ケタルコト

ヲ證スル書類ヲ添付スベシ  
輸入申告ハ輕金屬製造會社ノ名ヲ以テスルコトヲ要ス

第七條 輸入稅ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輕金屬製造事業法第十條ノ規定ニ依リ輸入稅ノ免除ヲ受ケルコトヲ得ベキ他ノ用途ニ供セントスル場合ニ於テハ商工大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ旨稅關ニ申告スルコトヲ要ス

第八條 輸入稅ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入ノ日ヨリ三年以内ニ目的タル用途又ハ前條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル他ノ用途ニ供セザルトキハ其ノ輸入稅ヲ追徵ス但シ已ムヲ得ザル事由ニ因リ其ノ期間ノ延長ニ付商工大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ旨稅關ニ申告シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條 輕金屬製造事業法第二十條第一項ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ通常生ズベキ損失ニ限ル

損失ノ補償ヲ請求セントスル會社ハ其ノ損失ガ輕金屬製造事業法第十八條ノ規定ニ依ル命令ニ因リ生ジタルモノナルトキハ當該設備ノ使用又ハ當該方法ニ依リ製造ヲ廢止シタル後、同法第十九條ノ規定ニ依ル命令ニ因リ生ジタルモノナルトキ



ハ當該命令事項ノ履行ヲ終リタル後之ヲ請求スベシ但シ當該命令ヲ爲シタル商工大臣、陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ毎營業年度ノ終リタル後又ハ損失ノ生ジタル都度之ヲ請求スルコトヲ得

第十條 輕金屬製造事業法第二十二條ノ規定ニ依ル命令ハアルミニウム及アルミニウム關シテハ同法ノ施行地ヲ通ジ一ノ會社ニ對シテノミ之ヲ爲スモノトスマグネシウムニ關シ亦同ジ

第十一條 左ニ掲グル事項ニ付テハ輕金屬製造事業委員會ノ議ニ付セザルコトヲ得

一 輕金屬製造事業法第六條ノ許可ニシテ増設シ又ハ變更セントスル設備ノ製造能力ガアルミニウム原料トスルアルミニウムニ付テハ一年千五百噸、アルミニウム製造用アルミニウムニ付テハ一年三千噸、マグネシウムニ付テハ一年三百噸ニ達セザルモノニ關スルモノ

二 輕金屬製造事業法第十八條ノ規定ニ依ル命令ニシテ軍事上緊急ヲ要スルモノ又ハ軍事上機密ヲ保持スル爲ニ必要ナルモノ

第十二條 輕金屬製造事業法第十六條第一項及第三項、第十八條、第十九條並ニ第三

十二條ニ於テ政府トアルハ當該報告、臨檢検査又ハ命令ガ軍事上ノ必要ニ基ク場合ニ於テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣トス、陸軍大臣又ハ海軍大臣輕金屬製造事業法第十八條、第十九條又ハ第三十二條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲サントスル場合ニ於テハ商工大臣ニ協議スベシ但シ軍事上緊急ヲ要スルトキ又ハ軍事上ノ機密ヲ保持スル爲ニ必要ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書前段ノ場合ニ於テハ命令ヲ爲シタル後其ノ旨ヲ商工大臣ニ通知スベシ

第十三條 商工大臣輕金屬製造事業法又ハ之ニ基キテ發スル命令ニ依リ命令又ハ處分ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該命令又ハ處分ガ軍事上ニ影響ヲ及ボスベキモノナルトキハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ協議スベシ

第十四條 輕金屬製造事業法第二十二條、第二十三條第三項、第二十四條、第二十六條乃至第三十二條及第三十五條第二項中政府トアルハ商工大臣トス但シ第三十二條ノ命令ニシテ軍事上ノ必要ニ基クモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

左ニ掲グル場合ニ於テハ商工大臣ハ朝鮮

總督又ハ臺灣總督ニ協議スベシ

一 輕金屬製造事業法第二十二條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲シ又ハ同法第二十三條第三項ノ規定ニ依リ取消ヲ爲サントスルトキ

二 輕金屬製造事業法第二十六條ノ規定ニ依リ價格ノ認可ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該價格ニ依ル買入、販賣、輸出、輸入、移出又ハ移入ガ朝鮮又ハ臺灣ニ係ルモノナルトキ

三 輕金屬製造事業法第二十七條ノ規定ニ依リ取締役若ハ監査役ノ選任若ハ解任、重要ナル事項ニ關スル定款ノ變更、合併又ハ解散ノ決議ノ認可ヲ爲サントスルトキ

四 輕金屬製造事業法第二十九條又ハ第三十條ノ規定ニ依リ業務規程若ハ事業計畫ノ認可ヲ爲シ又ハ重要ナル事項ニ關スル業務規程若ハ事業計畫ノ變更ノ認可若ハ命令ヲ爲サントスルトキ

五 輕金屬製造事業法第三十一條又ハ第三十二條ノ規定ニ依リ重要ナル事項ニ關シ命令又ハ處分ヲ爲サントスルトキ

六 輕金屬製造事業法第三十五條第二項ノ規定ニ依リ命令ノ取消ヲ爲シ又ハ取締役若ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ノ解任ヲ爲サントスルトキ

第十五條 前條ノ場合ヲ除クノ外本令中商工大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督トス

附則

本令ハ輕金屬製造事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

輕金屬製造事業法施行規則

(昭和十四年九月十六日) (商工省令第五十一號)

第一條 輕金屬製造事業法第三條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 工場ノ名稱及位置

二 製品ノ種類

三 製造方法

四 製造設備及主要附屬設備並ニ其ノ能

輕金屬製造事業法

力(工場圖及設備配置圖ヲ添附スベシ)前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 工事ノ著手及完成ノ豫定期間並ニ事業開始ノ豫定期間ヲ記載シタル書類

二 原料及材料ノ取得方法ヲ記載シタル書類

三 電力ノ取得方法ヲ記載シタル書類

四 工事計畫ノ概要ヲ記載シタル書類(設計圖ヲ添付スベシ)

五 工事費豫算書

六 工事ニ必要ナル物資(器具、機械及裝置ヲ含ム)ノ種類別數量及其ノ取得方法ヲ記載シタル書類

七 事業資金ノ總額及其ノ調達方法ヲ記載シタル書類

八 技術者及職工ノ履歷及養成ニ關スル説明ヲ記載シタル書類

九 製造及販賣ノ豫定計畫ヲ記載シタル書類並ニ輕金屬製造事業ヲ既ニ開始セル者ニ在リテハ最近一年間ニ於ケル毎月ノ製造及販賣ノ實績ヲ記載シタル書類

十 事業收支目録見書

十一 定款、登記簿ノ原本、財産目録、貸

借對照表、營業報告書、損益計算書、利益ノ處分ニ關スル書類及株主名簿

十二 輕金屬製造事業法第四條第一項第一項ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ證スル書類

十三 輕金屬製造事業以外ノ事業ヲ兼營スル場合ニ於テハ其ノ兼營事業ノ概要ヲ記載シタル書類

第二條 前條ノ規定ハ輕金屬製造事業法施行令第三條ニ規定スル規模以上ノ設備ノ増設ニ付輕金屬製造事業法第六條ノ許可ヲ受ケントスル場合ニ之ヲ準用ス

前項ノ場合ヲ除クノ外輕金屬製造事業法第六條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ製品ノ種類、製造方法並ニ増設シ又ハ變更セントスル設備及其ノ製造能力ヲ記載シタル許可申請書ニ工事ノ著手及完成ノ豫定期間ヲ記載シタル書類並ニ前條第二項第二號乃至第十號ニ掲グル書類(最近一年間ニ於ケル製造及販賣ノ實績ヲ記載シタル書類ヲ除ク)ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第三條 輕金屬製造事業法第三條又ハ第六條ノ許可ヲ受ケタル者其ノ設備ヲ完成シ又ハ其ノ事業ヲ開始シタルトキハ遲滞ナ

ク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

第四條 輕金屬製造事業法第七條第一項ノ認可ハ同法第三條又ハ第六條ノ許可申請ト同時ニ商工大臣ニ之ヲ申請スベシ

第五條 輕金屬製造事業法施行令第五條ノ物品ハ左ニ掲グルモノトス

- 一 焙燒爐及其ノ附屬裝置
- 二 瓦斯發生爐及其ノ附屬裝置
- 三 濃密機及濾過裝置並ニ其ノ附屬裝置
- 四 真空蒸發罐及其ノ附屬裝置
- 五 熔鑄爐及其ノ附屬裝置
- 六 水銀整流器、回轉變流器及配電盤並ニ其ノ附屬裝置
- 七 電氣爐及電解爐並ニ其ノ附屬裝置
- 八 水晶石又ハ弗化アルミニウムノ製造ニ必要ナル器具又ハ機械
- 九 前各號ニ掲グル機械又ハ裝置ノ部分品並ニ其ノ機械ト共ニ一組トシテ輸入セラルル附屬品、附屬原動機及其ノ原動機ノ附屬裝置

第六條 輕金屬製造事業法第十條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 輸入セントスル物品ノ品名、型式、構

造、能力、數量及價額

- 二 輸入セントスル物品ノ用途
  - 三 輸入ヲ必要トスル事由
  - 四 製造者及輸出者
  - 五 輸入豫定ノ時期及港
- 前項第五號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ豫メ之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ
- 第七條 輕金屬製造事業法施行令第七條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ニ輸入認可書寫ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ
- 一 用途ヲ變更セントスル物品ノ品名、數量及用途
  - 二 變更セントスル用途
  - 三 用途ノ變更ヲ必要トスル事由
  - 四 輸入ノ年月日及港
- 第八條 輕金屬製造事業法施行令第八條但書ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ニ輸入認可書寫ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ
- 一 輸入シタル物品ノ品名、數量及用途
  - 二 延長セントスル期間
  - 三 期間ノ延長ヲ必要トスル事由
- 第九條 輕金屬製造事業法第十條ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ目的

タル用途ニ供シタルトキハ遲滞ナク左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届出書ニ輸入認可書寫ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 輸入シタル物品ノ品名、數量及用途
  - 二 用途ニ供シタル年月日
  - 三 輸入ノ年月日及港
- 輕金屬製造事業法第十條ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ目的タル用途ニ供セザルニ至リタルトキハ遲滞ナク其ノ事由並ニ前項第一號及第三號ニ掲グル事項ヲ記載シタル届出書ニ輸入認可書寫ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ
- 第十條 輕金屬製造事業法第十二條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ
- 一 増加スベキ資本ノ總額並ニ第一回拂込ノ時期及金額
  - 二 資本増加ノ方法
  - 三 株金全額拂込前ノ資本増加ヲ必要トスル事由
- 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
- 一 事業擴張ニ關スル説明書

二 増加スベキ資本ヲ以テ支辨セントスル設備ノ概要ヲ記載シタル書類(工事費概算書ヲ添附スベシ)

三 資本増加ニ關スル株主總會ノ決議録ノ謄本

四 會社ノ資本及拂込ミタル株金總額ノ登記抄録

五 最終ノ貸借對照表

第十一條 輕金屬製造事業法第十三條第一項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 社債ノ總額
  - 二 社債發行ノ時期及條件
  - 三 商法ニ規定スル制限ヲ超ユル社債ノ募集ヲ必要トスル事由
- 前項ノ場合ニ於テ擔保付社債信託法ニ依リ社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行セントスルモノナルトキハ認可申請書ニ前項第一號及第三號ニ掲グル事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
- 一 社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル旨ノ表示
  - 二 社債ノ利率ノ最高限度
  - 三 前二項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類

ヲ添附スベシ

- 一 社債ヲ以テ支辨セントスル設備ノ費用及其ノ設備ノ概要ヲ記載シタル書類(工事費概算書ヲ添附スベシ)
  - 二 社債募集ニ關スル株主總會ノ決議録ノ謄本
  - 三 會社ノ資本及拂込ミタル株金總額ノ登記抄録
  - 四 最終ノ貸借對照表
  - 五 前ニ社債ヲ募集シタルトキハ其ノ價還ヲ了ヘザル總額ノ登記抄録
  - 六 信託證書案
  - 七 工場抵當法ニ依リ抵當ト爲スベキ物件ノ目錄
  - 八 前號ノ擔保物件ノ帳簿價格ヲ最終ノ財産目錄ノ科目別ニ記載シタル書類
- 第一項ノ場合ニ於テ輕金屬製造事業法第十三條第三項但書ノ規定ニ依リ擔保ヲ供セズシテ社債ヲ募集セントスルモノナルトキハ認可申請書ニ第一項各號ニ掲グル事項ノ外擔保ヲ供セザル特別ノ事由ヲ詳記シ前項第一號乃至第五號ニ掲グル書類並ニ社債發行ノ條件及社債募集ノ方法ニ關スル説明書ヲ添附スベシ
- 第十二條 輕金屬製造事業法第十三條第一項ノ認可ヲ受ケタル後信託契約又ハ擔保

物件ニ變更アリタルトキハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

- 第十三條 輕金屬製造事業法第十四條第一項ノ規定ニ依リ輕金屬製造事業ノ讓渡ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ
- 一 讓渡スベキ事業ノ範圍
  - 二 讓渡ノ價格及時期
  - 三 讓渡ヲ必要トスル事由
  - 四 事業ノ全部ヲ讓渡スル場合ニ於テハ讓受人ニ付第一條第一項各號ニ掲グル事項
- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
- 一 讓渡契約ヲ證スル書類
  - 二 讓渡價格算定ノ基礎ヲ明ニスル書類
  - 三 讓渡ニ關スル株主總會ノ決議録ノ謄本
  - 四 事業ノ全部ヲ讓渡スル場合ニ於テハ讓受人ニ付第一條第二項各號ニ掲グル書類
- 事業ノ全部ヲ讓渡スル場合ニ於テハ第一項ノ許可申請書ニ讓受人連署スベシ
- 第十四條 輕金屬製造事業ノ讓渡終了シタ

ルトキハ讓渡人ハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

事業ノ全部ヲ讓渡シタル場合ニ於テハ前項ノ届出書ニ讓受人連署スベシ

第十五條 輕金屬製造會社其ノ事業ノ全部若ハ一部ノ廢止、全部ノ休止又ハ三月以上ニ互ル一部ノ休止ヲ爲サントスルトキハ其ノ事由及休止ノ期間ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

輕金屬製造會社其ノ事業ノ一月以上三月未満ノ一部ノ休止ヲ爲ストキハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

輕金屬製造會社前二項ニ依リ休止シタル事業ヲ再ビ開始シタルトキハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

第十六條 輕金屬製造事業法第十四條第二項ノ規定ニ依リ合併ノ決議ヲ受ケテシトスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ニ當事者連署ノ上之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 合併ノ方法及條件
- 二 合併ノ時期
- 三 合併ヲ必要トスル事由
- 四 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ニ付第一條第一項各號ニ掲グル事項

前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

- 一 合併契約ヲ證スル書類
- 二 合併條件決定ノ基礎ヲ明ニスル書類
- 三 合併ニ關スル株主總會ノ決議録ノ原本
- 四 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ニ付第一條第二項第一號乃至第十號及第十三號ニ掲グル書類並ニ定款
- 五 合併ノ當事者タル會社ノ商法ノ規定ニ依リ合併ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ作成シタル財産目録及貸借対照表
- 六 合併ノ相手方ガ輕金屬製造會社ニ非ザル會社ナルトキハ其ノ定款、登記簿ノ原本、財産目録、貸借対照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類及株主名簿

第十七條 輕金屬製造會社ノ合併終了シタルトキハ合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル會社ハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

前項ノ届出書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

- 一 登記簿ノ原本
- 二 株主名簿
- 三 輕金屬製造事業法第四條第一項第二

項ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ證スル書類

第十八條 輕金屬製造事業法第十四條第二項ノ規定ニ依リ解散ノ決議ノ認可ヲ受ケシトスル者ハ解散ヲ必要トスル事由ヲ記載シタル認可申請書ニ解散ニ關スル株主總會ノ決議録ノ原本ヲ添付シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第十九條 輕金屬製造會社ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル期間ノ事業計畫ヲ定メ一月三十一日迄ニ商工大臣ニ之ヲ届出ツベシ

前項ノ届出書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 事業計畫ノ概要
- 二 事業計畫ノ概要
- 三 設備ノ増設又ハ變更ノ計畫ノ概要
- 四 月別製造豫定數量及價額
- 五 月別販賣豫定數量
- 六 原料及材料ノ取得先別取得豫定數量
- 七 收支豫算

第二十條 輕金屬製造會社ハ毎年四月三十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル前年四月一日ヨリ其ノ年ノ三月三十一日ニ至ル期間ノ事業年報ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 事業經營ノ概況
- 二 事業ノ概況

三 製造及販賣ノ數量及價額

四月三十一日ニ於ケル設備ノ概要

第二十一條 輕金屬製造會社ハ營業年度毎ニ株主總會終結後遲滞ナク輕金屬製造事業ノ收支決算書ニ財産目録、貸借対照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類、株主名簿及輕金屬製造事業法第四條第一項第二項ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ證スル書類ヲ添付シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第二十二條 輕金屬製造會社ハ毎月十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル前月ノ事業月報ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 製造數量及價額
- 二 販賣先別販賣數量及價額
- 三 製品ノ月末在庫數量
- 四 原料及材料ノ取得先別取得數量及價額並ニ月末在庫數量

第二十三條 輕金屬製造事業法第十九條ノアルミニウム、アルミニナ若ハマグネシウムノ原料又ハ其ノ製造ニ必要ナル材料ハ左ニ掲グルモノトス

- 一 ポーキサイト
- 二 ビッチコークス
- 三 螢石
- 四 水晶石

第二十四條 輕金屬製造事業法第二十二條ノ規定ニ依ル命令ハ商工大臣之ヲ告示シ

目當該命令ヲ受ケタル會社ノ本店及支店ノ所在地ヲ管轄スル登記所ニ之ヲ通知ス

輕金屬製造事業法第二十二條ノ規定ニ依ル命令ヲ取消シタルトキ亦同シ

第二十五條 輕金屬製造事業法第二十二條ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル會社(以下受命會社ト稱ス)ハ其ノ命令ヲ受ケタル後十四日以内ニ左ニ掲グル書類ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 取締役及監査役ノ氏名、住所、職業及經歷ヲ記載シタル書類
- 二 定款、登記簿ノ原本、財産目録、貸借対照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類及株主名簿
- 三 輕金屬製造事業法第二十三條第一項第二項ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ證スル書類

第二十六條 受命會社輕金屬製造事業法第二十四條ノ許可ヲ受ケントスルトキハ同法第二十二條ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル事業(以下受命事業ト稱ス)以外ノ事業ノ經營ヲ必要トスル事由ヲ記載シタル許可申請書ニ當事者連署セントスル事業ノ事業計畫ノ概要ヲ記載シタル書類、事業資金總額及其ノ調達方法ヲ記載シタル書類並ニ事業收支目録見書ヲ添付シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第二十七條 アルミニウムノ買入及販賣ニ關シ輕金屬製造事業法第二十二條ノ規定ニ依ル命令アリタルトキハアルミニウムノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ハ其ノ製造、輸入又ハ移入ニ保ルアルミニウムノ全部ヲ第二十八條ノ規定ニ從ヒ當該受命會社ニ賣渡スベシ

アルミニウムノ買入及販賣ニ關シ輕金屬製造事業法第二十二條ノ規定ニ依ル命令アリタルトキマダアルミニウムニ關シ亦同シ

第二十八條 アルミニウム又ハマグネシウムノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ハ當該受命會社ヨリ價格、數量、受渡時期、受渡場所其ノ他取引上必要ナル事項ヲ指示シテ買入契約ノ申込アリタルトキハ遲滞ナク契約ヲ締結スルコトヲ要ス但シ商工大臣正當ノ事由アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

アルミニウム又ハマグネシウムノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ハ前項ノ契約ニ從ヒ當該受命會社ニ對シアルミニウム又ハマグネシウムヲ引渡ヲ爲スコトヲ要ス

第二十九條 受命會社輕金屬製造事業法第二十六條ノ認可ヲ受ケントスルトキハ認可申請書ニ價格算出ノ基礎ヲ明ニシタル書類ヲ添付シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第三十條 受命會社輕金屬製造事業法第二十七條ノ規定ニ依リ取締役又ハ監査役ノ選任又ハ解任ノ決議ノ認可ヲ受ケントスルトキハ認可申請書ニ取締役又ハ監査役ノ選任又ハ解任ニ關スル株主總會ノ決議ノ原本及選任セントスル取締役又ハ監査役ノ履歷書ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第三十一條 受命會社輕金屬製造事業法第二十七條ノ規定ニ依リ定款ノ變更ノ決議ノ認可ヲ受ケントスルトキハ定款ノ變更ヲ必要トスル事由ヲ記載シタル認可申請書ニ定款ノ變更ニ關スル株主總會ノ決議ノ原本ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第三十二條 受命會社輕金屬製造事業法第二十七條ノ規定ニ依リ利益金ノ處分ノ決議ノ認可ヲ受ケントスルトキハ認可申請書ニ財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル株主總會ノ決議ノ原本及收支決算書(受命事業ト其ノ他ノ事業トニ區別シテ記載スベシ)ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第三十三條 受命會社輕金屬製造事業法第二十七條ノ規定ニ依リ社債ノ募集ノ決議ノ認可ヲ受ケントスルトキハ社債ノ募集

ヲ必要トスル事由並ニ第十一條第一項第一號及第二號ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ニ第十一條第三項第二號乃至第五號ニ掲グル書類ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第三十四條 受命會社輕金屬製造事業法第二十七條ノ規定ニ依リ合併ノ決議ノ認可ヲ受ケントスルトキハ第十六條第一項第一號乃至第三號ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ニ第十六條第二項第一號乃至第三號及第五號ニ掲グル書類、合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ノ定款並ニ合併ノ相手方受命會社ニ非ザル會社ナルトキハ其ノ定款、登記簿ノ原本、財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類及株主名簿ヲ添附シ當事者連署ノ上之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第三十五條 受命會社ノ合併終了シタルトキハ合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル會社ハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

第三十六條 受命會社輕金屬製造事業法第二十七條ノ規定ニ依リ解散ノ決議ノ認可ヲ受ケントスルトキハ解散ヲ必要トスル事由ヲ記載シタル認可申請書ニ解散ニ關スル株主總會ノ決議ノ原本ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第三十七條 受命會社償還期限一年以上又ハ一口ノ金額ガ拂込ミタル株主總額ヲ超ユル借入金ヲ爲サントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 借入金額  
二 借入金  
三 借入金ノ利率及償還期限其ノ他ノ條件  
四 借入金ヲ爲スル必要トスル事由  
第三十八條 受命會社ハ輕金屬製造事業法第二十二條ノ規定ニ依リ命令ヲ受ケタル後一週間以内ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル業務規程ヲ定メ商工大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三十九條 受命會社ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル期間ノ事業計畫ヲ定メ一月三十一日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ但シ第一項ノ事業計畫ニ付テハ輕金屬製造事業法第二十二條ノ規定ニ依リ命令ヲ受ケタル後一月以内ニ之ヲ提出スベシ

一 事業計畫ノ概要  
二 月別買入先別買入確定數量  
三 月別仕出地別輸入及移入確定數量  
四 月別販賣先別販賣確定數量  
五 月別仕出地別輸出及移出確定數量  
六 收支豫算

第四十條 受命會社ハ毎年四月三十日迄ニ事業經營ノ概況並ニ買入及販賣ノ數量及價額ヲ記載シタル前年四月一日ヨリ其ノ年ノ三月三十一日ニ至ル期間ノ事業年報ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第四十一條 受命會社ハ營業年度毎ニ株主總會終結後遅滞ナク輕金屬製造事業法第二十三條第一項第二項ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ證スル書類ニ株主名簿ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第四十二條 受命會社ハ毎月十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル前月ノ事業月報ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 買入先別買入數量及價額  
二 仕出地別輸入及移入數量及價額

三 販賣先別販賣數量及價額  
四 仕出地別輸出及移出數量及價額  
五 月末在庫數量

第四十三條 輕金屬製造事業法第十六條第三項及第三十一條第三項ノ證票ハ別記様式第一號及第二號ニ依ル

第四十四條 輕金屬製造會社ヲ除クノ外アルミニウム、アルミニウム又ハマグネシウムノ製造ヲ爲ス者ハ毎年四月三十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル前年四月一日ヨリ其ノ年ノ三月三十一日ニ至ル期間ノ事業年報ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 事業經營ノ概況  
二 製品ノ種類  
三 製造方法  
四 三月三十一日ニ於ケル製造設備及主要附屬設備並ニ其ノ能力(工場圖及設備配置圖ヲ添附スベシ)  
五 月別製造數量及價額  
六 月別販賣先別販賣數量及價額  
七 三月三十一日ニ於ケル製品ノ在庫數量  
八 原料及材料ノ月別取得先別取得數量及價額並ニ三月三十一日ニ於ケル在庫數量

第四十五條 受命會社ヲ除クノ外アルミニウム、アルミニウム又ハマグネシウムノ輸入又ハ移入ヲ爲ス者ハ毎年四月三十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル前年四月一日

ヨリ其ノ年ノ三月三十一日ニ至ル期間ノ事業年報ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 事業經營ノ概況  
二 月別仕出地別輸入數量及價格  
三 月別仕出地別移入數量及價格  
四 月別販賣先別販賣數量及價格  
五 三月三十一日ニ於ケル在庫數量

本則ハ輕金屬製造事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
本則施行ノ際現ニ輕金屬製造事業法第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ輕金屬製造事業ヲ營ム者ハ本則施行後一月以内ニ第一條第一項各號ニ掲グル事項及最近一年間ニ於ケル製造及販賣ノ實績ヲ記載シタル書類ニ同條第二項第二號、第三號、第七號、第八號及第十一號乃至第十三號ニ掲グル書類ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

輕金屬製造事業法第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ輕金屬製造事業ヲ營ム者ハ本則施行ノ際現ニ其ノ設備ノ建設工事中ニ在ル者ハ本則施行後一月以内ニ第一條第一項各號ニ掲グル事項ヲ記載シタル書類ニ同條第二項各號ニ掲グル書類ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第二項ノ規定ニ該當スル者ニシテ本則施行ノ際現ニ輕金屬製造事業法第六條ノ規定ニ

依り許可ヲ受クベキ設備ノ増設又ハ變更ノ  
工事中ニ在ルモノハ本則施行後一月以内ニ  
製品ノ種類及製造方法並ニ増設シ又ハ變更  
セントスル設備及其ノ製造能力ヲ記載シタ  
ル書類ニ工事完成ノ豫定期間ヲ記載シタル  
書類及第一條第二項第二號乃至第十號ニ掲  
グル書類(最近一年間ニ於ケル毎月ノ製造  
及販賣ノ實績ヲ記載シタル書類ヲ除ク)ヲ  
添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ  
前三項ノ規定ニ依ル書類ノ提出ヲ怠リタル  
者ニ付テハ輕金屬製造事業法附則第二項乃  
至第四項ノ規定ニ依ル許可ハ其ノ效力ヲ失フ

輕金屬製造事業委員會官制

(昭和十四年九月二十九日  
勅令第六百七十一號)

第一條 輕金屬製造事業委員會ハ商工大臣  
ノ監督ニ屬シ輕金屬製造事業法第三十四  
條ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル  
事項ヲ調査審議ス  
委員會ハ前項ノ外關係各大臣ノ諮問ニ應  
ジ輕金屬及輕金屬製造事業ニ關スル重要  
事項ヲ調査審議ス  
委員會ハ輕金屬及輕金屬製造事業ニ關ス  
ル事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ  
得  
第二條 委員會ハ會長一人及委員三十人以  
内ヲ以テ之ヲ組織ス  
特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルト  
キハ臨時委員ヲ置クコトヲ得  
第三條 會長ハ商工大臣ヲ以テ之ニ充ツ  
委員及臨時委員ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ  
左ニ掲グル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命  
ズ  
一 關係各廳高等官  
二 學識経験アル者  
前項第二號ニ掲グル者ノ中ヨリ命ゼラレ  
タル委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事

附則式 第一號  
表四  
輕金屬製造事業法第十六條第三項ノ附則  
官職 氏名  
由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スル  
コトヲ妨グズ  
第四條 會長ハ會務ヲ總理ス  
會長事故アルトキハ商工大臣ノ指名スル  
委員其ノ職務ヲ代理ス  
第五條 委員會ニ幹事ヲ置ク商工大臣ノ奏  
請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ  
幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス  
第六條 委員會ニ書記ヲ置ク商工大臣之ヲ  
命ズ  
書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス  
附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則式 第二號  
表四  
輕金屬製造事業法第三十一條第三項ノ附則  
官職 氏名  
一 明礬石  
二 礬土頁岩  
三 礬酸礬土  
四 礬石  
五 粘土  
六 其ノ他商工大臣ニ於テ適當ト認ムル  
モノ  
第三條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ  
毎年四月三十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記  
載シタル申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ  
一 研究ニ使用セントスル原料  
二 研究ノ期間  
三 研究ニ關スル從來ノ經過  
四 研究ニ關スル計畫  
五 研究費豫算  
六 研究ノ擔當主任者  
七 交付ヲ受ケントスル獎勵金ノ額(年  
次別ニ記載スベシ)  
前項ノ申請書ニハ法人ニ在リテハ定款、  
財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益  
計算書及利益金ノ處分ニ關スル書類ヲ、  
個人ニ在リテハ事業及財産ノ概況ヲ記載  
シタル書類ヲ添附スベシ  
第四條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者前  
條第一項第一號乃至第六號ニ掲グル事項  
ヲ變更セントスルトキハ豫メ商工大臣ノ  
承認ヲ受クベシ

輕金屬製造研究獎勵金交付規則

(昭和十四年九月十六日  
商工省令第五十二號)

第一條 商工大臣ハ本則ニ依リ輕金屬ノ製  
造ニ關スル研究又ハ試驗(以下單ニ研究  
ト稱ス)ヲ爲ス者ニ對シ獎勵金ヲ交付ス  
第二條 獎勵金ハ左ニ掲グル原料ニ依ルア  
ルミナシ製造又ハ變化マダネシウム以外  
ノ原料ニ依ルマダネシウムノ製造ニ關ス  
ル研究ニシテ商工大臣ノ適當ト認ムルモ  
ノニ付之ヲ交付ス

第五條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ  
 研究日誌、設備臺帳及研究費收支簿ヲ備  
 ヘ研究日誌ニハ研究ノ經過ヲ、設備臺帳  
 ニハ研究用設備ノ内容ヲ、研究費收支簿  
 ニハ研究ニ關スル收支ヲ記載スベシ  
 研究費收支簿ニ記載シタル收支ニ付テハ  
 之ヲ證スルニ足ル書類ヲ備ヘ置クベシ  
 第六條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ  
 一定ノ期間毎ニ研究ノ狀況及其ノ收支計  
 算ヲ商工大臣ニ報告スベシ  
 第七條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ  
 商工大臣ノ承認ヲ受ケルニ非ザレバ當該  
 研究ヲ中止シ又ハ廢止スルコトヲ得ズ  
 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者他人ヲシ  
 テ當該研究ヲ承繼セシメントスルトキハ  
 當事者連署ノ上商工大臣ノ承認ヲ受クベ  
 シ  
 第八條 獎勵金ハ當該研究以外ノ目的ニ之  
 ヲ使用スルコトヲ得ズ  
 第九條 研究費ヲ以テ設置シタル設備ハ當  
 該研究ヲ終了スル迄商工大臣ノ承認ヲ受  
 クルニ非ザレバ之ヲ讓渡シ又ハ當該研究  
 以外ノ目的ニ使用スルコトヲ得ズ  
 第十條 商工大臣ハ獎勵金交付ノ指令ヲ受  
 ケタル者ニ對シ當該研究ノ終了スル迄何  
 時ニテモ研究ニ關スル報告ヲ爲サシメ、  
 書類、帳簿又ハ研究ノ狀況ヲ檢査シ其ノ  
 他監督上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

輕金屬製造事業法施行規則

(昭和十四年九月二十日)  
朝鮮總督府令第五百一十一號

第一條 輕金屬製造事業法第三條ノ許可ヲ  
 受ケントスル會社ハ左ニ掲グル事項ヲ記  
 載シタル許可申請書ヲ朝鮮總督ニ提出ス  
 ベシ  
 一 工場ノ名稱及位置  
 二 製品ノ種類  
 三 製造方法  
 四 製造設備及主要附屬設備並ニ其ノ能  
 力(工場圖及設備配置圖ヲ添附スベシ)  
 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ  
 添附スベシ  
 一 工事ノ着手及完成ノ豫定時期並ニ事  
 業開始ノ豫定時期ヲ記載シタル書類  
 二 原料及材料ノ取得方法ヲ記載シタル  
 書類  
 三 電力ノ取得方法ヲ記載シタル書類  
 四 工事計畫ノ概要ヲ記載シタル書類  
 (設計圖ヲ添附スベシ)  
 五 工事費算書  
 六 工事ニ必要ナル物資(器具、機械及裝  
 置ヲ含ム)ノ種類別數量及其ノ取得方  
 法ヲ記載シタル書類  
 七 事業資金ノ總額及其ノ調達方法ヲ記  
 載シタル書類

第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ  
 於テハ商工大臣ハ獎勵金交付ノ指令ヲ取  
 消シ獎勵金ノ額ヲ減少シ又ハ交付シタル  
 獎勵金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコ  
 トアルベシ  
 一 本則又ハ本則ニ基キ命ジタル事項ニ  
 違反シタルトキ  
 二 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ  
 三 不正ノ行為又ハ怠慢アリタルトキ  
 四 研究遂行ノ見込ナキニ至リタルトキ  
 五 研究費ノ決算額が豫算額ト著シク相  
 違シタルトキ  
 六 研究ニ關スル計畫ヲ變更シ又ハ研究  
 ヲ中止シ若ハ廢止シタルトキ  
 附則  
 本則ハ輕金屬製造事業法施行ノ日ヨリ之ヲ  
 施行ス  
 第三條第一項中四月三十日迄トアルハ昭和  
 十四年ニ在リテハ十月三十一日迄トス

輕金屬製造事業法ノ一部ヲ朝鮮ニ  
施行スルノ件

(昭和十四年九月十六日)  
勅令第六百五十號

輕金屬製造事業法ハ第七條乃至第九條、第  
 十一條、第三十四條及附則第五項ノ規定ヲ  
 除キ之ヲ朝鮮ニ施行ス  
 附則  
 本令ハ昭和十四年九月二十日ヨリ之ヲ施行  
 ス

八 技術者及職工ノ雇傭及養成ニ關スル  
 説明ヲ記載シタル書類  
 九 製造及販賣ノ豫定計畫ヲ記載シタル  
 書類並ニ輕金屬製造事業ヲ既ニ開始セ  
 ル者ニ在リテハ最近一年間ニ於ケル毎  
 月ノ製造及販賣ノ實績ヲ記載シタル書  
 類  
 十 事業收支目録見書  
 十一 定款、登記簿ノ謄本、財産目録、貸  
 借對照表、營業報告書、損益計算書、利  
 益金ノ處分ニ關スル書類及株主名簿  
 十二 輕金屬製造事業法第四條第一項及  
 第二項ノ規定ニ該當スルモノナルコト  
 ヲ證スル書類  
 十三 輕金屬製造事業以外ノ事業ヲ兼營  
 スル場合ニ於テハ其ノ兼營事業ノ概要  
 ヲ記載シタル書類  
 第二條 前條ノ規定ハ輕金屬製造事業法施  
 行令第三條ニ規定スル規模以上ノ設備ノ  
 増設ニ付輕金屬製造事業法第六條ノ許可  
 ヲ受ケントスル場合ニ之ヲ準用ス  
 前項ノ場合ヲ除クノ外輕金屬製造事業法  
 第六條ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ製品  
 ノ種類、製造方法並ニ増設シ又ハ變更セ  
 ントスル設備及其ノ製造能力ヲ記載シタ  
 ル許可申請書ニ工事ノ着手及完成ノ豫定  
 時期ヲ記載シタル書類並ニ前條第二項第  
 二號乃至第十號ニ掲グル書類(最近一年  
 間ニ於ケル毎月ノ製造及販賣ノ實績ヲ記

載シタル書類ヲ除ク)ヲ添附シ之ヲ朝鮮  
 總督ニ提出スベシ  
 第三條 輕金屬製造事業法第三條又ハ第六  
 條ノ許可ヲ受ケタル會社其ノ設備ヲ完成  
 シ又ハ其ノ事業ヲ開始シタルトキハ遲滯  
 ナク之ヲ朝鮮總督ニ届出ツベシ  
 第四條 輕金屬製造事業法第十二條ノ認可  
 ヲ受ケントスル會社ハ左ニ掲グル事項ヲ  
 記載シタル認可申請書ヲ朝鮮總督ニ提出  
 スベシ  
 一 増加スベキ資本ノ總額並ニ第一回拂  
 込ノ時期及金額  
 二 資本増加ノ方法  
 三 株金全額拂込前ノ資本増加ヲ必要ト  
 スル事由  
 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ  
 添附スベシ  
 一 事業擴張ニ關スル説明書  
 二 増加スベキ資本ヲ以テ支辨セントス  
 ル設備ノ概要ヲ記載シタル書類(工事  
 費概算書ヲ添附スベシ)  
 三 資本増加ニ關スル株主總會ノ決議錄  
 ノ謄本  
 四 會社ノ資本及拂込ミタル株金總額ノ  
 登記抄本  
 五 最終ノ貸借對照表  
 第五條 輕金屬製造事業法第十三條第一項  
 ノ認可ヲ受ケントスル會社ハ左ニ掲グル  
 事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ朝鮮總督

- 一 提出スベシ
- 二 社債ノ種類
- 三 商法ニ規定スル制限ヲ超ユル社債ノ募集ヲ必要トスル事由
- 前項ノ場合ニ於テ擔保付社債信託法ニ依リ社債ノ種類ヲ數回ニ分チ發行セントスルモノナルトキハ認可申請書ニ前項第一號及第三號ニ掲グル事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
- 一 社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル旨ノ表示
- 二 社債ノ利率ノ最高限度
- 前二項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 一 社債ヲ以テ支辨セントスル設備ノ費用及其ノ設備ノ概要ヲ記載シタル書類(工事費概算ヲ添付スベシ)
- 二 社債募集ニ關スル株主總會ノ決議録ノ謄本
- 三 會社ノ資本及拂込ミタル株主金總額ノ登記抄本
- 四 最近ノ貸借對照表
- 五 前ニ社債ヲ募集シタルトキハ其ノ價額ヲ了ヘザル總額ノ登記抄本
- 六 信託證書案
- 七 工場抵當法ニ依リ抵當ト爲スベキ物件ノ目錄
- 八 前號ノ擔保物件ノ概算價格ヲ最終ノ

- 財產目錄ノ科目別ニ記載シタル書類
- 第一項ノ場合ニ於テ輕金屬製造事業法第十三條第三項但書ノ規定ニ依リ擔保ヲ供セズシテ社債ヲ募集セントスルモノナルトキハ認可申請書ニ第一項各號ニ掲グル事項ノ外擔保ヲ供セザル特別ノ事由ヲ詳記シ前項第一號乃至第五號ニ掲グル書類ニ社債發行ノ條件及社債募集ノ方法ニ關スル說明書ヲ添付スベシ
- 第六條 輕金屬製造事業法第十三條第一項ノ認可ヲ受ケタル後信託契約又ハ擔保物件ニ變更アリタルトキハ遲滞ナク之ヲ朝鮮總督ニ届出ツベシ
- 第七條 輕金屬製造事業法第十四條第一項ノ規定ニ依リ輕金屬製造事業ノ讓渡ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ
- 一 讓渡スベキ事業ノ範圍
- 二 讓渡ノ價額及時期
- 三 讓渡ノ必要トスル事由
- 四 事業ノ全部ヲ讓渡スル場合ニ於テハ讓受ケントスル會社ニ付第一條第一項ニ掲グル事項
- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 一 讓渡契約ヲ證スル書類
- 二 讓渡價額算定ノ基礎ヲ明ニスル書類

- 三 讓渡ニ關スル株主總會ノ決議録ノ謄本
- 四 事業ノ全部ヲ讓渡スル場合ニ於テハ讓受ケントスル會社ニ付第一條第二項各號ニ掲グル書類
- 事業ノ全部ヲ讓渡スル場合ニ於テハ第一項ノ許可申請書ニ讓受ケントスル會社連署スベシ
- 第八條 輕金屬製造事業ノ讓渡終了シタルトキハ讓渡シタル會社ハ遲滞ナク之ヲ朝鮮總督ニ届出ツベシ
- 事業ノ全部ヲ讓渡シタル場合ニ於テハ前項ノ届書ニ讓受ケタル會社連署スベシ
- 第九條 輕金屬製造事業法第十四條第一項ノ規定ニ依リ輕金屬製造事業ノ全部若ハ一部ノ廢止又ハ全部若ハ三ヶ月以上ニ互ル一部ノ廢止ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ其ノ事由及休止ノ期間ヲ記載シタル許可申請書ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ
- 輕金屬製造會社其ノ事業ノ一月以上三月未満ノ一部ノ廢止ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク之ヲ朝鮮總督ニ届出ツベシ
- 輕金屬製造會社前二項ノ規定ニ依リ休止シタル事業ヲ再び開始シタルトキハ遲滞ナク之ヲ朝鮮總督ニ届出ツベシ
- 第十條 輕金屬製造事業法第十四條第二項ノ規定ニ依リ合併ノ決議ノ認可ヲ受ケントスル會社ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタ

- ル認可申請書ニ當事者タル會社連署ノ上之ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ
- 一 合併ノ方法及條件
- 二 合併ノ時期
- 三 合併ノ必要トスル事由
- 四 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ニ付第一條第一項各號ニ掲グル事項
- 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 一 合併契約ヲ證スル書類
- 二 合併條件決定ノ基礎ヲ明ニスル書類
- 三 合併ニ關スル株主總會ノ決議録ノ謄本
- 四 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ニ付第一條第二項第一號乃至第十號及第十三號ニ掲グル書類
- 五 合併ノ當事者タル會社ノ商法ノ規定ニ依リ合併ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ作成シタル財産目錄及貸借對照表
- 六 合併ノ相手方ガ輕金屬製造會社ニ非ザル會社ナルトキハ其ノ定款、登記簿ノ謄本、財産目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類及株主名簿
- 第十一條 輕金屬製造會社ノ合併終了シタルトキハ合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル會社ハ遲滞ナク之ヲ朝

- 朝鮮總督ニ届出ツベシ
- 前項ノ届書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 一 登記簿ノ謄本
- 二 株主名簿
- 三 輕金屬製造事業法第四條第一項及第二項ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ證スル書類
- 第十二條 輕金屬製造事業法第十四條第二項ノ規定ニ依リ讓渡ノ決議ノ認可ヲ受ケントスル會社ハ解散ノ必要トスル事由ヲ記載シタル認可申請書ニ解散ニ關スル株主總會ノ決議録ノ謄本ヲ添付シ之ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ
- 第十三條 輕金屬製造會社ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル期間ノ事業計畫ヲ定メ一月三十一日迄ニ朝鮮總督ニ之ヲ届出ツベシ
- 前項ノ届書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
- 一 事業計畫ノ概要
- 二 操業計畫ノ概要
- 三 設備ノ増設又ハ變更ノ計畫ノ概要
- 四 月別ノ製造豫定數量及價額
- 五 月別販賣豫定數量
- 六 原料及材料ノ取得先別取得豫定數量
- 七 收支豫算
- 第十四條 輕金屬製造會社ハ毎年四月三十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル前年

- 四月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル期間ノ事業年報ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ
- 一 事業經營ノ概況
- 二 操業ノ概況
- 三 製造及販賣ノ數量及價額
- 四 三月三十一日ニ於ケル設備ノ概要
- 第十五條 輕金屬製造會社ハ營業期毎ニ株主總會終結後遲滞ナク輕金屬製造事業ノ收支決算書ニ財産目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類、株主名簿及輕金屬製造事業法第十四條第一項及第二項ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ證スル書類ヲ添付シ之ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ
- 第十六條 輕金屬製造會社ハ毎月十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル前月ノ事業月報ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ
- 一 製造數量及價額
- 二 販賣先別ノ販賣數量及價格
- 三 製品ノ月末在庫數量
- 四 原料及材料ノ取得先別ノ取得數量及價額
- 第十七條 輕金屬製造事業法第十九條ノアルミニウム、アルミナ若ハマグネシウムノ原料又ハ其ノ製造ニ必要ナル材料ハ左ニ掲グルモノトス
- 一 ボーキサイト
- 二 ビラチコークス

三 雲石  
四 水晶石

第十八條 アルミニウム又ハマグネシウムノ買入及販賣ニ關シ輕金屬製造事業法第二十二條ノ規定ニ依ル命令アリタルトキハアルミニウム又ハマグネシウムノ製造又ハ輸入ヲ業トスル者ハ其ノ製造又ハ輸入ニ保ルアルミニウム又ハマグネシウムノ全部ヲ第十九條ノ規定ニ從ヒ當該受命會社ニ賣渡スベシ

ヨリ三月三十一日ニ至ル期間ノ事業年報ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ  
一 事業經營ノ概況  
二 製品ノ種類  
三 製造方法  
四 三月三十一日ニ於ケル製造設備及主要附屬設備並ニ其ノ能力(工場圖及設備配置圖ヲ添付スベシ)  
五 月別ノ製造數量及價額  
六 月別販賣先別ノ販賣數量及價額  
七 三月三十一日ニ於ケル製品ノ在庫數量  
八 原料及材料ノ月別取得先別ノ取得數量及價額並ニ三月三十一日ニ於ケル在庫數量  
第二十二條 アルミニウム、アルミナ又ハマグネシウムノ輸入ヲ爲ス者ハ毎年四月三十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル前年四月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル期間ノ事業年報ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

業ヲ營ム者ハ本令施行後一月以内ニ第一條第一項各號ニ掲グル事項及最近一年間ニ於ケル製造及販賣ノ實績ヲ記載シタル書類ニ同條第二項第二號、第三號、第七號、第八號及第十一號乃至第十三號ニ掲グル書類ヲ添付シテ朝鮮總督ニ提出スベシ  
輕金屬製造事業法第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ輕金屬製造事業ヲ營ム爲本令施行ノ際現ニ其ノ設備ノ建設工事中ニ在ル者ハ本令施行後一月以内ニ第一條第一項各號ニ掲グル事項ヲ記載シタル書類ニ同條第二項各號ニ掲グル書類ヲ添付シテ朝鮮總督ニ提出スベシ  
第二項ノ規定ニ該當スル者ニシテ本令施行ノ際現ニ輕金屬製造事業法第六條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ設備ノ増設又ハ變更ノ工事中ニ在ルモノハ本令施行後一月以内ニ製品ノ種類、製造方法並ニ増設シ又ハ變更セントスル設備及其ノ製造能力ヲ記載シタル書類ニ工事完成ノ豫定期間ヲ記載シタル書類及第一條第二項第二號乃至第十號ニ掲グル書類(最近一年間ニ於ケル毎月ノ製造及販賣ノ實績ヲ記載シタル書類ヲ除ク)ヲ添付シテ朝鮮總督ニ提出スベシ  
前三項ノ規定ニ依ル書類ノ提出ヲ怠リタル者ニ付テハ輕金屬製造事業法附則第二項乃至第四項ノ規定ニ依ル許可ハ其ノ效力ヲ失フ

別記様式

輕金屬製造事業法第十六條第三項ノ證券  
官職 氏 名  
朝鮮總督府印  
昭和十四年九月二十日  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

土地收用令中改正ノ件

(昭和十四年九月二十日)  
制令第十二號

第二條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ  
九 輕金屬製造事業法第三條ノ許可ヲ受ケタル會社ノ營ム輕金屬製造事業  
附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

輕金屬製造事業法(朝鮮)

明治四十四年四月十日制令第三號土地收用令抄録  
抄録  
第二條第一項  
土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノナルコトヲ要ス(左記略ス)

朝鮮所得稅令中改正ノ件

(昭和十四年九月二十日)  
制令第十三號

第二十七條ノ五 朝鮮マダネサイト開發株式會社ニハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ事業ニ付所得稅ヲ免除ス

11011



ハ其ノ業務ニ付所得税ノ免除期間ノ残存スルトキニ限リ其ノ免除期間ヲ承認ス

朝鮮營業稅令中改正ノ件

(昭和十四年九月二十日 制令第十四號)

第十二條第一項中「又ハ航空機製造事業」ヲ「航空機製造事業及輕金屬製造事業」ニ改メ

(參照)

昭和二年三月三日制令第六號朝鮮營業稅令抄

第十二條第一項

朝鮮所得稅令ニ依リ現ニ所得稅ノ免除ヲ受ケタル製造事業人造石油製造事業又ハ航空機製造事業ニ付テハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ營業稅ヲ免除ス

地方稅ノ賦課ニ關スル件中改正

(昭和十四年九月二十日 朝鮮總督府令第五百二十一號)

昭和十一年朝鮮總督府令第五號(地方稅ノ賦課ニ關スル件)中左ノ通改正ス

第二十條 道及府邑面ハ朝鮮マダグネサイト開發株式會社ニハ設立ノ年及其ノ翌年

リ三年間其ノ事業ニ對シ又ハ其ノ收入ヲ標準トシテ課稅スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限リニ在ラズ

第二十一條 道及府邑面ハ朝鮮所得稅令第二十七條ノ六及朝鮮營業稅令第十二條第一項ノ規定ニ依リ所得稅及營業稅ノ免除ヲ受ケタル輕金屬製造會社ニハ所得稅ヲ免除セラレタル期間其ノ營業稅ヲ免除セラレタル事業ニ對シ又ハ其ノ所得稅ヲ免除セラレタル收入ヲ標準トシテ課稅スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附則 本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

重要物資製造事業用品ノ輸入稅免除ニ關スル件中改正

(昭和十四年九月二十日 朝鮮總督府令第五百十三號)

昭和十三年朝鮮總督府令第八十一號(重要物資製造事業用品ノ輸入稅免除ニ關スル件)中左ノ通改正ス

第一條及第三條乃至第五條中「又ハ航空機製造事業法第十一條」ヲ「航空機製造事業法第十一條又ハ輕金屬製造事業法第十條」ニ改ム

第二條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

輕金屬製造事業法施行令第五條ノ物品ハ

- 左ニ掲グルモノトス
- 一 焙燒爐及其ノ附屬裝置
- 二 ガス發生爐及其ノ附屬裝置
- 三 濃密機及濾過裝置並ニ其ノ附屬裝置
- 四 真空蒸發罐及其ノ附屬裝置
- 五 熔融爐及其ノ附屬裝置
- 六 水銀整流器、同轉變流器及配電盤並ニ其ノ附屬裝置
- 七 電氣爐及電解爐並ニ其ノ附屬裝置
- 八 水晶石又ハ弗化アルミニウムノ製造ニ必要ナル器具又ハ機械
- 九 前各號ニ掲グル機械又ハ裝置ノ部分品並ニ其ノ機械ト共ニ一組トシテ輸入セララル附屬品、附屬原動機及其ノ原動機ノ附屬裝置

第六條中「又ハ航空機製造事業法施行令第七條」ヲ「航空機製造事業法施行令第七條又ハ輕金屬製造事業法施行令第七條」ニ改ム

又ハ航空機製造會社」ヲ「航空機製造會社又ハ輕金屬製造會社」ニ改ム

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

輕金屬製造事業法ノ一部ヲ臺灣ニ施行スルノ件

(昭和十四年九月十六日 勅令第六百五十一號)

輕金屬製造事業法ハ第十一條及第三十四條ノ規定ヲ除キ之ヲ臺灣ニ施行ス

輕金屬製造事業法第七條乃至第九條中營業稅收稅トアルハ營業稅トシ同法第八條中北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノトアルハ州廳及市街庄其ノ他之ニ準ズベキモノトス

附則

本令ハ昭和十四年九月二十日ヨリ之ヲ施行ス

輕金屬製造事業法施行規則

(昭和十四年九月二十日 臺灣總督府令第九十六號)

第一條 輕金屬製造事業法第三條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ臺灣總督ニ提出スベシ

- 一 工場ノ名稱及位置
- 二 製品ノ種類
- 三 製造方法
- 四 製造設備及主要附屬設備並ニ其ノ能力(工場圖及設備配置圖ヲ添付スベシ)前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 一 工事ノ著手及完成ノ豫定期間並ニ事業開始ノ豫定期間ヲ記載シタル書類
- 二 原料及材料ノ取得方法ヲ記載シタル書類
- 三 電力ノ取得方法ヲ記載シタル書類
- 四 工事計畫ノ概要ヲ記載シタル書類(設計圖ヲ添付スベシ)
- 五 工事費豫算書
- 六 工事ニ必要ナル物資(器具、機械及裝置ヲ含ム)ノ種類別數量及其ノ取得方法ヲ記載シタル書類
- 七 專業資金ノ總額及其ノ調達方法ヲ記

載シタル書類

八 技術者及職工ノ雇傭及養成ニ關スル説明ヲ記載シタル書類

九 製造及販賣ノ豫定計畫ヲ記載シタル書類並ニ輕金屬製造事業ヲ既ニ開始セル者ニ在リテハ最近一年間ニ於ケル毎月ノ製造及販賣ノ實績ヲ記載シタル書類

十 專業收支目録見書

十一 定款、登記簿ノ原本、財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類及株主名簿

十二 輕金屬製造事業法第四條第一項及第二項ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ證スル書類

十三 輕金屬製造事業以外ノ事業ヲ兼營スル場合ニ於テハ其ノ兼營事業ノ概要ヲ記載シタル書類

第二條 前條ノ規定ハ輕金屬製造事業法施行令第三條ニ規定スル規模以上ノ設備ノ増設ニ付輕金屬製造事業法第六條ノ許可ヲ受ケントスル場合ニ之ヲ準用ス

間ニ於ケル製造及販賣ノ實績ヲ記載シタル書類ヲ除クヲ添附シ之ヲ臺灣總督ニ提出スベシ

第三條 輕金屬製造事業法第三條又ハ第六條ノ許可ヲ受ケタル者其ノ設備ヲ完成シ又ハ其ノ事業ヲ開始シタルトキハ遲滞ナク之ヲ臺灣總督ニ届出ヅベシ

第四條 輕金屬製造事業法第七條第一項ノ認可ハ同法第三條又ハ第六條ノ許可申請ト同時ニ臺灣總督ニ之ヲ申請スベシ

第五條 輕金屬製造事業法第七條及昭和十四年勅令第六五十一號(輕金屬製造事業法ノ一部ヲ臺灣ニ施行スルノ件)第二項ノ規定ニ依リ所得稅又ハ營業稅ノ免除ヲ受ケントスル會社ハ臺灣所得稅令第二十八條ノ規定ニ依ル所得又ハ臺灣營業稅令第十二條ノ規定ニ依ル課稅標準ヲ申告スルトキ其ノ旨所轄稅務官署ニ申請スベシ

第六條 輕金屬製造事業法施行令第五條ノ物品ハ左ニ掲グルモノトス  
一 熔爐爐及其ノ附屬裝置  
二 瓦斯發生爐及其ノ附屬裝置

三 濃縮機及濾過裝置並ニ其ノ附屬裝置  
四 眞空蒸發罐及其ノ附屬裝置  
五 熔爐爐及其ノ附屬裝置  
六 水銀整流器、回轉整流器及配電盤並ニ其ノ附屬裝置  
七 電氣爐及電解爐並ニ其ノ附屬裝置  
八 水晶石又ハ弗化アルミニウムノ製造ニ必要ナル器具又ハ機械  
九 前各號ニ掲グル機械又ハ裝置ノ部分品並ニ其ノ機械ト共ニ一組トシテ輸入セラルル附屬品、附屬原動機及其ノ原動機ノ附屬裝置

第七條 輕金屬製造事業法第十條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ臺灣總督ニ提出スベシ  
一 輸入セントスル物品ノ品名、型式、構造、能力及數量及價額  
二 輸入セントスル物品ノ用途  
三 輸入ヲ必要トスル事由  
四 製造者及輸出者  
五 輸入豫定ノ時期及港

第八條 輕金屬製造事業法施行令第七條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ニ輸入認可書寫ヲ添附シ之ヲ臺灣總督ニ提出スベシ  
一 用途ヲ變更セントスル物品ノ品名、數量及用途  
二 變更セントスル事由  
三 用途ノ變更ヲ必要トスル事由  
四 輸入ノ年月日及港

第九條 輕金屬製造事業法施行令第八條但書ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ニ輸入認可書寫ヲ添附シ之ヲ臺灣總督ニ提出スベシ  
一 輸入シタル物品ノ品名、數量及用途  
二 延長セントスル期間  
三 期間ノ延長ヲ必要トスル事由

第十條 輕金屬製造事業法第十條ノ規定ニ依リ輸入稅ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ目的タル用途ニ供シタルトキハ遲滞ナク左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届出書ニ輸入認可書寫ヲ添附シ之ヲ臺灣總督ニ提出スベシ  
一 用途ヲ變更セントスル物品ノ品名、數量及用途  
二 變更セントスル事由  
三 用途ノ變更ヲ必要トスル事由  
四 輸入ノ年月日及港

第十一條 輕金屬製造事業法第十二條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ

記載シタル認可申請書ヲ臺灣總督ニ提出スベシ

一 増加スベキ資本ノ總額並ニ第一回拂込ノ時期及金額

二 資本増加ノ方法  
三 株金全額拂込前ノ資本増加ヲ必要トスル事由

前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

一 事業擴張ニ關スル説明書  
二 増加スベキ資本ヲ以テ支辨セントスル設備ノ概要ヲ記載シタル書類(工事費概算書ヲ添附スベシ)  
三 資本増加ニ關スル株主總會ノ決議録ノ謄本  
四 會社ノ資本及拂込ミタル株金總額ノ登記抄本  
五 最終ノ貸借對照表

第十二條 輕金屬製造事業法第十三條第一項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ臺灣總督ニ提出スベシ

一 社債ノ總額  
二 社債ノ發行ノ時期及條件  
三 商法ニ規定スル制限ヲ超ユル社債ノ募集ヲ必要トスル事由  
前項ノ場合ニ於テ擔保社債信託法ニ依リ社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行セントス

ルモノナルトキハ認可申請書ニ前項第一號及第三號ニ掲グル事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル旨ノ表示  
二 社債ノ利率ノ最高限度  
前二項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

一 社債ヲ以テ支辨セントスル設備ノ費用及其ノ設備ノ概要ヲ記載シタル書類(工事費概算書ヲ添附スベシ)  
二 社債募集ニ關スル株主總會ノ決議録ノ謄本  
三 會社ノ資本及拂込ミタル株主總會ノ登記抄本  
四 最終ノ貸借對照表  
五 前ニ社債ヲ募集シタルトキハ其ノ償還ヲ了ヘザル總額ノ登記抄本  
六 信託證書案  
七 工場抵當法ニ依リ抵當ト爲スベキ物件ノ目錄  
八 前號ノ擔保物件ノ帳簿價格ヲ最終ノ財產目錄ノ科目別ニ記載シタル書類

第十三條 輕金屬製造事業法第十三條第一項ノ認可ヲ受ケタル後信託契約又ハ擔保物件ニ變更アリタルトキハ遲滞ナク之ヲ臺灣總督ニ届出ヅベシ  
第十四條 輕金屬製造事業法第十四條第一項ノ規定ニ依リ輕金屬製造事業ノ讓渡ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ臺灣總督ニ提出スベシ

一 讓渡スベキ事業ノ範圍  
二 讓渡ノ價格及時期  
三 讓渡ヲ必要トスル事由  
四 事業ノ全部ヲ讓渡スル場合ニ於テハ讓受人ニ付第一條第一項各號ニ掲グル事項  
前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ  
一 讓渡契約ヲ證スル書類  
二 讓渡價格算定ノ基礎ヲ明ニスル書類  
三 讓渡ニ關スル株主總會ノ決議録ノ謄本  
四 事業ノ全部ヲ讓渡スル場合ニ於テハ讓受人ニ付第一條第二項各號ニ掲グル書類  
事業ノ全部ヲ讓渡スル場合ニ於テハ第一項ノ許可申請書ニ讓受人連署スベシ  
第十五條 輕金屬製造事業ノ讓渡終了シタ

ルトキハ讓渡人ハ遲滞ナク之ヲ臺灣總督ニ届出ヅベシ

第十六條 輕金屬製造會社其ノ事業ノ全部若ハ一部ノ廢止、全部ノ休止又ハ三月以上ニ互ル一部ノ休止ヲ爲サントスルトキハ其ノ事由及休止ノ期間ヲ記載シタル許可申請書ヲ臺灣總督ニ提出スベシ

輕金屬製造會社其ノ事業ノ一月以上三月未満ノ一部ノ休止ヲ爲ストキハ遲滞ナク之ヲ臺灣總督ニ届出ヅベシ

輕金屬製造會社前二項ニ依リ休止シタル事業ヲ再ビ開始シタルトキハ遲滞ナク之ヲ臺灣總督ニ届出ヅベシ

第十七條 輕金屬製造事業法第十四條第二項ノ規定ニ依リ合併ノ決議ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ニ當事者連署ノ上之ヲ臺灣總督ニ提出スベシ

- 一 合併ノ方法及條件
- 二 合併ノ時期
- 三 合併ヲ必要トスル事由
- 四 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ニ付第一條第一項各號ニ掲グル事項

前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

- 一 合併契約ヲ證スル書類

- 二 合併條件決定ノ基礎ヲ明ニスル書類
- 三 合併ニ關スル株主總會ノ決議録ノ原本
- 四 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ニ付第一條第二項第一號乃至第十號及第十三號ニ掲グル書類ニ定款
- 五 合併ノ當事者タル會社ノ商法ノ規定ニ依リ合併ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ作成シタル財産目錄及貸借對照表
- 六 合併ノ相手方ガ輕金屬製造會社ニ非ザル會社ナルトキハ其ノ定款、登記簿ノ原本、財産目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類及株主名簿

第十八條 輕金屬製造會社ノ合併終了シタルトキハ合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル會社ハ遲滞ナク之ヲ臺灣總督ニ届出ヅベシ

前項ノ届出書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

- 一 登記簿ノ原本
- 二 株主名簿
- 三 輕金屬製造事業法第四條第一項及第二項ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ證スル書類

第十九條 輕金屬製造事業法第十四條第二項ノ規定ニ依リ解散ノ決議ノ認可ヲ受ケントスル者ハ解散ヲ必要トスル事由ヲ記載シタル認可申請書ニ關スル書類ヲ添付スベシ

輕金屬製造會社ハ每年四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル期間ノ事業計畫ヲ定メ一月三十一日迄ニ臺灣總督ニ之ヲ届出ヅベシ

前項ノ届出書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 事業計畫ノ概要
- 二 操業計畫ノ概要
- 三 設備ノ増設又ハ變更ノ計畫ノ概要
- 四 月別製造豫定數量及價額
- 五 月別販賣豫定數量
- 六 原料及材料ノ取得先別取得豫定數量
- 七 收支豫算

第二十一條 輕金屬製造會社ハ每年四月三十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル前年四月一日ヨリ其ノ年ノ三月三十一日ニ至ル期間ノ事業年報ヲ臺灣總督ニ提出スベシ

- 一 事業經營ノ概況
- 二 操業ノ概況
- 三 製造及販賣ノ數量及價額
- 四 三月三十一日ニ於ケル設備ノ概要

第二十二條 輕金屬製造會社ハ營業年度毎ニ株主總會終結後遲滞ナク輕金屬製造事業ノ收支決算書ニ財産目錄、貸借對照表、

營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類、株主名簿及輕金屬製造事業法第四條第一項及第二項ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ證スル書類ヲ添付シ之ヲ臺灣總督ニ提出スベシ

第二十三條 輕金屬製造會社ハ毎月十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル前月ノ事業月報ヲ臺灣總督ニ提出スベシ

- 一 製造數量及價額
- 二 販賣先別販賣數量及價額
- 三 製品ノ月末在庫數量
- 四 原料及材料ノ取得先別取得數量及價額

額並ニ月末在庫數量

第二十四條 輕金屬製造事業法第十九條ノアルミニウム、アルミニナ若ハマグネシウムノ原料又ハ其ノ製造ニ必要ナル材料ハ左ニ掲グルモノトス

- 一 ポーキサイト
- 二 ビツチコークス
- 三 螢石
- 四 水晶石

第二十五條 輕金屬製造事業法第十六條第三項ノ證票ハ別記様式ニ依ル

第二十六條 輕金屬製造會社ヲ除クノ外アルミニウム、アルミニナ又ハマグネシウムノ製造ヲ爲ス者ハ毎年四月三十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル前年四月一日ヨリ其ノ年ノ三月三十一日ニ至ル期間ノ事業年報ヲ臺灣總督ニ提出スベシ

- 一 事業經營ノ概況
- 二 製品ノ種類
- 三 製造方法
- 四 三月三十一日ニ於ケル製造設備及主要附屬設備並ニ其ノ能力(工場圖及設備配置圖ヲ添付スベシ)
- 五 月別製造數量及價額
- 六 月別販賣先別販賣數量及價額
- 七 三月三十一日ニ於ケル製品ノ在庫數量
- 八 原料及材料ノ月別取得先別取得數量及價額並ニ三月三十一日ニ於ケル在庫數量

第二十七條 アルミニウム、アルミニナ又ハマグネシウムノ輸入又ハ移入ヲ爲ス者ハ毎年四月三十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル前年四月一日ヨリ其ノ年ノ三月三十一日ニ至ル期間ノ事業年報ヲ臺灣總督ニ提出スベシ

- 一 事業經營ノ概況
- 二 月別仕出地別輸入數量及價額
- 三 月別仕出地別移入數量及價額
- 四 月別販賣先別販賣數量及價額
- 五 三月三十一日ニ於ケル在庫數量

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ輕金屬製造事業法第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ輕金屬製造事業ヲ營ム者ハ本令施行後一月以内ニ第一條

第一項各號ニ掲グル事項及最近一年間ニ於ケル製造及販賣ノ實績ヲ記載シタル書類ニ同條第二項第一號、第三號、第七號、第八號及第十一號乃至第十三號ニ掲グル書類ヲ添付シ之ヲ臺灣總督ニ提出スベシ

輕金屬製造事業法第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ輕金屬製造事業ヲ營ム者ハ本令施行後一月以内ニ第一條第一項各號ニ掲グル事項ヲ記載シタル書類ニ同條第二項各號ニ掲グル書類ヲ添付シ之ヲ臺灣總督ニ提出スベシ

第二項ノ規定ニ該當スル者ニシテ本令施行ノ際現ニ輕金屬製造事業法第六條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ設備ノ増設又ハ變更ノ工事中ニ在ルモノハ本令施行後一月以内ニ製品ノ種類及製造方法並ニ増設シ又ハ變更セントスル設備及其ノ製造能力ヲ記載シタル書類ニ工事完成ノ豫定時期ヲ記載シタル書類及第一條第二項第一號乃至第十號ニ掲グル書類(最近一年間ニ於ケル毎月ノ製造及販賣ノ實績ヲ記載シタル書類ヲ除ク)ヲ添付シ之ヲ臺灣總督ニ提出スベシ

前三項ノ規定ニ依ル書類ノ提出ヲ怠リタル者ニ付テハ輕金屬製造事業法附則第二項乃至第四項ノ規定ニ依リ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

昭和十四年九月二十日 臺灣總督府令第九十七號	臺灣土地收用規則修正
第一條 左ノ一號ヲ加フ	七 輕金屬製造事業法ニ依ル輕金屬製造事業

臺灣土地收用規則修正

(昭和十四年九月二十日 臺灣總督府令第九十七號)

明治三十四年府令第四十三號臺灣土地收用規則施行規則中左ノ通改正ス

第一條 左ノ一號ヲ加フ

七 輕金屬製造事業法ニ依ル輕金屬製造事業

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

工業組合法關係法令

工業組合法中改正法律案ニ對スル 貴衆兩院委員長報告(第七十四議)

衆議院

臺灣新五郎君 只今上程サレマシタ工業組合法中改正法律案ノ委員會ノ經過竝ニ結果ヲ簡單ニ御報告致シマス

委員會ハ三月十六日、十七日及ビ本日ノ三日ニ互リ會議ヲ開キマシテ審議ヲ致シマシタ、本法案ノ骨子ト致シマスル所ハ、第一ニ小規模ナルモノ、即チ弱小ナル工業者ノ爲ニ一ツノ小組合制度ヲ創設シマシテ、是等業者ノ營業ノ維持振興ヲ圖ラントスルコトヲ第一點デアリマス、第二ハ統制ノ確保ヲ圖ル爲ニ、工業組合法第八條ノ規定ニ於ケル所謂統制命令ノ發令アリタル場合ニ、特ニ必要ガアレバ其ノ組合ノ地區内ニ於テ當該工業ノ新設又ハ設備擴張ニ對シテ、行政官廳ノ許可制度ヲ採リ得ル途ヲ拓クコトヲ第二點デアリマス、第三ハ物資ノ配給等ノ事業ヲ行フ工業組合ニ對スル監督指導ノ規定ヲ整備スルコトデアリマシテ、此ノ三點ガ本組合法中改正法律案ノ要點ナリデア

工業組合法

リマス

本法案ハ時局ニ鑑ミマシテ最も重要ナル内容ヲ含ンデ居リマスル爲ニ、各委員ノ質疑ハ最も熱心且ツ詳細ニ互ツテ辯論セラレタリデアリマス、質疑ノ主ナルモノハ渡邊玉三郎君、瀧澤七郎君、木村茂七君、鹽川正藏君、原玉重君、中村高一君、長谷長次君、樋口善右衛門君、牧野良三君、中田儀直君、阿部茂夫君等デアリマシテ、詳細ハ遠記録ニ依リ御承知ヲ願ヒマス

本日午後四時十分ニ質疑ヲ終了致シマシテ討論ニ入りマシテ、立憲民政黨ヲ代表致シマシテ卯尾田殿太郎君ハ、本案ノ内容タル工業小組合制度ハ、現行ノ工業組合法ニ對スル對策ニ資スル所アルモノナルコト、及ビ監督規定ハ濫用ニ陥ラザルヤウニ留意スベシトノ旨ヲ述べテ、賛意ヲ表セラレタリデアリマス、立憲政友會ヲ代表致シマシテ中田儀直君ハ、役員ノ選任ニ關スル規定ニ付テ、政府ハ之ヲ濫用スルノ弊ニ陥ルコトナキヤウ旨明セラレタリトノ意見ヲ附シテ、同様賛意ヲ表セラレタリデアリマス、第一議員俱樂部ヲ代表致シマシテ長谷長次君ハ、監督規定ノ濫用ニ陥ラザルコト、及ビ小組合ニ對スル助成ニ付キ遺憾ナキヲ期セラレタリコトヲ述べラレ、是亦贊成ヲセラレタリデアリマス、社會大衆黨ヲ代表致シマシテ阿部茂夫君ハ、小組合ニ對スル金融ノ助成、小組合ニ對スル指導助成ノ適正、

貴族院

伯備本實業黨 只今上程ニナリマシタ工業組合法中改正法律案ハ、輕金屬製造事業法委員會ニ併シテラマシタリデアリマスガ、此ノ審議ノ經過及結果ヲ申上ゲマス、法案ノ要旨ト致シマシテハ、第一ニ弱小工業者ノ爲小組合制度ヲ創設シマシテ、營業ノ維持振興ヲ圖ルコト、第二點ハ、統制確保ノ爲法第八條ノ規定ニ於ケル統制命令ノ發令場合ニ、必要アラバ組合地區ノ工場ノ新設擴張ニ對シマシテ許可制度ヲ採ルコトヲ云フコトデアリマス、第三點ハ、物資配給等ノ事業ヲ行フ工業組合ノ監督指導規定ノ整備ヲ行ハムトスル點デアリマス、委員

會ニ於キマシテハ先ツ工業組合ト本改正ニ依リ創設セラル、工業小組合トノ差異如何ト云フ問題アリマシテ、當局ヨリハ形式的ニ之ヲ中セバ、工業組合ニ於テハ組合員數ノ制限ハナク、組合地區ハ一定ノ地域ニ限ルニ反シ、工業小組合制度ニ於テハ組合員數ハ原則トシテ十人以内トシ、組合地區ニハ制限ヲ置カナイト云フコトアリマス、又工業小組合ト然ラザル工業組合トノ區別ノ標準ハ何處ニアルカト云フ問ニ對シマシテ、大體工場ノ機械設備ニ二萬圓ヲ投ジタリヤ否ヤト云フコトヲ以テ概略ノ標準トスルト云フ答辯アリマシテ、更ニ工業組合ガ時局統制下ニ入ラテ以來、其ノ業務トシテ物資配給ノ如キ公的業務ヲ行フニ至ラテ次第デアラガ、是ハ果シテ混淆ニ行テ居ルカドウカト云フ問デアリマス、政府ハ之ニ對シテ工業組合ガ物資配給業務ヲ始メマシタノハ、昨年ノコトニ屬シテ、初メノ中ハ圓滑ヲ缺クモアリマシタケレドモ、今日ニ於テハ漸ク良好ナル成績ヲ舉ゲツ、アルト云フ説明デアリマシテ、其ノ他種々詳細ナル質案應答ガ重ネラレ、他ニ一委員ヨリ致シマシテハ、工業組合法制度ノ全般ニ互ラテ現ス所ヲ實業ヲ致シテ向モゴザイマシタガ、是ハ省略致シマス、討論ニ際シマ

工業組合法

(大正十四年三月三十日法律第二十八號)

シテハ賛成ノ意見ガアリマシタノミデ、採決致シマシタル處、全會一致ヲ以テ可決致シマシタ、右御報告申上ゲマス

沿事  
昭和六年四月法律第六十二號改正  
昭和八年三月法律第二十號改正  
昭和十二年八月法律第七十五號改正  
昭和十四年四月四日法律第六十五號改正

第一條 工業者ハ其ノ工業ノ改良發達ヲ圖ル爲共同ノ施設ヲ爲ス目的ヲ以テ工業組合ヲ設立スルコトヲ得但シ特別ノ事情アルトキハ二種以上ノ工業者ヲ以テ之ヲ設立スルコトヲ得

第二條 工業組合ハ法人トス

第三條 工業組合ハ左ノ事業ヲ行フコトヲ得

一 組合員ノ製品、其ノ原料若ハ材料又ハ製造若ハ加工ノ設備ニ對スル検査其ノ他必要ナル取締又ハ事業經營ニ對スル制限

二 組合員ノ製品ノ加工又ハ販賣、組合員ノ營業ニ必要ナル物ノ供給、共同設

備ノ設置其ノ他組合員ノ營業ニ關スル共同施設

三 組合員ノ營業ニ關スル指導、研究、調査其ノ他組合員ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設

組合員前項ノ事業ノ外組合員ニ對シ其ノ營業ニ必要ナル資金ノ貸付、組合員ノ爲ニスル其ノ營業上ノ債務ノ保證又ハ組合員ノ貯金ノ受入ヲ併セ行フコトヲ得

第一項ニ掲ケタル組合ノ施設ハ組合員ノ利用ニ支障ナキ場合ニ限り組合員ニ非ザル者ヲシテ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ利用セシムルコトヲ得

第四條 工業組合ハ其ノ名稱中ニ工業組合ナル文字ヲ用フベシ但シ第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル工業組合ハ統制工業組合ナル文字ヲ用フベシ

工業組合ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ工業組合ナル文字ヲ用フコトヲ得ズ

第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル工業組合ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ統制工業組合ナル文字ヲ用フコトヲ得ズ

第五條 工業組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ經費ヲ組合員ニ分賦スルコトヲ得

第六條 工業組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ定款違反者ニ對シ過怠金ヲ課シ又ハ其ノ違反ニ係ル工產品ニシテ違反者ノ所有ス

ルモノニ付抑留其ノ他必要ナル處分ヲ爲シ特ニ必要アルトキハ沒收ヲ爲スコトヲ得

第六條ノ二 工業組合定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ノ事業經營ニ對スル制限ヲ行フ場合ニ於テハ總會ノ議決ヲ經テ之ニ關スル規程ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受ケベシ其ノ規程ヲ變更セントスル場合亦同ジ

第六條ノ三 工業組合前條ノ規程ニ基キ製造又ハ加工ノ數量、販賣價格、加工料金其ノ他命令ノ定ムル事項ニ付決定ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク之ヲ行政官廳ニ届出ゾベシ

行政官廳必要アリト認ムルトキハ前項ノ決定ノ變更又ハ取消ヲ爲スコトヲ得

第七條 營業上ノ弊害ヲ豫防シ若ハ矯正スル爲又ハ工業ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ行政官廳ハ工業組合ニ對シ必要ナル施設ヲ命ズルコトヲ得

第八條 營業上ノ弊害ヲ豫防シ若ハ矯正スル爲又ハ工業ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲特ニ必要ト認ムルトキハ行政官廳ハ工業組合ノ組合員又ハ其組合ノ組合員ニ非ズシテ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ其ノ組合ノ定ムル取締又ハ制限ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第八條ノ二 前條ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ於テ行政官廳取締上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ工場、倉庫、店舗其ノ他ノ場所ニ臨檢シ物品、帳簿其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ當該官吏ハ工業組合ノ検査員ヲシテ必要ナル補助ヲ爲サシムルコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テ當該官吏前條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者アリト認ムルトキハ被疑者若ハ參考人ヲ尋問シ又ハ犯罪ノ事實ヲ證明スベキ物件ヲ搜索シ若ハ之ガ差押ヲ爲スコトヲ得

臨檢、尋問、搜索及差押ニ關シテハ間接國稅犯則者處分法ヲ準用ス

第八條ノ三 行政官廳第八條ノ規定ニ依ル命令ヲ遵守セシムル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ命令ニ從フベキ者ニ對シ其ノ製造又ハ加工ノ設備ノ使用ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ行政官廳取締上必要アリト認ムルトキハ製造又ハ加工ノ設備ニ付封印ヲ施シ、其ノ要部ヲ取外シ其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第八條ノ四 第八條ノ規定ニ依リ組合ノ定ムル制限ニ從フベキコトノ命令アリタル場合ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ

其ノ命令ノ效力ヲ有スル期間ヲ限リ當該工業組合ノ地區内ニ於テ新ニ當該工業ヲ營マンタル者及當該工業ニ屬スル設備ノ擴張ヲ爲サントスル者ヲシテ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可ヲ受ケシムルコトヲ得

第九條 重要輸出品ニ關スル工業組合又ハ其ノ組合員ハ其ノ營業ニ關スル重要物產同業組合法ニ依ル同業組合ニ加入セズ又ハ之ヨリ脱退スルコトヲ得

前項ノ重要輸出品ハ主務大臣之ヲ指定ス

第十條 本法ニ依リ登記スベキ事項ハ登記前ニ在リテハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十一條 本法ニ依リ登記スベキ事項ハ其ノ事實ノ生ラタル後二週間内ニ之ヲ登記スベシ

登記スベキ事項ニシテ行政官廳ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第十二條 工業組合ヲ設立セムトスルトキハ豫メ地區ヲ定メ其ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任シ行政官廳ノ認可ヲ受ケベシ但シ組合員タル資格ヲ有スル者ノ工業ノ種類ニ以上アルトキハ

各其ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス  
 前項ノ同意ヲ得ルコト能ハザルトキト雖特別ノ事由アル場合ニ於テハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ創立總會ヲ招集スルコトヲ得  
 第十三條 創立總會ニ於ケル議決及役員ノ選任ハ設立同意者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス但シ設立同意者ノ工業ノ種類ニ以上アルトキハ各其ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス  
 第十四條 設立同意者ハ創立總會ニ於テ代理人ヲ以テ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得前項ノ代理人ハ設立同意者タルコトヲ要ス但シ法人タル設立同意者ハ其ノ業務ヲ執行スル役員又ハ支配人ヲ代理人ト爲スコトヲ得  
 代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ差出スベシ  
 第十五條 工業組合ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ但シ第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル工業組合ニ在リテハ第六號乃至第九號及第十五號ニ掲ゲタル事項ハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ  
 一 目的  
 二 名稱  
 三 地區  
 四 事務所ノ所在地  
 五 組合員タル資格ニ關スル規定  
 六 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定  
 七 出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法  
 八 剩餘金ノ處分及損失分擔ニ關スル規定  
 九 準備金ノ額及其ノ積立ノ方法  
 十 組合員ノ權利義務ニ關スル規定  
 十一 事業及其ノ執行ニ關スル規定  
 十二 役員ニ關スル規定  
 十三 會議ニ關スル規定  
 十四 會計ニ關スル規定  
 十五 存立ノ時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由  
 第十六條 工業組合ハ設立ノ認可アリタル時又ハ第二十八條ノ三ノ規定ニ依リ定款ノ作成アリタルトキ成立ス  
 第十七條 工業組合ハ出資ノ第一回ノ拂込アリタル後二週間以内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ但シ第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル工業組合ニ在リテハ其ノ成立後二週間以内ニ之ヲ爲スベシ  
 登記スベキ事項左ノ如シ但シ第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル工業組合ニ在リテハ第三號及第四號ニ掲ゲタル事項並ニ第十五條第七號及第十五號ニ掲ゲタル事項ハ之ヲ登記スルコトヲ要セズ  
 一 第十五條第一號乃至第三號、第七號及第十五號ニ掲ゲタル事項  
 二 事務所  
 三 出資ノ總口數及拂込ミタル出資ノ總額  
 四 第十八條ノ二ノ規定ニ依ル工業組合ニ在リテハ各組合員ノ氏名又ハ名稱、住所及保證金額  
 五 成立ノ年月日  
 六 理事及監事ノ氏名及住所  
 前項ニ掲ゲタル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ其ノ登記ヲ爲スベシ但シ前項第三號ニ掲ゲタル事項ニ付テハ每事業年度末日ノ現在ニ依リ事業年度終了後一月以内ニ登記ヲ爲スコトヲ得  
 第十七條 組合員ハ出資一口以上ヲ有スベシ  
 組合員ノ有スベキ出資口數ハ五十口ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ之ヲ増加スルコトヲ得  
 第十八條 組合員ノ責任ハ第五條ノ規定ニ依ル費用負擔ノ外其ノ出資額ヲ限度トス  
 第十八條ノ二 工業組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合財產ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハザル場合ニ於テ組合員ノ全員ガ其ノ出資額ノ外一定ノ金額(保證金額)

ヲ限度トシテ責任ヲ負擔スルモノト爲スコトヲ得  
 第十九條 組合員ハ總組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タル事項及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ理事ニ提出シテ總會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得理事ガ正當ノ理由ナクシテ前項ノ規定ニ依ル請求アリタル後二週間内ニ總會招集ノ手續ヲ爲サザルトキハ請求者ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ之ヲ招集スルコトヲ得  
 第二十條 工業組合ニハ理事及監事ヲ置クベシ  
 理事及監事ハ總會ニ於テ組合員又ハ組合員タル法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ中ヨリ之ヲ選任ス但シ組合設立當時ノ理事及監事ハ創立總會ニ於テ第十二條第一項ノ場合ニ在リテハ設立同意者又ハ設立同意者タル法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ中ヨリ、第二十八條ノ四第一項ノ場合ニ在リテハ組合員タル資格ヲ有スル者又ハ組合員タル資格ヲ有スル法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ中ヨリ之ヲ選任スベシ  
 特別ノ事由アルトキハ理事又ハ監事ハ前項ニ該當セザル者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得此ノ場合ニ於ケル選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ  
 第一項ノ規定ニ依ル役員ノ外定款ノ定ムル所ニ依リ他ノ役員ヲ置クコトヲ得  
 第二十條ノ二 第三條第一項第一號ノ事業ヲ行フ工業組合ニシテ全國ヲ地區トスルモノ若ハ第八條ノ規定ニ依ル命令アリタルモノ又ハ第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル工業組合ノ理事ノ選任及解任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ  
 組合ガ前項ノ規定ノ適用ヲ受クルニ至リタル場合ニ於テ現ニ其ノ職ニ在ル理事ハ其ノ選任ニ付前項ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケタルモノト看做ス  
 第一項ニ掲ゲタル組合ノ理事ノ選任ニ付テハ前項第三項ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケタルコトヲ要セズ  
 第二十條ノ三 行政官廳監督上特ニ必要アリト認めタルトキハ第三條第一項第一號ノ事業經營ニ對スル制限ヲ行フ工業組合ノ理事又ハ監事ノ選任又ハ解任ヲ爲スコトヲ得  
 前項ノ規定ニ依リ選任セラレタル理事又ハ監事ノ解任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ  
 第二十一條 組合員ハ總會ニ於テ各一個ノ議決權ヲ有ス但シ定款ノ定ムル所ニ依リ一人ニ付議決權總數ノ十分ノ三ヲ超エザル範圍内ニ於テ出資口數ニ應ジ二個以上ノ議決權ヲ有セシムルコトヲ得  
 第二十一條ノ二 組合員ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テ之ヲ出席ト看做ス  
 前項ノ代理人ハ組合員タルコトヲ要ス但シ法人タル組合員ハ其ノ業務ヲ執行スル役員又ハ支配人ヲ代理人ト爲スコトヲ得代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ組合ニ差出スベシ  
 第二十二條 經費ヲ組合員ニ分賦スル工業組合ニ在リテハ其ノ經費ノ收支豫算及分賦收入方法ハ總會ノ議決ヲ經ベシ但シ組合設立當時ノ經費ノ收支豫算及分賦收入方法ハ創立總會ニ於テ之ヲ議決スベシ  
 前項ノ總會ノ議決ハ總組合員ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ四分ノ三以上ヲ以テ之ヲ爲スベシ但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
 第二十三條 組合員タル資格ヲ有スル者工業組合ニ加入セムトスルトキハ組合ハ正當ノ理由ナクシテ加入ニ困難ナル條件ヲ附シ又ハ其ノ加入ヲ拒ムコトヲ得ズ  
 第二十四條 組合員ハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ期間前ニ豫告ヲ爲シ工業組合ノ承諾ヲ得タル場合ニハ事業年度ノ終ニ於テ脱退スルコトヲ得

組合ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ズ

第二十五條 検査ヲ行フ工業組合ニ在リテハ検査員ヲ置クベシ  
検査員ノ選任及解任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

第二十六條 工業組合ハ検査員ノ服務ニ關スル規程ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

第二十七條 行政官廳必要ト認ムルトキハ検査員ノ選任又ハ解任ヲ爲スコトヲ得

第二十八條 行政官廳必要ト認ムルトキハ工業組合ニ對シ經費ノ收支豫算、其ノ分配收入方法、定款又ハ第六條ノ二ノ規定ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

特別ノ事情アル場合ニ於テハ行政官廳ハ第三條第一項第一號ノ事業經營ニ對スル制限ヲ行フ工業組合ノ定款又ハ第六條ノ二ノ規程ノ變更ヲ爲スコトヲ得

第二十八條ノ二 組合ノ事業若ハ組合財産ノ狀況ニ依リ其ノ事業ノ繼續ヲ困難ナリト認ムルトキ又ハ組合ノ行爲ガ法令、定款若ハ行政官廳ノ命令ニ違反シタルトキ若ハ公益ヲ害スル虞アルトキハ行政官廳ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一 總會ノ決議ヲ取消  
二 役員又ハ清算人ノ解任

三 組合ノ事業ノ停止  
四 組合ノ解散

第二十八條ノ三 行政官廳當該工業ノ統制ヲ圖リ國民經濟ノ健全ナル發達ヲ期スル爲テ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地區及組合員タル資格ヲ定メ其ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ工業組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者行政官廳ノ指定スル期限迄ニ設立ノ認可ヲ申請セザルトキハ行政官廳ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第二十八條ノ四 前條第一項ノ規定ニ依リ工業組合ノ設立ヲ命ゼラレタルトキハ創立總會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任シ設立ノ認可ヲ申請スベシ

前項ノ創立總會ニ於ケル議決及役員ノ選任ハ出席者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス

第二十八條ノ五 行政官廳第二十八條ノ三第二項ノ規定ニ依リ定款ヲ作成シタルトキハ工業組合ノ理事及監事ヲ命ズ

前項ノ理事ハ遲滞ナク總會ヲ招集スベシ前項ノ總會ニ於テハ組合設立當時ノ經費

ノ收支豫算及分配收入方法ヲ議決スベシ

第二十二條第二項ノ規定ハ前項ノ議決ニ之ヲ準用ス

第二十八條ノ六 第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル工業組合ハ第三條第一項第二號及第二項ノ事業ヲ行フコトヲ得ズ

第二十八條ノ七 第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル工業組合成立シタルトキハ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ハ其ノ組合ノ組合員トス

第二十八條ノ八 第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル工業組合ハ其ノ組合員ヲシテ出資ヲ爲サシムルコトヲ得ズ

第二十八條ノ九 第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル工業組合ハ合併ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十九條 工業組合聯合會ハ所屬ノ工業組合及工業組合聯合會ノ共同ノ目的ヲ達スル爲メ之ヲ設立スルコトヲ得

聯合會ハ工業組合又ハ工業組合聯合會ヲ以テ之ヲ組織ス但シ特別ノ事由アルトキハ組合、聯合會又ハ其ノ組合ノ組合員ト同種ノ工業ヲ營ム者ヲ以テ之ヲ組織スルコトヲ得

聯合會ハ法人トス

第三十條 工業組合聯合會ヲ設立セムトスルトキ又ハ第三十三條ノ規定ニ依リ準用シタル第二十八條ノ三ノ規定ニ依リ其ノ

設立ヲ命ゼラレタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ所屬ノ各組合、聯合會及工業者ニ於テ選任シタル創立委員ヲ以テ創立委員會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任シ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

第三十一條 創立委員會ニ於ケル議決及役員ノ選任ハ創立委員總數ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス

第十四條ノ規定ハ創立委員ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ規定ハ第三十三條ノ規定ニ依リ準用シタル第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル工業組合聯合會ニ付テハ之ヲ適用セズ

第三十二條 工業組合聯合會ノ理事及監事ハ總會ニ於テ所屬ノ組合及聯合會ノ理事若ハ監事又ハ所屬ノ工業者若ハ所屬ノ工業者タル法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ中ヨリ之ヲ選任ス但シ聯合會設立當時ノ理事及監事ハ創立委員會ニ於テ之ヲ選任スベシ

特別ノ事由アルトキハ理事又ハ監事ハ前項ニ該當セザル者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得此ノ場合ニ於ケル選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受タルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第三十三條 工業組合ニ關スル規定ハ第八條ノ四ノ規定及第三十八條ノ規定ニ依リ

準用シタル産業組合法第三十八條ノ二ノ規定ヲ除ク外工業組合聯合會ニ付之ヲ準用ス但シ第三條中組合員トアルハ所屬ノ組合、聯合會、工業者及組合員トシ第二十條ノ二中全國トアルハ道府縣ノ區域ヲ超ユル區域トス

第三十三條ノ二 工業小組合ハ小工業者ヲ以テ之ヲ組織シ組合員ノ共同ノ利益増進ヲ圖ルヲ以テ目的トシ組合員ノ工業ニ關スル共同設備ノ設置、組合員ノ工業ニ必要ナル物ノ供給、組合員ノ爲メノ注文ノ引受及組合員ノ製品ノ販賣ヲ爲スモノトス

前項ノ小工業者ノ範圍ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

工業小組合ハ法人トス

工業小組合ハ第一項ノ事業ノ外組合員ノ營業ニ關スル指導、研究、調査其ノ他組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設ヲ爲スコトヲ得

工業小組合ハ其ノ名稱中ニ工業小組合ナル文字ヲ用フベシ

第三十三條ノ三 工業小組合ノ組合員ノ總數ハ十人ヲ超エザルヲ以テ例トス

第三十三條ノ四 工業小組合ヲ設立セントスルトキハ組合員タラントスル者全員設

立者ト爲リ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

工業小組合ニハ理事及監事ヲ置クベシ

理事及監事ハ總會ニ於テ之ヲ選任ス但シ組合設立當時ノ理事及監事ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第三十三條ノ五 組合員タル資格ヲ有スル者ハ組合員ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得テ工業小組合ニ加入スルコトヲ得

第三十三條ノ六 工業小組合ハ當該工業ニ關スル工業組合ノ組合員タルコトヲ得

小工業者工業小組合ノ組合員ト爲リタルトキハ當該工業ニ關スル工業組合ノ組合員タルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ行政官廳ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

行政官廳必要ト認ムルトキハ工業小組合ニ對シ當該工業ニ關スル工業組合ニ加入スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ命令アリタルトキハ當該工業小組合ハ當該工業組合ノ組合員トス

第三十三條ノ七 工業小組合ノ定款ハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 目的

- 二 名稱
- 三 事務所
- 四 組合員タル資格ニ關スル規定及組合員ノ總數
- 五 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定
- 六 出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法
- 七 剩餘金ノ處分及損失分擔ニ關スル規定
- 八 準備金ノ額及其ノ積立ノ方法
- 九 組合員ノ權利義務ニ關スル規定
- 十 事業及其ノ執行ニ關スル規定
- 十一 役員ニ關スル規定
- 十二 會議ニ關スル規定
- 十三 會計ニ關スル規定
- 十四 存立ノ時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由
- 第三十三條ノ八 工業小組合ハ出資ノ第一回ノ拂込アリタル後二週間以内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ
- 登記スベキ事項左ノ如シ
  - 一 前條第一號乃至第三號、第六號及第十四號ニ掲ゲタル事項
  - 二 出資ノ總口數及拂込ミタル出資ノ總額

- 三 設立認可ノ年月日
  - 四 理事及監事ノ氏名及住所
- 前項ニ掲ゲタル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ其ノ登記ヲ爲スベシ但シ前項第二號ニ掲ゲタル事項ニ付テハ每事業年度末日ノ現在ニ依リ事業年度終了後一月以内ニ登記ヲ爲スコトヲ得
- 第三十三條ノ九 工業小組合ニハ營業收益稅ヲ課セズ
- 第三十三條ノ十 第四條第二項、第九條、第十五條ノ二、第十七條第一項、第十八條、第十九條、第二十一條(但書ヲ除ク)、第二十四條、第二十八條第一項、第二十八條ノ二、第三十四條乃至第三十七條及第三十九條乃至第四十一條、民法第四十五條第二項、第三項、第四十八條、第五十條及第六十六條、非訟事件手續法第三百三十八條、第三百三十八條ノ三、第四百一十一條乃至第四百一十一條ノ六、第四百五十四條乃至第四百五十八條、第四百六十五條、第四百七十五條、第四百七十六條及第四百七十七條並ニ產業組合法第五條、第十一條第一項、第十二條、第十八條乃至第二十一條、第二十四條、第二十六條乃至第三十四條、第三十四條ノ二

第一項、第三十五條、第三十六條、第三十九條乃至第四十一條、第四十三條乃至第四十六條、第四十八條、第四十八條ノ二、第五十一條乃至第五十七條、第六十條、第六十條ノ二、第六十二條(第一項第三號及第四號ヲ除ク)、第六十三條第一項、第六十五條、第六十九條乃至第七十三條ノ三、第七十四條第一項、第七十四條ノ二第一項、第七十五條、第九十六條、第九十七條及第九十九條ノ規定ハ工業小組合ニ付之ヲ準用ス但シ產業組合法中地方長官又ハ監督官廳トアルハ之ヲ行政官廳トス

第三十四條 設立ノ登記ハ理事及監事ノ全員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スベシ

申請書ニハ定款及創立總會又ハ總會ノ決議録ノ謄本、組合ノ設立アリタルコトヲ證明スル書面、出資ノ總口數ヲ證明スル書面、出資ノ第一回ノ拂込アリタルコトヲ證明スル書面、出資ノ第一回ノ拂込アリタルコトヲ證明スル書面ニ依リ工業組合ニシテ行政官廳ノ處分ニ因リ成立シタルモノニ在リテハ創立總會又ハ總會ノ決議録ノ謄本、出資ノ總口數ヲ證明スル書面及出資ノ第一回ノ拂込アリタルコトヲ證明スル書面、其ノ他ノモノニ

在リテハ出資ノ總口數ヲ證明スル書面及出資ノ第一回ノ拂込アリタルコトヲ證明スル書面ハ之ヲ添附スルコトヲ要セズ

第三十五條 事務所ノ新設、移轉其ノ他登記事項ノ變更ノ登記ハ理事及監事ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スベシ但シ合併又ハ出資一口ノ金額若ハ保證金額ノ減少ニ因リ變更ノ登記ハ理事及監事ノ全員ヨリ之ヲ爲スベシ

申請書ニハ申請人ノ資格ヲ證明スル書面及登記事項ノ變更ヲ證明スル書面ヲ添附スベシ但シ前記ノ申請ヲ爲シタル申請人カ同一登記所ニ前項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ資格ヲ證明スル書面ヲ添附スルコトヲ要セズ

出資一口ノ金額又ハ保證金額ノ減少ノ登記申請書ニハ前項ニ規定スル書面ノ外本法ニ依リ催告ヲ爲シタルコト及異議ヲ述ベタル債權者アル場合ニ於テハ之ニ對シ辨濟ヲ爲シ又ハ擔保ヲ供シタルコトヲ證明スル書面ヲ添附スベシ

第三十六條 解散ノ登記ハ合併ニ因リ解散ノ場合ニ於テハ解散シタルトキノ理事及監事ノ全員、其ノ他ノ場合ニ於テハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スベシ

申請書ニハ解散ノ事由ヲ證明スル書面及理事カ清算人タラザル場合ニ於テハ申請人

ノ資格ヲ證明スル書面ヲ添附スベシ

前條第三項ノ規定ハ合併ニ因リ解散ノ登記ノ申請ニ付之ヲ準用ス

工業組合ガ命令ニ因リテ解散シタルトキハ登記所ハ行政官廳ノ囑託ニ因リテ登記ヲ爲スベシ

第三十七條 清算終了ノ登記ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スベシ

第三十八條 民法第四十四條第一項、第四十五條第二項第三項、第四十八條、第五十條、第五十二條第二項、第五十三條乃至第五十五條、第五十九條、第六十條、第六十一條第一項、第六十二條、第六十四條、第六十六條、第七十條、第七十三條、第七十四條及第七十八條乃至第八十一條、非訟事件手續法第三百三十八條、第三百三十八條ノ三、第四百一十一條乃至第四百一十一條ノ六、第四百五十四條乃至第四百五十八條、第四百六十五條、第四百七十五條、第四百七十六條及第四百七十七條並ニ產業組合法第五條、第六條、第十條、第十一條第一項、第十二條、第十八條乃至第二十二條、第二十四條、第二十六條乃至第三十一條ノ二、第三十三條、第三十四條ノ二、第三十五條、第三十六條、第三十八條ノ二乃至第四十六條、第四十八條、第五十一條乃至第五十八條、第六十條、

第六十條ノ二、第六十二條(第一項第四號ヲ除ク)、第六十三條第一項、第六十三條ノ二乃至第六十五條、第六十六條第一項、第六十七條、第六十八條、第七十條乃至第七十三條ノ三、第七十四條第一項、第七十四條ノ二第一項、第七十七條、第七十八條、第九十六條、第九十七條及第九十九條ノ規定(第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル工業組合ニ付テハ產業組合法第十條、第十一條第一項、第十二條、第十八條乃至第二十二條、第四十條乃至第四十三條、第四十四條第二項、第四十五條、第四十六條、第四十八條、第五十一條第三號乃至第五號、第五十二條乃至第五十八條、第六十二條第一項第一號第三號、第六十三條ノ二、第六十四條、第六十六條第一項、第六十七條、第六十八條及第七十七條第三項ノ規定ヲ除ク)ハ工業組合ニ付之ヲ準用ス但シ產業組合法中地方長官又ハ監督官廳トアルハ之ヲ行政官廳トス

第三十九條 左ノ場合ニ於テハ工業組合ノ理事、監事又ハ清算人ヲ十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

- 一 本法ニ依リ行政官廳ノ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ
- 二 本法ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ怠リ又



ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ  
 三 本法ニ依ル届出ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ届出ヲ爲シタルトキ  
 四 行政官廳又ハ總會若ハ總代會ニ對シ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ  
 五 本法ニ依リ行政官廳ノ徵スル報告ヲ差出サズ又ハ其ノ検査ヲ拒ミ其ノ他行政官廳ノ命令又ハ處分ニ從ハザルトキ  
 六 本法ニ依ル總會又ハ總代會ノ招集ヲ怠リタルトキ  
 七 本法ニ依リ事務所ニ備置クベキ書類ヲ備ヘザルトキ、其ノ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ又ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ閲覧ヲ拒ミタルトキ  
 八 本法ニ違反シテ組合員ノ持分ヲ拂戻シタルトキ  
 九 本法ニ違反シテ組合員ノ持分ヲ取得シ又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ受ケタルトキ  
 十 本法ニ違反シテ破産ノ宣告ヲ請求セザルトキ  
 十一 本法ニ違反シテ出資一口ノ金額若ハ保證金額ヲ減少シ、第三十八條ノ規定ニ依リ準用シタル産業組合法第五十八條ノ責任期間ノ短縮ヲ爲シ又ハ組合

ノ合併ヲ爲シタルトキ  
 十二 本法ニ依ル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ  
 十三 清算ノ場合ニ於テ本法ニ違反シテ辨濟ヲ爲シ又ハ組合財産ノ分配ヲ爲シタルトキ  
 十四 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シタルトキ  
 十五 組合ノ目的ニ非ザル營利事業ヲ爲シタルトキ  
 第四十條 第四條第二項(第三十三條及第三十三條ノ十ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第三項(第三十三條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ違反シタル者ハ十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス  
 第四十一條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ付テ之ヲ準用ス  
 第四十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス  
 一 第八條ノ規定(第三十三條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ依ル行政官廳ノ命令ニ違反シタル者  
 二 販賣ノ目的ヲ以テ前號ノ犯罪ニ係ル工業品ナルコトヲ知りテ其ノ交付ヲ受ケタル者

三 第八條ノ四ノ規定ニ依ル行政官廳ノ命令ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ當該工業ヲ營ミ又ハ設備ノ擴張ヲ爲シタル者  
 前項第一號又ハ第二號ノ場合ニ於テハ犯人ノ所有シ又ハ所持スル工業品ヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徵スルコトヲ得  
 第四十二條ノ二 工業品ニ關スル業ヲ爲ス者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ前條ノ罪ヲ犯シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ  
 第四十二條ノ三 第四十二條ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
 第四十二條ノ四 正當ノ理由ナクシテ第八條ノ二ノ規定(第三十三條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ依ル當該官吏ノ臨檢検査、搜索又ハ差押ヲ拒ミ、妨グ又ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條 工業組合ノ證券若ハ検査證ヲ不正ニ使用シタル者、行使ノ目的ヲ以テ證券若ハ検査證ヲ偽造若ハ變造シタル者又ハ偽造若ハ變造ノ證券若ハ検査證ヲ使用シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス  
 第四十四條 工業組合ノ理事、監事若ハ清算人又ハ検査員其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行為ヲ爲シ又ハ相當ノ行為ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス  
 前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス  
 第四十五條 前條第一項ニ掲ゲタル者ニ對シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス  
 前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得  
 第四十六條 第四十三條ニ掲ゲタル罪ハ刑法第三條ノ例ニ、第四十四條ニ掲ケタル罪ハ刑法第四條ノ例ニ從フ  
 第四十七條 工業組合中央會ハ工業組合及工業組合聯合會ノ普及、發達及聯絡ヲ圖ル目的ヲ以テ之ヲ設立スルコトヲ得

工業組合中央會ハ法人トス  
 第四十八條 工業組合中央會ハ其ノ名稱中ニ工業組合中央會ナル文字ヲ用フベシ  
 第四十九條 工業組合中央會ハ全國ヲ通シテ一箇トシ其ノ設立ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケベシ  
 工業組合中央會ノ設立ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
 第五十條 工業組合及工業組合聯合會ハ工業組合中央會ノ會員トナルコトヲ得  
 前項以外ノモノト雖モ定款ノ定ムル所ニ依リ工業組合中央會ノ會員ト爲ルコトヲ得  
 第五十一條 工業組合中央會ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ  
 一 目的  
 二 名稱  
 三 事務所ノ所在地  
 四 會員ノ加入及脱退ニ關スル規定  
 五 會員ノ權利義務ニ關スル規定  
 六 資産ニ關スル規定  
 七 事業及其ノ執行ニ關スル規定  
 八 役員ニ關スル規定  
 九 會議ニ關スル規定  
 十 存立ノ時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由  
 第五十二條 工業組合中央會設立ノ認可ヲ

リタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ  
 登記スベキ事項左ノ如シ  
 一 前條第一號、第二號及第十號ニ掲ケタル事項  
 二 事務所  
 三 資産ノ總額  
 四 設立認可ノ年月日  
 五 理事及監事ノ氏名及住所  
 前項ニ掲ゲタル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ其ノ登記ヲ爲スベシ但シ前項第三號ニ掲ゲタル事項ニ付テハ毎事業年度末日ノ現在ニ依リ事業年度終了後二月以内ニ登記ヲ爲スコトヲ得  
 第五十三條 工業組合中央會ニハ理事及監事ヲ置クベシ  
 第五十四條 工業組合中央會ノ理事及監事ハ總會ニ於テ會員タル工業組合若ハ工業組合聯合會ノ理事若ハ監事又ハ第五十條第二項ノ會員ノ中ヨリ之ヲ選任ス但シ中央會設立當時ノ理事及監事ノ選任方法ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル  
 第五十五條 第四條第二項、第十九條、第二十一條、第二十三條、第二十八條、第二十八條ノ二及第三十四條乃至第四十一條ノ規定ハ工業組合中央會ニ付テ之ヲ準用ス但シ第三十八條ノ規定ニ依リ準用シタ

ル非訟事件手續法第四百一十一條並ニ産業組合法第十一條第一項、第十二條、第十三條乃至第二十二條、第四十條乃至第四十六條、第四十八條、第五十一條乃至第五十八條、第六十三條ノ二、第六十四條、第六十六條第一項、第六十七條、第六十八條、第七十七條第三項及第七十八條ノ規定ヲ除ク

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十四年八月勅令第二百七十號ニ依リ同年九月一日ヨリ施行)

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和六年六月勅令第五百五十二號ニ依リ同年七月一日ヨリ施行) 日本勸業銀行法、農工銀行法、北海道殖産銀行法、印紙税法及登録税法中重要輸出品工業組合トアルハ工業組合トシ重要輸出品工業組合聯合會トアルハ工業組合聯合會トシ重要輸出品工業組合法トアルハ工業組合法トス(昭和六年法律第六十二號)

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和八年五月勅令第二百二十號ニ依リ同年六月一日ヨリ施行)

本法施行前ニ第八條ノ規定ニ依ル行政官廳ノ命令ニ違反スル行為アリタルトキハ本法施行ノ後ト雖モ仍從前ノ第四十條及第四十二條ノ規定ヲ適用ス 登録税法第十九條第七號中「工業組合聯合會」ノ下ニ「工業組合中央會」ヲ加フ(昭和八年法律第二十號)

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十二年八月勅令第四百六十二號ニ依リ同年九月一日ヨリ施行) 第二十条ノ二第一項(第三十三條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ該當スル工業組合又ハ工業組合聯合會ノ理事ニシテ本法施行ノ際現ニ其ノ職ニ在ル者ハ其ノ選任ニ付同條ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス(昭和十一年法律第七十五號)

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十四年七月二十六日勅令第四百九十四號ニ依リ昭和十四年八月一日ヨリ施行) 登録税法第十九條第七號、印紙税法第四條第一項第十一號並ニ商工組合中央金庫法第一條第一項、第七條第一項、第二十八條第一項第六號及第二十九條第一項第三號中「工業組合聯合會」ノ下ニ「工業小組合」ヲ加

フ(昭和十四年四月四日法律第六十五號)

工業組合法施行規則

(大正十四年八月二十八日 商工省令第七號)

沿革 昭和六年六月商工省令第六號改正 昭和八年五月商工省令第三號改正 昭和十二年八月商工省令第十七號改正 昭和十四年七月二十六日商工省令第三十九號改正

- 第一條 工業組合ヲ設立セムトスルトキハ組合員タルヘキ者發起人ト爲リ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ以テ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ設立ノ同意ヲ求ムベシ
  - 一 地 區
  - 二 組合員タル資格
  - 三 出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法
  - 四 工業組合法第十八條ノ二ノ組合ニ在リテハ保證金額ヲ定ムル方法
  - 五 經費ヲ組合員ニ分賦セムトスル組合ニ在リテハ其ノ分賦收入方法
  - 六 事業計畫概要
- 設立ノ同意ハ前項ノ書面ニ記名捺印スルコトニ依リテ之ヲ爲スベシ
- 發起人第一項ノ書面ヲ作成シタルトキハ遲滞ナク之ヲ主たる事務所設置豫定地ノ地方長官ニ届出ヅベシ
- 第二條 工業組合法第十二條第二項ノ規定

ニ依ル創立總會招集ノ認可申請書ニハ左ノ書面ヲ添附スベシ

- 一 特別ノ事由ヲ記載シタル書面
- 二 組合員タル資格ヲ有スル者及設立同意者ノ數ヲ證スル書面
- 二種以上ノ工業者ヲ以テ組合ヲ設立セムトスルトキハ前項第二號ノ書面ハ工業ノ種類別ニ之ヲ記載スベシ
- 第三條 工業組合法第十二條第一項ノ同意者アリタルトキ又ハ同條第二項ノ規定ニ依リ認可アリタルトキハ發起人ハ遲滞ナク創立總會ヲ招集スベシ
- 第三條ノ二 工業組合法第二十八條ノ三第一項ノ規定ニ依リ組合ノ設立ヲ命ズル場合ニ於テハ商工大臣ハ左ニ掲ケタル事項ヲ指定シ之ヲ告示ス
  - 一 組合ノ地區
  - 二 組合員タル資格
  - 三 設立ノ認可ヲ申請スベキ期限
- 前項ノ場合ニ於テ商工大臣ハ組合員タル資格ヲ有スル者ノ中ヨリ設立委員ヲ命ジ其ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ告示ス
- 設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ招集スベシ
- 第三條ノ三 發起人創立總會ヲ招集スルニハ設立同意者ニ對シ、設立委員創立總會ヲ招集スルニハ組合員タル資格ヲ有スル

者ニ對シ少クとも二週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ通知スベシ

- 第四條 組合ノ負擔ニ歸スヘキ創立費及其ノ償却方法ハ創立總會ノ承認ヲ經ヘシ
- 第五條 創立總會終結シタルトキハ發起人又ハ設立委員ハ遲滞ナク設立認可ヲ申請スベシ
- 設立認可申請書ニハ法定ノ設立同意者アリタルコトヲ證スル書面、定款、創立總會ノ決議録ノ謄本及左ニ掲ケタル事項ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ但シ工業組合法第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル組合ニ在リテハ法定ノ設立同意者アリタルコトヲ證スル書面並ニ第三號及第四號ニ掲ケタル事項ヲ記載シタル書面ハ之ヲ添附スルコトヲ要セズ
  - 一 事業計畫
  - 二 組合ノ負擔ニ歸スベキ創立費及其ノ償却方法
  - 三 引受アリタル出資ノ總口數
  - 四 工業組合法第十八條ノ二ノ規定ニ依ル組合ニ在リテハ引受アリタル保證金額ノ總額
  - 五 理事及監事ノ氏名及住所
  - 六 經費ヲ組合員ニ分賦スル組合ニ在リテハ其ノ經費ノ初年度ノ收支豫算及分賦收入方法

第五條ノ二 組合カ借入金ヲ爲サントスルトキハ事業年度毎ニ總會又ハ總代會ニ於テ一事業年度ニ於ケル借入額ノ最高限度ヲ議決スベシ

- 前項ノ規定ハ組合カ一事業年度ニ於ケル一組合員ニ對シテ爲ス貸付額及一組合員ノ爲ニスル保證額ノ最高限度ニ付之ヲ準用ス
- 第五條ノ三 組合カ組合員ニ非ナル者ヲシテ利用セシムルコトヲ得ル施設ハ検査又ハ加工若ハ保管ニ關スル設備其ノ他ノ共同設備トス
- 第五條ノ四 組合員ノ事業經營ニ對スル制限ニ關スル規程ノ認可申請書ニハ其ノ制限ヲ必要トスル事由ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ
- 第六條 總代會ハ組合員百人以上ノ組合ニ非サレハ之ヲ設ケルコトヲ得ス
- 總代會ハ組合員中ヨリ選舉シタル總代ヲ以テ之ヲ組織ス
- 總代ノ定數、任期及選舉ニ關スル規定ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムベシ
- 第七條 理事又ハ監事ノ選任認可申請書ニハ履歷書、創立總會又ハ總會若ハ總代會ノ決議録ノ謄本ヲ添附スベシ
- 工業組合法第二十條第二項ニ該當セザル者ヨリ理事又ハ監事ヲ選任セントスル場

合ニ於テハ其ノ選任認可申請書ニハ前項ニ掲ケタル書面ノ外其ノ選任ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ添付スベシ

第七條ノ二 理事又ハ監事ノ解任認可申請書ニハ總會又ハ總會ノ決議ノ議本及其ノ解任ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ添付スベシ

第八條 役員又ハ清算人ノ受クベキ給與ハ定款又ハ總會、創立總會若ハ總會ノ決議ニ依リテ定ムベシ

第九條 定款變更ノ認可申請書ニハ總會又ハ總會ノ決議ノ議本ヲ添付スベシ

定款ノ變更ガ出資一口ノ金額若ハ保證金額ノ減少又ハ工業組合法第三十八條ノ規定ニ依リ準用シタル産業組合法第五十八條ノ責任期間ノ短縮ニ關スルモノナルトキハ其ノ認可申請書ニハ前項ニ掲ケタル書面ノ外財産目録及貸借對照表ヲ添付スベシ

定款ノ變更ガ工業組合法第三十八條ノ規定ニ依リ準用シタル産業組合法第五十八條第二項又ハ第六十八條第一項ノ場合ニ關スルモノナルトキハ其ノ認可申請書ニハ總會ノ同意ヲ證スル書面ヲ添付スベシ

第十條 經費ヲ組合員ニ分賦スル組合ニ於テ其ノ經費ノ收支豫算及分賦收入方法ヲ

定メタルトキハ組合ハ遲滞ナク之ヲ地方長官ニ届出ツベシ

第十一條 財産目録、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處分案ニ付總會又ハ總會ノ承認アリタルトキハ其ノ決議ノ議本ヲ添付シ遲滞ナク之ヲ地方長官ニ届出ツベシ

第十二條 剩餘金ノ配當ハ拂込ミタル出資額又ハ取扱ヒタル物ノ數量、價額若ハ事業ノ分量ニ對スルノ外之ヲ爲スコトヲ得ズ

拂込ミタル出資額ニ對スル剩餘金配當ノ率ハ年六分ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ年一割迄之ヲ増加スルコトヲ得

第十三條 新ニ組合ニ加入スル者ヨリ加入金ヲ徴收シ又ハ新ニ出資口數ヲ増加スル者ヨリ増口金ヲ徴收スルトキハ其ノ金額ハ之ヲ準備金ニ組入ルベシ脱退シタル組合員ニ對シテ其ノ持分ノ一部ヲ拂戻スベキコトヲ定メタル場合ニ於テ其ノ剩餘ニ付亦同シ

第十四條 組合員組合ニ對シテ脱退ノ承諾ヲ求ムトスルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ一定期間前ニ書面ヲ以テ脱退ノ豫告ヲ爲スベシ

前項ノ期間ハ一年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十五條 検査員ノ選任認可申請書ニハ履歴書ヲ添付スベシ

第十六條 検査員ノ服務ニ關スル規程中ニハ服務紀律及懲戒ニ關スル規定ヲ設クベシ

検査員ノ職務ノ停止、給與ノ減額其ノ他懲戒ヲ爲サントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第十七條 總會ノ決議ニ因ル解散ノ認可申請書ニハ總會ノ決議ノ議本、財産目録及貸借對照表ヲ添付スベシ

第十八條 合併ノ認可申請書ニハ總會ノ決議ノ議本、財産目録、貸借對照表、合併契約書ノ議本及合併後存續スル組合又ハ合併ニ因リテ設立スル組合ノ定款ヲ添付スベシ

第十九條 左ノ場合ニ於テハ組合ハ遲滞ナク之ヲ地方長官ニ届出ツベシ

一 商工大臣又ハ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ヲ除ク外定款ノ施行ニ關スル規則ヲ定メ又ハ改廢シタルトキ

二 工業組合法第六條ノ二ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル規程ヲ廢止シタルトキ

三 事務所、理事、監事、清算人、定款ニ定メタル事由ノ發生ニ因ル解散又ハ清算終了ノ登記ヲ爲シタルトキ

四 加入金又ハ増口金ヲ定メ又ハ之ヲ變

更シタルトキ

第十九條ノ二 工業組合法第二十八條第二項ノ規定ニ依ル處分アリタルトキハ組合ハ遲滞ナク變更アリタル定款又ハ規定及年月日ヲ各組合員ニ通知スベシ

第二十條 工業組合法第八條ノ規定ニ依リ組合員又ハ其ノ組合ノ組合員ニ非シテ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シテ其ノ組合ノ定ムル取締又ハ制限ニ從フベキコトヲ命スル場合ニ於テハ商工大臣ハ豫メ組合、其ノ從フベキ事項及組合ノ取締又ハ制限ニ從フベキ者ノ資格ヲ指定シテ之ヲ告示ス

第二十一條 前條ノ規定ニ依リ指定セラレタル資格ヲ有スル者ハ其ノ指定ニ從ヒ組合ノ取締又ハ制限ニ從フコトヲ要ス但シ特別ノ事由ニ因リ商工大臣ノ認可ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 第二十条ノ指定アリタル後組合ニ於テ指定セラレタル事項ニ關スル定款ノ施行規則ヲ變更セムトスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第二十三條ノ二 工業組合法第八條ノ二第四項ノ規定ニ依リ準用スル間接國稅規則者處分法第四條ノ證票ハ別記様式ニ依リ第二十二條ノ三ノ間接國稅規則者處分法施行規則第二條乃至第五條、第八條及第十

二條ノ規定ハ工業組合法第八條ノ二第一項及第三項ノ規定ニ依ル臨檢、尋問、捜索及差押ニ付テ準用ス

第二十二條ノ四 工業組合法第八條ノ四ノ規定ニ依リ同法第八條ノ規定ニ依ル命令アリタル工業組合ノ地區内ニ於テ新ニ當該工業ヲ營メントスル者及當該工業ニ屬スル設備ノ擴張ヲ爲サントスル者ヲシテ許可ヲ受ケシムル場合ニ於テハ商工大臣ハ豫メ工業ノ種類、組合ノ地區及期間ヲ指定シテ之ヲ告示ス

第二十二條ノ五 工業組合法第八條ノ四ノ規定ニ依リ許可ヲ申請スル場合ニ於テハ許可申請書ニ左ノ書類ヲ添付スベシ

一 法人ニ在リテハ定款、登記簿ノ議本、財産目録、貸借對照表、損益計算書及業務ヲ執行スル役員ノ履歴書、其ノ他ノ者ニ在リテハ履歴書及資産調査書

二 當該工業ヲ營メントスル事由又ハ當該工業ニ屬スル設備ノ擴張ヲ爲サントスル事由ヲ記載シタル書面

三 工場ノ位置、設備ノ概要及生産能力ヲ記載シタル書面(設備ノ擴張ヲ爲サントスル場合ニ在リテハ既設ノモノト増設ノモノトヲ區別シテ記載スベシ)

四 操業開始ノ豫定期間ヲ記載シタル書面

五 當該工業以外ノ事業ヲ兼營スル場合ハ在リテハ其ノ兼營事業ノ概要ヲ記載シタル書面

第二十二條ノ六 第一條、第十條、第十一條、第十六條、第十九條及第二十二條中地方長官トアルハ全國ヲ地區トスル組合又ハ工業組合法第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル組合ニ在リテハ商工大臣トス

第二十三條 聯合會ヲ設立セムトスルトキ又ハ工業組合法第三十三條ノ規定ニ依リ準用シタル同法第二十八條ノ三ノ規定ニ依リ其ノ設立ヲ命ゼラレタルトキハ所屬ノ各組合及聯合會ノ理事及監事中心ヨリ創立委員二名ヲ選任スベシ

工業組合法第二十九條第二項但書ノ聯合會ヲ設立セントスルトキハ前項ノ創立委員ノ外工業者中心ヨリ創立委員二名ヲ選任スベシ、工業者二名以内ナルトキハ其ノ者ヲ以テ創立委員トス

第二十四條 創立委員會終結シタルトキハ創立委員ハ遲滞ナク聯合會ノ設立認可ヲ申請スベシ

設立認可申請書ニハ定款、創立委員會ノ決議ノ議本、聯合會設立ニ關スル所屬ノ組合及聯合會ノ總會又ハ總會ノ決議ノ議本並ニ左ニ掲ケタル事項ヲ記載シタル書面ヲ添付スベシ但シ工業組合法第

三十三條ノ規定ニ依リ準用シタル同法第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル聯合會ニ在リテハ第三號及第四號ニ掲ケタル事項ヲ記載シタル書面ハ之ヲ添附スルコトヲ要セズ

一 事業計畫

二 聯合會ノ負擔ニ歸スベキ創立費及其ノ償却方法

三 引受アリタル出資ノ總口數

四 工業組合法第三十三條ノ規定ニ依リ準用シタル同法第十八條ノ二ノ規定ニ依ル聯合會ニ在リテハ引受アリタル保證金額ノ總額

五 理事及監事ノ氏名及住所

六 經費ヲ所屬ノ組合、聯合會及工業者ニ分賦スル聯合會ニ在リテハ其ノ經費ノ初年度ノ收支豫算及分賦収入方法

七 工業組合法第二十九條第二項但書ノ規定ニ依ル聯合會ニ在リテハ所屬ノ工業者ノ氏名又ハ名稱及住所

第二十四條ノ二 聯合會ニ加入シ又ハ脱退シタルモノアリタルトキハ聯合會ハ遲滞ナク其ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ地方長官(地區カ道府縣ノ區域ヲ超ユル聯合會又ハ工業組合法第三十三條ノ規定ニ依リ準用シタル同法第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル聯合會ニ關スル場合ニ在リテハ)商工大臣

臣)ニ届出ツベシ

第二十五條 組合ニ關スル規定ハ第一條乃至第三條、第三條ノ二第二項第三項、第三條ノ三、第五條、第六條、第二十二條ノ四及第二十二條ノ五ノ規定ヲ除クノ外聯合會ニ付テハ準用ス但シ地方長官トアルハ地區カ道府縣ノ區域ヲ超ユル聯合會又ハ工業組合法第三十三條ノ規定ニ依リ準用シタル同法第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル聯合會ニ關スル場合ニ在リテハ)商工大臣トス

第二十五條ノ二 工業小組合ヲ設立セントスルトキハ設立者全員ヨリ設立認可ヲ申請スベシ

設立認可申請書ニハ定款及左ニ掲ゲタル事項ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ

一 事業計畫

二 組合ノ負擔ニ歸スベキ創立費及其ノ償却方法

三 引受アリタル出資ノ總口數

四 理事及監事ノ氏名及住所

五 組合員ノ總數十人ヲ超ユル組合ニ在リテハ其ノ事由

第二十五條ノ三 工業小組合ニ於ケル剩餘金ノ配當ハ配當スベキ金額ノ三分ノ一以内ノ金額ニ付テハ拂込ミタル出資額ニ依リ、殘餘ノ金額ニ付テハ取扱ヒタル物ノ

數量、價額又ハ事業ノ分量ニ依リ之ヲ爲スベシ

第二十五條ノ四 第五條ノ二第二項、第八條、第九條第一項第二項、第十一條、第十二條、第十三條、第十四條、第十七條及第十九條(第二號ヲ除ク)ノ規定ハ工業小組合ニ付テハ準用ス

第二十五條ノ五 工業組合中央會ハ毎年事業計畫及經費ノ收支豫算ヲ定メ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

第二十五條ノ六 第八條、第九條、第十一條、第十七條、第十九條及第二十四條ノ二ノ規定ハ工業組合中央會ニ付テハ準用ス但シ第十一條、第十九條及第二十四條ノ二ノ地方長官トアルハ)商工大臣トス

第二十六條 工業組合法第八條ノ四、第十二條第二項、第二十八條ノ三、第二十八條ノ五、第三十六條第四項及第四十九條第一項ニ於テ行政官廳トアルハ)商工大臣トス

工業組合法第十二條第一項、第三十條及第三十八條ノ規定ニ依リ準用シタル産業組合法第六十五條ニ於テ行政官廳ト稱スルハ)商工大臣トス但シ工業組合法第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル組合又ハ同法第三十三條ノ規定ニ依リ準用シタル同法第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル聯合會ニ關スル場合ニ在リテハ)商工大臣トス(昭和十二年商工省令第十七號)

場合ヲ除クノ外設立若ハ解散スル組合若ハ聯合會、合併併存續スル組合若ハ聯合會又ハ合併ニ因リテ設立スル組合若ハ聯合會ノ地區カ道府縣ノ區域ヲ超ユル場合ニ在リテハ)地方長官トス

工業組合法第六條ノ二、第六條ノ三第一項、第十九條、第二十條、第二十二條ノ二、第二十五條、第二十六條及第三十二條並ニ第三十八條ノ規定ニ依リ準用シタル同法第五十九條、産業組合法第二十四條及第三十九條ニ於テ行政官廳又ハ主務官廳ト稱スルハ)地方長官トス但シ全國ヲ地區トスル組合、地區カ道府縣ノ區域ヲ超ユル聯合會、工業組合法第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル組合、同法第三十三條ノ規定ニ依リ準用シタル同法第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル聯合會又ハ工業組合中央會ニ關スル場合ニ在リテハ)商工大臣トス

工業組合法第六條ノ三第二項、第七條、第二十條ノ三、第二十七條乃至第二十八條ノ二並ニ第三十八條ノ規定ニ依リ準用シタル産業組合法第六十條、第六十條ノ二、第七十三條ノ二及第七十三條ノ三ニ於テ行政官廳ト稱スルハ)商工大臣及地方長官(第二十條ノ三第二項ノ認可ニ付テハ)同條第一項ノ規定ニ依リ當該理事又ハ監事ノ選任ヲ爲シタル)商工大臣又ハ地方長官

宣、解散ニ付テハ)商工大臣トス但シ地區カ道府縣ノ區域ヲ超ユル組合若ハ聯合會、工業組合法第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル組合若ハ同法第三十三條ノ規定ニ依リ準用シタル同法第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル聯合會又ハ工業組合中央會ニ關スル場合ニ在リテハ)商工大臣トス

工業組合法第八條ノ二及第八條ノ三ニ於テ行政官廳トアルハ)商工大臣及組合又ハ聯合會ノ地區カ道府縣ノ區域ヲ超ユル場合ニ在リテハ)地方長官トス

工業組合法第三十三條ノ四及第三十三條ノ六ニ於テ行政官廳トアルハ)地方長官トス

第一項、第三項及第四項ノ規定ニ抱ラズ工業組合法第三十三條ノ十ノ規定ニ依リ準用シタル規定ニ於テ行政官廳ト稱スルハ)地方長官トス

第二十七條 本則中地方長官ト稱スルハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外主タル事務所所在地ノ地方長官トス

第二十八條 工業組合法又ハ本則ノ規定ニ依リ)商工大臣ニ差出スベキ書面ハ工業組合中央會ヨリ差出スモノヲ除クノ外地方長官ヲ經由スベシ

附則

本則ハ工業組合法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(大正十四年九月一日ヨリ施行)

附則

本令ハ昭和十二年法律第七十五號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十二年九月一日ヨリ施行)

本令施行前ニ工業組合法第十二條第一項、第三十條又ハ第三十八條ノ規定ニ依リ準用シタル産業組合法第六十五條ノ規定ニ依リ爲シタル認可申請ニ對スル處分ヲ爲ス行政官廳ハ)第二十六條ノ改正規定ニ拘ラズ)商工大臣トス(昭和十二年商工省令第十七號)

附則

本令ハ昭和十四年法律第六十五號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十四年七月二十六日商工省令第三十九號)

(別記様式省略)

工業組合法中主務大臣ノ行フ職務ニ關スル件

(昭和六年六月二十七日勅令第五十三號)

工業組合法中主務大臣ノ行フ職務ニシテ同法第三條第二項ノ規定又ハ同規定ヲ準用スル同法第三十三條ノ規定ニ依リ工業組合又ハ工業組合聯合會ノ行フ資金ノ貸付又ハ貯金ノ受入ノ事業ニ關スルモノハ)商工大臣大藏大臣ニ協議シテ之ヲ行フ



石 璃 品 輸 (昭和八年五月八日 商工省告示第二十一號)

綿 線 フ エ ル (昭和八年八月八日 商工省告示第四十一號)

煉 炭 香 (昭和八年九月十二日 商工省告示第五十四號)

澱 粉 (昭和八年十一月十三日 商工省告示第六十四號)

製 豆 腐 (昭和八年十一月二十五日 商工省告示第七十號)

凍 豆 腐 (昭和九年一月二十三日 商工省告示第四號)

植物油及同油粕 (昭和九年六月十五日 商工省告示第三十號)

疊 及 疊 床 (昭和九年六月十五日 商工省告示第三十號)

晒 染 絲 絲 (昭和九年六月十五日 商工省告示第三十號)

ス レ ー ト 製 品 池 (昭和九年八月二十八日 商工省告示第五十四號)

乾 電 池 (昭和九年十一月六日 商工省告示第七十四號)

フ エ ー ノ ー ル レ ジ ン 製 品 粉 (昭和十年一月二十九日 商工省告示第八號)

製 人 造 解 錫 (昭和十年七月八日 商工省告示第五十一號)

電 解 錫 (昭和十年七月八日 商工省告示第五十一號)

獸 油 脂 及 同 油 脂 粕 絲 (昭和十年七月八日 商工省告示第五十一號)

紡 織 毛 絲 (昭和十年七月八日 商工省告示第五十一號)

洋 麵 燈 (昭和十年七月八日 商工省告示第五十一號)

機 械 器 具 (昭和十年七月八日 商工省告示第五十一號)

樟 腦 及 樟 腦 油 (昭和十年八月六日 商工省告示第五十七號)

椰 子 製 品 (昭和十年八月六日 商工省告示第五十七號)

金 屬 箔 (昭和十年九月三日 商工省告示第六十三號)

蒲 筍 類 (昭和十年九月三日 商工省告示第六十三號)

フ イ ツ シ ュ ミ ー ル 製 品 (昭和十年十月十九日 商工省告示第七十六號)

山 葵 製 品 粉 (昭和十年十月十九日 商工省告示第七十六號)

石 灰 製 品 (昭和十年十月十九日 商工省告示第七十六號)

製 麻 材 品 (昭和十年十月十九日 商工省告示第七十六號)

擬 革 及 同 製 品 (昭和十一年八月二十五日 商工省告示第六十號)

油 工 及 食 料 油 粕 品 (昭和十一年八月二十五日 商工省告示第六十號)

履 食 粧 品 物 品 (昭和十一年八月二十五日 商工省告示第六十號)

化 粧 食 料 油 粕 品 (昭和十一年八月二十五日 商工省告示第六十號)

食 材 工 造 品 (昭和十一年八月二十五日 商工省告示第六十號)

石 材 工 造 品 (昭和十一年八月二十五日 商工省告示第六十號)

木 船 品 (昭和十一年八月二十五日 商工省告示第六十號)

鬚 網 物 (昭和十一年八月二十五日 商工省告示第六十號)

魚 網 物 (昭和十一年八月二十五日 商工省告示第六十號)

織 絲 網 物 (昭和十一年八月二十五日 商工省告示第六十號)

顔 料 及 塗 料 (昭和十一年一月十六日 商工省告示第二號)

身 邊 粧 飾 用 品 (昭和十一年一月十六日 商工省告示第二號)

石 綿 ス レ ー ト 製 品 (昭和十一年一月十六日 商工省告示第二號)

セ ル ロ イ ド 製 品 (昭和十一年一月十六日 商工省告示第二號)

紙 及 同 製 品 (昭和十一年一月十六日 商工省告示第二號)

機 械 器 具 (昭和十一年一月十六日 商工省告示第二號)

イ ン 肥 料 (昭和十一年一月十六日 商工省告示第二號)

硝 子 製 品 (昭和十一年一月十六日 商工省告示第二號)

漆 器 品 (昭和十一年一月十六日 商工省告示第二號)

玩 具 田 器 品 (昭和十一年一月十六日 商工省告示第二號)

鈕 釦 具 田 器 品 (昭和十一年一月十六日 商工省告示第二號)

刷 子 卸 具 田 器 品 (昭和十一年一月十六日 商工省告示第二號)

鉛 筆 子 卸 具 田 器 品 (昭和十一年一月十六日 商工省告示第二號)

人 造 珠 筆 子 卸 具 田 器 品 (昭和十一年一月十六日 商工省告示第二號)

傘 造 珠 筆 子 卸 具 田 器 品 (昭和十一年一月十六日 商工省告示第二號)

水 晶 製 品 (昭和十一年一月十六日 商工省告示第二號)

蘭 花 及 野 草 製 品 (昭和十一年一月十六日 商工省告示第二號)

爲ス者ニシテ日本陶磁器工業組合聯合會ノ所屬組合ニ加入シ居ラズ且其ノ生産額ガ該聯合會所屬ノ工業組合ノ組合員ノ總生産額ト同等以上ノ者ハ昭和十三年十月二十二日ヨリ陶磁器ノ電氣用製品ニ關シ日本陶磁器工業組合聯合會ノ定ムル製品ノ検査、生産ノ調節及共同販賣ノ強制並ニ之ニ關スル取締ニ從フベシ (昭和十三年十二月二十一日 商工省告示第六十七號)

鹿兒島縣大隅澱粉工業組合ノ地區内ニ於テ甘藷澱粉ノ製造ヲ業トスル者ハ昭和十三年十二月二十三日ヨリ該組合ノ定ムル製品ノ検査、生産ノ調節及原料甘藷ノ共同購入ノ強制並ニ之ニ關スル取締ニ從フベシ (昭和十四年四月二十日 商工省告示第九十號)

京都陶磁器工業組合ノ地區内ニ於テ陶磁器ノ製造ヲ業トスル者ハ昭和十四年四月二十二日ヨリ陶磁器ノ電氣用製品ニ關シ該組合ノ定ムル製品ノ検査、生産ノ調節及共同販賣ノ強制並ニ之ニ關スル取締ニ從フベシ (昭和十四年四月二十日 商工省告示第九十號)

會津磚子工業組合ノ地區内ニ於テ陶磁器ノ製造ヲ業トスル者ハ昭和十四年四月二十二日ヨリ陶磁器ノ電氣用製品ニ關シ該組合ノ定ムル製品ノ検査、生産ノ調節及共同販賣ノ強制並ニ之ニ關スル取締ニ從フベシ (昭和十四年四月二十日 商工省告示第九十號)

工業組合法第九條第二項ノ規定ニ依ル重要輸出品ヲ左ノ通指定ス (昭和六年六月二十九日 商工省告示第三十三號)

綿織物(交織物ヲ含ム)

絹織物(交織物ヲ含ム)

毛織物(交織物ヲ含ム)

人造絹織物(交織物ヲ含ム)

布 帛 製 品

莫 小 及 同 製 品

金 屬 製 品

自 轉 車 品

時 計 球 品

電 磁 器 品

陶 磁 器 品

護 謨 製 品

工業組合法施行規則第二十條ニ依ル命令 (昭和二年一月十八日商工省告示第一號以下四十三件ハ之ヲ省略ス)

(昭和十三年十月十日 商工省告示第三十二號)

日本陶磁器工業組合聯合會ノ地區内ニ於テクハ陶磁器製造ニ關スル工業組合(同工業組合聯合會ヲ含ム)及工業者(陶磁器ノ製造ヲ

爲ス者ニシテ日本陶磁器工業組合聯合會ノ所屬組合ニ加入シ居ラズ且其ノ生産額ガ該聯合會所屬ノ工業組合ノ組合員ノ總生産額ト同等以上ノ者ハ昭和十三年十月二十二日ヨリ陶磁器ノ電氣用製品ニ關シ日本陶磁器工業組合聯合會ノ定ムル製品ノ検査、生産ノ調節及共同販賣ノ強制並ニ之ニ關スル取締ニ從フベシ (昭和十三年十二月二十一日 商工省告示第六十七號)

鹿兒島縣大隅澱粉工業組合ノ地區内ニ於テ甘藷澱粉ノ製造ヲ業トスル者ハ昭和十三年十二月二十三日ヨリ該組合ノ定ムル製品ノ検査、生産ノ調節及原料甘藷ノ共同購入ノ強制並ニ之ニ關スル取締ニ從フベシ (昭和十四年四月二十日 商工省告示第九十號)

京都陶磁器工業組合ノ地區内ニ於テ陶磁器ノ製造ヲ業トスル者ハ昭和十四年四月二十二日ヨリ陶磁器ノ電氣用製品ニ關シ該組合ノ定ムル製品ノ検査、生産ノ調節及共同販賣ノ強制並ニ之ニ關スル取締ニ從フベシ (昭和十四年四月二十日 商工省告示第九十號)

會津磚子工業組合ノ地區内ニ於テ陶磁器ノ製造ヲ業トスル者ハ昭和十四年四月二十二日ヨリ陶磁器ノ電氣用製品ニ關シ該組合ノ定ムル製品ノ検査、生産ノ調節及共同販賣ノ強制並ニ之ニ關スル取締ニ從フベシ (昭和十四年四月二十日 商工省告示第九十號)

昭和十四年四月二十日  
商工省告示第九十二號

有田陶磁器工業組合ノ地區内ニ於テ陶磁器ノ製造ヲ業トスル者ハ昭和十四年四月二十二日ヨリ陶磁器ノ電氣用製品ニ關シ該組合ノ定ムル製品ノ検査、生産ノ調節及共同販賣ノ強制並ニ之ニ關スル取締ニ從フベシ

工業組合法及同法施行規則施行ニ關シ取扱方

(昭和十二年八月三十日)  
商工省訓令第五號

沿革 昭和十四年七月二十六日商工省訓令第三號改正

第一條 本訓令ニ於テ組合、聯合會又ハ小組合ト稱スルハ工業組合、工業組合聯合會又ハ工業小組合ヲ謂フ  
第一條ノ二 工業組合法施行規則第一條第三項ノ規定ニ依リ届出アリタルトキハ遲滞ナク左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ報告スベシ  
一 組合員タル資格ヲ有スル者ノ員數  
二 二種以上ノ工業者ヲ以テ組合ヲ設立セントスルトキハ工業ノ種類別ニ記載スルコト  
二 地區内ニ於ケル當該工業ノ最近三箇年間ニ於ケル毎年ノ製造又ハ加工ノ數

量及販賣價格又ハ加工料金  
三 地區内ニ於テ當該工業ニ關シ重要物產同業組合ノ存スル場合ニ在リテハ其ノ同業組合トノ關係  
四 其ノ他組合ノ設立ニ關シ參考トナルベキ事項  
第二條 左ノ書面ヲ進達セントスルトキハ意見書ヲ添附スベシ  
一 創立總會招集ノ認可申請書  
二 組合又ハ聯合會設立ノ認可申請書  
三 組合又ハ聯合會ノ合併又ハ解散ノ認可申請書  
四 工業組合法施行規則第二十二條ノ五ノ許可申請書  
第三條 組合又ハ聯合會ノ設立ノ認可ヲ爲サントスルトキハ豫メ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添附シ商工大臣ニ打合ヲ爲スベシ  
一 組合又ハ聯合會ノ設立ニ關スル意見  
二 組合又ハ聯合會ノ地區  
三 組合又ハ聯合會ヲ組織スルモノノ資格  
四 組合員タル資格ヲ有スル者ノ員數及組合設立同意者ノ員數(二種以上ノ工業者ヲ以テ組合ヲ設立セントスルトキハ工業ノ種類別ニ記載スルコト)又ハ聯合會ニ所屬スベキ組合、聯合會若ハ工業者ノ數  
五 事業及其ノ執行方法ノ要綱並ニ各事

業毎ノ一箇年ノ經費ノ收支概算  
第四條 組合又ハ聯合會ノ設立ノ認可ヲ爲シタルトキハ組合ニ在リテハ工業組合法施行規則第五條第二項、聯合會ニ在リテハ同則第二十四條第二項ニ掲ゲタル書面ヲ添附シ直ニ之ヲ商工大臣ニ報告スベシ  
第五條 組合又ハ聯合會ノ解散又ハ合併ノ認可ヲ爲サントスルトキハ意見書ヲ具シ豫メ商工大臣ニ打合ヲ爲スベシ  
第六條 組合又ハ聯合會ノ解散又ハ合併ノ認可ヲ爲シタルトキハ解散ノ場合ニ在リテハ工業組合法施行規則第十七條、合併ノ場合ニ在リテハ同則第十八條ニ掲ゲタル書面ヲ添附シ直ニ之ヲ商工大臣ニ報告スベシ  
第七條 工業組合法施行規則第二十條ノ規定ニ依リ告示アリタルトキハ組合(全國ヲ地區トスル組合又ハ工業組合法第二十八條ノ三ノ規定ニ依リ組合ヲ除ク)又ハ地區ガ道府縣ノ區域ヲ超エザル聯合會(工業組合法第三十三條ノ規定ニ依リ準用シタル同法第二十八條ノ三ノ規定ニ依リ聯合會ヲ除ク)ノ主タル事務所所在地ノ地方長官ハ當該組合又ハ聯合會ヲシテ指定セラレタル資格ヲ有スル者ニ對シ指定セラレタル事項及之ニ關スル組合又ハ聯合會ノ規則ヲ通知セシムベシ  
第八條 當該官吏ヲシテ工業組合法第八條

ノ三第二項ノ處分ヲ爲サシメントスル場合ニ於テハ其ノ命令書ヲ携帶セシムベシ  
第九條 組合又ハ聯合會ノ定款變更等ニシテ重要ナルモノ又ハ事ノ異例ニ屬スルモノニ付認可其ノ他ノ處分ヲ爲ス場合ニ於テハ豫メ商工大臣ニ打合ヲ爲スベシ  
第十條 組合ノ地區ガ道府縣ノ區域ヲ超ユル場合ニ於テ地區又ハ組合員タル資格ニ關スル定款變更ノ認可ヲ爲サントスルトキハ豫メ關係地方長官ニ協議スベシ定款ノ變更ニシテ之ニ因リ地區ガ道府縣ノ區域ヲ超ユベキモノノ認可ニ付亦同ジ  
前項ノ場合ニ於テ協議整ハザルトキハ關係地方長官ノ意見書ヲ添附シ商工大臣ノ指揮ヲ請フベシ  
第十一條 工業組合法第六條ノ二、第六條ノ三、第七條、第十九條第二項、第二十六條第三項、第二十七條ノ二第一項、第二十八條ノ二、第三十二條第二項、第三十八條ノ規定ニ依リ準用シタル産業組合法第三十九條、第六十條ノ二、第七十三條ノ二及第七十三條ノ三並ニ工業組合法施行規則第十條、第十一條、第十九條及第二十二條ノ規定ニ依リ處理シタルトキハ運帶ナク之ヲ商工大臣ニ報告スベシ(工業組合法施行規則第十一條ニ關スルモノハ報告書ニ通提出ノコト)

第十一條ノ二 小組合設立又ハ解散ノ認可ヲ爲シタルトキハ設立ノ場合ニ在リテハ定款、解散ノ場合ニ在リテハ總會ノ決議録ノ謄本、財産目録及貸借對照表ヲ添附シ直ニ之ヲ商工大臣ニ報告スベシ  
第十一條ノ三 小組合ニ付テハ毎年三月三十一日現在ニ依リ四月三十日迄ニ左ノ事項ヲ別記様式ニ依リ商工大臣ニ報告スベシ  
一 名稱  
二 組合員タル資格  
三 組合員ノ總數  
四 出資總額

五 最近一箇年間ニ於ケル小組合ノ販賣數量及價額(組合員原材料ノ全部又ハ一部ノ支給ヲ受ケ製造又ハ加工ヲ爲ス者ナル場合ニ於テハ其ノ請負數量及金額)  
六 加入シタル工業組合名  
第十二條 工業組合法及同法施行規則施行ニ關スル道府縣令ヲ定メタルトキハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ報告スベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ  
附則  
昭和六年商工省訓令第四號ハ之ヲ廢止ス

別記様式

名 稱	組合員タル資格	組合員ノ總數	出資總額	販賣數量(又ハ請負數量)	販賣價額(又ハ請負金額)	加入シタル工業組合名

本報告用紙ノ寸法ハ商工省告示日本標準規格第九十二號B列五番(193 X 267mm)ニ依ルモノトス

朝鮮工業組合法

(昭和十三年八月二日) 勅令第二十七號

第一條 工業者ハ其ノ工業ノ改良發達ヲ圖ル爲共同ノ施設ヲ爲ス目的ヲ以テ工業組合ヲ設立スルコトヲ得但シ特別ノ事情アルトキハ二種以上ノ工業者ヲ以テ之ヲ設立スルコトヲ得

第二條 工業組合ハ法人トス

第三條 工業組合ハ左ノ事業ヲ行フコトヲ得

一 組合員ノ製品、其ノ原料若ハ材料又ハ製造若ハ加工ノ設備ニ對スル檢査其ノ他必要ナル取締又ハ事業經營ニ對スル制限

二 組合員ノ製品ノ加工又ハ販賣、組合員ノ營業ニ必要ナル物ノ供給、共同設備ノ設置其ノ他組合員ノ營業ニ關スル共同施設

三 組合員ノ營業ニ關スル指導、研究、調査其ノ他組合員ノ利益ヲ達スルニ必要ナル施設

組合員前項ノ事業ノ外組合員ニ對シ其ノ營業ニ必要ナル資金ノ貸付又ハ組合員ノ爲ニスル其ノ營業上ノ債務ノ保證ヲ併セ行フコトヲ得

第一項ニ掲ゲタル組合ノ施設ハ組合員ノ利用ニ支障ナキ場合ニ限り組合員ニ非ザル者ヲシテ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ之ヲ利用セシムルコトヲ得

第四條 工業組合ハ其ノ名稱中ニ工業組合ナル文字ヲ用フベシ但シ第五十條ノ規定ニ依ル工業組合ハ統制工業組合ナル文字ヲ用フベシ

工業組合ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ工業組合ナル文字ヲ用フコトヲ得ズ

第五十條ノ規定ニ依ル工業組合ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ統制工業組合ナル文字ヲ用フコトヲ得ズ

第五條 工業組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ經費ヲ組合員ニ分賦スルコトヲ得

第六條 工業組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ定款違反者ニ對シ過意金ヲ課シ又ハ其ノ違反ニ係ル工產品ニシテ違反者ノ所有スルモノニ付抑留其ノ他必要ナル處分ヲ爲シ特ニ必要アルトキハ沒收ヲ爲スコトヲ得

第七條 工業組合定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ノ事業經營ニ對スル制限ヲ行フ場合ニ於テハ總會ノ議決ヲ經テ之ニ關スル規程ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ其ノ規程ヲ變更セントスル場合亦同ジ

第八條 工業組合前條ノ規程ニ基キ製造又ハ加工ノ數量、販賣價格、加工料金其ノ他朝鮮總督ノ定ムル事項ニ付決定ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク之ヲ行政官廳ニ届出ヅベシ

行政官廳必要アリト認ムルトキハ前項ノ

決定ノ變更又ハ取消ヲ爲スコトヲ得

第九條 營業上ノ弊害ヲ豫防シ若ハ矯正スル爲又ハ工業ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ行政官廳ハ工業組合ニ對シ必要ナル施設ヲ命ズルコトヲ得

第十條 營業上ノ弊害ヲ豫防シ若ハ矯正スル爲又ハ工業ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ朝鮮總督ハ工業組合ノ組合員又ハ其ノ組合ノ組合員ニ非ズシテ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ其ノ組合ノ定ムル取締又ハ制限ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十一條 前條ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ於テ行政官廳取締上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ工場、倉庫、店舖其ノ他ノ場所ニ臨檢シ物品、帳簿其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ當該官吏ハ工業組合ノ檢査員ヲシテ必要ナル補助ヲ爲サシムルコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テ當該官吏前條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者アリト認ムルトキハ被疑者若ハ參考人ヲ尋問シ又ハ犯罪ノ事實ヲ證明スベキ物件ヲ搜索シ若ハ之ガ差押ヲ爲スコトヲ得

臨檢、尋問、搜索及差押ニ關シテハ朝鮮間接國稅犯則者處分令ヲ準用ス

第十二條 行政官廳第十條ノ規定ニ依ル命

令ヲ遵守セシムル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ命令ニ從フベキ者ニ對シ其ノ製造又ハ加工ノ設備ノ使用ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ行政官廳取締上必要アリト認ムルトキハ製造又ハ加工ノ設備ニ付封印ヲ施シ、其ノ要部ヲ取外シ其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第十三條 第十條ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ命令ノ效力ヲ有スル期間ヲ限リ當該工業組合ノ地區内ニ於ケル當該工業ニ關スル製造又ハ加工ノ設備ノ新設又ハ擴張ニ付朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ許可ヲ受ケシムルコトヲ得

第十四條 本令ニ依リ登記スベキ事項ハ登記前ニ在リテハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十五條 本令ニ依リ登記スベキ事項ハ其ノ事實ノ生ジタル後二週間以内ニ之ヲ登記スベシ

登記スベキ事項ニシテ行政官廳ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第十六條 工業組合ヲ設立セントスルトキハ豫メ地區ヲ定メ其ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任シ朝鮮總督

ノ認可ヲ受クベシ但シ組合員タル資格ヲ有スル者ノ工業ノ種類ニ以上アルトキハ各其ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

前項ノ同意ヲ得ルコト能ハザルトキハ特別ノ事由アル場合ニ於テハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ創立總會ヲ召集スルコトヲ得

第十七條 創立總會ニ於ケル議決及役員ノ選任ハ設立同意者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス但シ設立同意者ノ工業ノ種類ニ以上アルトキハ各其ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第十八條 設立同意者ハ創立總會ニ於テ代理人ヲ以テ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得

前項ノ代理人ハ設立同意者タルコトヲ要ス但シ法人タル設立同意者ハ其ノ業務ヲ執行スル役員又ハ支配人ヲ代理人ト爲スコトヲ得

代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ差出スベシ

第十九條 工業組合ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ但シ第五十條ノ規定ニ依ル工業組合ニ在リテハ第六號乃至第九號及第十五號ニ掲ゲタル事項ハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ

一 目的

二 名稱

三 地區

四 事務所ノ所在地

五 組合員タル資格ニ關スル規定

六 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定

七 出資一口ノ金額及其ノ拂込方法

八 剩餘金ノ處分及損失分擔ニ關スル規定

九 準備金ノ額及其ノ積立ノ方法

十 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

十一 事業及其ノ執行ニ關スル規定

十二 役員ニ關スル規定

十三 會議ニ關スル規定

十四 會計ニ關スル規定

十五 存立ノ時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

第二十條 工業組合ハ設立ノ認可アリタル時又ハ第五十條第二項ノ規定ニ依リ定款ノ作成アリタル時成立ス

第二十一條 工業組合ハ出資ノ第一回ノ拂込アリタル後二週間以内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ但シ第五十條ノ規定ニ依ル工業組合ニ在リテハ其ノ成立後二週間以内ニ之ヲ爲スベシ

登記スベキ事項左ノ如シ但シ第五十條ノ規定ニ依ル工業組合ニ在リテハ第三號及第四號ニ掲ゲタル事項並ニ第十九條第七號及第十五號ニ掲ゲタル事項ハ之ヲ登記スルコトヲ要セズ

一 第十九條第一號乃至第三號、第七號



及第十五號ニ掲ゲタル事項  
 二 事務所  
 三 出資ノ總口數及拂込ミタル出資ノ總額  
 四 第二十四條ノ規定ニ依ル工業組合ニ在リテハ各組員ノ氏名又ハ名稱、住所及保證金額  
 五 成立ノ年月日  
 六 理事及監事ノ氏名及住所  
 前項ニ掲ゲタル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ其ノ登記ヲ爲スベシ但シ前項第三號ニ掲ゲタル事項ニ付テハ毎事業年度末日ノ現在ニ依リ事業年度終了後一月以内ニ登記ヲ爲スコトヲ得  
 第二十二條 組合員ハ出資一口以上ヲ有スベシ  
 組合員ノ有スベキ出資口數ハ五十口ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ之ヲ増加スルコトヲ得  
 第二十三條 組合員ノ責任ハ第五條ノ規定ニ依リ費用負擔ノ外其ノ出資額ノ限度トス  
 第二十四條 工業組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハザル場合ニ於テ組合員ノ全員ガ其ノ出資額ノ外一定ノ金額(保證金額)ヲ限度トシテ責任ヲ負擔スルモノト爲スコトヲ得  
 第二十五條 工業組合ハ總組合員ノ同意ヲ

以テ其ノ組織ヲ變更シ前條ノ規定ニ依リ責任ヲ負擔スルモノト爲シ又ハ之ヲ負擔セザルモノト爲スコトヲ得  
 第二十六條 新ニ工業組合ニ加入シタル組員ハ其ノ加入前ニ生ジタル組合ノ債務ニ付テモ亦責任ヲ負擔ス  
 第二十七條 組合員ハ總組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タル事項及其ノ招集ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ理事ニ提出シテ總會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得  
 理事ガ正當ノ理由ナクシテ前項ノ規定ニ依リ請求アリタル後二週間以内ニ總會招集ノ手續ヲ爲サザルトキハ請求者ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケテ之ヲ招集スルコトヲ得  
 第二十八條 工業組合ニハ理事及監事ヲ置クベシ  
 常務ヲ擔當スル理事ハ行政官廳之ヲ任免ス  
 前項以外ノ理事及監事ハ總會ニ於テ組合員又ハ組合員タル法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ中ヨリ之ヲ選任ス但シ組合設立當時ノ前項以外ノ理事及監事ハ創立總會ニ於テ第十六條第一項ノ場合ニ在リテハ設立同意者又ハ設立同意者タル法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ中ヨリ、第五十一條第一項ノ場合ニ在リテハ組合員タル資格ヲ有スル者又ハ組合員タル資格ヲ有スル法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ中ヨリ之ヲ選任スベシ

特別ノ事由アルトキハ前項ニ規定スル理事又ハ監事ハ前項ニ該當セザル者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得  
 第一項ノ規定ニ依リ役員ノ外定款ノ定ムル所ニ依リ他ノ役員ヲ置クコトヲ得  
 第二十九條 常務ヲ擔當スル理事以外ノ理事ノ選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ  
 第三十條 理事及監事ノ選任ハ總組合員ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ決ス但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
 第三十一條 組合員ハ總會ニ於テ各一個ノ議決權ヲ有ス但シ定款ノ定ムル所ニ依リ一人ニ付議決權總數ノ十分ノ三ヲ超エザル範圍内ニ於テ出資口數ニ應ジ二個以上ノ議決權ヲ有セシムルコトヲ得  
 第三十二條 工業組合ハ定款ヲ各事務所ニ備置キ且組合員名簿ヲ主タル事務所ニ備置クベシ  
 組合員名簿ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ  
 一 各組合員ノ氏名又ハ名稱及住所  
 二 各組合員ノ出資口數  
 三 各組合員ノ拂込ミタル金額及其ノ拂込ノ年月日  
 四 出資各口ノ取得年月日  
 五 第二十四條ノ規定ニ依リ工業組合ニ在リテハ各組合員ノ保證金額  
 組合員及組合ノ債權者ハ第一項ニ掲ゲタル書類ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得

第三十三條 組合員ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席ト看做ス  
 前項ノ代理人ハ組合員タルコトヲ要ス但シ法人タル組合員ハ其ノ業務ヲ執行スル役員又ハ支配人ヲ代理ト爲スコトヲ得代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ組合ニ差出スベシ  
 第三十四條 工業組合ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ定款ヲ以テ總會ニ代ルベキ總代會ヲ設クルコトヲ得  
 總會ニ關スル規定ハ前項ノ總代會ニ之ヲ準用ス但シ總代會ニ於テハ解散及合併ノ議決ヲ爲スコトヲ得ズ  
 第三十五條 經費ヲ組合員ニ分賦スル工業組合ニ在リテハ其ノ經費ノ收支豫算及分賦收入方法ハ總會ノ議決ヲ經ベシ但シ組合設立當時ノ經費ノ收支豫算及分賦收入方法ハ創立總會ニ於テ之ヲ議決スベシ  
 第三十條ノ規定ハ前項ノ總會ノ議決ニ之ヲ準用ス  
 第三十六條 組合員ガ其ノ出資ノ拂込ヲ終ル迄ハ之ニ配當スベキ剩餘金ハ其ノ拂込ニ充ツベシ但シ取扱ヒタル物ノ數量、價額其ノ他事業ノ分量ニ對シテ配當スベキ剩餘金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
 組合員ニ配當スベキ剩餘金又ハ持分ノ計算ニ付テハ計算ノ基礎ト爲ルベキ金額ニシテ計算上不便ナル端數金額ハ之ヲ切捨ツルコトヲ得

第三十七條 工業組合ハ第六十八條第一項ノ規定ニ依リ準用シタル朝鮮産業組合令第五十三條第一項ノ場合ヲ除クノ外持分ノ拂戻ヲ爲スコトヲ得ズ  
 第三十八條 組合員タル資格ヲ有スル者工業組合ニ加入セントスルトキハ組合ハ正當ノ理由ナクシテ加入ニ困難ナル條件ヲ附シ又ハ其ノ加入ヲ拒ムコトヲ得ズ  
 第三十九條 組合員ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ一定ノ期間前ニ豫告ヲ爲シ工業組合ノ承諾ヲ得タル場合ニハ事業年度ノ終ニ於テ退還スルコトヲ得  
 組合ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ズ  
 第四十條 除名ノ事由ハ定款ヲ以テ之ヲ定ム  
 除名ハ總會ノ議決ニ依リ但シ除名シタル組合員ニ其ノ旨ヲ通知スルニ非ザレバ之ヲ以テ其ノ組合員ニ對抗スルコトヲ得ズ  
 第三十條ノ規定ハ前項ノ議決ニ之ヲ準用ス  
 第四十一條 持分ノ拂戻ハ事業年度ノ終ヨリ三月以内ニ之ヲ爲スベシ但シ第六十八條第一項ノ規定ニ依リ準用シタル朝鮮産業組合令第五十四條但書ノ場合ニ於テハ退還ノ時ヨリ三月以内ニ之ヲ爲スベシ  
 持分拂戻ノ請求權ハ前項ノ期間經過ノ後二年間之ヲ行ハザルニ因リテ消滅ス

第四十二條 持分ノ計算ヲ爲スニ當リ組合財産ヲ以テ組合ノ債務ヲ完済スルニ足ラザルトキハ退還シタル組合員ハ其ノ負擔ニ歸スベキ損失額ヲ拂込ムベシ  
 第四十三條 第二十四條ノ規定ニ依リ工業組合ニ在リテハ退還シタル組合員ハ退還前ノ組合債權者ニ對シ其ノ退還ヲ工業組合登記簿ニ記載シタル後二年間責任ヲ負擔ス  
 前項ノ期間ハ總組合員ノ同意アルトキハ定款ヲ以テ之ヲ延長スルコトヲ得  
 前項ノ規定ニ依リ延長シタル期間ハ第一項ノ規定ニ違背セザル限り之ヲ短縮スルコトヲ得  
 前三項ノ規定ハ持分ヲ讓渡シタル組合員ニ之ヲ準用ス  
 第四十四條 第三條第一項第一號ノ規定ニ依リ檢査ヲ行フ工業組合ニ在リテハ檢査員ヲ置クベシ  
 檢査員ノ選任及解任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ  
 第四十五條 工業組合ハ檢査員ノ服務ニ關スル規程ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ  
 第四十六條 理事ノ缺ケタル爲損害ヲ生ズル虞アルトキハ行政官廳ハ假ニ理事ヲ選任スルコトヲ得  
 第四十七條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ檢査員ノ選任又ハ解任ヲ爲スコトヲ得

第四十八條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ工業組合ニ對シ經費ノ收支豫算、其ノ分賦收入方法、定款又ハ第七條ノ規程ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第四十九條 工業組合ノ事業若ハ組合財産ノ狀況ニ依リ其ノ事業ノ繼續ヲ困難ナリト認ムルトキ又ハ組合ノ行為方法令、定款若ハ行政官廳ノ命令ニ違反シタルトキ若ハ公益ヲ害スル虞アルトキハ行政官廳ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

- 一 總會ノ決議ヲ取消
- 二 役員ノ解任
- 三 組合ノ事業ノ停止
- 四 組合ノ解散

第五十條 朝鮮總督當該工業ノ統制ヲ圖リ國民經濟ノ健全ナル發達ヲ期スル爲メ特ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ地區及組合員タル資格ヲ定メ其ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ工業組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者朝鮮總督ノ指定スル期限迄ニ設立ノ認可ヲ申請セザルトキハ朝鮮總督ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第五十一條 前條第一項ノ規定ニ依リ工業組合ノ設立ヲ命ゼラレタルトキハ創立總會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任シ朝鮮總督ノ指定スル期限迄ニ設立ノ認可ヲ申請スベシ

前項ノ創立總會ニ於ケル議決及役員ノ選任ハ出席者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス

第五十二條 朝鮮總督第五十條第二項ノ規定ニ依リ定款ヲ作成シタルトキハ理事及監事ヲ命ズ

前項ノ理事ハ遲滞ナク總會ヲ招集スベシ

前項ノ總會ニ於テハ組合設立當時ノ經費ノ收支豫算及分賦收入方法ヲ議決スベシ

第三十條ノ規定ハ前項ノ議決ニ之ヲ準用ス

第五十三條 第五十條ノ規定ニ依リ工業組合ハ第三條第一項第二號及第二項ノ事業ヲ行フコトヲ得ズ

第五十四條 第五十條ノ規定ニ依リ工業組合成立シタルトキハ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ハ其ノ組合ノ組合員トス

第五十五條 第五十條ノ規定ニ依リ工業組合ハ其ノ組合員ヲシテ出資ヲ爲サシムルコトヲ得ズ

第五十六條 第五十條ノ規定ニ依リ工業組合ハ合併ヲ爲スコトヲ得ズ

第五十七條 工業組合ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

- 一 定款ニ定メタル事由ノ發生
- 二 總會ノ議決
- 三 組合ノ合併

四 組合ノ破産

五 第四十九條ノ規定ニ依リ組合ノ解散

第三十條ノ規定ハ解散及合併ノ議決ニ之ヲ準用ス但シ合併ニ因リテ組織ノ變更ト同一ノ結果ヲ生ズベキトキハ其ノ合併ニ付總會員ノ同意アルコトヲ要ス

總會ノ議決ニ因リ解散又ハ合併ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第五十八條 工業組合ガ解散シタルトキハ合併及破産ノ場合ヲ除クノ外各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スベシ

第五十九條 工業組合ガ合併ヲ爲シタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ合併後存積スル組合ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ消滅シタル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ設立ノ登記ヲ爲スベシ

第六十條 清算人ハ其ノ職務ノ範圍内ニ於テ理事ト同一ノ權利義務ヲ有ス

第六十一條 清算人ノ選任アリタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ氏名及住所ヲ登記スベシ

前項ノ登記事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ其ノ登記ヲ爲スベシ

第六十二條 清算終了シタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スベシ

第六十三條 工業組合ノ登記ニ付テハ其ノ事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方法院又ハ其ノ支廳若ハ出張所ヲ以テ管轄登記所トス

第六十四條 設立ノ登記ハ理事及監事ノ全員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スベシ

申請書ニハ定款、創立總會又ハ總會ノ決議書ノ謄本、組合ノ設立アリタルコトヲ證明スル書面、出資ノ總口數ヲ證明スル書面、第一回ノ拂込アリタルコトヲ證明スル書面並ニ理事及監事ノ資格ヲ證明スル書面ヲ添附スベシ但シ第五十條ノ規定ニ依リ工業組合ニシテ朝鮮總督ノ處分ニ因リ成立シタルモノニ在リテハ創立總會又ハ總會ノ決議書ノ謄本、出資ノ總口數ヲ證明スル書面及出資ノ第一回ノ拂込アリタルコトヲ證明スル書面、其ノ他ノモノニ在リテハ出資ノ總口數ヲ證明スル書面及出資ノ第一回ノ拂込アリタルコトヲ證明スル書面ハ之ヲ添附スルコトヲ要セズ

第六十五條 事務所ノ新設、移轉其ノ他登記事項ノ變更ノ登記ハ理事又ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スベシ但シ合併又ハ出資一口ノ金額若ハ保證金額ノ減少ニ因リ變更ノ登記ハ理事及監事ノ全員ヨリ之ヲ爲スベシ

申請書ニハ申請人ノ資格ヲ證明スル書面及登記事項ノ變更ヲ證明スル書面ヲ添附スベシ但シ前ニ登記ノ申請ヲ爲シタル申請人が同一登記所ニ前項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ資格ヲ證明スル書面ヲ添附スルコトヲ要セズ

出資一口ノ金額又ハ保證金額ノ減少ノ登記申請書ニハ前項ニ規定スル書面ノ外本令ニ依リ催告ヲ爲シタルコト及異議ヲ述ベタル債權者アル場合ニ於テハ之ニ對シ辨濟ヲ爲シ又ハ擔保ヲ供シタルコトヲ證明スル書面ヲ添附スベシ

第六十六條 解散ノ登記ハ合併ニ因リ解散ノ場合ニ於テハ解散シタルトキノ理事及監事ノ全員、其ノ他ノ場合ニ於テハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スベシ

申請書ニハ解散ノ事由ヲ證明スル書面及理事ガ清算人タラザル場合ニ於テハ申請人ノ資格ヲ證明スル書面ヲ添附スベシ

前條第三項ノ規定ハ合併ニ因リ解散ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

工業組合ガ處分ニ因リテ解散シタルトキハ登記所ハ朝鮮總督ノ囑託ニ因リテ登記ヲ爲スベシ

第六十七條 清算終了ノ登記ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スベシ

第六十八條 朝鮮民事令ニ於テ依リコトヲ定メタル民法第四十四條第一項、第四十五條第二項、第四十八條、第五十條、第五十二條第二項、第五十三條乃至第五十五條、第五十九條、第六十條、第六十一條、第六十二條、第六十三條、第六十四條、第六十六條、第六十七條、第六十八條乃至第八十一條、朝鮮民事令ニ於テ依リコトヲ定メタル非訟事件手續法第三百三十八條、第三百三十八條之三、第四百一十一條乃至第四百一十一條ノ六、

第五百十四條乃至第五百十八條、第五百十五條、第五百七十五條、第五百七十六條及第五百七十八條並ニ朝鮮產業組合令第五條、第九條、第十條第一項、第十一條、第十二條、第十三條、第十四條乃至第二十一條、第二十二條、第二十三條、第二十四條、第二十五條、第二十六條、第二十七條、第二十八條、第二十九條、第三十條、第三十一條、第三十二條、第三十三條、第三十四條、第三十五條、第三十六條、第三十七條乃至第三十九條、第四十條、第四十一條、第四十二條、第四十三條、第四十四條、第四十五條、第四十六條乃至第四十九條、第五十條、第五十一條、第五十二條、第五十三條、第五十四條、第五十五條、第五十六條、第六十四條及第六十七條ノ規定ヲ除クハ工業組合ニ之ヲ準用ス但シ民法第四十五條第三項及第四十八條第一項中一週間トアルハ二週間トシ朝鮮產業組合令第二十三條、第三十八條第二項、第七十三條及第七十四條第二項中道知事トアルハ行政官廳トシ同令第三十七條第一項及第三十八條中組合長トアルハ理事トシ同令第四十一條第二項及第六十二條第一項中

四分ノ三トアルハ三分ノ二トス  
前項ノ規定ニ依リ準用シタル朝鮮産業組  
合令第四十三條及第四十四條ノ規定ハ組  
合員ノ保證金額ノ減少、組合ノ合併及第  
四十三條第三項ノ場合並ニ組合ノ組織ノ  
變更ニ因リ組合員ノ責任ヲ減少スル場合  
ニ之ヲ準用ス

第六十九條 工業組合聯合會ハ所屬ノ工業  
組合及工業組合聯合會ノ共同ノ目的ヲ達  
スル爲之ヲ設立スルコトヲ得  
聯合會ハ工業組合又ハ工業組合聯合會ヲ  
以テ之ヲ組織ス但シ特別ノ事由アルトキ  
ハ組合、聯合會又ハ其ノ組合ノ組合員ト  
同種ノ工業ヲ營ム者ヲ以テ之ヲ組織スル  
コトヲ得

聯合會ハ法人トス

第七十條 工業組合聯合會ヲ設立セントス  
ルトキ又ハ第七十五條ノ規定ニ依リ準  
用シタル第五十條ノ規定ニ依リ其ノ設立  
ヲ命ゼラレタルトキハ朝鮮總督ノ定ムル  
所ニ依リ所屬ノ各組合、聯合會及工業者  
ニ於テ選任シタル創立委員ヲ以テ創立委  
員會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定  
ム役員ヲ選任シ朝鮮總督ノ認可ヲ受クベ  
シ

第七十一條 創立委員會ニ於ケル議決及役  
員ノ選任ハ創立委員總數ノ三分ノ二以上  
ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス

第七十八條ノ規定ハ創立委員ニテ準用ス  
前二項ノ規定ハ第七十五條ノ規定ニ依リ  
準用シタル第五十條ノ規定ニ依ル工業組

合聯合會ニ付テハ之ヲ適用セズ

第七十二條 工業組合聯合會ノ常務ヲ擔當  
スル理事以外ノ理事及監事ハ總會ニ於テ  
所屬ノ組合及聯合會ノ理事若ハ監事又ハ  
所屬ノ工業者若ハ所屬ノ工業者タル法人  
ノ業務ヲ執行スル役員ノ中ヨリ之ヲ選任  
ス但シ聯合會設立當時ノ常務ヲ擔當スル  
理事以外ノ理事及監事ハ創立委員會ニ於  
テ之ヲ選任スベシ

特別ノ事由アルトキハ前項ニ規定スル理  
事又ハ監事ハ前項ニ該當セザル者ヨリ之  
ヲ選任スルコトヲ得

第七十三條 第七十五條ノ規定ニ依リ準用  
シタル第二十四條ノ規定ニ依ル工業組合  
聯合會ノ所屬組合及所屬聯合會ノ保證責  
任ハ其ノ出資總額ノ範圍内ニ於テ之ヲ定  
ムベシ

第七十四條 工業組合又ハ工業組合聯合會  
ガ工業組合聯合會ニ加入シ又ハ脱退セン  
トスルトキハ總會ノ議決ヲ經ルコトヲ要  
ス

第七十五條ノ規定ハ前項ノ議決ニ之ヲ準用  
ス

第七十六條 朝鮮工業組合中央會ハ工業組  
合及工業組合聯合會ノ普及、發達及連絡

ヲ圖ル目的ヲ以テ之ヲ設立スルコトヲ  
得

朝鮮工業組合中央會ハ法人トス

第七十七條 朝鮮工業組合中央會ハ其ノ名  
稱中ニ朝鮮工業組合中央會ナル文字ヲ用  
フベシ

第七十八條 朝鮮工業組合中央會ハ朝鮮ヲ  
通ジテ一個トシ其ノ設立ハ朝鮮總督ノ認  
可ヲ受クベシ

朝鮮工業組合中央會ノ設立ニ關シ必要ナ  
ル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第七十九條 工業組合及工業組合聯合會ハ  
朝鮮工業組合中央會ノ會員ト爲ルコトヲ  
得

前項以外ノ者ト雖モ定款ノ定ムル所ニ依  
リ朝鮮工業組合中央會ノ會員ト爲ルコト  
ヲ得

第八十條 朝鮮工業組合中央會ノ定款ニハ  
左ノ事項ヲ記載スベシ

一 目的  
二 名稱  
三 事務所ノ所在地  
四 會員ノ加入及脱退ニ關スル規定  
五 會員ノ權利義務ニ關スル規定  
六 資産ニ關スル規定  
七 事業及其ノ執行ニ關スル規定  
八 役員ニ關スル規定  
九 會議ニ關スル規定  
十 存立ノ時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタ  
ルトキハ其ノ時期又ハ事由

第八十一條 朝鮮工業組合中央會設立ノ認  
可アリタルトキハ主タル事務所ノ所在地  
ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ

登記スベキ事項左ノ如シ

一 前條第一號、第二號及第十號ニ掲ゲ  
タル事項

二 事務所

三 資産ノ總額

四 設立認可ノ年月日

五 理事及監事ノ氏名及住所

前項ニ掲ゲタル事項中ニ變更ヲ生ジタル  
トキハ其ノ登記ヲ爲スベシ但シ前項第三  
號ニ掲ゲタル事項ニ付テハ毎事業年度末  
日ノ現在ニ依リ事業年度終了後二月以内  
ニ登記ヲ爲スコトヲ得

第八十二條 朝鮮工業組合中央會ニハ理事  
及監事ヲ置クベシ

第八十三條 朝鮮工業組合中央會ノ理事及  
監事ハ總會ニ於テ會員タル工業組合若ハ  
工業組合聯合會ノ理事若ハ監事又ハ第七  
十九條第二項ノ會員ノ中ヨリ之ヲ選任ス  
但シ中央會設立當時ノ理事及監事ノ選任  
方法ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依ル  
理事ノ選任ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クルニ  
非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第八十四條 第四條第二項、第二十七條第  
三十條乃至第三十四條、第三十八條、第四  
十六條、第四十八條、第四十九條、第五十  
七條、第五十八條、第六十條乃至第六十七  
條、第六十八條第一項、第八十五條及第八

十六條ノ規定ハ朝鮮工業組合中央會ニ之  
ヲ準用ス但シ第六十八條第一項ノ規定ニ  
依リ準用シタル非訟事件手續法第四百十  
一條並ニ朝鮮産業組合令第十條第一項、  
第十一條、第十八條乃至第二十一條、第四  
十三條、第四十四條、第四十六條乃至第四  
十九條、第五十一條、第五十三條第一項、  
第五十四條、第五十六條、第六十四條及第  
六十七條ノ規定ヲ除ク

第八十五條 左ノ場合ニ於テハ工業組合ノ  
理事、監事又ハ清算人ヲ十圓以上五百圓  
以下ノ過料ニ處ス

一 本令ニ依リ行政官廳ノ認可ヲ受クベ  
キ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ  
二 本令ニ依ル登記ヲ爲スコトヲ怠リ又  
ハ不正ノ登記ヲ爲スコトヲ怠リ又  
三 本令ニ依ル届出ヲ爲スコトヲ怠リ又  
ハ不正ノ届出ヲ爲スコトヲ怠リ又  
四 行政官廳又ハ總會若ハ總代會ニ對シ  
不實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタ  
ルトキ

五 本令ニ依リ行政官廳ノ徵スル報告ヲ  
差出サズ、其ノ検査ヲ拒ミ其ノ他行政  
官廳ノ命令又ハ處分ニ從ハザルトキ  
六 本令ニ依ル總會又ハ總代會ノ招集ヲ  
怠リタルトキ

七 本令ニ依リ事務所ニ備置クベキ書類  
ヲ備ヘザルトキ、其ノ書類ニ記載スベ  
キ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲  
シタルトキ又ハ正當ノ理由ナクシテ其

ノ開覽ヲ拒ミタルトキ

八 本令ニ違反シテ組合員ノ持分ヲ拂戻  
シタルトキ

九 本令ニ違反シテ組合員ノ持分  
ヲ取得シ又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ受  
ケタルトキ

十 本令ニ違反シテ破産ノ宣告ヲ請求セ  
ザルトキ

十一 本令ニ違反シテ出資一口ノ金額若  
ハ保證金額ヲ減少シ、第四十三條ノ責  
任期間ノ短縮ヲ爲シ又ハ組合ノ合併ヲ  
爲シタルトキ

十二 本令ニ依ル公告ヲ爲スコトヲ怠リ  
又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

十三 清算ノ場合ニ於テ本令ニ違反シテ  
辨濟ヲ爲シ又ハ組合財産ノ分配ヲ爲シ  
タルトキ

十四 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ  
處分シタルトキ

十五 組合ノ目的ニ非ザル營利事業ヲ爲  
シタルトキ

第八十六條 朝鮮民事令ニ於テ依ルコトヲ  
定メタル非訟事件手續法第二百六條乃至  
第二百八條ノ規定ハ前條ノ過料ニ之ヲ準  
用ス

第八十七條 第四條第二項(第七十五條及  
第八十四條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ  
含ム)又ハ第三項(第七十五條ノ規定ニ依  
リ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ違反シ  
タル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス



組合ハ前二項ノ規定ニ依リ議決シタル事  
項ヲ遲滞ナク通知事ニ届出ツベシ  
第九條 組合ガ前條第一項ノ議決ニ基キ借  
入金ヲ爲サントスルトキハ借入ノ都度豫  
メ借入金額、利率、期限、償還方法及借入  
先ヲ通知事ニ届出ツベシ之ヲ變更セント  
スルトキ亦同ジ  
第十條 組合ガ組合員ニ非ザル者ヲシテ利  
用セシムルコトヲ得ル施設ハ検査又ハ加  
工若ハ保管ニ關スル設備其ノ他ノ共同設  
備トス  
第十一條 組合員ノ專業經營ニ對スル制限  
ニ關スル規程ノ認可申請書ニハ其ノ制限  
ヲ必要トスル事由ヲ記載シタル書面及總  
會又ハ總代會ノ決議録ノ謄本ヲ添附スベ  
シ  
第十二條 總代會ハ組合員百人以上ノ組合  
ニ非ザレバ之ヲ設クルコトヲ得ズ  
總代會ハ組合員中ヨリ選舉シタル總代ヲ  
以テ之ヲ組織ス  
總代ノ定數、任期及選舉ニ關スル規定ハ  
定款ヲ以テ之ヲ定ムベシ  
第十三條 理事ノ選任認可申請書ニハ履歷  
書及創立總會又ハ總會若ハ總代會ノ決議  
録ノ謄本ヲ添附スベシ  
朝鮮工業組合令第二十八條第四項ノ規定  
ニ依リ理事ヲ選任セントスル場合ニ於テ  
ハ其ノ選任認可申請書ニハ前項ニ掲ゲタ  
ル書面ノ外其ノ選任ノ事由ヲ記載シタル

書面ヲ添附スベシ  
第十四條 役員又ハ清算人ノ受クベキ給與  
ハ定款又ハ創立總會、總會若ハ總代會ノ  
議決ニ依リ之ヲ定ムベシ  
第十五條 定款變更ノ認可申請書ニハ總會  
又ハ總代會ノ決議録ノ謄本ヲ添附スベ  
シ  
定款ノ變更ガ出資一口ノ金額若ハ組合員  
ノ保證金額ノ減少、組合ノ組織ノ變更ニ  
依ル組合員ノ責任ノ減少又ハ朝鮮工業組  
合令第四十三條ノ責任期間ノ短縮ニ關ス  
ルモノナルトキハ其ノ認可申請書ニハ前  
項ノ書面ノ外財産目録及貸借對照表ヲ添  
附スベシ  
定款ノ變更ガ朝鮮工業組合令第二十五條  
又ハ第四十三條第二項ノ場合ニ關スルモ  
ノナルトキハ其ノ認可申請書ニハ總組合  
員ノ同意ヲ證スル書面ヲ添附スベシ  
第十六條 組合ハ每事業年度專業計畫ヲ定  
メ年度開始二月前迄ニ之ヲ通知事ニ届出  
ツベシ經費ヲ組合員ニ分賦スル組合ニ在  
リテハ其ノ經費ノ收支豫算及分賦收入方  
法ニ付亦同ジ  
前項ノ事項ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク  
之ヲ通知事ニ届出ツベシ  
前二項ノ場合ニ於テ總會又ハ總代會ノ議  
決ヲ經タル事項ニ付テハ其ノ決議録ノ謄  
本ヲ添附スベシ  
第十七條 朝鮮工業組合令第六十八條第一

項ノ規定ニ依リ準用シタル朝鮮產業組合  
令第三十八條第二項ノ規定ニ依リ提出ス  
ル書類ニハ總會又ハ總代會ノ決議録ノ謄  
本ヲ添附スベシ  
第十八條 組合ノ業務上ノ餘裕金ハ一時國  
債證券若ハ地方債證券ヲ買入レ又ハ郵便  
局所若ハ確實ナル金融機關ニ預入ルベシ  
第十九條 剩餘金ノ配當ハ拂込ミタル出資  
額又ハ取扱ヒタル物ノ數量、價額若ハ事  
業ノ分量ニ對スルノ外之ヲ爲スコトヲ得  
ズ  
拂込ミタル出資額ニ對スル剩餘金配當ノ  
率ハ年七分ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ特別  
ノ事由アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ  
年一割迄之ヲ増加スルコトヲ得  
第二十條 新ニ組合ニ加入スル者ヨリ加入  
金ヲ徴收シ又ハ新ニ出資口數ヲ増加スル  
者ヨリ増口金ヲ徴收スルトキハ其ノ金額  
ハ之ヲ準備金ニ組入ルベシ  
脱退シタル組合員ニ對シ其ノ持分ノ一部  
ヲ拂戻スベキコトヲ定メタル場合ニ於テ  
其ノ殘額ニ付亦同ジ  
第二十一條 組合員組合ニ對シ脱退ノ承諾  
ヲ求メントスルトキハ定款ノ定ムル所ニ  
依リ一定ノ期間前ニ書面ヲ以テ脱退ノ豫  
告ヲ爲スベシ  
前項ノ期間ハ一年ヲ超ユルコトヲ得ズ  
第二十二條 検査員ノ選任認可申請書ニハ  
履歷書ヲ、解任認可申請書ニハ解任ノ事  
由ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ

第二十三條 検査員ノ服務ニ關スル規程中  
ニハ服務紀律及懲戒ニ關スル規定ヲ設ク  
ベシ  
検査員ノ職務ノ停止、給與ノ減額其ノ他  
懲戒ヲ爲サントスルトキハ通知事ノ認可  
ヲ受クベシ  
第二十四條 總會ノ議決ニ因リ解散ノ認可  
申請書ニハ總會ノ決議録ノ謄本、財産目  
録及貸借對照表ヲ添附スベシ  
第二十五條 合併ノ認可申請書ニハ總會ノ  
決議録ノ謄本、財産目録、貸借對照表、合  
併契約書ノ謄本及合併後存続スル組合又  
ハ合併ニ因リテ設立スル組合ノ定款ヲ添  
附スベシ  
第二十六條 左ノ場合ニ於テハ組合ハ遲滞  
ナク之ヲ通知事ニ届出ツベシ  
一 朝鮮總督又ハ道知事ノ認可ヲ受ケタ  
ル場合ヲ除クノ外定款ノ施行ニ關スル  
規則ヲ定メ又ハ之ヲ改廢シタルトキ  
二 朝鮮工業組合令第七條ノ規定ニ依リ  
認可ヲ受ケタル規程ヲ廢止シタルトキ  
三 事務所、理事、監事、清算人、定款ニ定  
メタル事由ノ發生ニ因リ解散又ハ清算  
終了ノ登記ヲ爲シタルトキ  
四 加入金又ハ増口金ノ額ヲ定メ又ハ之  
ヲ變更シタルトキ  
前項ノ場合ニ於テ總會又ハ總代會ノ議決  
ヲ經タル事項ニ付テハ其ノ決議録ノ謄本  
ヲ添附スベシ  
第二十七條 朝鮮工業組合令第十條ノ規定  
ニ依リ組合員又ハ其ノ組合ノ組合員ニ非

ズシテ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員タ  
ル資格ヲ有スル者ニ對シ其ノ組合ノ定ム  
ル取締又ハ制限ニ從フベキコトヲ命ズル  
場合ニ於テハ朝鮮總督ハ豫メ組合、其ノ  
從フベキ事項及組合ノ取締又ハ制限ニ從  
フベキ者ノ資格ヲ指定シ之ヲ告示ス  
第二十八條 前條ノ規定ニ依リ指定セラレ  
タル資格ヲ有スル者ハ其ノ指定ニ從ヒ組  
合ノ取締又ハ制限ニ從フコトヲ要ス但シ  
特別ノ事由ニ因リ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ  
タル者ハ此ノ限ニ在ラズ  
第二十九條 第二十七條ノ指定アリタル後  
組合ニ於テ指定セラレタル事項ニ關スル  
定款ノ施行規則ヲ變更セントスルトキハ  
道知事ノ認可ヲ受クベシ  
第三十條 朝鮮工業組合令第十三條ノ規定  
ニ依リ同令第十條ノ規定ニ依リ命令アリ  
タル組合ノ地區内ニ於テ當該工業ニ關ス  
ル製造又ハ加工ノ設備ノ新設又ハ擴張ニ  
付許可ヲ受ケシムル場合ニ於テハ朝鮮總  
督ハ豫メ其ノ設備ノ種類、組合ノ地區及  
期間ヲ指定シ之ヲ告示ス  
前項ノ規定ニ依リ指定セラレタル製造又  
ハ加工ノ設備ノ新設又ハ擴張ヲ爲サント  
スル者ハ道知事ノ許可ヲ受クベシ  
第三十一條 前條第二項ノ規定ニ依リ許可  
ヲ申請スル場合ニ於テハ許可申請書ニ左  
ノ書類ヲ添附スベシ

一 履歷書及資産調査(法人ニ在リテハ  
定款、登記簿ノ謄本、財産目録、貸借對  
照表、損益計算書及業務ヲ執行スル役  
員ノ履歷書)  
二 設備完了ノ豫定期期ヲ記載シタル書  
面  
三 專業計畫ノ概要ヲ記載シタル書面  
四 當該工業以外ノ營業ヲ兼ヌル場合ニ  
於テハ其ノ營業ノ概要ヲ記載シタル書  
面  
第三十二條 朝鮮工業組合令第十一條第四  
項ノ規定ニ依リ準用シタル朝鮮間接國稅  
犯則者處分令ニ於テ依ルコトヲ定メタル  
間接國稅犯則者處分法第四條ノ證票ハ別  
記様式ニ依ル  
第三十三條 朝鮮間接國稅犯則者處分令施  
行規則第二條乃至第五條、第八條、第十二  
條及第十三條ノ規定ハ朝鮮工業組合令第  
十一條第一項及第三項ノ規定ニ依リ臨  
檢、尋問、搜索及差押ニ之ヲ準用ス  
第三十四條 第一條第三項、第五條第二項、  
第八條第三項、第九條、第十六條第一項第  
二項、第二十三條第二項、第二十六條第一  
項、第二十九條及第三十條第二項中道知  
事トアルハ地區ガ二以上ノ道ニ互ル組合  
又ハ朝鮮工業組合令第五十條ノ規定ニ依  
ル組合ニ在リテハ朝鮮總督トス  
第三十五條 聯合會ヲ設立セントスルトキ

又ハ朝鮮工業組合令第七十五條ノ規定ニ依リ準用シタル同令第五十條ノ規定ニ依リ其ノ設立ヲ命ゼラレタルトキハ所屬ノ各組合及聯合會ノ理事及監事中心ヨリ創立委員各二名ヲ選任スベシ

朝鮮工業組合令第六十九條第二項但書ノ規定ニ依ル聯合會ヲ設立セントストキハ前項ノ創立委員ノ外工業者中心ヨリ創立委員二名ヲ選任スベシ但シ工業者二名以内ナルトキハ其ノ者ヲ以テ創立委員トス

第三十六條 前條ノ創立委員創立委員會ヲ開催セントストキハ二週間前迄ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ通知事地區ガ二以上ノ道ニ互ル聯合會又ハ朝鮮工業組合令第七十五條ノ規定ニ依リ準用シタル同令第五十條ノ規定ニ依ル聯合會ニ在リテハ朝鮮總督ニ届出ツベシ

第三十七條 前條ノ創立委員會議結シタルトキハ創立委員ハ遲滞ナク聯合會ノ設立認可ヲ申請スベシ

設立認可申請書ニハ定款、創立委員會ノ決議録ノ謄本、聯合會設立ニ關スル所屬ノ組合及聯合會ノ總會又ハ總代會ノ決議録ノ謄本並ニ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ但シ朝鮮工業組合令第七十五條ノ規定ニ依リ準用シタル同令第五十條ノ規定ニ依ル聯合會ニ在リテハ第三號及第四號ノ事項ヲ記載シタル書面ハ之ヲ添付スルコトヲ要セズ

- 一 事業計畫
- 二 聯合會ノ負擔ノ歸スベキ創立費及其ノ償却方法
- 三 引受アリタル出資ノ總口數
- 四 朝鮮工業組合令第七十五條ノ規定ニ依リ準用シタル同令第二十四條ノ規定ニ依ル聯合會ニ在リテハ引受アリタル保證金額ノ總額
- 五 常務ヲ擔當スル理事以外ノ理事及監事ノ氏名及住所
- 六 朝鮮工業組合令第六十九條第二項但書ノ規定ニ依ル聯合會ニ在リテハ所屬ノ工業者ノ氏名又ハ名稱及住所
- 七 經費ヲ所屬ノ組合、聯合會及工業者ニ分賦スル聯合會ニ在リテハ其ノ經費ノ初年度ノ收支豫算及分賦收入方法
- 第三十八條 聯合會ニ加入シ又ハ脱退シタル者アリタルトキハ聯合會ハ遲滞ナク其ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ通知事(地區ガ二以上ノ道ニ互ル聯合會又ハ朝鮮工業組合令第七十五條ノ規定ニ依リ準用シタル同令第五十條ノ規定ニ依ル聯合會ニ在リテハ朝鮮總督)ニ届出ツベシ
- 第三十九條 組合ニ關スル規定ハ第一條乃至第七條、第四條第二項第三項、第五條第七條及第十二條ノ規定ヲ除ク外聯合會ニ之ヲ準用ス但シ通知事トアルハ地區ガ二以上ノ道ニ互ル聯合會又ハ朝鮮工業

組合令第七十五條ノ規定ニ依リ準用シタル同令第五十條ノ規定ニ依ル聯合會ニ在リテハ朝鮮總督トス

第四十條 朝鮮工業組合中央會ハ毎年度事業計畫及經費ノ收支豫算ヲ定メ年度開始二月前迄ニ之ヲ朝鮮總督ニ届出ツベシ

第四十一條 第十四條、第十五條、第十七條、第十八條、第二十四條、第二十六條及第三十八條ノ規定ハ朝鮮工業組合中央會ニ之ヲ準用シ但シ通知事トアルハ朝鮮總督トス

第四十二條 朝鮮工業組合令第七條及第九條ノ規定(朝鮮工業組合令第七十五條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ於テ行政官廳トアルハ朝鮮總督トス

朝鮮工業組合令第八條第一項、第二十七條第二項、第二十八條第二項、第二十九條第四十四條第二項及第四十五條並ニ同令第六十八條第一項ノ規定ニ依リ準用シタル朝鮮民事令ニ於テ依ルコトヲ定メタル民法第五十九條、朝鮮産業組合令第二十三條及第三十八條第二項ノ規定(朝鮮工業組合令第七十五條及第八十四條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ於テ行政官廳又ハ主務官廳トアルハ通知事トス但シ地區ガ二以上ノ道ニ互ル組合若ハ聯合會、朝鮮工業組合令第五十條ノ規定ニ依

ル組合、同令第七十五條ノ規定ニ依リ準用シタル同令第五十條ノ規定ニ依ル聯合會又ハ朝鮮工業組合中央會ニ關スル場合ニ在リテハ朝鮮總督トス

朝鮮工業組合令第八條第二項及第四十六條乃至第四十九條並ニ同令第六十八條第一項ノ規定ニ依リ準用シタル朝鮮産業組合令第五十八條第一項第二項、第七十三條及第七十四條ノ規定(朝鮮工業組合令第七十五條及第八十四條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ於テ行政官廳又ハ監督官廳トアルハ朝鮮總督及道知事(朝鮮工業組合令第四十八條ノ規定ニ依ル定款及朝鮮工業組合令第七條ノ規程ノ變更命令並ニ解散處分ニ付テハ朝鮮總督)トス但シ地區ガ二以上ノ道ニ互ル組合若ハ聯合會、朝鮮工業組合令第五十條ノ規定ニ依リ準用シタル同令第七十五條ノ規定ニ依リ準用シタル同令第五十條ノ規定ニ依ル聯合會又ハ朝鮮工業組合中央會ニ關スル場合ニ在リテハ朝鮮總督トス

朝鮮工業組合令第十一條及第十二條ノ規定(朝鮮工業組合令第七十五條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ於テ行政官廳トアルハ朝鮮總督及組合又ハ聯合會ノ地區ヲ管轄スル道知事トス

第四十三條 朝鮮工業組合令又ハ本令ニ依

リ朝鮮工業組合中央會ヨリ朝鮮總督ニ提出スベキ書面ハ明治四十三年朝鮮總督府令第五號ノ規定ニ拘ラズ直接朝鮮總督府ニ差出スベシ

附則  
本令ハ朝鮮工業組合令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮工業組合中央會ノ設立ニ關スル件

(昭和十四年三月二十九日 朝鮮總督府令第三百八號)

第一條 朝鮮工業組合中央會ヲ設立セントスルトキハ工業組合又ハ工業組合聯合會發起人ト爲リ工業組合及工業組合聯合會總數ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ理事及監事ヲ選任スベシ

創立總會ヲ召集スルニハ少クトモ五日前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ設立同意者ニ通知スベシ

創立總會ニ於ケル議決權ニ理事及監事ノ選任ハ設立同意者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス

第二條 設立同意者ハ創立總會ニ於テ代理人ヲ以テ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得前項ノ代理人ハ設立同意者又ハ設立同意者タル工業組合若ハ工業組合聯合會ノ業務ヲ執行スル役員タルコトヲ要ス

代理ハハ代理權ヲ證スル書面ヲ差出スベシ

第三條 朝鮮工業組合中央會ノ負擔ニ歸スベキ創立費及其ノ償却方法ハ創立總會ノ

承認ヲ經ベシ

第四條 創立總會終結シタルトキハ發起人ハ遲滞ナク第一條第一項ノ規定ニ依リ設立同意者アリタルコトヲ證スル書面、定款、創立總會ノ決議録ノ原本及左ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面ヲ添附シ設立認可ヲ申請スベシ

- 一 專業計畫
- 二 朝鮮工業組合中央會ノ負擔ニ歸スベキ創立費及其ノ償却方法
- 三 理事及監事ノ氏名及住所
- 四 初年度ノ經費ノ收支豫算

附則  
本令ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮工業組合登記取扱規則

(昭和十三年八月十六日 朝鮮總督府令第六十七號)

第一條 工業組合及工業組合聯合會ノ登記簿ハ附錄第一號雛形ニ依リ地方法院ニ於テ各之ヲ調製スベシ

第二條 工業組合ノ登記見出帳ハ附錄第二號雛形ニ依リ之ヲ調製スベシ

第三條 工業組合及工業組合聯合會ノ登記受附帳ハ附錄第三號雛形ニ依リ之ヲ調製スベシ

第四條 工業組合又ハ工業組合聯合會ノ設立ノ登記ヲ爲ス場合ニ於テ朝鮮工業組合令第二十一條第二項第四號(同令第七十五條ノ規定ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ掲グル事項ノ登記ハ登記用紙中豫備欄ニ之ヲ爲スベシ

第五條 合併又ハ事務所ノ移轉若ハ新設ニ依リ朝鮮工業組合令第二十一條第二項(同令第七十五條ノ規定ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ定ムル登記ヲ爲シタルトキハ登記用紙中豫備欄ニ其ノ事由ヲ記載スベシ

第六條 行政區劃又ハ土地ノ名稱ノ變更アリタルトキハ登記官吏ハ登記用紙中變更欄ニ新舊ノ名稱及變更アリタル旨ヲ記載シ之ニ捺印スベシ

第七條 商業登記取扱規則第五條乃至第二十三條、第二十四條第四項、第二十六條乃至第三十一條、第三十二條乃至第三十六條、第五十二條乃至第五十四條、第五十七條、第五十九條乃至第六十條、第六十四條及第六十五條(朝鮮不動産登記令施行規則第四十條ノ規定ヲ除ク)ノ規定ハ工業組合及工業組合聯合會ノ登記ニ之ヲ準用ス

附則  
本令ハ朝鮮工業組合令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

行ス

(附錄雛形省略)

朝鮮工業組合令施行規則第二十七條ニ關スル件

(昭和十四年五月三日 朝鮮總督府令第三百七十八號)

朝鮮工業組合令施行規則第二十七條ノ規定ニ依リ左ノ通定ス

保證責任朝鮮燐寸工業組合ノ地區内ニ於テ燐寸ノ製造ヲ業トスル者ハ昭和十四年五月五日ヨリ燐寸ニ關シ保證責任朝鮮燐寸工業組合ノ定ムル製品ノ検査、生産ノ調節及共同販賣ノ強制並ニ之ニ關スル取締ニ從フベシ

朝鮮工業組合令施行規則第三十條及三十四條ノ規定ニ關スル件

(昭和十四年五月三日 朝鮮總督府令第三百七十九號)

朝鮮工業組合令施行規則第三十條及第三十四條ノ規定ニ依リ左ノ通定ス

保證責任朝鮮燐寸工業組合ノ地區内ニ於テ昭和十四年五月五日ヨリ昭和十四年朝鮮總督府告示第三百七十八號ノ廢止ニ至ル迄ノ

間ニ於テ燐寸ノ製造設備ヲ新設シ又ハ燐寸製造用ノ軸列機若ハ軸外機ヲ増設セントスル者ハ其ノ新設又ハ増設ニ付朝鮮總督ノ許可ヲ受クベシ

### 航空機製造事業法關係法令

#### 航空機製造事業法

(昭和十三年三月三十日  
法律第四十一號)

第一條 本法ニ於テ航空機製造事業ト稱スルハ命令ヲ以テ定ムル航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ製造ヲ爲ス事業ヲ謂フ

前項ノ事業ヲ營ム者ノ爲ス航空機ノ部分品若ハ附屬品ノ製造、其ノ事業者ノ用フル航空機用材料ノ製造又ハ航空機ノ修理ハ之ヲ當該事業ノ一部ト看做ス

第二條 航空機製造事業ヲ營マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ

第三條 前條ノ許可ヲ受クルコトヲ得ベキ者ハ帝國法令ニ依リ設立シタル株式會社ニシテ其ノ株主ノ半數以上、取締役ノ半數以上、資本ノ半額以上及議決權ノ過半數ガ帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ屬スルモノニ限ル

前項ノ法人ハ其ノ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額

以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノナルコトヲ要ス

前條ノ許可ヲ受ケタル者前二項ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

第四條 第二條ノ許可ヲ受ケタル會社ハ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スベシ

政府ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限リ前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得

第二條ノ許可ヲ受ケタル會社前二項ノ期間内ニ其ノ事業ヲ開始セザルトキハ第二條ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

第五條 航空機製造事業ヲ營ム會社(以下航空機製造會社ト稱ス)ハ命令ヲ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ニ之ヲ届出ヅベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

政府必要アリト認ムルトキハ事業計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第六條 政府ハ航空機技術委員會ノ議ヲ經テ航空機ノ機體、發動機、プロペラ、部分品、材料又ハ附屬品ニ付其ノ規格ヲ定ムルコトヲ得

航空機製造會社ハ前項ノ規定ニ依リ規格ヲ定メタルモノニ付テハ規格ニ適合スルモノニ非ザレバ之ヲ製造又ハ使用スルコ

トヲ得ズ但シ政府ノ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

航空機技術委員會ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 航空機製造會社其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ休止セントスルトキハ命令ヲ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

航空機製造會社ノ合併又ハ解散ノ決議ハ命令ヲ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

第八條 航空機製造事業ハ土地收用法第二條ノ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業トシ同法ヲ適用ス

第九條 航空機製造會社ニハ命令ヲ定ムル所ニ依リ第二條ノ許可ヲ受ケタル年及其ノ翌年ヨリ五年間其ノ事業ニ付所得稅及營業收益稅ヲ免除ス

第十條 北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前條ノ規定ニ依リ所得稅及營業收益稅ヲ免除セラレタル航空機製造會社ニハ其ノ免除セラレタル事業ニ對シ課稅スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ政府ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 航空機製造會社其ノ事業ノ爲必

要ナル器具、機械又ハ材料ヲ政府ノ認可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ五年間勅令ノ定ムル所ニ依リ輸入稅ヲ免除ス

第十二條 航空機製造會社本邦ニ於テ未ダ製造セラレタルコトナキ航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ製造ヲ爲ス場合ニ於テハ政府ノ命令ヲ定ムル所ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ之ニ獎勵金ヲ交付スルコトヲ得航空機ノ部分品、材料又ハ附屬品ニシテ本邦ニ於テ未ダ製造セラレタルコトナキモノヲ製造スル場合亦同ジ

第十三條 航空機製造會社ハ事業擴張ノ場合ニ於テ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲メ株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第十四條 航空機製造會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲メ商法ニ規定スル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ二倍ヲ超ユルコトヲ得ズ最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産ガ拂込ミタル株金額ニ滿タザルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第一項ノ規定ニ依リ募集スル社債ニ付テハ工場抵當法ニ依リ會社ノ事業ニ屬スル

モノヲ抵當ト爲スコトヲ要ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ政府其ノ必要ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 政府ハ航空機製造會社ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

政府ハ航空機製造會社ニ對シ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

政府監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ航空機製造會社ノ事務所、營業所、工場、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務若ハ財産ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

ニ掲グル事項ニ付亦同ジ

一 設備ノ擴張又ハ改良

二 政府ノ指定スル航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ製造

三 航空機ニ關スル特殊事項ノ研究又ハ特殊設備ノ施設

四 航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ製造技能者ノ養成

五 航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ製造ニ關シ設備ノ共用其ノ他

六 航空機製造會社ニ對スル協力

七 從業者又ハ工場其ノ他ノ設備ノ政府ニ對スル供用

八 特殊ナル事業計畫ノ設定又ハ其ノ計畫ニ付必要ナル演練

九 工場ノ警備又ハ防護上必要ナル施設

十 航空機ニ關スル資料ノ提出

十一 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外特ニ必要ナル事項

前項第一號乃至第四號又ハ第六號乃至第十一號ノ命令ニ依リ生ジタル損失ハ勅令ヲ定ムル所ニ依リ政府之ヲ補償ス

前項ノ補償ヲ伴フベキ命令ハ之ニ依リ要スベキ補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協贊ヲ經タル金額ヲ超エザル範圍内ニ於テ之ヲ



爲スコトヲ要ス  
 第一項第五號ノ場合ニ於テ費用ノ負擔ニ付當事者間ニ協議調ハザルトキハ政府之ヲ裁定ス裁定ニ對シ不服アル者ハ裁定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得  
 第十八條 政府第十六條若ハ前條第一項第一號ノ命令又ハ前條第二項ノ補償金額ノ決定ヲ爲サントスルトキハ勅令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外航空機製造事業委員會ノ議ヲ經ベシ  
 航空機製造事業委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
 第十九條 航空機製造會社本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ政府ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制限シ、第二條ノ許可ヲ取消シ又ハ取締役若ハ其ノ職務ヲ行フ監督役ノ解任ヲ爲スコトヲ得  
 第二十條 航空機ノ部分品、材料及又ハ附屬品ノ製造事業ニシテ第一條ノ航空機製造事業ニ屬セザルモノニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本法ヲ準用ス  
 第二十一條 第二條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ航空機製造事業ヲ營ミタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス  
 第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ

- 二千圓以下ノ罰金ニ處ス
- 一 第五條第一項ノ規定ニ違反シテ事業計畫ノ届出ヲ爲サズ又ハ届出デタル事業計畫ヲ實施セザル者
- 二 第五條第二項ノ規定ニ依リ變更命令ニ違反シテ事業計畫ヲ實施シタル者
- 三 第七條第一項ノ規定ニ違反シテ事業ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ休止シタル者
- 四 第十六條又ハ第十七條第一項ノ規定ニ依リ命令ニ違反シタル者
- 第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 一 第十五條第一項ノ規定ニ依リ報告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者
- 二 第十五條第二項ノ規定ニ依リ命令又ハ處分ニ違反シタル者
- 三 第十五條第三項ノ規定ニ依リ當該官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者
- 第二十四條 航空機製造會社ハ其ノ代理人、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ
- 第二十五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル

命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
 附則  
 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十三年八月二十七日勅令第六百五號ニ依リ昭和十三年八月三十日ヨリ施行)  
 本法施行ノ際現ニ航空機製造事業ヲ營ム者又ハ其ノ事業ヲ承繼シタル者ハ本法施行ノ日ヨリ一年ヲ限リ第二條ノ規定ニ拘ラズ其ノ事業ヲ營ムコトヲ得  
 前項ニ掲グル者前項ノ期間内ニ第二條ノ許可ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請ニ對シ許可又ハ不許可ノ處分ノ日迄亦前項ニ同ジ  
 第九條ノ規定ハ第二項ニ掲グル者ガ第二條ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ事業開始ノ年ヲ以テ第二條ノ許可ヲ受ケタル年ト看做シ許可ノ日以後ノ分ニ付テノミテ之ヲ適用ス  
 第十一條ノ規定ハ第二項ニ掲グル者ガ第二條ノ許可ヲ受ケタル前ニ於テ爲ス輸入ニ付テハ之ヲ適用セズ

(參照)

明治二十三年三月七日  
 航空機製造事業法  
 第二條 土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノナルコトヲ要ス  
 一 國防其ノ他軍事ニ關スル事業  
 二 皇宮警衛ノ職務又ハ警衛官ハ官公署ノ建設ニ關スル事業  
 三 社會事業又ハ教育若ハ學藝ニ關スル事業  
 四 鐵道軌道乘通車用、自動車道、海路、河川、堤防、砂防、運河用水、水防、灌漑、港、埠頭、水道、下水、國立公園、市街、電氣、瓦斯、防風又ハ火災警備ニ關スル事業  
 五 衛生、警察、救急、消防、防火、水害防其ノ他公用ノ目的ヲ以テ國庫、府縣、市町村其ノ他公共團體ニ於テ購置スル事業

航空機製造事業法施行令

(昭和十三年八月二十七日勅令第六百七號)

第一條 航空機製造事業法第一條ノ航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラハ左ニ掲グルモノトス  
 一 機體ノ重量三百五十斤以上ノ飛行機  
 二 飛行機ノ機體ニシテ重量三百五十斤以上ノモノ  
 三 飛行機ノ發動機ニシテ衝程容積ノ合計三千五百立方厘米以上ノモノ

- 四 飛行機ノプロペラニシテ金屬製ノモノ又ハ命令ヲ以テ定ムル非金屬製ノモノ
- 第二條 航空機製造事業法第二條ノ許可ハ左ノ事業別ニ之ヲ爲スモノトス
- 一 飛行機ノ製造事業
- 二 飛行機ノ組立事業
- 三 機體ノ製造事業
- 四 發動機ノ製造事業
- 五 プロペラノ製造事業
- 第三條 航空機製造事業法第九條ノ規定ニ依リ所得稅又ハ營業收益稅ノ免除ヲ受ケントスル會社ハ所得稅法第二十四條又ハ營業收益稅法第十一條ノ規定ニ依リ所得又ハ純益金額ヲ申告スルトキ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請スベシ  
 前項ノ場合ニ於テ所得稅及營業收益稅ノ免除ヲ受クベキ事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ト其ノ他ノ所得又ハ純益ト有スルトキハ之ヲ區別シタル計算書ヲ添附スベシ  
 第四條 航空機製造事業法第九條ノ規定ニ依リ所得稅及營業收益稅ノ免除ヲ受クベキ事業ヲ繼續シタル又ハ其ノ繼續アリト認ムベキ事實アル會社ハ其ノ事業ニ付所得稅及營業收益稅ノ免除期間ノ殘存スル

トキニ限リ其ノ免除期間ヲ繼承ス  
 第五條 航空機製造事業法第十一條ノ規定ニ依リ輸入稅ノ免除ヲ受ケルコトヲ得ベキ器具、機體又ハ材料ハ、逓信大臣ノ定ムル物品ニシテ豫メ逓信大臣ノ認可ヲ受ケ輸入スルモノニ限ル  
 第六條 航空機製造事業法第十一條ノ規定ニ依リ輸入稅ノ免除ヲ受ケントスル會社ハ輸入申告書ニ前條ノ認可ヲ受ケタルコトヲ證明スル書類ヲ添付スベシ  
 第七條 航空機製造事業法第十一條ノ規定ニ依リ輸入稅ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ同條ノ規定ニ依リ輸入稅ノ免除ヲ受ケタルコトヲ得ベキ他ノ用途ニ供セントスル場合ニ於テハ逓信大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ旨ヲ稅關ニ申告スルコトヲ要ス  
 第八條 航空機製造事業法第十一條ノ規定ニ依リ輸入稅ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入ノ日ヨリ三年内ニ目的タル用途又ハ前條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル他ノ用途ニ供セザルトキハ其ノ輸入稅ヲ追徵ス但シ已ムヲ得ザル事由ニ依リ其ノ期間ノ延長ニ付逓信大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ旨ヲ稅

關ニ申告シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 航空機製造事業法第十七條第二項ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ通常生ズベキ損失ニ限ル

損失ノ補償ヲ請求セントスル會社ハ其ノ損失ガ航空機製造事業法第十七條第一項第一號ノ命令ニ因リ生ジタルモノナルトキハ當該設備ノ使用ヲ廢止シタル後又同條第一項第二號乃至第四號又ハ第六號乃至第十一號ノ命令ニ因リ生ジタルモノナルトキハ當該命令事項ノ履行ヲ終リタル後之ヲ請求スベシ但シ當該命令ヲ爲シタル選信大臣、陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ每事業年度ノ終リタル後又ハ損失ノ生ジタル都度之ヲ請求スルコトヲ得

第十條 航空機製造事業法第十七條第一項第一號ノ命令又ハ同條第二項ノ補償金額ノ決定ニシテ軍事上緊急ヲ要スルモノ又ハ軍事上ノ機密ヲ保持スル爲必要アルモノニ付テハ航空機製造事業委員會ノ議ニ付セザルコトヲ得

第十一條 航空機製造事業法第六條第二項及第十二條ニ於テ政府トアルハ軍用ニ供スル航空機又ハ其ノ機體發動機、プロペ

ラ、部分品、材料若ハ附屬品ニ付テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣トス

航空機製造事業法第十五條第一項、第三項及第十七條ニ於テ政府トアルハ當該報告、臨檢検査又ハ命令ガ軍事上ノ必要ニ基ク場合ニ於テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣トス

第十二條 選信大臣航空機製造事業法又ハ之ニ基キテ發スル命令ニ依リ命令又ハ處分ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該命令又ハ處分ガ軍事上ニ影響ヲ及ボスベキモノナルトキハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ協議スベシ選信大臣同法第十五條第三項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査ヲ爲サシメントスル場合ニ於テ軍事上ノ機密ヲ保持スル爲必要アルトキ亦同ジ

第十三條 陸軍大臣又ハ海軍大臣航空機製造事業法第十七條第一項ノ規定ニ依リ命令ヲ爲サントスル場合ニ於テハ選信大臣ニ協議スベシ但シ軍事上緊急ヲ要スルモノ又ハ軍事上ノ機密ヲ保持スル爲必要アルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
前項但書前段ノ場合ニ於テハ命令ヲ爲シタル後其ノ旨ヲ選信大臣ニ通知スベシ  
第十四條 本令中選信大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督トス

附則

本令ハ航空機製造事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

航空機製造事業法施行規則

(昭和十三年八月二十七日) 選信省令第六十九號

第一條 航空機製造事業法施行令第一條第四號ニ掲グル非金屬製プロペラハ直徑二米以上ノモノ又ハ翼ヲ一枚毎ニ製作シテ組立テタルモノトス

非金屬製ノ翼ヲ金屬ヲ以テ被覆シタルプロペラハ之ヲ非金屬製プロペラト看做ス

第二條 航空機製造事業法第二條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル許可申請書(正本一通副本二通)ヲ選信大臣ニ提出スベシ

一 工場ノ名稱及位置  
二 航空機製造事業法施行令第二條ノ規定ニ依ル事業ノ區別(航空機製造事業法第一條第二項ノ事業ヲ營マントスルトキハ其ノ旨ヲ附記スベシ)  
三 製造設備(修理設備ヲ含ム)ノ概要(圖面ヲ添附スベシ)

前項ノ許可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

一 事業開始ノ時期ヲ記載シタル書類

二 部分品、材料及附屬品ノ取得方法ヲ記載シタル書類

三 技能者ノ採用及養成ノ計畫ヲ記載シタル書類

四 工事費豫算書

五 事業資金ノ總額及其ノ調達方法ヲ記載シタル書類

六 事業收支目録見書

七 定款、登記簿ノ謄本、財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類及株主名簿

八 航空機製造事業法第三條第一項及第二項ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ證スル書類

九 航空機製造事業以外ノ事業ヲ兼營スル場合ニ於テハ其ノ兼營事業ノ概要ヲ記載シタル書類

第三條 前條第一項第一號又ハ第三號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ選信大臣ノ許可ヲ受ケベシ

第四條 航空機製造會社其ノ事業ヲ開始シタルトキハ選信大臣ニ届出

第五條 航空機製造會社ハ毎年一月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間ノ事業計畫ヲ定メ其ノ前年十一月三十日迄ニ事業計畫書(正本一通副本二通)ヲ選信大臣ニ提出スベシ

航空機製造事業法

前項ノ事業計畫書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 事業計畫ノ概要

二 設備ノ擴張、改良又ハ變更計畫

三 技能者ノ養成計畫

四 採算計畫

五 部分品、材料及附屬品ノ取得計畫

六 收支豫算

第六條 選信大臣ハ航空機製造事業法第六條第一項ノ規定ニ依リ規格ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス告示シタル規格ヲ變更シタルトキ亦同ジ

選信大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ航空機製造會社ニ對スル告知ヲ以テ前項ノ告示ニ代フルコトアルベシ

第七條 選信大臣ハ検査官吏ヲシテ飛行機ノ機體、發動機、プロペラ、部分品、材料及ハ附屬品ニ付前條ノ規格ニ適合スルヤ否ヤヲ検査セシム但シ特ニ其ノ必要ナシト認メタルモノ又ハ陸軍大臣若ハ海軍大臣ニ於テ特ニ指定シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 航空機製造事業法第七條第一項ノ規定ニ依リ事業讓渡ノ許可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル許可申請書ニ當事者連署ノ上之ヲ選信大臣ニ提出スベシ

一 讓渡スベキ事業ノ範圍

二 讓渡ノ價格及時期

航空機製造事業法

三 讓渡ヲ必要トスル事由

四 讓受ケントスル會社ニ付讓受後ニ於ケル第二條第一項各號ニ掲グル事項

前項ノ許可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

一 讓渡契約書ノ謄本

二 讓渡價格算出ノ基礎ヲ明ニスル書類

三 讓渡ニ關スル株主總會ノ決議ノ謄本

四 讓受ケントスル會社ニ付讓受後ニ於ケル第二條第二項第一號乃至第六號及第九號ニ掲グル書類

五 讓受ケントスル會社ガ航空機製造會社ニ非ザル會社ナルトキハ其ノ定款、登記簿ノ謄本、財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類、株主名簿及航空機製造事業法第三條第一項及第二項ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ證スル書類

第九條 航空機製造事業ノ讓渡終了シタルトキハ當事者連署ノ上選信大臣ニ届出

第十條 航空機製造事業法第七條第一項ノ規定ニ依リ事業ノ廢止又ハ休止ノ許可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由、廢止又ハ休止スベキ事業ノ範圍及休止ノ場合ニ在リテハ其ノ期間ヲ記載シタル許可申請書ヲ選信大臣ニ提出スベシ但シ一月未滿ノ事業ノ休止ヲ爲サントスルトキハ其ノ旨

航空機製造事業法

ヲ選信大臣ニ届出ヅルヲ以テ足ル  
航空機製造事業法第十一條ノ規  
定ニ依リ認可ヲ受ケントスル  
トキハ左ノ事項ヲ記載シタル認  
可申請書ニ當事者連署ノ上之ヲ選信大臣ニ  
提出スベシ

一 合併ノ方法及び條件  
二 合併ノ時期  
三 合併ノ必要トスル事由  
四 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リ  
テ設立スル會社ニ付第二條第一項各號  
ニ掲グル事項

前項ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附ス  
ベシ  
一 合併契約書ノ謄本  
二 合併條件決定ノ基礎ヲ明ニスル書類  
三 合併ニ關スル株主總會ノ決議録ノ謄  
本

四 合併後ニ存続スル會社又ハ合併ニ因  
リテ設立スル會社ニ付第二條第二項第  
一號乃至第六號及第九號ニ掲グル書類  
並ニ定款  
五 合併ノ當事者タル會社ノ商法第七十  
八條第一項ノ規定ニ依リ作成シタル財  
産目錄及貸借對照表

六 合併ノ相手方ガ航空機製造會社ニ非  
ズル會社ナルトキハ其ノ定款、登記簿  
ノ謄本、財産目錄、貸借對照表、營業報  
告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關ス  
ル書類及株主名簿

第十二條 航空機製造會社ノ合併終了シタ  
ルトキハ合併後存続スル會社又ハ合併ニ  
因リテ設立シタル會社ハ選信大臣ニ其ノ旨  
ヲ選信大臣ニ届出ヅベシ  
前項ノ届書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ  
一 登記簿ノ謄本  
二 株主名簿

第十三條 航空機製造事業法第七條第二項  
ノ規定ニ依リ解散ノ決議ニ付認可ヲ受ケン  
トスルキハ解散ノ事由ヲ記載シタル認  
可申請書ニ解散ニ關スル株主總會ノ決議  
録ノ謄本ヲ添附シ之ヲ選信大臣ニ提出ス  
ベシ

第十四條 航空機製造事業法施行令第五條  
ノ物品ハ左ニ掲グルモノトス  
一 關稅定率法別表輸入稅表ニ掲グル物  
品ニシテ本令ノ別表ニ掲グルモノ  
二 前號ニ該當スル器具又ハ機械ノ部分  
品及附屬品  
三 第一號ニ該當スル機械ト共ニ一組ト  
シテ輸入セラルル附屬原動機及其ノ附

屬裝置  
第十五條 航空機製造事業法第十一條ノ規  
定ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ  
事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ選信大臣  
ニ提出スベシ  
一 輸入セントスル物品ノ品名、型式、能  
力、性質、數量及價額  
二 輸入セントスル物品ノ用途及之ヲ使  
用スベキ工場  
三 輸入ヲ必要トスル事由  
四 製造者及輸出者名  
五 輸入豫定ノ時期及港

第十六條 航空機製造事業法第十一條ノ規  
定ニ依リ認可ヲ受ケ輸入ヲ爲シタルトキ  
ハ左ノ事項ヲ記載シタル届書ニ輸入認可  
書寫ヲ添附シ選信大臣ニ提出スベシ  
一 輸入シタル物品ノ品名及數量  
二 輸入ノ年月日及港

第十七條 航空機製造事業法施行令第七條  
ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ  
左ノ事項ヲ記載シタル認可申請書ニ輸入  
認可書寫ヲ添附シ之ヲ選信大臣ニ提出ス  
ベシ  
一 用途ヲ變更セントスル物品ノ品名、  
數量及用途  
二 當該物品ノ新用途及之ヲ使用スベキ

第十八條 航空機製造事業法第十一條ノ規  
定ニ依リ輸入稅ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ  
目的タル用途ニ供シタルトキハ左ノ事項  
ヲ記載シタル届書ニ輸入認可書寫ヲ添附  
シ選信大臣ニ提出スベシ  
一 輸入シタル物品ノ品名、數量及用途  
二 使用工場名  
三 用途ニ供シタル年月日  
四 輸入ノ年月日及港

第十九條 航空機製造事業法第十二條ノ規  
定ニ依リ獎勵金ノ交付ヲ受ケントスルト  
キハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ選信  
大臣ニ提出スベシ  
一 製造セントスル工場ノ名稱  
二 製造セントスル飛行機又ハ其ノ機  
體、發動機、プロペラ、部分品、材料若ハ  
附屬品ノ種類、型式、性能及數量(設計  
圖又ハ仕様書ヲ添付スベシ)  
三 設計者又ハ考案者及製造擔當者ノ氏  
名

第二十條 航空機製造事業法第十三條ノ  
規定ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ左  
ノ事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ選信大  
臣ニ提出スベシ  
一 増加スベキ資本ノ總額及第一回拂込

ノ金額  
二 資本増加ノ方法  
三 株主全額拂込前ニ於テ資本増加ヲ必  
要トスル事由  
前項ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附ス  
ベシ  
一 事業擴張ニ關スル説明書  
二 増加スベキ資本ヲ以テ支辨セントス  
ル設備ノ費用及其ノ設備ノ概要ヲ記載  
シタル書類(工事費計算書ヲ添付スベ  
シ)  
三 資本増加ニ關スル株主總會ノ決議録  
ノ謄本  
四 會社ノ資本及拂込ミタル株主總額ノ  
登記抄本  
五 最終ノ貸借對照表

第二十三條 航空機製造事業法第十四條第  
一項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスルト  
キハ左ノ事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ  
選信大臣ニ提出スベシ  
一 社債ノ總額  
二 社債募集ノ時期及條件  
三 商法ニ規定スル制限ヲ超エテ社債募  
集ヲ必要トスル事由  
前項ノ場合ニ於テ擔保附社債信託ニ依  
リ社債ノ總額ヲ數回ニ分テ發行セントス  
ルモノナルトキハ認可申請書ニ前項第一  
號及第三號ニ掲グル事項ノ外左ニ掲グル  
事項ヲ記載スベシ  
一 社債ノ總額ヲ數回ニ分テ發行スル旨

製造ノ目的及研究ノ沿革  
四 製造ノ開始及終了見込年月日  
五 製造ノ開始及終了見込年月日  
六 製造費豫算  
七 製造ノ爲ニ設備ノ新設、擴張又ハ改  
良ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ概要及  
工事費豫算  
前項ノ申請書(設計圖又ハ仕様書ヲ含ム)  
ニ記載シタル事項ヲ變更セントスルトキ  
ハ選信大臣ノ承認ヲ受ケベシ  
第二十條 前條ノ獎勵金ハ當該製造ノ完了  
シタル後之ヲ交付ス但シ特別ノ事由アル  
トキハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル  
會社又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル會社當  
該物品ノ製造ニ付左ノ各號ノ一ニ該當ス  
ルトキハ選信大臣ハ獎勵金交付ノ指令ヲ  
取消シ、獎勵金ヲ減額シ又ハ既ニ交付シ  
タル獎勵金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズ  
ルコトアルベシ  
一 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ  
二 設計又ハ仕様ヲ變更シタルトキ  
三 製造ヲ中止シタルトキ  
四 製造費ノ支出額ガ豫算額ニ比シ著シ  
ク寡少ナルトキ  
五 不正ノ行爲アリタルトキ

第二十二條 航空機製造事業法第十三條ノ  
規定ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ左  
ノ事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ選信大  
臣ニ提出スベシ  
一 増加スベキ資本ノ總額及第一回拂込

ノ金額  
二 資本増加ノ方法  
三 株主全額拂込前ニ於テ資本増加ヲ必  
要トスル事由  
前項ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附ス  
ベシ  
一 事業擴張ニ關スル説明書  
二 増加スベキ資本ヲ以テ支辨セントス  
ル設備ノ費用及其ノ設備ノ概要ヲ記載  
シタル書類(工事費計算書ヲ添付スベ  
シ)  
三 資本増加ニ關スル株主總會ノ決議録  
ノ謄本  
四 會社ノ資本及拂込ミタル株主總額ノ  
登記抄本  
五 最終ノ貸借對照表

第二十三條 航空機製造事業法第十四條第  
一項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスルト  
キハ左ノ事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ  
選信大臣ニ提出スベシ  
一 社債ノ總額  
二 社債募集ノ時期及條件  
三 商法ニ規定スル制限ヲ超エテ社債募  
集ヲ必要トスル事由  
前項ノ場合ニ於テ擔保附社債信託ニ依  
リ社債ノ總額ヲ數回ニ分テ發行セントス  
ルモノナルトキハ認可申請書ニ前項第一  
號及第三號ニ掲グル事項ノ外左ニ掲グル  
事項ヲ記載スベシ  
一 社債ノ總額ヲ數回ニ分テ發行スル旨

航空機製造事業法  
二五七

ノ表示

- 二 社債ノ利率ノ最高限度
- 前二項ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添付スベシ
  - 一 社債ヲ以テ支辨セントスル設備ノ費用及其ノ設備ノ概要ヲ記載シタル書類
  - 二 社債募集ニ關スル株主總會ノ決議録ノ謄本
  - 三 會社ノ資本及拂込ミタル株金總額ノ登記抄本
  - 四 最終ノ貸借對照表
  - 五 前二社債ヲ募集シタルトキハ其ノ價還ヲ了ヘザル總額ノ登記抄本
  - 六 信託證書
  - 七 工場抵當法ニ依リ抵當ト爲スベキ物件ノ目錄
  - 八 前號ノ擔保物件ノ帳簿價格ヲ最終ノ財産目錄ノ科目別ニ表示シタル書類
- 第一項ノ場合ニ於テ航空機製造事業法第十四條第三項但書ノ規定ニ依リ擔保ヲ供セスシテ社債ヲ募集セントスルモノナルトキハ認可申請書ニ第一項各號ノ事項ノ外擔保ヲ供セザル特別ノ事由ヲ詳記シ前項第一號乃至第五號ニ掲グル書類及社債募集ノ方法ニ關スル説明書ヲ添付スベシ
- 第二十四條 航空機製造事業法第十四條第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル後信託契約又ハ擔保物件ニ變更アリタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ逕信大臣ニ届出ヅベシ

第二十五條 航空機製造會社ハ毎年一月三十一日迄ニ前年ノ營業ノ概況、作業ノ概況及年末ニ於ケル設備ノ概要ヲ記載シタル事業年報ヲ逕信大臣ニ提出スベシ

第二十六條 航空機製造會社ハ營業期毎ニ株主總會終結後遲滞ナク財産目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類及株主名簿ヲ逕信大臣ニ提出スベシ

第二十七條 航空機製造會社ハ左ノ場合ニ於テハ遲滞ナク其ノ旨ヲ逕信大臣ニ届出ヅベシ

- 一 定款ヲ變更シタルトキ
- 二 取締役又ハ監査役ニ變更アリタルトキ
- 三 株金ノ拂込アリタルトキ
- 四 社債ヲ發行シ又ハ償還シタルトキ
- 五 兼營事業ヲ開始シ、擴張シ、縮少シ又ハ廢止シタルトキ
- 六 第二十八條 航空機製造事業法第十五條第三項ノ規定ニ依リ證券ハ別記様式ニ依ル
- 七 第二十九條 航空機製造事業法第十七條第四項ノ規定ニ依リ裁定ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル正副二通ノ申請書ヲ逕信大臣ニ提出スベシ
  - 一 申請者及相手方ノ名稱
  - 二 申請ノ目的及理由
- 八 逕信大臣ハ前項ノ申請書ヲ受理シタルトキハ其ノ副本ヲ相手方ニ送付ス其ノ送付ヲ受ケタル相手方ハ逕信大臣ノ指定スル

期間内ニ答辯書ヲ逕信大臣ニ差出スベシ

前項ノ期間内ニ答辯書ヲ差出サザルトキハ逕信大臣ハ申請書ノミニ依リテ裁定スルコトアルベシ

附則

本令ハ航空機製造事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ航空機製造事業ヲ營ム者ハ本令施行ノ日ヨリ二月内ニ第二條第一項ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ逕信大臣ニ提出スベシ但シ第二條ノ規定ニ依リ許可申請書ヲ提出シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ前項ノ届書ニハ左ノ書類ヲ添付スベシ

- 一 定款
- 二 事業ヲ開始シタル時期ヲ記載シタル書類

別記様式

表 航空機製造事業法施行ニ關スル

年月日交付

官 氏 名

航空機製造事業法施行ニ關スル

第十五條第三項 政府監督上必要アリト認ムルモノハ當該官署ニシテ航空機製造會社ノ事務所、工場、倉庫、其ノ他ノ場所ニ設置シ得ルモノニ限リテハ、同項ノ規定ニ依リテ航空機製造會社ノ事務所、工場、倉庫、其ノ他ノ場所ニ設置スルモノトシテ之ヲ承認スルモノトス

第二十三條 左ノ件類ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

三 第十五條第三項ノ規定ニ依リ航空機製造會社ノ事務所、工場、倉庫、其ノ他ノ場所ニ設置スルモノトシテ之ヲ承認スルモノトス

(別表)

品名	別號ニ掲ゲザルモノ
五五二 理化機器及同部分品	別號ニ掲ゲザルモノ
五八六 パワーハムマー	別號ニ掲ゲザルモノ
五八七 氣體壓縮機	別號ニ掲ゲザルモノ
五九四 水壓機	別號ニ掲ゲザルモノ
五九六 別號ニ掲ゲザル金屬工及木工機械	別號ニ掲ゲザルモノ
六〇四 別號ニ掲ゲザル機械	別號ニ掲ゲザルモノ
六〇五 機械部分品(別號ニ掲ゲザルモノ)	別號ニ掲ゲザルモノ

航空機製造事業法

六二二 木材

一 單ニ切り、挽キ又ハ割リタルモノ

丁 マホガニ

巳ノ四ノ内 スプルー

航空機製造事業法施行ニ關スル

(昭和十三年八月三十日 陸軍省令第三十四號)

第一條 航空機製造事業ヲ營ム會社ニシテ陸軍ノ用ニ供スル航空機又ハ其ノ機體、發動機、プロペラ、部分品、材料若ハ附屬品ヲ製造又ハ使用セントスル場合ニ於テ航空機製造事業法第六條第二項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ逕信大臣ニ提出スベシ

- 一 製造又ハ使用ノ事由
- 二 製造又ハ使用セントスルモノノ種類、性能及數量(性能ニ關スル試驗結果ヲ添付スベシ)
- 三 使用セントスル部位
- 四 陸軍部隊トノ契約ニ基クモノニ付テハ前項ノ手續ハ之ヲ要セス

第二條 陸軍用航空機製造會社航空機製造事業法第十二條ノ規定ニ依リ陸軍ノ用ニ供スル航空機又ハ其ノ機體、發動機、プロペラ、部分品、材料若ハ附屬品ノ製造ニ付獎勵金ノ交付ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ逕信大臣ニ提出スベシ

- 一 製造セントスル工場ノ名稱
- 二 製造セントスル航空機又ハ其ノ機體、發動機、プロペラ、部分品、材料若ハ附屬品ノ種類、型式、性能及數量(設計書又ハ仕様書ヲ添付スベシ)
- 三 設計者又ハ考案者及製造擔當者ノ氏名
- 四 製造ノ目的及研究ノ沿革
- 五 製造ノ開始及終了見込年月日
- 六 製造費豫算
- 七 製造ノ爲ニ設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ概要及工事費豫算

前項ノ申請書(設計圖又ハ仕様書ヲ含ム)ニ記載シタル事項ヲ變更セントスルトキハ逕信大臣ノ承認ヲ受クベシ

第三條 前條ノ獎勵金ハ當該製造ノ完了シタル後之ヲ交付ス但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル陸軍用航空機製造會社又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル陸軍用航空機製造會社當該物品ノ

製造ニ付左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ  
陸軍大臣ハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ、  
獎勵金ヲ減額シ又ハ既ニ交付シタル獎勵  
金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトヲ  
ルベシ

一 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ  
二 設計又ハ仕様ヲ變更シタルトキ  
三 製造ヲ中止シタルトキ  
四 製造費ノ支出額ヲ豫算額ニ比シ著シ  
ク寡少ナルトキ  
五 不正ノ行為アリタルトキ

第五條 陸軍用航空機製造會社ハ營業期毎  
ニ遲滞ナク前營業期ニ於ケル營業ノ概  
況、作業ノ概況及前營業期末ニ於ケル設  
備ノ概要ヲ記載シタル事業報告ヲ陸軍大  
臣ニ提出スベシ

第六條 陸軍用航空機製造會社ハ營業期毎  
ニ株主總會終結後遲滞ナク財産目録、貸  
借對照表、營業報告書、損益計算書、利益  
金ノ處分ニ關スル書類及株主名簿ヲ陸軍  
大臣ニ提出スベシ

第七條 陸軍用航空機製造會社ハ左ノ場合  
ニ於テハ遲滞ナク其ノ旨ヲ陸軍大臣ニ届  
出ヅベシ  
一 定款ヲ變更シタルトキ  
二 取締役又ハ監査役ニ變更アリタルトキ  
三 株金ノ拂込アリタルトキ  
四 社債ヲ發行シ又ハ償還シタルトキ  
五 營業事業ヲ開始シ、擴張シ、縮少シ又

航空機製造事業委員會官制

(昭和十三年八月三十日  
勅令第六百九號)

第一條 航空機製造事業委員會ハ選信大臣  
ノ監督ニ屬シ航空機製造事業法第十八條  
第一項ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメ  
タル事項ヲ調査審議ス

委員會ハ前項ニ規定スル事項ノ外關係各  
大臣ノ諮問ニ應ジテ航空機製造事業ニ關  
スル重要事項ヲ調査審議ス  
委員會ハ航空機製造事業ニ關スル重要事  
項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第二條 委員會ハ會長一人及委員二十人以  
内ヲ以テ之ヲ組織ス  
特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルト  
キハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ選信大臣ヲ以テ之ニ充ツ  
委員及臨時委員ハ選信大臣ノ奏請ニ依リ  
左ニ掲グル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命  
ズ  
一 關係各廳高等官  
二 學識經驗アル者  
前項第二號ニ掲グル者ノ中ヨリ命ゼラレ  
タル委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事  
由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スル

ハ廢止シタルトキ

第八條 航空機製造事業法第十五條第三項  
ノ規定ニ依ル陸軍ノ當該官吏ハ監督官長  
竝ニ陸軍航空本部所屬ノ監督官及會計監  
督官トシ其ノ身分ヲ示ス證票ハ別記様式  
ニ依ル

第九條 陸軍用航空機製造會社航空機製造  
事業法第十七條第四項ノ規定ニ依リ裁定  
ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シ  
タル正副二通ノ申請書ヲ陸軍大臣ニ提出  
スベシ  
一 申請者及相手方ノ名稱  
二 申請ノ目的及理由

陸軍大臣ハ前項ノ申請書ヲ受理シタルト  
キハ其ノ副本ヲ相手方ニ送付ス其ノ送付  
ヲ受ケタル相手方ハ陸軍大臣ノ指定スル  
期間内ニ答辯書ヲ陸軍大臣ニ差出スベシ  
前項ノ期間内ニ答辯書ヲ差出サザルトキ  
ハ陸軍大臣ハ申請書ノミニ依リテ裁定ス  
ルコトアルベシ  
第十條 陸軍用航空機製造會社ヨリ陸軍大  
臣ニ提出スベキ書類ハ關係監督官長又ハ  
陸軍航空本部所屬ノ關係監督官ヲ經由ス  
ベシ

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
別記様式

コトヲ妨グズ

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス  
會長事故アルトキハ選信大臣ノ指名スル  
委員其ノ職務ヲ代理ス  
第五條 委員會ニ幹事ヲ置ク選信大臣ノ奏  
請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ  
幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條 委員會ニ書記ヲ置ク選信大臣之ヲ  
命ズ  
書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス  
附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

航空機技術委員會官制

(昭和十三年八月三十日  
勅令第六百十號)

第一條 航空機技術委員會ハ選信大臣ノ監  
督ニ屬シ航空機製造事業法第六條第一項  
ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事  
項ヲ調査審議ス  
委員會ハ前項ニ規定スル事項ノ外關係各  
大臣ノ諮問ニ應ジテ航空機ニ關スル技術  
ノ重要事項ヲ調査審議ス  
委員會ハ航空機ニ關スル技術ノ重要事項

ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得  
第二條 委員會ハ會長一人及委員二十人以  
内ヲ以テ之ヲ組織ス  
特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルト  
キハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

表面 (縦八五厘米、横六厘米)

第 號 年 月 日交付

航空機製造事業臨檢證票

官 職 氏 名  
陸軍省印

裏面

航空機製造事業法摘要

第十五條第三項 政府監督上必要アリト認  
ムルトキハ當該官吏ヲシテ航空機製造會  
社ノ事務所營業所工場倉庫其ノ他ノ場  
所ニ臨檢シ業務若ハ財産ノ狀況又ハ帳簿  
書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ  
得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票  
ヲ携帯セシムベシ  
第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ  
五百圓以下ノ罰金ニ處ス  
三 第十五條第三項ノ規定ニ依ル當該官  
吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨グ若ハ忌避シ  
又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ  
虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

航空機製造事業法ノ一部ヲ朝鮮ニ施行スルノ件

（昭和十三年八月二十七日 勅令第六百六十六號）

航空機製造事業法ハ第六條中航空機技術委員會ニ關スル規定、第八條乃至第十條ノ規定、第十七條第四項中通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル規定並ニ第十八條及附則第四項ノ規定ヲ除キ之ヲ朝鮮ニ施行ス

附則

本令ハ昭和十三年八月三十日ヨリ之ヲ施行ス

航空機製造事業法施行規則

（昭和十三年八月三十日 朝鮮總督府令第百八十二號）

第一條 航空機製造事業法施行令第一條第四號ニ掲グル非金屬製プロペラハ直徑二米以上ノモノ又ハ翼ヲ一枚毎ニ製作シテ組立テタルモノトス 非金屬製ノ翼ヲ金屬ヲ以テ被覆シタルプロペラハ之ヲ非金屬製プロペラト看做ス

第二條 航空機製造事業法第二條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

一 工場ノ名稱及位置

二 航空機製造事業法施行令第二條ノ規定ニ依ル事業ノ區別（航空機製造事業法第一條第二項ノ事業ヲ營マントスルトキハ其ノ旨ヲ附記スベシ）

三 製造設備（修理設備ヲ含ム）ノ概要（圖面ヲ附添スベシ）

前項ノ許可申請書ニハ左ノ書類ヲ添付スベシ

一 事業開始ノ時期ヲ記載シタル書類

二 部分品、材料及附屬品ノ取得方法ヲ記載シタル書類

三 技能者ノ採用及養成ノ計畫ヲ記載シタル書類

四 工事費豫算書

五 事業資金ノ總額及其ノ調達方法ヲ記載シタル書類

六 事業收支目録見書

七 定款、登記簿ノ謄本、財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類及株主名簿

八 航空機製造事業法第三條第一項及第二項ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ證スル書類

九 航空機製造事業以外ノ事業ヲ兼營スル場合ニ於テハ其ノ兼營事業ノ概要ヲ記載シタル書類

第三條 前條第一項第一號又ハ第三號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ朝鮮總督ノ許可ヲ受ケタベシ

第四條 航空機製造會社其ノ事業ヲ開始シタルトキハ遲滞ナク之ヲ朝鮮總督ニ届出ツベシ

第五條 航空機製造會社ハ毎年一月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間ノ事業計畫ヲ定メ其ノ前年十一月三十日迄ニ事業計畫書ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

前項ノ事業計畫書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 事業計畫ノ概要

二 設備ノ擴張、改良又ハ變更計畫

三 技能者ノ養成計畫

四 操業計畫

五 部分品、材料及附屬品ノ取得計畫

六 收支豫算

第六條 朝鮮總督ハ航空機製造事業法第六條第一項ノ規定ニ依リ規格ヲ定メタルキハ之ヲ告示ス告示シタル規格ヲ變更シタルトキ亦同ジ

朝鮮總督特ニ必要アリト認ムルトキハ航空機製造會社ニ對スル告示ヲ以テ前項ノ告示ニ代フルコトアルベシ

第七條 朝鮮總督ハ検査官吏ヲシテ飛行機

ノ機殼、發動機、プロペラ、部分品、材料及ハ附屬品ニ付前條ノ規格ニ適合スルヤ否ヤヲ検査セシム但シ特ニ其ノ必要ナシト認メタルモノ又ハ陸軍大臣若ハ海軍大臣ニ於テ特ニ指定シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 航空機製造事業法第七條第一項ノ規定ニ依リ事業譲渡ノ許可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル許可申請書ニ當事者連署ノ上之ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

一 讓渡スベキ事業ノ範圍

二 讓渡ノ價格及時期

三 讓渡ヲ必要トスル事由

四 讓渡ケントスル會社ニ付讓受後ニ於ケル第二條第一項各號ニ掲グル事項

前項ノ許可申請書ニハ左ノ書類ヲ添付スベシ

一 讓渡契約書ノ謄本

二 讓渡價格算出ノ基礎ヲ明ニスル書類

三 讓渡ニ關スル株主總會ノ決議録ノ謄本

四 讓渡ケントスル會社ニ付讓受後ニ於ケル第二條第二項第一號乃至第六號及第九號ニ掲グル書類

五 讓受ケントスル會社ガ航空機製造會社ニ非ザル會社ナルトキハ其ノ定款、登記簿ノ謄本、財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分

ニ關スル書類、株主名簿並ニ航空機製造事業法第三條第一項及第二項ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ證スル書類

第九條 航空機製造事業ノ讓渡終了シタルトキハ當事者連署ノ上遲滞ナク其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ届出ツベシ

第十條 航空機製造事業法第七條第一項ノ規定ニ依リ事業ノ廢止又ハ休止ノ許可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由、廢止又ハ休止スベキ事業ノ範圍及休止ノ場合ニ在リテハ其ノ期間ヲ記載シタル許可申請書ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ但シ一月未滿ノ事業ノ休止ヲ爲サントスルトキハ其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ届出ツルヲ以テ足ル

航空機製造會社休止シタル事業ヲ再び開始シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ届出ツベシ

第十一條 航空機製造事業法第七條第二項ノ規定ニ依リ合併ノ決議ノ認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル認可申請書ニ當事者連署ノ上之ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

一 合併ノ方法及條件

二 合併ノ時期

三 合併ヲ必要トスル事由

四 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ニ付第二條第一項各號ニ掲グル事項

前項ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添付スベシ

一 合併契約書ノ謄本

二 合併條件決定ノ基礎ヲ明ニスル書類

三 合併ニ關スル株主總會ノ決議録ノ謄本

四 合併後ニ存続スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ニ付第二條第一項各號ニ掲グル書類

五 讓受ケントスル會社ガ航空機製造會社ニ非ザル會社ナルトキハ其ノ定款、登記簿ノ謄本、財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分

ニ關スル書類、株主名簿並ニ航空機製造事業法第三條第一項及第二項ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ證スル書類

第十二條 航空機製造會社ノ合併終了シタルトキハ合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル會社ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ届出ツベシ

第十三條 航空機製造事業法第七條第二項ノ規定ニ依リ解散ノ決議ノ認可ヲ受ケントスルトキハ解散ノ事由ヲ記載シタル認可

可申請書ニ解散ニ關スル株主總會ノ決議  
 録ノ原本ヲ添附シテ朝鮮總督ニ提出ス  
 ベシ

第十四條 航空機製造事業法第十二條ノ規  
 定ニ依リ獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル  
 キハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ朝  
 鮮總督ニ提出スベシ

- 一 製造セントスル工場ノ名稱
- 二 製造セントスル飛行機又ハ其ノ機  
 體、發動機、プロペラ、部分品、材料若  
 付属品ノ種類、型式、性能及數量(設計  
 圖又ハ仕様書ヲ添附スベシ)
- 三 設計者又ハ考案者及製造擔當者ノ氏  
 名
- 四 製造ノ目的及研究ノ沿革
- 五 製造ノ開始及終了見込年月日
- 六 製造費豫算
- 七 製造ノ爲ニ設備ノ新設、擴張又ハ改  
 良ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ概要及  
 工事費豫算

前項ノ申請書(設計圖又ハ仕様書ヲ含ム)  
 ニ記載シタル事項ヲ變更セントスルトキ  
 ハ朝鮮總督ノ承認ヲ受ケルベシ

第十五條 前條ノ獎勵金ハ當該製造ノ完了  
 シタル後之ヲ交付ス但シ特別ノ事由アル  
 トキハ此ノ限ニ在ラス

第十六條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル會  
 社又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル會社當該  
 物品ノ製造ニ付左ノ各號ノ一ニ該當スル  
 トキハ朝鮮總督ハ獎勵金交付ノ指令ヲ取  
 消シ、獎勵金ヲ減額シ又ハ既ニ交付シタ  
 ル獎勵金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズル  
 コトアルベシ

- 一 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
- 二 設計又ハ仕様ヲ變更シタルトキ
- 三 製造ヲ中止シタルトキ
- 四 製造費ノ支出額ガ豫算額ニ比シ著シ  
 タ寡少ナルトキ
- 五 不正ノ行爲アリタルトキ

第十七條 航空機製造事業法第十三條ノ規  
 定ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ  
 事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ朝鮮總督  
 ニ提出スベシ

- 一 増加スベキ資本ノ總額及第一回拂込  
 ノ金額
- 二 資本増加ノ方法
- 三 株金全額拂込前ニ於テ資本増加ヲ必  
 要トスル事由
- 四 會社ノ資本及拂込ミタル株金總額ノ  
 登記抄本

- 一 一定款ヲ變更シタルトキ
- 二 取締役又ハ監査役ニ變更アリタルト  
 キ
- 三 株金ノ拂込アリタルトキ
- 四 社債ヲ發行シ又ハ償還シタルトキ
- 五 兼營事業ヲ開始シ、擴張シ、縮少シ又  
 ハ廢止シタルトキ

第二十三條 航空機製造事業法第十五條第  
 三項ノ規定ニ依リ證券ハ別記様式ニ依  
 ル

第二十四條 航空機製造事業法第十七條第  
 四項ノ規定ニ依リ裁定ヲ受ケントスルト  
 キハ左ノ事項ヲ記載シタル正副二通ノ申  
 請書ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

- 一 申請者及相手方ノ名稱
- 二 申請ノ目的及理由

朝鮮總督ハ前項ノ申請書ヲ受理シタルト  
 キハ其ノ副本ヲ相手方ニ送付ス其ノ送付  
 ヲ受ケタル相手方ハ朝鮮總督ノ指定スル  
 期間内ニ答辯書ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ  
 前項ノ期間内ニ答辯書ヲ差出サザルトキ  
 ハ朝鮮總督ハ申請書ノミニ依リテ裁定ス  
 ルコトアルベシ

附則  
 本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

五 最終ノ貸借對照表

第十八條 航空機製造事業法第十四條第一  
 項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキ  
 ハ左ノ事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ朝  
 鮮總督ニ提出スベシ

- 一 社債ノ總額
- 二 社債募集ノ時期及條件
- 三 商法ニ規定スル制限ヲ超エテ社債募  
 集ヲ必要トスル事由

前項ノ場合ニ於テ擔保附社債信託法ニ依  
 リ社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行セントス  
 ルモノナルトキハ認可申請書ニ前項第一  
 號及第三號ニ掲グル事項ノ外左ニ掲グル  
 事項ヲ記載スベシ

- 一 社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル旨  
 ノ表示
- 二 社債ノ利率ノ最高限度
- 三 前二項ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附  
 スベシ
- 一 社債ヲ以テ支辨セントスル設備ノ費  
 用及其ノ設備ノ概要ヲ記載シタル書類  
 (工事費計算書ヲ添附スベシ)
- 二 社債募集ニ關スル株主總會ノ決議錄  
 ノ原本
- 三 會社ノ資本及拂込ミタル株金總額ノ  
 登記抄本
- 四 最終ノ貸借對照表
- 五 前二社債ヲ募集シタルトキハ其ノ價  
 還ヲ了ヘザル總額ノ登記抄本

六 信託證書案

七 工場抵當法ニ依リ抵當ト爲スベキ物  
 件ノ目錄

八 前號ノ擔保物件ノ帳簿價格ヲ最終ノ  
 財産目錄ノ科目別ニ表示シタル書類

第一項ノ場合ニ於テ航空機製造事業法第  
 十四條第三項但書ノ規定ニ依リ擔保ヲ供  
 セズシテ社債ヲ募集セントスルモノナル  
 トキハ認可申請書ニ第一項各號ノ事項ノ  
 外擔保ヲ供セザル特別ノ事由ヲ詳記シ前  
 項第一號乃至第五號ニ掲グル書類及社債  
 募集ノ方法ニ關スル説明書ヲ添附スベ  
 シ

第十九條 航空機製造事業法第十四條第一  
 項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル後信託契  
 約又ハ擔保物件ニ變更アリタルトキハ通  
 常ナク其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ届出ツベシ

第二十條 航空機製造會社ハ毎年一月三十  
 一日迄ニ前年ノ營業ノ概況、作業ノ概況  
 及年末ニ於ケル設備ノ概要ヲ記載シタル  
 事業年報ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

第二十一條 航空機製造會社ハ營業期毎ニ  
 株主總會終結後通算ナク財産目錄、貸借  
 對照表、營業報告書、損益計算書、利益金  
 ノ處分ニ關スル書類及株主名簿ヲ朝鮮總  
 督ニ提出スベシ

第二十二條 航空機製造會社ハ左ノ場合ニ  
 於テハ通算ナク其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ届出  
 ツベシ

土地收用令中改正ノ件  
 (昭和十三年十一月十二日  
 制令第三十號)

土地收用令中左ノ通改正ス

第二條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

八 航空機製造事業法第二條ノ許可ヲ受  
 ケタル會社ノ營ム航空機製造事業

附則  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)  
 明治四十四年四月十日制令第三號土地收用令抄錄

別記様式  
 表一 土地收用令ハ左ノ五項第六號トス

航空機製造事業檢査證明書

官 署 氏 名

官 職 氏 名

航空機製造事業法  
 第十五條第三項ノ規定ニ依リ證券ハ別記様式ニ依  
 ル

第三十五條第三項ノ規定ニ依リ證券ハ別記様式ニ依  
 ル

第三十六條第三項ノ規定ニ依リ證券ハ別記様式ニ依  
 ル

第二條第一項

土地ヲ利用スルコトヲ得ル事業ハ左ノ各  
號ノ一ニ該當スルモノナルコトヲ要ス  
(左記略ス)

朝鮮所得稅令中改正ノ件

(昭和十三年十一月十一日  
制令第三十一號)

第二十七條ノ四 航空機製造事業法第二條  
ノ許可ヲ受ケタル航空機製造會社ニハ朝  
鮮總督ノ定ムル所ニ依リ同條ノ許可ヲ受  
ケタル年及其ノ翌年ヨリ五年間其ノ事業  
ニ付所得稅ヲ免除ス  
第二十九條中「製鐵事業」ノ下ニ「航空機製  
造事業」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

昭和九年十月三日制令第六號朝鮮所得稅令抄錄  
第二十九條 所得稅ノ免除ヲ受ケベキ製造事業又ハ  
重要物資ノ製造業ヲ承認シ又ハ其ノ承認ト認ムベ  
キ事業アル者ハ其ノ業務ニ付所得稅ノ免除期間ノ  
終了スルトキニ限り其ノ免除期間ヲ承認ス

朝鮮營業稅令中改正ノ件

(昭和十三年十一月十一日  
制令第三十二號)

第十二條第一項中「又ハ人造石油製造事業」  
ヲ「人造石油製造事業又ハ航空機製造事  
業」ニ改ム  
第十二條ノ二ヲ第十二條ノ三トス  
第十二條ノ二 日本產金振興株式會社ニハ  
開業ノ翌年ヨリ十年間營業稅ヲ免除ス  
(參照)

附則

昭和二年三月三日制令第六號朝鮮營業稅令抄錄  
第十二條第一項  
朝鮮所得稅令ニ依リ現ニ所得稅ノ免除ヲ受ケタル製  
鐵事業又ハ人造石油製造事業ニ付テハ朝鮮總督ノ  
定ムル所ニ依リ營業稅ヲ免除ス

重要物資製造事業用品ノ輸入稅免  
除ニ關スル件

(昭和十三年八月三十日  
朝鮮總督府令第百八十一號)

(本卷七七七頁掲載)

地方稅ノ賦課ニ關スル件中改正

(昭和十三年十一月十一日  
朝鮮總督府令第二百三十號)

昭和十一年朝鮮總督府令第五號(地方稅ノ  
賦課ニ關スル件)中左ノ通改正ス  
第十九條 道及府邑面ハ朝鮮所得稅令第二  
十七條ノ四ノ規定ニ依リ所得稅ノ免除ヲ  
受ケタル航空機製造會社ニハ航空機製造事  
業法第二條ノ許可ヲ受ケタル年及其ノ翌  
年ヨリ五年間其ノ事業ニ對シ又ハ其ノ收  
入ヲ標準トシテ課稅スルコトヲ得ズ但シ  
特別ノ事情ニ基キ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ  
タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

工作機械製造事業法關係  
法令

工作機械製造事業法

(昭和十三年三月三十日  
法律第四十號)

第一條 本法ハ國防ノ整備及産業ノ發達ヲ  
期スル爲メ本邦ニ於ケル工作機械製造事業  
ノ確立ヲ圖ルコトヲ目的トス  
第二條 本法ニ於テ工作機械製造事業ト稱  
スルハ命令ヲ以テ定ムル工作機械ノ製造  
ヲ爲ス事業ヲ謂フ  
第三條 工作機械製造事業ヲ營マントスル  
者ハ政府ノ許可ヲ受ケルベシ但シ其ノ設備  
ガ命令ノ定ムル規模ニ達セザルモノニ付  
テハ此ノ限ニ在ラズ  
本法ニ定ムルモノノ外前項ノ許可ニ關シ  
必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
第四條 前條ノ許可ヲ受ケタルコトヲ得ベキ  
者ハ帝國法令ニ依リ設立シタル株式會社  
ニシテ其ノ株主ノ半數以上、取締役ノ半  
數以上、資本ノ半數以上及議決權ノ過半  
數ガ帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シ  
タル法人ニ屬スルモノニ限ル

工作機械製造事業法

前項ノ法人ハ其ノ社員、株主若ハ業務ヲ  
執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半數  
以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外  
國法人ニ屬セザルモノナルコトヲ要ス  
前條ノ許可ヲ受ケタル者前二項ノ規定ニ  
該當セザルニ至リタルトキハ許可ハ其ノ  
效力ヲ失フ

第五條 第三條ノ許可ヲ受ケタル會社(工  
作機械製造會社)ハ政府ノ指定スル期間  
内ニ其ノ事業ヲ開始スベシ  
政府ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限  
リ前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得

工作機械製造會社前二項ノ期間内ニ其ノ  
事業ヲ開始セザルトキハ第三條ノ許可ハ  
其ノ效力ヲ失フ

第六條 工作機械製造會社其ノ設備ヲ増設  
シ又ハ變更セントスルトキハ命令ノ定ム  
ル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受ケルベシ

第七條 工作機械製造會社政府ノ認可ヲ受  
ケ本法施行後五年以内ニ於テ政府ノ指定  
スル期間内ニ命令ノ定ムル規模以上ノ設  
備ヲ新設シ又ハ増設シタルトキハ設備完  
成ノ年及其ノ翌年ヨリ五年間其ノ新設シ  
又ハ増設シタル設備ヲ以テ營ム工作機械  
製造事業ニ付所得稅及營業收益稅ヲ免除ス  
前項ノ工作機械製造會社其ノ設備完成前  
其ノ一部ヲ以テ工作機械製造事業ヲ營ム

第八條 北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ  
準ズベキモノハ前條ノ規定ニ依リ所得稅  
及營業收益稅ヲ免除セラレタル工作機械  
製造會社ニハ其ノ免除セラレタル事業ニ  
對シ課稅スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情  
ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ  
限ニ在ラズ

第九條 第七條ノ規定ニ依リ所得稅及營業  
收益稅ノ免除ヲ受ケベキ事業ヲ繼續スル  
者又ハ其ノ事業ヲ繼續スルモノト認ムベ  
キ事實アル者ハ前事業者ガ第七條ノ規定  
ニ依リ所得稅及營業收益稅免除期間内ニ  
在ルトキハ其ノ期間ヲ承繼ス

第十條 工作機械製造會社政府ノ認可ヲ受  
ケ本法施行後五年以内ニ於テ政府ノ指定  
スル期間内ニ命令ノ定ムル規模以上ノ設  
備ヲ新設シ又ハ増設シ其ノ設備ニ付勅令  
ノ定ムル所ニ依リ償却ヲ爲シタル場合ニ  
於テ其ノ償却額方其ノ設備完成ノ日ノ  
屬スル營業年度ノ翌營業年度ヨリ起算シ  
一年ヲ營業年度トスルモノニ在リテハ第  
五營業年度末、六月ヲ營業年度トスルモ  
ノニ在リテハ第十營業年度末ニ於テ當該



設備ノ價額ノ六割ニ達セザルトキハ政府ハ之ニ達セシムベキ金額ヲ補助スベシ  
 前項ニ規定スル最終營業年度ノ翌營業年度以降毎營業年度ニ於テ當該設備ヲ以テ營ム工作機械製造事業ヨリ生ズル利益金額ガ勸令ヲ以テ定ムル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ヅ之ヲ前項ノ規定ニ依ル補助金ノ償還ニ充ツベシ  
 第十一條 詐欺ノ行爲ヲ以テ前條ノ規定ニ依ル補助金ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シテハ其ノ金額ヲ返還セシム  
 前項ノ規定ニ依ル返還金ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次グモノトス  
 第十二條 工作機械製造會社其ノ事業ノ爲ニ必要ナル器具、機械又ハ材料ヲ政府ノ認可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ五年間命令ノ定ムル所ニ依リ輸入稅ヲ免除ス  
 第十三條 工作機械製造會社ハ事業擴張ノ場合ニ於テ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲メ採金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得  
 第十四條 工作機械製造會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲メ商法ニ規定スル制限ヲ超エテ社債

ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ二倍ヲ超ユルコトヲ得ズ  
 最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産ガ拂込ミタル株金額ニ滿タザルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ  
 第一項ノ規定ニ依リ募集スル社債ニ付テハ工場抵當法ニ依リ會社ノ事業ニ屬スルモノヲ抵當ト爲スコトヲ要ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ政府其ノ必要ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
 第十五條 工作機械製造會社其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ讓渡シ、賣止シ又ハ休止セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ  
 工作機械製造會社ノ合併又ハ解散ノ決議ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ  
 第十六條 第十條第一項ノ規定ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケタル工作機械製造會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ニ之ヲ届出ツベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ  
 政府必要アリト認ムルトキハ事業計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得  
 第十七條 第十條第一項ノ規定ニ依リ政府

ノ認可ヲ受ケタル工作機械製造會社ハ同項ニ規定スル最終營業年度迄毎營業年度ニ於ケル利益金ノ處分ニ付政府ノ認可ヲ受クベシ  
 第十條第一項ノ規定ニ依リ補助金ノ交付ヲ受ケタル工作機械製造會社ハ同條第二項ノ規定ニ依リ補助金ノ償還ヲ終了スル營業年度迄毎營業年度ニ於ケル利益金ノ處分ニ付亦前項ニ同ジ  
 第十八條 政府ハ工作機械製造會社ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得  
 政府ハ工作機械製造會社ニ對シ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得  
 政府監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ工作機械製造會社ノ事務所、營業所、工場、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務若ハ財産ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ  
 第十九條 政府公益上必要アリト認ムルトキハ工作機械製造會社ニ對シ工作機械ノ販賣價格若ハ販賣條件ノ變更ヲ命ジ又ハ

工作機械ノ需要供給ヲ調節スル爲ニ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得  
 政府公益上必要アリト認ムルトキハ工作機械製造會社ニ對シ其ノ設備ノ擴張又ハ改良ヲ命ズルコトヲ得  
 第二十條 政府軍事上必要アリト認ムルトキハ工作機械製造會社ニ對シ特殊工作機械ノ製造、工作機械ニ關スル特殊事項ノ研究又ハ特殊設備ノ施設其ノ他軍事上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得  
 第二十一條 第十九條第二項又ハ前條ノ規定ニ依リ爲シタル命令ニ因リ生ジタル損失ハ勸令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ補償ス  
 前項ノ補償ヲ伴フベキ命令ハ之ニ因リ要スベキ補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協贊ヲ經タル金額ヲ超エザル範圍内ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス  
 第二十二條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定スル工作機械ノ試作ヲ爲ス者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付スルコトヲ得  
 第二十三條 工作機械ノ輸入ガ工作機械製造事業ノ確立ヲ妨グルノ虞アルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ定メ工作機械ノ輸入ヲ制限スルコトヲ得

第二十四條 工作機械ノ輸入ニ因リ其ノ市價ノ低落ヲ來シ工作機械製造事業ノ確立ヲ妨グルノ虞アルトキハ政府ハ勸令ノ定ムル所ニ依リ關稅調査委員會ノ議ヲ經テ期間ヲ定メ工作機械ニ對シ關稅定率法別表輸入稅率ニ定ムル輸入稅ノ外其ノ物品ノ價格ノ五割ニ相當スル金額以下ノ輸入稅ヲ課スルコトヲ得  
 第二十五條 政府ハ工作機械製造會社ヲ除クノ外工作機械又ハ工作機械部分品ノ製造ヲ爲ス者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ業務又ハ設備ノ狀況ニ關シ必要ナル事項ヲ届出デシムルコトヲ得  
 第二十六條 政府第三條ノ許可、第六條ノ許可(命令ノ定ムル規模以上ノ設備ニ關スルモノニ限ル)、第十九條ノ命令、第二十一條ノ補償金額ノ決定又ハ第二十三條ノ制限ヲ爲サントスルトキハ工作機械製造事業委員會ノ議ヲ經ベシ  
 工作機械製造事業委員會ニ關スル規程ハ勸令ヲ以テ之ヲ定ム  
 第二十七條 工作機械製造會社本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ政府ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制限シ、第三條ノ許可ヲ取消シ、取締

役若ハ其ノ職務ヲ行フ監督役ノ解任ヲ爲シ又ハ之ニ對シ第十條ノ規定ニ依リ補助金ノ全部若ハ一部ヲ交付セズ若ハ交付シタル補助金ノ全部若ハ一部ヲ返還セシムルコトヲ得  
 第二十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス  
 一 第三條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ工作機械製造事業ヲ營ミタル者  
 二 第二十三條ノ規定ニ依リ制限ニ違反シテ工作機械ノ輸入ヲ爲シタル者  
 第二十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス  
 一 第六條ノ規定ニ違反シテ設備ヲ増設シ又ハ變更シタル者  
 二 第十五條第一項ノ規定ニ違反シテ事業ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ休止シタル者  
 三 第十六條第一項ノ規定ニ違反シテ事業計畫ノ届出ヲ爲サズ又ハ届出デタル事業計畫ヲ實施セザル者  
 四 第十六條第二項ノ規定ニ依リ變更命令ニ違反シテ事業計畫ヲ實施シタル者  
 五 第十七條ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケズシテ利益金ノ處分ヲ爲シタル者  
 六 第十九條ノ規定ニ依リ命令ニ違反シタル者

七 第二十條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十條 第十八條第二項ノ命令又ハ處分ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十八條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者

二 第十八條第三項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨ガ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者

第三十二條 營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第三十三條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

ヲ適用セズ

工作機械製造事業法施行令

(昭和十三年七月九日 勅令第五百號)

第一條 工作機械製造事業法第二條ノ工作機械ハ一切研磨用ノ金屬工作機械トス

第二條 工作機械製造事業法第三條ノ許可ハ工場毎ニ之ヲ爲スモノトス

第三條 二以上ノ工場ニ於テ工程ヲ分解シテ工作機械ノ製造ヲ行フ場合ハ其ノ範圍内ニ於テ之ヲ一ノ工場ト看做ス

第四條 工作機械製造事業法第三條第一項但書ノ規模ハ一ノ工場ニ於テ設備タル工作機械二百臺ヲ備フルモノトス但シ命令ノ定ムル工作機械ヲ製造スル者ニ在リテハ其ノ製造ニ用フル設備タル工作機械五十臺ヲ備フルモノトス

前項ニ規定スル設備タル工作機械ハ第一條ニ規定スル工作機械トス

第五條 商工大臣ハ工作機械ノ需要供給ヲ參酌シ工作機械製造事業ノ健全ナル發達ニ支障アリト認ムルトキハ工作機械製造

第三十四條 第二十五條ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ不正ノ届出ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ過料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十三年七月九日勅令第四百九十九號ニ依リ昭和十三年七月十一日ヨリ施行)

本法施行ノ際現ニ第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケベキ工作機械製造事業ヲ營ム者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ同條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

前項ノ者ニシテ本法施行ノ際現ニ第六條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケベキ設備ノ増設又ハ變更ノ工事中ニ在ルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ同條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケベキ工作機械製造事業ヲ營ム爲メ本法施行ノ際現ニ其ノ設備ノ建設工事中ニ在ル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ同條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

前二項ノ規定ニ該當スル者ノ當該設備ニ關シテハ第七條、第八條及第十條ノ規定ニ之

事業法第三條ノ許可ヲ爲サザルコトヲ得

第六條 設備タル工作機械二百臺以上ヲ備フル工作機械製造會社設備タル工作機械ヲ三十臺以上増設シ又ハ變更セントスルトキハ其ノ増設シ又ハ變更セントスル工作機械及其ノ他ノ設備ニ付工作機械製造事業法第六條ノ許可ヲ受ケベシ設備タル工作機械二百臺未満ヲ備フル工作機械製造會社設備タル工作機械ヲ十臺以上増設シ又ハ變更セントスルトキ亦同ジ

前項ニ規定スル設備タル工作機械ハ第一條ニ規定スル工作機械トス

第七條 工作機械製造事業法第七條第一項ノ規模ハ其ノ設備ノ價額(土地ノ價額ヲ除ク)百五十萬圓ニ該當スルモノトス

第八條 工作機械製造事業法第七條ノ規定ニ依リ所得稅又ハ營業收益稅ノ免除ヲ受ケントスル者ハ所得稅法第二十四條又ハ營業收益稅法第十一條ノ規定ニ依リ所得又ハ純益金額ヲ申告スルトキ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スベシ

前項ノ場合ニ於テ所得稅及營業收益稅ノ免除ヲ受ケル事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ト其ノ他ノ所得又ハ純益トツ有スルトキハ之ヲ區別シタル計算書ヲ添附スベシ

第九條 工作機械製造事業法第十條第一項ノ規模ハ其ノ設備ノ價額(土地ノ價額ヲ除ク)五百萬圓ニ該當スルモノトス

第十條 工作機械製造事業法第十條第一項ノ規定ニ依リ價却ヲ爲スベキ金額ハ每營業年度當該設備ヲ以テ營ム工作機械製造事業ヨリ生ズル利益金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各率ヲ適用シテ之ヲ算出シタル金額以上トス

拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ以テ算出シタル金額以下ノ金額

同百分ノ六ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額

同百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額

同百分ノ四十

同百分ノ十五ノ割合ヲ以テ算出シタル金額

同百分ノ十五ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額

同百分ノ二十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額

同百分ノ二十五ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額

前項ノ場合ニ於テ當該設備ニ對スル價却額ハ利益金額計算上之ヲ支出ニ算入セズ

第十一條 工作機械製造事業法第十條第二項ノ金額ハ當該設備ヲ以テ營ム工作機械製造事業ヨリ生ズル利益金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各率ヲ適用シテ算出シタル金額ニ當該設備ノ價額ニ對シ年百分ノ四ニ相當スル金額ヲ加算シタルモノトス

拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ以テ算出シタル金額以下ノ金額

同百分ノ六ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額

同百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額

同百分ノ十五ノ割合ヲ以テ算出シタル金額

金額ヲ超ユル金額 百分ノ四十  
 同百分ノ二十ノ割合ヲ以テ算出シタル  
 金額ヲ超ユル金額 百分ノ三十  
 同百分ノ二十五ノ割合ヲ以テ算出シタル  
 金額ヲ超ユル金額 百分ノ二十  
 前項ノ場合ニ於テ當該設備ニ對スル償却  
 額ハ利益金額計算上之ヲ支出ニ算入セズ  
 第十二條 前二條ノ拂込ミタル株金額ハ當  
 該營業年度ニ於ケル各月末ノ拂込ミタル  
 株金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス  
 第十三條 前條ノ場合ニ於テ當該設備ヲ以  
 テ營業ム工作機械製造事業ト其ノ他ノ事業  
 トヲ營業ム工作機械製造會社ノ拂込ミタル  
 株金額ハ總資産價額ニ對スル當該設備ヲ  
 以テ營業ム工作機械製造事業ヨリ生ズル利  
 益金額ノ基本タル資産價額ノ割合ヲ拂込  
 ミタル株金額ニ乘ジ之ヲ計算ス  
 前項ノ場合ニ於テ資産價額ノ割合ニ依ル  
 ヲ不適當トスルトキハ收入金ノ割合又ハ  
 利益金額ノ割合其ノ他適當ナル方法ニ依  
 リ之ヲ計算ス  
 第十四條 工作機械製造事業法第十二條ノ  
 規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタルコトヲ  
 得ベキ器具、機械又ハ材料ハ商工大臣ノ

定ムル物品ニシテ豫メ商工大臣ノ認可ヲ  
 受ケ輸入スルモノニ限ル  
 第十五條 工作機械製造事業法第十二條ノ  
 規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケントスル  
 者ハ輸入申告書ニ前條ノ認可ヲ受ケタル  
 コトヲ證スル書類ヲ添付スベシ  
 輸入申告ハ工作機械製造會社ノ名ヲ以テ  
 スルコトヲ要ス  
 第十六條 輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ  
 工作機械製造事業法第十二條ノ規定ニ依  
 リ輸入税ノ免除ヲ受ケタルコトヲ得ベキ他  
 ノ用途ニ供セントスル場合ニ於テハ商工  
 大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ旨税關ニ申告スル  
 コトヲ要ス  
 第十七條 輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ  
 輸入ノ日ヨリ三年以内ニ目的タル用途又  
 ハ前條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル他ノ  
 用途ニ供セザルトキハ其ノ輸入税ヲ追徵  
 ス但シ已ムヲ得ザル事由ニ因リ其ノ期間  
 ノ延長ニ付商工大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ旨  
 税關ニ申告シタルトキハ此ノ限ニ在ラ  
 ス  
 第十八條 工作機械製造事業法第二十六條  
 ノ規模ハ其ノ設備ノ價額百五十萬圓ニ該

當スルモノトス  
 附則  
 本令ハ工作機械製造事業法施行ノ日ヨリ之  
 ヲ施行ス

工作機械製造事業法施行規則

(昭和十三年七月九日 商工省令第五十號)

- 第一條 工作機械製造事業法施行令第四條  
 第一項但書ノ工作機械ハ左ニ掲グルモノ  
 トス  
 自動旋盤  
 精密ネヂ切旋盤  
 精密卓上旋盤  
 精密ネヂ立盤  
 精密卓上ボール盤  
 ジグ中グリ盤  
 ファイン中グリ盤  
 ネヂ切フライス盤  
 精密卓上フライス盤  
 スプライン軸フライス盤  
 心無研磨盤  
 ネヂ研磨盤  
 精密卓上研磨盤  
 スプライン軸研磨盤

齒車研磨盤  
 ウィディア工具研磨盤  
 砥上盤  
 齒切盤(ウォーム齒切盤ヲ含ム)但シホブ  
 盤ヲ除ク  
 プローチ盤  
 第二條 工作機械製造事業法第三條ノ許可  
 ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記  
 載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出ス  
 ベシ  
 一 工場ノ名稱及位置  
 二 製品ノ種類  
 三 設備タル工作機械及其ノ他ノ設備  
 (工場圖及設備配置圖ヲ添付スベシ)  
 四 製造能力  
 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ  
 添付スベシ  
 一 工事ノ着手及完成ノ豫定期間並ニ事  
 業開始ノ豫定期間ヲ記載シタル書類  
 二 製品ニ關スル規格其ノ他ノ説明ヲ記  
 載シタル書類  
 三 部分品及材料ノ取得方法ヲ記載シタ  
 ル書類  
 四 技術者及職工ノ履歴及養成ニ關スル  
 説明ヲ記載シタル書類  
 五 工事計畫ノ概要ヲ記載シタル書類  
 六 工事費算書  
 七 事業資金ノ總額及其ノ調達方法ヲ記

載シタル書類  
 八 製造及販賣ノ豫定計畫ヲ記載シタル  
 書類並ニ工作機械製造事業ヲ既ニ開始  
 セル者ニ在リテハ最近一年間ニ於ケル  
 製造及販賣ノ実績ヲ記載シタル書類  
 九 事業收支目録見書  
 十 定款、登記簿ノ謄本、財産目録、貸借  
 對照表、營業報告書、損益計算書、利益  
 金ノ處分ニ關スル書類及株主名簿  
 十一 工作機械製造事業法第四條第一項  
 第一項ノ規定ニ該當スルモノナルコト  
 ヲ證スル書類  
 十二 工作機械製造事業以外ノ事業ヲ兼  
 營スル場合ニ於テハ其ノ兼營事業ノ概  
 要ヲ記載シタル書類  
 第三條 前條ノ規定ハ工作機械製造事業法  
 施行令第七條ニ規定スル規模以上ノ設備  
 ノ増設ニ付工作機械製造事業法第六條ノ  
 許可ヲ受ケントスル場合ニ之ヲ準用ス  
 前項ノ場合ヲ除ク外工作機械製造事業  
 法第六條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ製品  
 ノ種類並ニ増設シ又ハ變更セントスル設  
 備及其ノ製造能力ヲ記載シタル許可申請  
 書ニ工事ノ着手及完成ノ豫定期間ヲ記載  
 シタル書類並ニ前條第二項第五號乃至第  
 九號ニ掲グル書類(最近一年間ニ於ケル  
 製造及販賣ノ実績ヲ記載シタル書類ヲ除  
 ク)ヲ添付シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第四條 工作機械製造事業法第三條又ハ第  
 六條ノ許可ヲ受ケタル者其ノ設備ヲ完成  
 シ又ハ其ノ事業ヲ開始シタルトキハ遲滯  
 ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ  
 第五條 工作機械製造事業法施行令第七  
 條、第九條及第十八條ニ於テ設備ノ價額  
 トアルハ土地ノ價額ヲ含マザルモノトス  
 第六條 工作機械製造事業法第七條第一項  
 ノ認可ハ同法第三條又ハ第六條ノ許可申  
 請ト同時ニ商工大臣ニ之ヲ申請スベシ  
 第七條 前條ノ規定ハ工作機械製造事業法  
 第十條第一項ノ認可ヲ受ケントスル場合  
 ニ之ヲ準用ス  
 第八條 工作機械製造事業法施行令第十四  
 條ノ物品ハ左ニ掲グルモノトス  
 一 關稅定率別表輸入稅表ニ掲グル物  
 品ニシテ本則ノ別表ニ掲グルモノ  
 二 前號ニ該當スル器具又ハ機械ノ部分  
 品及附屬品  
 三 第一號ニ該當スル機械ト共ニ一組ト  
 シテ輸入セラルル附屬原動機及其ノ附  
 屬裝置  
 第九條 工作機械製造事業法第十二條ノ認  
 可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ  
 記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出  
 スベシ  
 一 輸入セントスル物品ノ品名、型式、能  
 力、性質、數量及價額

- 二 輸入セントスル物品ノ用途
- 三 輸入ヲ必要トスル事由
- 四 製造者及輸出者
- 五 輸入決定ノ時期及港
- 前項第五號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ豫メ之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ
- 第十條 工作機械製造事業法施行令第十六條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ニ輸入認可書ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ
- 一 用途ヲ變更セントスル物品ノ品名、數量及用途
- 二 變更セントスル用途
- 三 用途ノ變更ヲ必要トスル事由
- 四 輸入ノ年月日及港
- 第十一條 工作機械製造事業法施行令第十七條但書ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ニ輸入認可書ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ
- 一 輸入シタル物品ノ品名、數量及用途
- 二 延長セントスル期間
- 三 期間ノ延長ヲ必要トスル事由
- 第十二條 工作機械製造事業法第十二條ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ目的タル用途ニ供シタルトキハ遲滞ナク左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届出書ニ輸入認可書ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 輸入シタル物品ノ品名、數量及用途
- 二 用途ニ供シタル年月日
- 三 輸入ノ年月日及港
- 工作機械製造事業法第十二條ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ目的タル用途ニ供セザルニ至リタルトキハ遲滞ナク其ノ事由並ニ前項第一號及第三號ニ掲グル事項ヲ記載シタル届出書ニ輸入認可書ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ
- 第十三條 工作機械製造事業法第十三條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ
- 一 増加スベキ資本ノ總額及第一回拂込ノ時期及金額
- 二 資本増加ノ方法
- 三 資本増加ヲ必要トスル事由
- 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
- 一 事業擴張ニ關スル説明書
- 二 増加スベキ資本ヲ以テ支辨セントスル設備ノ概要ヲ記載シタル書類(工事費概算書ヲ添附スベシ)
- 三 資本増加ニ關スル株主總會ノ決議録ノ謄本
- 四 會社ノ資本及拂込ミタル株主總會ノ登記抄本
- 五 最終ノ貸借對照表

- 第十四條 工作機械製造事業法第十四條第一項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ
- 一 社債ノ總額
- 二 社債ノ利率
- 三 社債募集ヲ必要トスル事由
- 前項ノ場合ニ於テ擔保附社債信託法ニ依リ社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行セントスルモノナルトキハ認可申請書ニ前項第一號及第三號ニ掲グル事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
- 一 社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル旨ノ表示
- 二 社債ノ利率ノ最高限度
- 前二項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
- 一 社債ヲ以テ支辨セントスル設備ノ概要ヲ記載シタル書類(工事費概算書ヲ添附スベシ)
- 二 社債募集ニ關スル株主總會ノ決議録ノ謄本
- 三 會社ノ資本及拂込ミタル株主總會ノ登記抄本
- 四 最終ノ貸借對照表
- 五 前ニ社債ヲ募集シタルトキハ其ノ價還了ヘザル總額ノ登記抄本
- 六 信託證書案

- 七 工場抵當法ニ依リ抵當ト爲スベキ物件ノ目錄
- 八 前號ノ擔保物件ノ帳簿價格ヲ最終ノ財産目錄ノ科目別ニ記載シタル書類
- 第十四條第三項但書ノ規定ニ依リ擔保ヲ供セズシテ社債ヲ募集セントスルモノナルトキハ認可申請書ニ第一項各號ニ掲グル事項ノ外擔保ヲ供セザル特別ノ事由ヲ詳記シ前項第一號乃至第五號ニ掲グル書類並ニ社債發行ノ條件及社債募集ノ方法ニ關スル説明書ヲ添附スベシ
- 第十五條 工作機械製造事業法第十四條第一項ノ認可ヲ受ケタル後信託契約又ハ擔保物件ニ變更アリタルトキハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ
- 第十六條 工作機械製造事業法第十五條第一項ノ規定ニ依リ工作機械製造事業ノ讓渡ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ
- 一 讓渡スベキ事業ノ範圍
- 二 讓渡ノ價格及時期
- 三 讓渡ヲ必要トスル事由
- 四 事業ノ全部ヲ讓渡スル場合ニ於テハ讓受人ニ付第二條第一項各號ニ掲グル事項
- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

- 一 讓渡契約ヲ證スル書類
- 二 讓渡價格算定ノ基礎ヲ明カニスル書類
- 三 讓渡ニ關スル株主總會ノ決議録ノ謄本
- 四 事業ノ全部ヲ讓渡スル場合ニ於テハ讓受人ニ付第二條第二項各號ニ掲グル書類
- 事業ノ全部ヲ讓渡スル場合ニ於テハ第一項ノ許可申請書ニ讓受人連署スベシ
- 第十七條 工作機械製造事業ノ讓渡終了シタルトキハ讓渡人ハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ
- 第十八條 工作機械製造會社其ノ事業ノ全部若ハ一部ノ廢止、全部ノ休止又ハ六月以上ニ亙ル一部ノ休止ヲ爲セントスルトキハ其ノ事由及休止ノ期間ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ
- 工作機械製造會社其ノ事業ノ一月以上六月未満ノ一部ノ休止ヲ爲ストキハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ
- 工作機械製造會社前二項ニ依リ休止シタル事業ヲ再ビ開始シタルトキハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ
- 第十九條 工作機械製造事業法第十五條第二項ノ規定ニ依リ合併ノ決議ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シ

- タル認可申請書ニ當事者連署ノ上之ヲ商工大臣ニ提出スベシ
- 一 合併ノ方法及條件
- 二 合併ノ時期
- 三 合併ヲ必要トスル事由
- 四 合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ニ付第二條第一項各號ニ掲グル事項
- 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
- 一 合併契約ヲ證スル書類
- 二 合併條件決定ノ基礎ヲ明ニスル書類
- 三 合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ニ付第二條第一項第一號乃至第九號及第十二號ニ掲グル書類並ニ定款
- 四 合併ニ關スル株主總會ノ決議録ノ謄本
- 五 合併ノ當事者タル會社ノ商法第七十八條第一項ノ規定ニ依リ作成シタル財産目錄及貸借對照表
- 六 合併ノ相手方ガ工作機械製造會社ニ非ザル會社ナルトキハ其ノ定款、登記簿ノ謄本、財産目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類及株主名簿
- 第二十條 工作機械製造會社ノ合併終了シタルトキハ合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル會社ハ遲滞ナク之ヲ

商工大臣ニ届出ツベシ  
前項ノ届出書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

- 一 登記簿ノ謄本
- 二 株主名簿
- 三 工作機械製造事業法第四條第一項第二項ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ證スル書類

第二十一條 工作機械製造事業法第十五條第二項ノ規定ニ依リ解散ノ決議ノ認可ヲ受ケントスル者ハ解散ヲ必要トスル事由ヲ記載シタル認可申請書ニ解散ニ關スル株主總會ノ決議録ノ謄本ヲ添付シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第二十二條 工作機械製造事業法第十條第一項ノ認可ヲ受ケタル工作機械製造會社ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル毎營業年度ノ事業計畫書ヲ當該營業年度開始ノ一月前迄ニ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 事業計畫ノ概要
- 二 設備ノ増設又ハ變更計畫ノ概要
- 三 操業計畫ノ概要
- 四 製造及販賣ノ數量及價額
- 五 收支豫算

第二十三條 工作機械製造事業法第十七條第一項又ハ第二項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ認可申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添付シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

工作機械製造事業法第十條第一項ノ認可ヲ受ケ新設シ又ハ増設シタル設備ヲ以テ營業工作機械製造事業ト其ノ他ノ工作機械製造事業トニ區別シテ記載スベシ

二 當該營業年度ニ於ケル工作機械製造事業法第十條第一項ノ規定ニ依ル償却額又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル償還額ヲ記載シタル書類(計算書ヲ添付スベシ)

三 第一號ニ掲グル事業以外ノ事業ノ收支決算書

四 財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書及利益金ノ處分ニ關スル株主總會ノ決議録ノ謄本

第二十四條 工作機械製造會社ハ毎年二月末日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル前年ノ事業年報ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 製造及販賣ノ數量及價額
- 二 年末ニ於ケル設備ノ概要
- 三 年末ニ於ケル従業員數
- 四 作業ノ概況

製造事業ノ收支決算書ニ財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類、株主名簿及工作機械製造事業法第四條第一項第二項ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ證スル書類ヲ添付シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第二十六條 工作機械製造會社ハ毎月十五日迄ニ其ノ前月ノ業務及財産ノ狀況ヲ記載シタル事業月報ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第二十七條 工作機械製造會社ヲ除クノ外工作機械又ハ工作機械部分品ノ製造ヲ爲ス者ハ毎年二月末日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル前年ノ事業年報ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 製造及販賣ノ數量及價額
- 二 年末ニ於ケル設備ノ概要
- 三 年末ニ於ケル従業員數

第二十八條 工作機械製造事業法第十八條第三項ノ證票ハ別記様式ニ依ル

本則ハ工作機械製造事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
本則施行ノ際現ニ工作機械製造事業法第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケベキ工作機械製造事業ヲ營業スル者ハ本則施行後三月以内ニ第二條第一項各號ニ掲グル事項及最近一年間ニ於ケル製造及販賣ノ實績ヲ記載シタル書類ニ同條第二項第二號乃至第四號、第七號及第十號乃至第十二號ニ掲グル書類ヲ添付シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

工作機械製造事業法第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケベキ工作機械製造事業ヲ營業スル者ハ本則施行後三月以内ニ第二條第一項各號ニ掲グル事項ヲ記載シタル書類ニ同條第二項各號ニ掲グル書類ヲ添付シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第二項ノ規定ニ該當スル者ニシテ本則施行ノ際現ニ工作機械製造事業法第六條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケベキ設備ノ増設又ハ變更ノ工事中ニ在ルモノハ本則施行後三月以内ニ製品ノ種類及製造能力ヲ記載シタル書類ニ設備及其ノ製造能力ヲ記載シタル書類ニ

二條第二項第五號乃至第九號(最近一年間ニ於ケル製造及販賣ノ實績ヲ記載シタル書類ヲ除ク)ニ掲グル書類ヲ添付シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ  
前三項ノ規定ニ依ル書類ノ提出ヲ怠リタル者ニ付テハ工作機械製造事業法附則第二項乃至第四項ノ規定ニ依リ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

(別表)  
輸入税  
表番號  
品名

- 四〇八 砥石
- 四六二ノ二 特殊鋼
- 五三六 直尺、曲尺、卷尺、ワイヤゲージ、スクリーン、ピッチゲージ、シフトホースゲージ、ミクロメーター、プロトラクター、キヤリパー、ダイヤライナー、レン

五四六  
タコメーター、シフトスローステーター、エンジン、インテーク、エキゾースト、メーター、ダイナモーター、サイクロメーター、ベドメーター、其ノ他類似ノモノ

五五一  
理化學器及同部分品(別號ニ掲ゲザルモノ)

五八六  
パワーハムマー

五九六  
別號ニ掲ゲザル金屬工及木工機械(ローリングマシン、ドロイイングマシン、ネールメイキングマシン、モールドングマシン、フレンジングマシン、ベンチングマシン、リブエッチングマシン等ヲ含ム)

六〇四  
別號ニ掲ゲザル機械

六〇五  
機械部分品(別號ニ掲ゲザルモノ)

別記様式  
表 面

第 號 年 月 日 交付

官 職 氏

商工省印 名

工作機械製造事業法第十八條第三項ノ證票

本證票用紙ノ寸法ハ商工省告示日本標準規格第九十二號B列8番(Ohanu x 91mm)ニ依ルモノトス

裏面

工作機械製造事業法摘要

第十八條第三項 政府監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ工作機械製造會社ノ事務所、營業所、工場、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務若ハ財産ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證據ヲ携帯セシムベシ

第三十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

二 第十八條第三項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢檢査ヲ拒ミ、妨グ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辨ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者

工作機械製造事業委員會官制

(昭和十三年十月十四日勅令第六百八十一號)

第一條 工作機械製造事業委員會ハ商工大臣ノ監督ニ屬シ工作機械製造事業法第二十六條ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメ

タル事項ヲ調査審議ス

委員會ハ前項ノ外關係各大臣ノ諮問ニ應ジ工作機械製造事業ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

委員會ハ工作機械製造事業ニ關スル事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第二條 委員會ハ會長一人及委員二十人以

内ヲ以テ之ヲ組織ス

前項委員ノ外必要アル場合ニ於テハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ商工大臣ヲ以テ之ニ充ツ委員及臨時委員ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ左ニ掲グル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

一 關係各廳高等官

二 學識經驗アル者

前項第二號ニ掲グル者ノ中ヨリ命ゼラレタル委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨グズ

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ商工大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 委員會ニ幹事ヲ置ク商工大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條 委員會ニ書記ヲ置ク商工大臣ノ命令ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

工作機械試作獎勵金交付規則

(昭和十三年八月十九日商工省令第七十四號)

第一條 商工大臣ハ本則ニ依リ工作機械ノ試作ヲ爲ス者ニ對シ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

第二條 獎勵金ハ左ニ掲グル工作機械ノ試作ニ付テ之ヲ交付ス

一 自動旋盤

二 精密ネチ切旋盤

三 二番取旋盤

四 クランク軸旋盤

五 ジグ中グリ盤

六 ファイン中グリ盤

七 ネチ切フライス盤

八 スプライン軸フライス盤

九 微フライス盤

十 型彫機

十一 心無研磨盤

十二 内面研磨盤

十三 ネチ研磨盤

十四 スプライン軸研磨盤

十五 齒車研磨盤

十六 高能工具研磨盤

十七 砥上盤

十八 齒切盤(ホブ盤ヲ除ク)

ノローチ盤

液壓式ノ形削盤、平削盤又ハ堅削盤

可變速度又ハ多段速度電動機ヲ應用シ齒車裝置ヲ簡略ニシタル工作機械

其ノ他商工大臣ニ於テ國防上又ハ産業上試作ヲ獎勵スルヲ必要ト認ムルモノ

第三條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ毎年四月三十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 試作期間

二 試作セントスル工作機械

三 試作臺數

四 試作計畫

五 試作費豫算

六 試作擔當主任者

七 交付ヲ受ケントスル獎勵金ノ額

前項ノ申請書ニハ法人ニ在リテハ定款、財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書及利益金ノ處分ニ關スル書類ヲ、個人ニ在リテハ事業及財産ノ概況ヲ記載シタル書類ヲ添附スベシ

第四條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者前條第一項第二號乃至第六號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第五條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ試作費收支簿ヲ備ヘ試作ニ關スル收支ヲ記載スベシ

試作費收支簿ニ記載シタル收支ニ付テハ

之ヲ證スルニ足ル書類ヲ備ヘ置クベシ

第六條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ一定ノ期間毎ニ試作ノ狀況及其ノ收支計算ヲ商工大臣ニ報告スベシ

第七條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルニ非ザレバ當該試作ヲ中止シ又ハ廢止スルコトヲ得ズ

獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者他人ヲシテ當該試作ヲ承繼セシメントスルトキハ當事者連署ノ上商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第八條 獎勵金ハ當該試作以外ノ目的ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第九條 試作費ヲ以テ爲シタル設備ハ當該試作ヲ終了スル迄商工大臣ノ承認ヲ受ケタルニ非ザレバ之ヲ讓渡シ又ハ當該試作以外ノ目的ニ使用スルコトヲ得ズ

第十條 商工大臣ハ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ニ對シ當該試作ヲ終了スル迄何時ニテモ試作ニ關スル報告ヲ爲サシメ、書類、帳簿又ハ試作ノ狀況ヲ檢査シ其ノ他監督上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第十一條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ商工大臣ハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ、獎勵金ノ額ヲ減少シ又ハ交付シタル獎勵金ノ全部若ハ一部ヲ返還セシムルコトヲ得

一 本則又ハ本則ニ基キ命ジタル事項ニ違反シタルトキ

- 二 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
- 三 不正ノ行爲又ハ怠慢アリタルトキ
- 四 試作遂行ノ見込ナキニ至リタルトキ
- 五 試作費ノ決算額ガ豫算額ト著シク相違スルトキ
- 六 試作ニ關スル計畫ヲ變更シ又ハ試作ヲ中止シ若ハ廢止シタルトキ

附則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 第三條第一項中四月三十日迄トアルハ昭和十三年ニ在リテ八月三十一日迄トス

小運送業法關係法令

續

戰時又ハ事變ニ際シ軍事輸送上必要ナル小運送業ノ實施ニ關スル件  
 中改正ノ件

(昭和十四年六月二十四日  
 勅令第四百十四號)

昭和十二年勅令第六百五十二號中左ノ通改正ス

同令ニ左ノ一項ヲ加フ  
 前項中鐵道大臣トアルハ臺灣ニ在リテハ臺灣總督トス  
 附則  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)  
 昭和十二年十一月十日勅令第六百五十二號抄錄

陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ戰時又ハ事變ニ際シ軍事輸送上必要アル場合ニ於テハ軍需品ノ輸

小運送業法

送ニ關スル優先扱其ノ他ノ特別處理ニ付小運送業法第四條ノ規定ニ依ル命令ヲ爲スコトヲ得  
 前項ノ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ鐵道大臣ニ協議スベシ但シ緊急ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

小運送業法施行規則中改正

(昭和十四年八月三十一日  
 鐵道省令第十四號)

昭和十二年鐵道省令第六號小運送業法施行規則中左ノ通改正ス

- 第八條 左ニ掲グル第一號乃至第三號ノ場合ハ鐵道大臣、第四號乃至第六號ノ場合ハ所管鐵道局長ノ認可ヲ受クベシ
- 一 小運送業法第一條ニ掲グル事業ノ種別ノ變更ヲ爲サントスルトキ
- 二 取扱ノ變更ヲ爲サントスルトキ
- 三 取引ヨリ生ズル債權債務ノ決済又ハ貨物引換證ノ整理及保證ニ關シ日本通運株式會社以外ノ者ト契約ヲ爲サントスルトキ
- 四 營業上使用スル記號ノ變更ヲ爲サントスルトキ
- 五 本店ノ移轉、支店其ノ他ノ店舗ノ新設又ハ移轉ヲ爲サントスルトキ
- 六 組合員ノ變更ヲ爲サントスルトキ

前項ニ依ル認可申請書ニハ變更ノ内容及事由ヲ記載スベシ  
 取扱ノ變更ニシテ追加ノ場合ハ第六條ニ掲グル事項ヲ記載セル書類、其ノ他ノ場合ニシテ變更後ノ事業ニ付第六條ニ掲グル事項ノ中變更ヲ生ズルトキハ其ノ部分ヲ記載セル書類ヲ添附スベシ此ノ場合ニ於テハ前二項ニ定ムル其ノ他ノ手續ヲ爲スコトヲ要セズ  
 第九條及第十一條中「鐵道大臣」ヲ「所管鐵道局長」ニ改ム  
 第十二條第二項中「其ノ年月日」ヲ「所管鐵道局長」ニ改ム  
 第十四條第五項中「届出ツベシ」ヲ「鐵道大臣」ニ改ム但シ事業ノ讓渡ニ付鐵道局長ノ認可ヲ受ケタル場合ハ所管鐵道局長ニ届出ツベシニ改ム  
 第二十條中「左ノ場合ニ於テハ遲滞ナク其ノ旨届出ツベシ」ヲ「左ノ場合ニ於テハ遲滞ナク其ノ旨鐵道大臣」ニ改ム但シ第二號、第六號乃至第九號ニ掲グル場合並ニ第三號及第五號中鐵道局長ノ認可ヲ受ケタル場合ハ所管鐵道局長ニ届出ツベシニ改ム  
 第二十一條中「五月三十一日迄」ヲ「下ニ」ニ改ム  
 「鐵道大臣」ヲ加フ  
 第二十九條中「其ノ他ノ書類」ハ二通ヲ作成シ地方駐在ノ鐵道省陸運監理官又ハ鐵道省陸運副監理官ヲ經由シ鐵道大臣ニ呈シ、其ノ他ノ書類ニシテ鐵道大臣ニ提出スベキモノハ二通ヲ作成シ所管鐵道局長ヲ經由シニ改ム同條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項後段ノ規定ハ鐵道局長ニ提出スベキ認可申請書、届出書其ノ他ノ書類ニ之ヲ準用ス
第三十條中「前條ノ規定」ヲ「前條第一項ノ規定」ニ、「鐵道省陸運監理官又ハ鐵道省陸運副監理官」ヲ「所管鐵道局長」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ
前項後段ノ規定ハ鐵道局長ニ於テ認可ノ處分ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス
附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前鐵道大臣、鐵道省陸運監理官又ハ鐵道省陸運副監理官ニ於テ交付ケタル申請書及届出書ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ルコトヲ得

小運送業法第十七條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル件

(昭和十四年八月三十一日)
(鐵道省令第十三號)

小運送業ニ關スル事項ニシテ左ニ掲ケタルモノハ之ヲ鐵道局長ニ委任ス
一 小運送業法第三條及第十三條ノ規定ニ依ル運賃料金其ノ他ノ取扱條件ノ變更
二 小運送業法第六條ノ規定ニ依ル事業ノ全部又ハ一部ノ廢止又ハ休止
三 小運送業法第七條ノ規定ニ依ル小運送

業ノ讓渡但シ當事者ノ二以上カ資本金二萬圓以上ノ會社ナル場合ヲ除ク
前項ノ規定ニ依リ處分ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク之ヲ鐵道大臣ニ報告スベシ
附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前鐵道大臣、鐵道省陸運監理官又ハ鐵道省陸運副監理官ニ於テ交付ケタル申請書及届出書ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ルコトヲ得

小運送業法施行規則

(昭和十四年一月三十日)
(逓務總督府令第五號)

第一條 小運送業以外ノ事業ヲ經營スル者ガ其ノ事業自ラノ消費、生産、加工、修理、仕入、貸付又ハ販賣ノ用ニ供スル物品ヲ引取又ハ引渡ノ爲メ爲ス小運送ニ付テハ當該事業者ハ小運送業法第二條ノ免許ヲ受クルコトヲ要セズ
第二條 左ニ掲ケタルモノハ小運送業法第二條ノ免許ヲ受クルコトヲ要セズ
一 小運送業ニ屬スル行爲ヲ爲ス者ニシテ專ラ資金ヲ得ル目的ヲ以テ勞務ニ服スル者
二 小運送業ニ屬スル行爲ヲ爲ス勞務者ニ供給ヲ業トスル者
第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ小運送業ノ免許ヲ爲サズ
一 一年以上ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セ

ラレタル者ニシテ刑ヲ執行ヲ終リ又ハ刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ二年ヲ經過セザル者
二 小運送業法第十二條ノ規定ニ依リ免許ヲ取消ヲ受ケ取消ノ日ヨリ二年ヲ經過セザル者
三 破産ノ宣告ヲ受ケ復權セザル者
四 前各號ノ一ニ該當スル者ヲ業務ヲ執行スル役員トスル法人
五 資力信用不十分其ノ他不適當ト認ムル者
第四條 小運送業ノ免許申請書ニハ別記第一號乃至第三號様式ニ依リ左ノ事項ヲ記載スベシ
一 本籍及住所
二 商號及營業上使用スル記號
三 本店、支店其ノ他ノ店舗ノ所在地及其ノ主任者ノ氏名
四 小運送業法第一條ニ掲ケタル事業ノ種別
五 荷物ノ託送若ハ引取又ハ搬入若ハ搬出ヲ爲ス驛(停留場、荷扱所等)ヲ含ミ以下取扱驛ト稱ス)
六 運賃、料金其ノ他ノ取扱條件
七 従業員、運搬具、倉庫、専用線其ノ他ノ取扱設備
前項ノ免許申請書ニハ左ノ事項ヲ附記スベシ
一 荷物ノ集貨配達、代車積卸等ノ作業ヲ當時一定ノ者ト契約セル者ニ在リテ

ハ其ノ概要

二 取扱荷物ノ種類又ハ得意先等ニ限定アル者ハ其ノ概要
三 鐵道、軌道又ハ自動車運輸事業ニ附隨シテ爲ス陸上ノ物品運送ヲ業トスル(以下附隨運送業ト稱ス)者ニ在リテハ當時取引ヲ爲ス相手方ノ氏名又ハ名稱
四 小運送業以外ノ事業(小運送業法第十三條ニ規定スルモノヲ除ク)ヲ兼營スル者ニ在リテハ其ノ兼營事業ノ種類
第五條 前條ノ免許申請書ニハ左ノ書類ヲ添付スベシ
一 公共團體ニシテ小運送業ノ經營ニ付議會ノ決議又ハ答申ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ決議又ハ答申要領書、既設會社ニ在リテハ定款ノ寫、登記簿ノ謄本、最近ノ營業年度末ニ於ケル財産目錄及貸借對照表、會社ヲ設立セントスル者ニ在リテハ定款ノ寫、組合ニ在リテハ組合契約書ノ寫、組合員ノ納税證明書及戶籍抄本、其ノ他ノ者ニ在リテハ納税證明書及戶籍抄本
二 臺灣自動車運送事業規則第二條ノ規定ニ依リ自動車運送事業ノ許可ヲ受ケタル者ナルトキハ許可狀及認可ヲ受ケタル運賃表ノ寫ノ外左ノ事項ヲ記載シタル書類

イ 路線ヲ定メザルモノニ在リテハ事業區域

一 營業上使用スル記號ノ變更ヲ爲サンコト
二 本店ノ移轉、支店其ノ他ノ店舗ノ新設又ハ移轉ヲ爲サントスルコト
三 小運送業法第一條ニ掲ケタル事業ノ種別ノ變更ヲ爲サントスルコト
四 取扱驛ノ變更及取扱驛以外ノ驛ニ於テ臨時ニ貨物ノ取扱ヲ爲サントスルコト
五 取引ヨリ生ズル債權債務ノ決済又ハ貨物引換證ノ整理及保證ニ關シ臺灣總督ノ指定シタル者以外ノ者ト契約ヲ爲サントスルコト
六 組行ニ在リテハ其ノ組合員ヲ變更セザルコト
前項ノ認可申請書ニハ變更ノ内容及事由ヲ記載スベシ
第七條 運賃、料金其ノ他ノ取扱條件變更ノ認可申請書ニハ其ノ事由ヲ記載シ新舊ヲ對照シタル書類ヲ添付スベシ

第八條 小運送業者ハ左ニ掲ケタル事項ニ付營業規則ヲ定メ交通局長ノ認可ヲ受ケベシ但シ附隨運送業ノミヲ營ム者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 受託ニ關スル事項
二 引渡ニ關スル事項
三 運賃及料金ノ收受ニ關スル事項
四 事故及指圖ニ關スル事項
五 損害賠償ニ關スル事項
六 小運送業法第十三條ノ業務ニ關スル事項
營業規則ハ本店、支店其ノ他ノ店舗ニ備付ケ公衆ノ閱覽ニ供スベシ
營業規則變更ノ認可申請書ニハ其ノ事由ヲ記載シ新舊ヲ對照シタル書類ヲ添付スベシ
第九條 小運送業休止ノ認可申請書ニハ其ノ事由、範圍及期間ヲ記載スベシ
認可ヲ受ケタル期間中ニ事業ヲ再開シタルトキハ遲滞ナク其ノ年月日ヲ届出ヅベシ
第十條 小運送業廢止ノ認可申請書ニハ其ノ事由及範圍ヲ記載スベシ
前項ノ認可申請書ニハ事業廢止ニ付公共團體ノ議會、株主總會、無限責任社員、社員又ハ組合員ノ決議、答申又ハ同意ヲ要スルコトキハ其ノ決議書、答申書又ハ同意書ノ寫ヲ添付スベシ
事業ノ一部廢止ノ場合ニ在リテハ殘存部分ニ付第四條ニ掲ケタル事項ヲ記載シタル



書類ヲ添付スベシ

第十一條 小運送業譲渡ノ認可申請書ニハ譲渡ノ範圍、事由、價額及其ノ内譯ヲ記載シ當事者之ニ連署(讓受人ニ付テハ本籍、住所及本店所在地ヲ附記スルコト)スベシ

譲渡契約書ノ寫

一 譲渡人ニ在リテハ公共團體ノ議會、株主總會、無限責任社員、總社員又ハ組合員ノ決議、答申又ハ同意ヲ要スルコトキハ其ノ決議書、答申書又ハ同意書ノ寫

譲受人ニ在リテハ第五條ニ準ズル書類

小運送業者小運送業ノ讓受又ハ一部ノ讓渡ヲ爲サントスルトキニシテ讓受又ハ讓渡後ニ於ケル事業ニ付第四條ニ掲グル事項ノ中變更ヲ生ズルトキハ其ノ部分ヲ記載シタル書類ヲ添付スベシ此ノ場合ニ於テハ第六條ノ手續ヲ爲スコトヲ要セス

小運送業者ニ非ザル者ガ小運送業ヲ讓受ケントスルトキハ讓受後ノ事業ニ付第四條ニ掲グル事項ヲ記載シタル書類ヲ添付スベシ  
讓渡終了シタルトキハ當事者連署ノ上運滞ナク其ノ旨届出ツベシ  
第十二條 小運送業ヲ營ム會社ノ合併ノ決

議又ハ總社員ノ同意ノ認可申請書ニハ合併ノ事由ヲ記載シ當事者之ニ連署スベシ  
前項ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添付スベシ

一 合併契約書ノ寫及合併條件ノ説明書  
二 合併ニ關スル株主總會ノ議事要領書及決議録ノ寫、無限責任社員又ハ總社員ノ同意書ノ寫

三 事業ヲ承継スル會社ニ付第五條ニ準ズル書類  
合併後存続スル會社ガ小運送業ノ免許ヲ受ケ居ルモノナルトキニシテ合併後ノ事業ニ付第四條ニ掲グル事項ノ中變更ヲ生ズルトキハ其ノ部分ヲ記載シタル書類ヲ添付スベシ此ノ場合ニ於テハ第六條ニ定ムル手續ヲ爲スコトヲ要セス

合併後存続スル會社ガ小運送業ノ免許ヲ受ケタルモノニ非ザルトキ又ハ合併ニ因リ會社ヲ設立スルモノナルトキハ合併後ノ事業ニ付第四條ニ掲グル事項ヲ記載シタル書類ヲ添付スベシ  
合併終了シタルトキハ合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リ設立セラレタル會社ハ運滞ナク其ノ旨届出ツベシ

第十三條 小運送業ヲ營ム會社ノ解散ノ決議又ハ總社員ノ同意ノ認可申請書ニハ解散ノ事由ヲ記載シ株主總會ノ議事要領書及決議録ノ寫、無限責任社員又ハ總社員ノ同意書ノ寫ヲ添付スベシ

舖ノ見易キ場所ニ揭示スベシ

第二十條 小運送業法第十一條ノ規定ニ依リ運送品ノ寄託ハ左ニ掲グル場合ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

一 小運送業者ノ責ニ歸スベカラザル事由ニ因リ引渡ヲ爲スコト能ハザル場合ニシテ相當ノ期間ヲ定メ荷送人(貨物引換證ヲ發行シタルトキハ證券所持人トシ以下同ジ)ノ指圖ヲ求メタルニ其ノ期間内ニ指圖ナキトキ又ハ荷送人不明ナルトキ

二 小運送業者ノ責ニ歸スベカラザル事由ニ因リ到着通知ヲ發シタル日ヨリ起算シ三日ヲ經過スルモ引渡ヲ爲スコト能ハザルトキ

第二十一條 小運送業者ハ別記第五號様式ニ依リ標札ヲ本店、支店其ノ他ノ店舗ニ掲グベシ  
第二十二條 小運送業者ハ運送品ヲ運送ノ爲受取リタル順序ニ依リ取扱ヲ爲スベシ但シ取扱上正當ノ事由又ハ公益上ノ必要アルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
第二十三條 小運送業者ハ運送品引渡ノ際滅失、毀損又ハ延滞ヲ事由トシ荷主ノ請求アルトキハ其ノ引渡品ノ數量、狀態又ハ引渡ノ月日ニ付證明ヲ爲スコトヲ要ス  
第二十四條 小運送業者ハ鐵道貨物通知書、貨物發送通知書(手帳)其ノ他受託引渡ニ關スル證憑書類ヲ發行ノ日ヨリ二年間

第十四條 小運送業法第四條第二項ノ規定ニ依リ裁定ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 申請者及相手方ノ氏名又ハ商號  
二 申請ノ目的及事由  
申請者ハ申請書ノ寫ヲ相手方ニ送附スベシ

第十五條 小運送業法第七條第二項ノ規定ニ依リ小運送業承継ノ届出ニハ相續人ノ戸籍謄本ヲ添付スベシ

第十六條 小運送業法第九條第一項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲スベキ協定ハ小運送業者間ニ於ケル左ニ掲グルモノヲ謂フ  
一 運賃及料金其ノ他之ニ影響ヲ及ボスベキ取扱條件ニ關スル協定  
二 設備共同使用ノ協定  
三 得意先、集配區域、作業合同、取扱荷物ノ種類又ハ數量ニ關スル協定  
四 事業ニ關スル團體結成ノ協定

小運送業者前項ノ協定ヲ爲シタルトキハ其ノ事由及内容ヲ記載シ當事者連署ノ上之ヲ交通局總長ニ届出ツベシ  
第十七條 小運送業者左ニ掲グル場合ハ運滞ナク其ノ旨届出ツベシ  
一 免許ヲ受ケ事業ヲ開始シタルトキ  
二 氏名又ハ商號ヲ變更シタルトキ  
三 本店、支店其ノ他ノ店舗ノ主任者ヲ變更シタルトキ  
四 第六條及第七條ノ規定ニ依リ認可ヲ

保存スベシ

第二十五條 小運送業法第五條第二項ノ證票ハ別記第六號様式ニ依リ

第二十六條 小運送業法及本令ノ規定ニ依リ臺灣總督ニ提出スベキ免許又ハ認可申請書、届出書其ノ他ノ書類ハ交通局總長ヲ經由スベシ  
附則  
第二十七條 本令ハ昭和十四年二月一日ヨリ之ヲ施行ス  
第二十八條 本令施行ノ際現ニ存スル小運送業ニ關スル協定ハ之ヲ本令施行ノ日ニ於テ爲サレタルモノト看做ス

第二十九條 昭和十三年勅令第七百五十五號(行政諸法臺灣施行令中改正ノ件)附則第二項ニ規定スル者ニ付テハ第六條乃至第十三條、第十五條、第十八條、第十九條及第二十一條ノ規定ハ之ヲ適用セス  
(別記様式省略)

小運送業法及行政諸法臺灣施行令ニ依リ職權委任ニ關スル件

(昭和十四年一月三十日 臺灣總督府令第六號)  
小運送業法第十七條及行政諸法臺灣施行令第四十五條ノ規定ニ依リ職權委任ニ關スル件左ノ通定ム

受ケタル事項ヲ實施シタルトキ

五 免許ヲ受ケタル者會社ノ發起人ナル場合ニ於テ發起人ニ變更アリタルトキ

六 設立登記ヲ爲シタルトキ(登記簿ノ謄本ヲ添付スルコト)  
七 禁治産又ハ準禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ  
八 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ  
九 法人ニ在リテハ業務ヲ執行スル役員又ハ定款ヲ變更シタルトキ  
十 業務ニ關シ重大ナル事故發生シタルトキ

十一 臺灣自動車運送事業規則第二條ノ規定ニ依リ新ニ自動車運送事業ノ許可ヲ受ケタルトキ又ハ其ノ許可ヲ受ケタル者路線、事業區域、運賃若ハ使用車輛ノ輛數ノ變更ニ關シ認可ヲ受ケ又ハ事業ノ讓渡若ハ會社ノ合併ニ因リ事業ノ承継ニ關シ許可ヲ受ケタルトキ

第十八條 小運送業者ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ノ營業概況報告書ヲ別記第四號様式ニ依リ取扱毎ニ作成シ毎年五月三十一日迄ニ之ヲ交通局總長ニ提出スベシ  
前項ノ外會社ニ在リテハ營業年度毎ニ營業報告書ヲ當該營業年度經過後二月内ニ交通局總長ニ提出スベシ  
第十九條 小運送業者ハ別記第三號様式ニ依リ運賃料金表ヲ本店、支店其ノ他ノ店

第一條 小運送業ニ關スル臺灣總督ノ職權ニシテ左ニ掲グル事項ニ關スルモノハ交通局長之ヲ行フ

一 運賃、料金其ノ他ノ取扱條件ノ變更ノ認可

二 小運送業法第四條第一項ノ規定ニ基キテ爲ス處分

三 事業ノ休止及一部廢止ノ認可

四 事業ニ關スル協定ノ取消及變更

第二條 小運送業法第五條第一項ニ規定スル臺灣總督ノ職權ハ交通局長之ヲ行フ

第三條 臨時ノ必要ニ由リ三月内ノ期間ヲ限リ經營スル小運送業ニ關スル免許、認可其ノ他ノ處分ハ交通局長之ヲ行フ

附則

本令ハ昭和十四年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

行政諸法臺灣施行令中改正ノ件

昭和十三年十二月十五日 勅令第七百五十五號

第一條中「結核豫防法」ノ次ニ「小運送業法但シ第十二條第二項及第三項ノ規定ヲ除ク」ヲ加フ

第四十五條 小運送業法第十七條中地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監トス)又ハ

鐵道局長トアルハ臺灣總督府交通局長、知事又ハ廳長トス

附則

本令施行ノ期日ハ臺灣總督之ヲ定ム

本令施行ノ際現ニ小運送業法第一條ニ規定スル事業ヲ營ム者又ハ其ノ承繼人ハ本令施行ノ日ヨリ一年ヲ限リ小運送業法ニ依リ免許ヲ受ケタルモノト看做ス

小運送業法第三條、第六條、第七條及第十條ノ規定ハ前項ニ規定スル者ニハ之ヲ適用セズ

(參照)

大正十一年九月九日勅令第五百二十二號行政

諸法臺灣施行令抄錄

第一條 左ニ掲グル法律ハ之ヲ臺灣ニ施行ス(左記略ス)

國家總動員法關係法令

國家總動員法

(昭和十三年四月一日 法律第五十五號)

第一條 本法ニ於テ國家總動員トハ戰時(戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム)以下之ニ同ジニ際シ國防目的達成ノ爲メ國ノ全力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル様ノ人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ

第二條 本法ニ於テ總動員物資トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 兵器、艦艇、彈藥其ノ他ノ軍用物資
- 二 國家總動員上必要ナル被服、食糧、飲料及飼料
- 三 國家總動員上必要ナル醫藥品、醫療機械器具其ノ他ノ衛生用物資及家畜衛生用物資
- 四 國家總動員上必要ナル船舶、航空機、車輛、馬其ノ他ノ輸送用物資
- 五 國家總動員上必要ナル通信用物資
- 六 國家總動員上必要ナル土木建築用物資

資及照明用物資

- 七 國家總動員上必要ナル燃料及電力
- 八 前各號ニ掲グルモノノ生産、修理、配給又ハ保存ニ要スル原料、材料、機械器具、裝置其ノ他ノ物資
- 九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル物資

第三條 本法ニ於テ總動員業務トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 總動員物資ノ生産、修理、配給、輸出、輸入又ハ保管ニ關スル業務
- 二 國家總動員上必要ナル運輸又ハ通信ニ關スル業務
- 三 國家總動員上必要ナル金融ニ關スル業務
- 四 國家總動員上必要ナル衛生、家畜衛生又ハ救護ニ關スル業務
- 五 國家總動員上必要ナル教育訓練ニ關スル業務
- 六 國家總動員上必要ナル試驗研究ニ關スル業務
- 七 國家總動員上必要ナル情報又ハ啓發宣傳ニ關スル業務
- 八 國家總動員上必要ナル警備ニ關スル業務

九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル業務

第四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民ヲ徵用シテ總動員業務ニ從事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨グズ

第五條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國法人其ノ他ノ團體ヲシテ國又ハ地方公共團體ノ行フ總動員業務ニ付協力セシムルコトヲ得

第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若ハ解雇又ハ賃金其ノ他ノ労働條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ労働争議ノ豫防若ハ解決ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ作業所ノ閉鎖、作業若ハ勞務ノ中止其ノ他ノ労働争議ニ關スル行爲ノ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ

要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産、修理、配給、讓渡其ノ他ノ處分、使用、消費、所持及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ輸出若ハ輸入ノ制限若ハ禁止ヲ爲シ、輸出若ハ輸入ヲ命ジ、輸出税若ハ輸入税ヲ課シ又ハ輸出税若ハ輸入税ヲ増課若ハ減免スルコトヲ得

第十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ヲ使用又ハ收用スルコトヲ得

第十一條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ設立、資本ノ増加、合併、目的變更、社債ノ募集若ハ第二回以後ノ株金ノ拂込ニ付制限若ハ禁止ヲ爲シ、會社ノ利益金ノ處分、償却其ノ他經理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ銀行、信託會社、保險會社其ノ他勅令ヲ以テ指定スル者ニ對シ資金ノ運用ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十二條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ總動員業務タル事業ヲ營ム會社ノ當該事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲メノ社債ノ募集又ハ資本ノ増加ニ

付商法第二百條又ハ第二百十條ノ規定ニ拘ラス勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十三條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ屬スル工場、事業場、船舶其ノ他ノ施設又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル施設ノ全部又ハ一部ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

第十四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ從業者ヲ供用セシメ又ハ當該施設ニ於テ現ニ實施スル特許發明若ハ登録實用新案ヲ實施スルコトヲ得

第十五條 前二條ノ規定ニ依リ收用シタルモノ不用ニ歸シタル場合ニ於テ收用シタル時ヨリ十年内ニ拂下グルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ舊所有者若ハ舊權利者又

ヲ差押フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ併セテ其ノ原販ヲ差押フルコトヲ得

ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ組合成立シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當該組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ヲシテ其ノ組合ノ組合員タルシムルコトヲ得

政府ハ第一項ノ組合ニ對シ其ノ組合員ノ營業ニ關スル統制規程ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制規程ノ設定若ハ變更ヲ命ジ又ハ其ノ組合員ニ對シ組合ノ統制規程ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第一項ノ組合ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送賃、保管料、保險料、貨賃料又ハ加工賃ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ新聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載ニ付制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第二十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國臣民ノ職業能力ニ關スル事項ヲ申告セシメ又ハ帝國臣民ノ職業能力ニ關シ検査スルコトヲ得

第二十二條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學校、養成所、工場、事業場其ノ他技能者ノ養成ニ適スル施設ノ管理者又ハ養成セラルベキ者ノ雇主ニ對シ國家總動員上必要ナル技能者ノ養成ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産、販賣又ハ輸入ヲ業トスル者ヲシテ當該物資又ハ其ノ原料若ハ材料ノ一定數量ヲ保有セシムルコトヲ得

第二十四條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ノ事業主又ハ戰時ニ際シ總動員業務ヲ實施セシムベキ者ヲシテ戰時ニ際シ實施セシムベキ總動員業務ニ關スル計畫ヲ設定セシメ又ハ當該計畫ニ基キ必要

ナル演練ヲ爲サシムルコトヲ得

ハ其ノ一般承繼人ハ優先ニ之ヲ買受クルコトヲ得

第十六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ制限若ハ禁止シ又ハ總動員業務タル事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

第十七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル同種若ハ異種ノ事業ノ事業主間ニ於ケル當該事業ニ關スル統制協定ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制協定ノ設定、變更若ハ取消ヲ命ジ又ハ統制協定ノ加盟者若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル同種又ハ異種ノ事業ノ事業主ニ對シ當該事業ノ統制ヲ目的トスル組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

第一項ノ組合ハ法人トス

第二十五條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ業トスル者又ハ試験研究機關ノ管理者ニ對シ試験研究ヲ命ズルコトヲ得

第二十六條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産又ハ修理ヲ業トスル者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ一定ノ利益ヲ保證シ又ハ補助金ヲ交付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ政府ハ其ノ者ニ對シ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ爲サシメ又ハ國家總動員上必要ナル設備ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十七條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第八條、第十條、第十三條若ハ第十四條ノ規定ニ依リ處分、第九條ノ規定ニ依リ輸出若ハ輸入ノ命令、第十一條ノ規定ニ依リ資金ノ融通若ハ有價證券ノ應募、引受若ハ買入ノ命令又ハ第十六條ノ規定ニ依リ設備ノ新設、擴張若ハ改良ノ命令ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス

第二十八條 政府ハ第二十二條、第二十三條又ハ第二十五條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償シ又ハ補助金ヲ交付ス

第二十九條 前二條ノ規定ニ依ル補償ノ金額及第十五條ノ規定ニ依ル拂下ノ價額ハ總動員補償委員會ノ議ヲ經テ政府之ヲ定ム

第三十條 政府ハ第二十六條又ハ第二十八條ノ規定ニ依リ利益ノ保證又ハ補助金ノ交付ヲ受クル事業ヲ監督シ之ガ爲必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第三十二條 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第七條ノ規定ニ依ル命令又ハ制限若ハ禁止ニ違反シタル者

二 第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

三 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ爲サザル者

四 第十條ノ規定ニ依ル總動員物資ノ使用又ハ收用ヲ拒ミ、妨グ又ハ忌避シタル者

五 第十三條ノ規定ニ依ル施設、土地若ハ工作物ノ管理、使用者ハ收用又ハ從業者ノ供用ヲ拒ミ、妨グ又ハ忌避シタル者

六 第十九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十一條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者

二 第十六條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者

三 第十七條若ハ第十八條第五項ノ規定

ニ違反シ認可ヲ受ケズシテ統制協定若ハ統制規程ヲ設定、變更若ハ廢止シ又ハ第十七條若ハ第十八條第五項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

四 第二十三條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ保有ヲ爲サザル者

五 第二十六條ノ規定ニ違反シ生産、修理又ハ設備ヲ爲サザル者

第三十五條 前三條ノ罪ヲ犯シタル者ハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第四條ノ規定ニ依ル徵用ニ應ゼズ又ハ同條ノ規定ニ依ル業務ニ從事セザル者

二 第六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二十二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

二 第二十四條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ計畫ノ設定又ハ演練ヲ爲サザル者

三 第二十五條ノ規定ニ依ル命令ニ違反

シ試験研究ヲ爲サザル者

第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十八條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ組合ノ設立ヲ爲サザル者

二 第三十條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者

三 第三十一條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

第三十九條 第二十條第一項ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シタルトキハ新聞紙ニ在リテハ發行人及編輯人、其ノ他ノ出版物ニ在リテハ發行者及著作者ヲ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

新聞紙ニ在リテハ編輯人以外ニ於テ實際編輯ヲ擔當シタル者及掲載ノ記事ニ署名シタル者亦前項ニ同シ

第四十條 第二十條第二項ノ規定ニ依ル差押處分ノ執行ヲ妨害シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 前二條ノ罪ニハ刑法併合罪ノ規定ヲ適用セズ

第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨グ又ハ忌避シタル

者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條 第二十一條ノ規定ニ違反シテ申告ヲ怠リ又ハ検査ヲ拒ミ、妨グ若ハ忌避シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第四十四條 總動員業務ニ從事シタル者其ノ業務遂行ニ關シ知得シタル當該官廳指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密ヲ漏洩又ハ竊用シタルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第四十五條 公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ノ規定ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル法人又ハ人ノ業務上ノ機密ヲ漏洩又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十六條 第十八條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ設立シタル組合ノ役員其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス

因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

第四十七條 前條第一項ニ掲グル者ニ對シテ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第四十八條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三十二條乃至第三十四條、第三十六條第二號、第三十七條、第三十八條又ハ第四十三條前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑又ハ科料刑ヲ科ス

第四十九條 前條ノ規定ハ本法施行地ニ本店又ハ主たる事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニモ之ヲ適用ス

本法ノ罰則ハ本法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル帝國臣民ニモ之ヲ適用ス

第五十條 本法施行ニ關スル重要事項(軍機ニ關スルモノヲ除ク)ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲メ國家總動員審議會ヲ置ク  
國家總動員審議會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十三年五月四日勅令第三百十五號ニ依リ昭和十三年五月五日ヨリ施行)  
軍需工業動員法及昭和十二年法律第八十八號ハ之ヲ廢止ス  
本法施行前軍需工業動員法ニ基キテ爲シタル命令又ハ處分ハ之ヲ本法中ノ相當規定ニ基キテ爲シタルモノト看做ス  
軍需工業動員法ニ違反シタル者ノ處罰ニ付テハ仍舊法ニ依ル

(參照)

明治三十二年三月九日法律第四十八號商法抄錄  
第二百條 社員ノ總額ハ株式總額ニ超ユルコトヲ得ス  
最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産力前項ノ金額ニ滿タサルトキハ社員ノ總額ハ其財産ノ額ニ超ユルコトヲ得ス  
第二百七條 會社ノ資本ハ株式總額ヲ以テ之ヲ定ム  
レハ之ヲ増加スルコトヲ得ス  
昭和十二年九月十日法律第八十八號ハ軍需工業動員法ノ適用ニ關スル件ナリ

國家總動員法ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件

(昭和十三年五月四日勅令第三百十六號)

國家總動員法ハ之ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行ス

附則

本令ハ昭和十三年五月五日ヨリ之ヲ施行ス  
南洋群島ニ於ケル國家總動員ニ關スル件

(昭和十三年五月四日勅令第三百十七號)

南洋群島ニ於ケル國家總動員ニ關シテハ國家總動員法ニ依ル

附則

本令ハ昭和十三年五月五日ヨリ之ヲ施行ス  
關東州國家總動員令

(昭和十四年八月二十六日勅令第六百九號)

第一條 關東州ニ於ケル國家總動員ニ關シテハ本令ニ規定スルモノヲ除ク外國家總動員法ニ依ル但シ同法第五十條ノ規定

ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 國家總動員法第五條、第二十三條及第二十六條中勅令トアルハ軍機保護上其ノ他軍事上特ニ必要アル場合ニ在リテハ陸軍省令又ハ海軍省令トシ其ノ他ノ場合ニ在リテハ關東局令トス  
國家總動員法第七條及第十九條乃至第二十二條中勅令トアルハ關東局令トス  
國家總動員法第二十八條中勅令トアルハ同法第二十三條又ハ第二十五條ノ規定ニ依リ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ於テ命令ヲ爲ス場合ニ於ケル損失ノ補償又ハ補助金ノ交付ニ關シテハ陸軍省令又ハ海軍省令トシ其ノ他ノ場合ニ在リテハ關東局令トス

附則

第三條 國家總動員法中帝國臣民ニ關スル規定ハ關東州ニ居住スル帝國臣民ニ非ザル者ニ關シ之ヲ準用ス  
本令ハ昭和十四年九月十一日ヨリ之ヲ施行ス

大正七年勅令第三百六十九號及昭和十二年勅令第六百四號ハ之ヲ廢止ス

總動員業務指定令

(昭和十四年七月五日勅令第四百四十三號)

國家總動員法第三條第九號ノ規定ニ依リ國家總動員上必要ナル業務ヲ指定スルコト左ノ如シ

軍事上特ニ必要ナル土木建築ニ關スル業務

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國民徵用令

(昭和十四年七月八日勅令第四百五十一號)

第一條 國家總動員法第四條ノ規定ニ基ク帝國臣民ノ徵用ハ別ニ定ムルモノヲ除ク外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 徵用ハ特別ノ事由アル場合ノ外職業紹介所ノ職業紹介其ノ他募集ノ方法ニ依リ所要ノ人員ヲ得ラザル場合ニ限り之ヲ行フモノトス

第三條 徵用ハ國民職業能力申告令ニ依リ要申告者(以下要申告者ト稱ス)ニ限り之ヲ行フ但シ徵用中要申告者タラザルニ至リタル者ヲ引續キ徵用スル必要アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 本令ニ依リ徵用スル者ハ國ノ行フ總動員業務ニ從事セシムルモノトス

第五條 徵用及徵用ノ解除ハ厚生大臣ノ命令ニ依リ之ヲ實施ス  
第六條 總動員業務ヲ行フ官衙(陸海軍ノ部隊及學校ヲ含ム以下之ニ同ジ)ノ所管大臣徵用ニ依リ當該官衙ニ人員ノ配置ヲ必要ト認ムルトキハ厚生大臣ニ之ヲ請求スベシ

(參照)  
大正七年十月二日勅令第三百六十九號ハ關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル軍需工業動員ニ關スル件及昭和十二年十月二十日勅令第六百四號ハ關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於テ依ルコトヲ定メタル軍需工業動員法ノ適用ニ關スル件ナリ

第七條 厚生大臣前條ノ規定ニ依リ請求アリタル場合ニ於テ徵用ノ必要アリト認ムルトキハ徵用命令ヲ發シ徵用セラルベキ者ノ居住地(國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ従事スル者ニ付テハ其ノ者ノ就業地)ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達スベシ

地方長官徵用命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ徵用令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付スベシ

第八條 徵用令書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ但シ軍機保護上特ニ必要アルトキハ第三號ニ掲グル事項ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得

一 徵用セラルベキ者ノ氏名、出生ノ年月日、本籍、居住ノ場所(國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ従事スル者ニ付テハ就業ノ場所)

二 従事スベキ總動員業務ヲ行フ官衙ノ名稱及所在地

三 従事スベキ總動員業務、職業及場所

四 徵用ノ期間

五 出頭スベキ日時及場所

六 其ノ他必要ト認ムル事項

第九條 地方長官ハ徵用セラルベキ者ノ居住及就業ノ場所、職業、技能程度、身體ノ

状態、家庭ノ状況、希望等ヲ斟酌シ徵用ノ適否ニ従事スベキ總動員業務、職業及場所ヲ決定シ徵用令書ヲ發スベシ

第十條 地方長官ハ徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲ニ必要アルトキハ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムルコトヲ得

第十一條 徵用令書ノ交付ヲ受ケタル者疾病其ノ他適シカラスル事故ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭スルコト能ハザル場合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ

前項ノ規定ニ依リ届出アリタル場合ニ於テ地方長官必要アリト認ムルトキハ出頭ノ日時若ハ場所ヲ變更シ又ハ其ノ者徵用ニ適セズト認ムルトキハ徵用ヲ取消スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ出頭變更令書又ハ徵用取消令書ヲ發シ其ノ者ニ之ヲ交付スベシ

第十二條 被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣被徵用者ノ従事スル總動員業務、職業若ハ場所又ハ徵用ノ期間ニ付變更ヲ必要トスルトキハ厚生大臣ニ之ヲ請求スベシ

第十三條 厚生大臣前條ノ規定ニ依リ請求アリタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ被徵用者ノ従事スル總動員業務、職

業若ハ場所又ハ徵用ノ期間ヲ變更スルコトヲ得

第十四條 被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣被徵用者ガ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ總動員業務ニ従事スルニ適セズト認ムルトキ又ハ其ノ者ヲシテ總動員業務ニ従事セシムル必要ナキニ至リタルトキハ厚生大臣ニ徵用ノ解除ヲ請求スベシ

被徵用者疾病其ノ他ノ事由ニ因リ總動員業務ニ従事シ難キ場合ニ於テハ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣ニ其ノ旨ヲ申出ツルコトヲ得

第十五條 厚生大臣前條第一項ノ規定ニ依リ請求アリタル場合ニ於テハ徵用ヲ解除スルコトヲ得

厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前條第一項ノ規定ニ依リ請求ナキ場合ト雖モ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣ト協議シ徵用ヲ解除スルコトヲ得

第十六條 厚生大臣徵用ノ變更又ハ解除ヲ爲サントスルトキハ徵用變更命令又ハ徵用解除命令ヲ發シ命令ノ定ムル所ニ依リ被徵用者ノ就業地ヲ管轄スル地方長官、徵用令書ヲ發シタル地方長官又ハ第八條第五號ノ出頭ノ場所ヲ管轄スル地方長官

ニ之ヲ通達スベシ

地方長官徵用變更命令又ハ徵用解除命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付スベシ

被徵用者本令施行地外ノ場所ニ於テ就業スル場合ニ於テ徵用ノ變更又ハ解除ヲ爲サントスルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付スベシ

第十七條 被徵用者總動員業務ニ従事スル場合ニ於テハ其ノ總動員業務ヲ行フ官衙ノ長ノ指揮ヲ受クベシ

第十八條 被徵用者ニ對スル給與ハ其ノ者ノ技能程度、従事スル業務及場所等ニ應ジ且從前ノ給與其ノ他之ニ準ズベキ收入ヲ斟酌シテ之ヲ支給ス

被徵用者ニ對スル給與ニ關シ必要ナル事項ハ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定ム

第十九條 徵用セラルベキ者第十條ノ規定ニ依リ出頭スル場合、被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合又ハ徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合ニ於テハ旅費ヲ支給ス

前項ノ場合ニ於テ前金拂フ爲スニ非ザレバ出頭スルコト能ハザル者ノ旅費ハ其ノ者ノ居住地ノ市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ一時繰替支辨スベシ

徵用セラルベキ者第十條ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費及其ノ一時繰替支辨ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣ニ之ヲ定ム

被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合ノ旅費及其ノ一時繰替支辨並ニ徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合ノ旅費ニ關シ必要ナル事項ハ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定ム

第二十條 厚生大臣又ハ地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ徵用ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基テ報告ヲ徵スルコトヲ得

厚生大臣又ハ地方長官徵用ニ關シ必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官衙シテ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ状況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官衙シテ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ徵用セズ

- 一 陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ(未ダ入營セザル者ヲ除ク)及召集中ノモノ(召集中ノ身分取扱ヲ受クル者ヲ含ム)
- 二 陸海軍學生生徒(海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム)
- 三 陸海軍軍屬(被徵用者ニシテ之ニ該當スルニ至リタルモノヲ除ク)
- 四 醫務關係者職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者
- 五 獸醫師職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者
- 六 船員法ノ船員、朝鮮船員令ノ船員及關東州船員令ノ船員
- 七 法令ニ依リ拘禁中ノ者
- 二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ特別ノ必要アル場合ヲ除クノ外之ヲ徵用セズ
  - 一 餘人ヲ以テ代フベカラザル職ニ在ル官吏、待遇官吏又ハ公吏
  - 二 帝國議會、道府縣會、市町村會其ノ他之ニ準ズベキモノノ職員
  - 三 總動員業務ニ従事スル者ニシテ餘人ヲ以テ代フベカラザルモノ
- 二十三條 厚生大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ職業紹介所長ヲシテ徵用ニ關スル事

務ノ一部ヲ分掌セシメ又ハ市町村長(東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ區長)若ハ之ニ準ズベキモノヲシテ徵用ニ關スル事務ヲ補助セシムルコトヲ得

市町村長(東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ區長)又ハ之ニ準ズベキモノノ前項ノ規定ニ依リ徵用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用ハ市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ一時繰替支辨スベシ

前項ノ費用及其ノ一時繰替支辨ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

第二十四條 厚生大臣ハ本令ノ施行ニ關スル重要事項ニ付内閣總理大臣ニ協議スベシ

第二十五條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トシ總動員業務ヲ行フ官衙ノ所管大臣又ハ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣トアルハ其ノ官衙ノ所管大臣ガ陸軍大臣又ハ海軍大臣タル場合ヲ除ク外朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南

洋廳長官トス

本令中地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ職業紹介所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市尹又ハ郡守、澎湖廳ニ在リテハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トス

第二十六條 本令ニ規定スルモノノ外徵用ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本令ハ昭和十四年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

國民徵用令施行規則

(昭和十四年七月十一日 厚生省令第十七號)

第一條 厚生大臣ノ發スル徵用命令、徵用變更命令又ハ徵用解除命令ハ文書ニ依リ之ヲ通達ス但シ緊急ニシテ之ニ依リ難キ

場合ハ電信(至急官報)ニ依ル

第二條 地方長官徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲必要アリト認ムルトキハ職業紹介所長ヲシテ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求メシムルコトヲ得

第三條 地方長官又ハ職業紹介所長徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムル場合ハ別表様式第一號ニ依ル出頭要求書ヲ發シ其ノ者ニ之ヲ交付スベシ

第四條 徵用セラルベキ者出頭要求書ノ交付ヲ受ケタルトキハ出頭要求書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ツベシ

第五條 徵用令書、出頭變更令書、徵用取消令書、徵用變更令書及徵用解除令書ハ別表様式第二號ニ依ル

第六條 徵用令書、出頭變更令書及徵用取消令書ハ職業紹介所長又ハ市町村長(東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ區長以下之ニ同ジ)

若ハ之ニ準ズベキモノヲシテ徵用セラルベキ者又ハ被徵用者ニ之ヲ交付セシムベシ

第七條 徵用セラルベキ者又ハ被徵用者徵用令書、出頭變更令書又ハ徵用取消令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ該令書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ

第八條 徵用セラルベキ者又ハ被徵用者徵用令書又ハ出頭變更令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ徵用令書又ハ出頭變更令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ツベシ

第九條 國民徵用令(以下令ト稱ス)第十一條第一項ノ規定ニ依ル届出ハ左ノ書類ヲ添附シ徵用令書ヲ發シタル地方長官ニ遲滞ナク之ヲ爲スベシ

一 傷痍疾病ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書(已ムヲ得ザル事情ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書)

二 天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ地ノ市町村長若ハ之ニ準ズベキモノ又ハ警察官吏、船長若ハ驛長ノ證明書

第十條 令第十六條第一項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ發スル徵用變更命令又ハ徵用解除命令ハ被徵用者ガ指定ノ場所ニ出頭スル前ニ在リテハ徵用令書ヲ發シタル地方長官、被徵用者ガ指定ノ場所ニ出頭シタル場合ニ在リテハ出頭地ヲ管轄スル地方長官、被徵用者ガ總動員業務ニ從事スル場合ニ在リテハ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達ス

第十一條 令第十六條第二項ノ規定ニ依リ地方長官ノ發スル徵用變更令書又ハ徵用解除令書ハ被徵用者總動員業務ニ從事スル場合ニ於テハ其ノ者ヲ使用スル官衙ノ長ヲ經由シテ之ヲ交付スベシ

第十二條 前條ノ規定ハ令第十六條第三項ノ規定ニ依リ厚生大臣ニ於テ徵用變更令

書又ハ徵用解除令書ヲ交付スル場合ニ之ヲ準用ス

第十三條 被徵用者徵用變更令書又ハ徵用解除令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ該令書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ

第十四條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ徵用ニ關シ徵用セラルベキ者又ハ其ノ者ヲ使用シ若ハ使用シタル者ヨリ報告ヲ徵スルコトヲ得

第十五條 當該官吏令第二十條第二項ノ規定ニ依リ臨檢スル場合ニハ別表様式第三號ノ證票ヲ携帶スベシ

附則

本令ハ昭和十四年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス







様式第一 昭十四年七月十一日 厚生省令第十八號

國民徵用令第十九條第三項ノ規定ニ依ル徵用セラルベキ者ノ出頭旅費支辨方ニ關スル件

一 出頭旅費支辨方ニ關スル件

二 出頭旅費支辨方ニ關スル件

三 出頭旅費支辨方ニ關スル件

四 出頭旅費支辨方ニ關スル件

五 出頭旅費支辨方ニ關スル件

六 出頭旅費支辨方ニ關スル件

七 出頭旅費支辨方ニ關スル件

八 出頭旅費支辨方ニ關スル件

九 出頭旅費支辨方ニ關スル件

十 出頭旅費支辨方ニ關スル件

十一 出頭旅費支辨方ニ關スル件

十二 出頭旅費支辨方ニ關スル件

十三 出頭旅費支辨方ニ關スル件

十四 出頭旅費支辨方ニ關スル件

十五 出頭旅費支辨方ニ關スル件

十六 出頭旅費支辨方ニ關スル件

十七 出頭旅費支辨方ニ關スル件

十八 出頭旅費支辨方ニ關スル件

十九 出頭旅費支辨方ニ關スル件

二十 出頭旅費支辨方ニ關スル件

二十一 出頭旅費支辨方ニ關スル件

二十二 出頭旅費支辨方ニ關スル件

二十三 出頭旅費支辨方ニ關スル件

二十四 出頭旅費支辨方ニ關スル件

二十五 出頭旅費支辨方ニ關スル件

二十六 出頭旅費支辨方ニ關スル件

二十七 出頭旅費支辨方ニ關スル件

二十八 出頭旅費支辨方ニ關スル件

二十九 出頭旅費支辨方ニ關スル件

三十 出頭旅費支辨方ニ關スル件

三十一 出頭旅費支辨方ニ關スル件

三十二 出頭旅費支辨方ニ關スル件

三十三 出頭旅費支辨方ニ關スル件

三十四 出頭旅費支辨方ニ關スル件

三十五 出頭旅費支辨方ニ關スル件

三十六 出頭旅費支辨方ニ關スル件

三十七 出頭旅費支辨方ニ關スル件

三十八 出頭旅費支辨方ニ關スル件

三十九 出頭旅費支辨方ニ關スル件

四十 出頭旅費支辨方ニ關スル件

四十一 出頭旅費支辨方ニ關スル件

四十二 出頭旅費支辨方ニ關スル件

四十三 出頭旅費支辨方ニ關スル件

四十四 出頭旅費支辨方ニ關スル件

四十五 出頭旅費支辨方ニ關スル件

四十六 出頭旅費支辨方ニ關スル件

四十七 出頭旅費支辨方ニ關スル件

四十八 出頭旅費支辨方ニ關スル件

四十九 出頭旅費支辨方ニ關スル件

五十 出頭旅費支辨方ニ關スル件

五十一 出頭旅費支辨方ニ關スル件

五十二 出頭旅費支辨方ニ關スル件

五十三 出頭旅費支辨方ニ關スル件

五十四 出頭旅費支辨方ニ關スル件

五十五 出頭旅費支辨方ニ關スル件

五十六 出頭旅費支辨方ニ關スル件

五十七 出頭旅費支辨方ニ關スル件

五十八 出頭旅費支辨方ニ關スル件

五十九 出頭旅費支辨方ニ關スル件

六十 出頭旅費支辨方ニ關スル件

六十一 出頭旅費支辨方ニ關スル件

六十二 出頭旅費支辨方ニ關スル件

六十三 出頭旅費支辨方ニ關スル件

六十四 出頭旅費支辨方ニ關スル件

六十五 出頭旅費支辨方ニ關スル件

六十六 出頭旅費支辨方ニ關スル件

六十七 出頭旅費支辨方ニ關スル件

六十八 出頭旅費支辨方ニ關スル件

六十九 出頭旅費支辨方ニ關スル件

七十 出頭旅費支辨方ニ關スル件

七十一 出頭旅費支辨方ニ關スル件

七十二 出頭旅費支辨方ニ關スル件

七十三 出頭旅費支辨方ニ關スル件

七十四 出頭旅費支辨方ニ關スル件

七十五 出頭旅費支辨方ニ關スル件

七十六 出頭旅費支辨方ニ關スル件

七十七 出頭旅費支辨方ニ關スル件

七十八 出頭旅費支辨方ニ關スル件

七十九 出頭旅費支辨方ニ關スル件

八十 出頭旅費支辨方ニ關スル件

八十一 出頭旅費支辨方ニ關スル件

八十二 出頭旅費支辨方ニ關スル件

八十三 出頭旅費支辨方ニ關スル件

八十四 出頭旅費支辨方ニ關スル件

八十五 出頭旅費支辨方ニ關スル件

八十六 出頭旅費支辨方ニ關スル件

八十七 出頭旅費支辨方ニ關スル件

八十八 出頭旅費支辨方ニ關スル件

八十九 出頭旅費支辨方ニ關スル件

九十 出頭旅費支辨方ニ關スル件

九十一 出頭旅費支辨方ニ關スル件

九十二 出頭旅費支辨方ニ關スル件

九十三 出頭旅費支辨方ニ關スル件

九十四 出頭旅費支辨方ニ關スル件

九十五 出頭旅費支辨方ニ關スル件

九十六 出頭旅費支辨方ニ關スル件

九十七 出頭旅費支辨方ニ關スル件

九十八 出頭旅費支辨方ニ關スル件

九十九 出頭旅費支辨方ニ關スル件

一百 出頭旅費支辨方ニ關スル件

様式第二 昭十四年七月十一日 厚生省令第十九號

國民徵用令第十九條第三項ノ規定ニ依ル徵用セラルベキ者ノ出頭旅費支辨方ニ關スル件

一 出頭旅費支辨方ニ關スル件

二 出頭旅費支辨方ニ關スル件

三 出頭旅費支辨方ニ關スル件

四 出頭旅費支辨方ニ關スル件

五 出頭旅費支辨方ニ關スル件

六 出頭旅費支辨方ニ關スル件

七 出頭旅費支辨方ニ關スル件

八 出頭旅費支辨方ニ關スル件

九 出頭旅費支辨方ニ關スル件

十 出頭旅費支辨方ニ關スル件

十一 出頭旅費支辨方ニ關スル件

十二 出頭旅費支辨方ニ關スル件

十三 出頭旅費支辨方ニ關スル件

十四 出頭旅費支辨方ニ關スル件

十五 出頭旅費支辨方ニ關スル件

十六 出頭旅費支辨方ニ關スル件

十七 出頭旅費支辨方ニ關スル件

十八 出頭旅費支辨方ニ關スル件

十九 出頭旅費支辨方ニ關スル件

二十 出頭旅費支辨方ニ關スル件

二十一 出頭旅費支辨方ニ關スル件

二十二 出頭旅費支辨方ニ關スル件

二十三 出頭旅費支辨方ニ關スル件

二十四 出頭旅費支辨方ニ關スル件

二十五 出頭旅費支辨方ニ關スル件

二十六 出頭旅費支辨方ニ關スル件

二十七 出頭旅費支辨方ニ關スル件

二十八 出頭旅費支辨方ニ關スル件

二十九 出頭旅費支辨方ニ關スル件

三十 出頭旅費支辨方ニ關スル件

三十一 出頭旅費支辨方ニ關スル件

三十二 出頭旅費支辨方ニ關スル件

三十三 出頭旅費支辨方ニ關スル件

三十四 出頭旅費支辨方ニ關スル件

三十五 出頭旅費支辨方ニ關スル件

三十六 出頭旅費支辨方ニ關スル件

三十七 出頭旅費支辨方ニ關スル件

三十八 出頭旅費支辨方ニ關スル件

三十九 出頭旅費支辨方ニ關スル件

四十 出頭旅費支辨方ニ關スル件

四十一 出頭旅費支辨方ニ關スル件

四十二 出頭旅費支辨方ニ關スル件

四十三 出頭旅費支辨方ニ關スル件

四十四 出頭旅費支辨方ニ關スル件

四十五 出頭旅費支辨方ニ關スル件

四十六 出頭旅費支辨方ニ關スル件

四十七 出頭旅費支辨方ニ關スル件

四十八 出頭旅費支辨方ニ關スル件

四十九 出頭旅費支辨方ニ關スル件

五十 出頭旅費支辨方ニ關スル件

五十一 出頭旅費支辨方ニ關スル件

五十二 出頭旅費支辨方ニ關スル件

五十三 出頭旅費支辨方ニ關スル件

五十四 出頭旅費支辨方ニ關スル件

五十五 出頭旅費支辨方ニ關スル件

五十六 出頭旅費支辨方ニ關スル件

五十七 出頭旅費支辨方ニ關スル件

五十八 出頭旅費支辨方ニ關スル件

五十九 出頭旅費支辨方ニ關スル件

六十 出頭旅費支辨方ニ關スル件

六十一 出頭旅費支辨方ニ關スル件

六十二 出頭旅費支辨方ニ關スル件

六十三 出頭旅費支辨方ニ關スル件

六十四 出頭旅費支辨方ニ關スル件

六十五 出頭旅費支辨方ニ關スル件

六十六 出頭旅費支辨方ニ關スル件

六十七 出頭旅費支辨方ニ關スル件

六十八 出頭旅費支辨方ニ關スル件

六十九 出頭旅費支辨方ニ關スル件

七十 出頭旅費支辨方ニ關スル件

七十一 出頭旅費支辨方ニ關スル件

七十二 出頭旅費支辨方ニ關スル件

七十三 出頭旅費支辨方ニ關スル件

七十四 出頭旅費支辨方ニ關スル件

七十五 出頭旅費支辨方ニ關スル件

七十六 出頭旅費支辨方ニ關スル件

七十七 出頭旅費支辨方ニ關スル件

七十八 出頭旅費支辨方ニ關スル件

七十九 出頭旅費支辨方ニ關スル件

八十 出頭旅費支辨方ニ關スル件

八十一 出頭旅費支辨方ニ關スル件

八十二 出頭旅費支辨方ニ關スル件

八十三 出頭旅費支辨方ニ關スル件

八十四 出頭旅費支辨方ニ關スル件

八十五 出頭旅費支辨方ニ關スル件

八十六 出頭旅費支辨方ニ關スル件

八十七 出頭旅費支辨方ニ關スル件

八十八 出頭旅費支辨方ニ關スル件

八十九 出頭旅費支辨方ニ關スル件

九十 出頭旅費支辨方ニ關スル件

九十一 出頭旅費支辨方ニ關スル件

九十二 出頭旅費支辨方ニ關スル件

九十三 出頭旅費支辨方ニ關スル件

九十四 出頭旅費支辨方ニ關スル件

九十五 出頭旅費支辨方ニ關スル件

九十六 出頭旅費支辨方ニ關スル件

九十七 出頭旅費支辨方ニ關スル件

九十八 出頭旅費支辨方ニ關スル件

九十九 出頭旅費支辨方ニ關スル件

一百 出頭旅費支辨方ニ關スル件

國民徵用令第十九條第三項ノ規定ニ依ル徵用セラルベキ者ノ出頭旅費支辨方ニ關スル件

(昭和十四年七月十一日 厚生省令第十八號)

第一條 徵用セラルベキ者國民徵用令第十條ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費ハ指定ノ場所ニ出頭後出頭ヲ求メタル地方長官(國民徵用令施行規則第二條ノ規定ニ依リ職業紹介所長出頭ヲ求メタル場合ニ於テハ當該職業紹介所所在地ヲ管轄スル地方長官トス以下之ニ同ジ)ニ於テ之ヲ支給ス

第二條 前金拂ヲ爲スニ非ザレバ出頭スルコト能ハザル者ノ旅費ハ其ノ者ノ居住地ノ市町村又ハ之ニ準ズベキモノ(以下市町村ト稱ス)ニ於テ一時繰替支辨スベシ

第三條 市町村ニ於テ旅費ノ一時繰替支辨ヲ爲シタルトキハ受領證ヲ徵シ出頭要求書裏面ニ支辨ヲ爲シタル市町村名、支辨ヲ爲シタル年月日及「旅費金何圓何拾錢支辨済」ト記載證印シ徵用セラルベキ者ニ返付スベシ

第四條 市町村ニ於テ旅費ノ一時繰替支辨ヲ爲シタルトキハ前條ノ受領證ヲ添附シ

別表様式ニ依リ出頭ヲ求メタル地方長官ニ其ノ拂戻ヲ請求スベシ

附則

本令ハ昭和十四年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

國民徵用令第十條ノ規定ニ依リ出頭ヲ求メラレタル者ノ出頭旅費拂戻請求書

一金何圓也

但シ徵用セラルベキ者ノ出頭旅費何人分ニシテ各債權者ノ氏名ハ別紙ノ如シ(別紙ニハ氏名ヲ列記スルコト)

一人ニ對スル旅費内譯

種別	摘要	金額
鐵道賃	賃	
船賃	賃	
陸路雜費	賃	
車馬賃	賃	
宿泊料	賃	
食卓料	賃	
計		

右何府縣(北海道)何郡(市)何町(村)ヨリ何府縣(北海道)何郡(市)何町(村)往復旅費繰替支辨額拂戻相成度請求候也

年 月 日

何府縣(北海道)何郡(市)何町(村)長 氏 名 圖

何府縣知事 宛 (北海道廳長官)

國民徵用令第十九條第三項ノ規定ニ依ル徵用セラルベキ者ノ出頭旅費規則

(昭和十四年七月十一日 厚生省令第十九號)

第一條 國民徵用令第十條ノ規定ニ依リ地方長官徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求メタル場合(國民徵用令施行規則第二條ノ規定ニ依リ職業紹介所長出頭ヲ求メタル場合ヲ含ム)ノ旅費ハ本規則ニ依リ之ヲ支給ス

第二條 旅費ハ居住地出頭ノ場所所在地間ニ付額路ニ依リ之ヲ計算ス但シ官ノ都合其ノ他已ムヲ得ザル事由ノ爲額路ニ依リ難キ場合ニ於テハ其ノ現ニ經過シタル通路ニ依ル

第三條 鐵道旅行ニハ鐵道賃、水路旅行ニハ船賃ノ各其ノ最低賃金(通行費、船賃、及積荷賃ヲ含ム)ニ相當スル額ヲ支給シ陸路旅行ニハ一里毎ニ陸路雜費十錢ヲ支給ス但シ陸路旅行ニ付テハ通算上一里未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ切捨トス

鐵道八十五軒、水路五十海里以上ノ旅行ニ在リテハ普通急行料金を支給ス但シ急行料金を徵セザル線路又ハ航路ニ依リ旅行スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

鐵道又ハ水路ニ依ラザル旅行ハ之ヲ陸路

旅行トス  
第四條 宿泊料ハ一夜ニ付一圓五十錢トシ  
夜數ニ應ジテ之ヲ支給ス  
水路旅行ニハ宿泊料ヲ支給セズ但シ船賃  
中ニ食費ヲ含マザルトキ又ハ官用ノ船  
ニ依リテ旅行スル場合ニ於テ官ヨリ贈  
爲サザルトキハ食料一夜ニ付一圓ヲ支  
給ス

第五條 旅費ノ支給ニ關シテハ旅行日數ハ  
官ノ都合共ノ他已ムヲ得ザル事由ノ爲要  
シタル日數ヲ除クノ外鐵道旅行ハ三百三  
十軒、水路旅行ハ百海里、陸路旅行ハ十二  
里ニ付一日ノ割合ヲ以テ通算シタル日數  
ヲ超過スルコトヲ得ズ但シ一日未滿ノ端  
數ハ之ヲ一日トス

第六條 片路三里未滿ノ陸路旅行ニ在リテ  
ハ陸路雜費ヲ支給セズ  
一旅行ニシテ陸路及鐵道又ハ水路ニ互ル  
トキハ鐵道ハ三十軒、水路ハ五海里ヲ以  
テ陸路一里ノ割合ニ依リ計算シ三里未滿  
ノ陸路旅行ニ當ルトキハ其ノ陸路ニ對シ  
テハ陸路雜費ヲ支給セズ

第七條 官用ノ船、車、馬等ニ依リテ旅行ス  
ルトキハ鐵道賃、船賃、陸路雜費、車馬賃  
ヲ支給セズ

第八條 不具發疾傷痍疾病等ノ爲歩行シ能  
ハザルトキハ其ノ陸路旅行ニ付テハ一里  
毎ニ車馬賃五十錢ヲ支給ス但シ通算上一  
里未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ切捨ト  
ス

前項ノ場合ニ於テハ陸路雜費ヲ支給セズ  
第九條 旅行中死亡シタルトキハ其ノ居住  
地ニ到ル旅費ニ相當スル金額ヲ遺族ニ支  
給ス此ノ場合ニ於テハ陸路旅行ニ付テハ  
前條ノ例ニ依ル

第十條 旅費ノ支給又ハ前金拂ヲ受ケント  
スル者ハ出頭要求書ヲ提示シテ之ヲ請求  
スベシ

第十一條 旅費ヲ請求スルニ當リテハ已ム  
ヲ得ザル事由ニ因リ迂回若ハ滞在シタル  
場合ニ在リテハ其ノ地ノ市町村長(東京  
市、京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及神  
戶市ニ在リテハ區長)若ハ之ニ準ズベキ  
モノ、警察官吏、隊長又ハ船長等ノ證明書  
ヲ添附スベシ但シ傷痍疾病ノ爲滞在シタ  
ルトキハ醫師ノ診斷書(已ムヲ得ザル事  
情ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハザ  
ルトキハ警察官吏ノ證明書ヲ以テ之ニ代  
フ以下之ニ同ジ)ヲ添附スベシ

第八條ノ車馬賃ノ支給ヲ受ケントスルト  
キハ醫師ノ診斷書ヲ添附スベシ

附則  
本令ハ昭和十四年七月十五日ヨリ之ヲ施行  
ス

徵用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要  
スル費用支拂方ニ關スル件  
(昭和十四年七月十一日  
厚生省令第二十號)

第一條 國民徵用令第二十三條第一項ノ規  
定ニ依リ市町村長(東京市、京都市、大阪  
市、名古屋市、横浜市及神戸市ニ在リテハ  
區長)又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ徵用  
ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用ハ  
徵用令書、出頭變更令書又ハ徵用取消令  
書交付ニ關シ直接必要ナル通信費及使丁  
ノ賃金トス

第二條 市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ  
於テ徵用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要ス  
ル費用ヲ一時繰替支拂シタルトキハ證憑  
書類ヲ具シ徵用令書、出頭變更令書又ハ  
徵用取消令書ヲ發シタル地方長官ニ其ノ  
拂戻ヲ請求スベシ

附則  
本令ハ昭和十四年七月十五日ヨリ之ヲ施行  
ス

國民徵用令ニ依リ陸軍ニ徵用セラ  
レタル者ノ給與ニ關スル件

(昭和十四年七月十四日  
陸軍省令第三十三號)

第一條 國民徵用令ニ依リ陸軍ニ徵用セラ  
レタル者(以下徵用員ト稱ス)ノ給與ニ關  
シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 官吏タル徵用員ノ給與ハ俸給ニ付  
テハ前官衙ニ於ケル俸給ニ關スル規定ニ  
依リ其ノ他ノ給與ニ付テハ陸軍文官ノ給  
與ニ關スル規定(朝鮮又ハ臺灣ニ勤務シ  
アルモノニシテ朝鮮又ハ臺灣ニ徵用セラ  
レタルモノノ在勤加俸ニ付テハ前官衙ノ  
在勤加俸ノ規定ニ依ル)ヲ準用ス

第三條 前條以外ノ徵用員ノ給與ハ陸軍ノ  
囑託員又ハ雇員ノ給與ニ關スル規定ヲ準  
用ス但シ徵用員ノ手當又ハ給料ノ初給基  
本額ハ待遇官吏又ハ公吏ニ在リテハ前官  
衙又ハ公署ニ於ケル從前ノ俸給額ニ相當  
スル額(囑託者手當トシテ取扱フモノト  
ス)ニ依リ其ノ他ノ者ニ在リテハ別表ニ  
依リ徵用令書ニ記載セラレアル出頭場所

タル陸軍部隊(以下出頭部隊ト稱ス)ニ於  
テ之ヲ定ムベシ

第四條 俸給(手當、給料ヲ含ム)以下之ニ同  
ジ)ハ出頭部隊ニ出頭ノ日ヨリ徵用員ノ解  
除セラレタル日迄徵用員方現ニ業務ニ從  
事スル部隊(以下就業部隊ト稱ス)ニ於テ  
之ヲ支給スベシ

第五條 在勤加俸、特別手當又ハ戰時増給  
(陸軍戰時給與規則第六條若ハ第十六條  
又ハ昭和十二年勅令第四百三十四號ニ規  
定スル増給ヲ謂フ)ハ就業部隊ニ到着ノ  
日ヨリ徵用員ノ解除セラレタル日迄就業部  
隊ニ於テ之ヲ支給スベシ

第六條 官吏タル徵用員ニシテ出頭部隊ニ  
出頭スル場合及出頭部隊ヨリ就業部隊ニ  
赴ク場合並ニ徵用員ノ解除セラレ前官衙ニ  
復歸スル場合ノ旅費ハ陸軍旅費規則ニ定  
ムル陸軍文官ノ轉任轉職者ニ關スル規定  
ヲ準用ス但シ旅費ノ支給額ニ付テハ第七  
條ノ例ニ依ル

第七條 官吏以外ノ者タル徵用員ニシテ就  
業部隊ニ赴ク場合又ハ徵用員ノ解除セラレ  
歸郷スル場合ノ旅費ハ左ノ區分ニ依ル  
一 徵用員ノ現住地ヨリ出頭部隊所在地

迄及出頭部隊所在地ヨリ徵用令書ニ  
記載セラレアル總動員業務ヲ行フ部隊  
(以下徵用部隊ト稱ス)ノ所在地迄ハ各  
順路ニ應ジ陸軍旅費規則ニ定ムル旅旅  
費及支度料(滿洲ニ赴ク者ニ限ル)並ニ  
昭和十二年勅令第四百三十四號ニ定ム  
ル手當金(支那ニ赴ク者ニ限ル)ヲ出頭  
部隊ニ於テ支給ス

二 徵用部隊ノ所在地ヨリ就業部隊所在  
地迄ハ徵用部隊ニ於テ陸軍旅費規則ニ  
定ムル旅旅費ヲ支給ス

三 徵用員ノ解除セラレ歸郷スル場合ハ就  
業部隊所在地ヨリ徵用セラレタル時ノ  
現住地ニ至ル順路及徵用中ノ身分ニ應  
ジ陸軍旅費規則ニ定ムル營外者歸郷旅  
費ヲ就業部隊ニ於テ支給ス

第八條 前二條ノ旅行ヲ爲ス場合ニ在リテ  
ハ徵用員ノ現住地、出頭部隊所在地、徵用  
部隊所在地及就業部隊所在地間ハ各地間  
ヲ通ジテ之ヲ一赴任旅行ト看做ス

第九條 徵用員ニシテ出頭部隊又ハ徵用部  
隊ニ於テ徵用員ノ解除セラレ歸郷スル場合  
俸給、旅費其ノ他ノ給與ノ支給ニ付テハ  
出頭部隊又ハ徵用部隊ヲ就業部隊ト看做  
ス

第十條 旅費ノ前金拂フ爲スニ非ザレバ徵用ニ應ズルコト能ハザル者ニハ徵用員ノ現住地市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ徵用員ノ現住地ヨリ出頭部隊所在地迄願路ニ應ジ陸軍旅費規則ニ定ムル召集旅費ニ相當スル額(下士官以下ノ定額ニ依ル)及八十圓(滿洲又ハ支那ニ赴ク者ニ限ル)ヲ繰替支給スベシ

第十一條 市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ前條ノ旅費ノ繰替支給ヲ爲シタルトキハ徵用員出頭旅費受領證(別紙様式)ヲ徵シ徵用令書裏面ニ支給市町村名、支給年月日及「旅費金何圓何拾錢也支給済」ト記載證印シ徵用員ニ返付スルト共ニ證憑書ヲ具シ其ノ拂戻ヲ徵用員ノ出頭部隊ニ請求スベシ

第十二條 出頭部隊ハ前條ノ旅費繰替支給額ヲ調査シ徵用員ニ支給スベキ旅費ノ中ヨリ之ヲ控除シ殘餘ハ之ヲ本人ニ支給スベシ

附則

本令ハ昭和十四年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

別表

徵用員初給額標準表

區分	大學卒業者	專門學校卒業者	中等工業卒業者
本年度卒業者	八〇—六五圓	六〇—五〇圓	四〇—三五圓
實歴一年ニツキ加算額	五—四圓	四—三圓	三—二圓

備考 技師級ノ取扱ヲ爲ス者ノ俸給ハ囑託者手當ト爲シ願員級ノ取扱ヲ爲ス者ノ俸給ハ願員給料トシテ取扱フモノトス

別紙様式

徵用員出頭旅費受領證書

一 金 内譯

支給年月日	繰替支給額	住	所	出頭部隊	受領者氏名印
何年何月何日		何府(縣)何郡(市)何町(村)			何 某印

右ノ通繰替支給候條條庶民相成度候也

年 月 日 何府(縣)何郡(市)何町(村)長 氏 名印

注意 印章ヲ携帶セザル者アルトキハ捺印セシムルコトヲ得

(參照)

明治二十七年八月一勅令第百三十三號陸軍戰時給與規則抄錄  
第六條 戰地ニ出發ノ者ハ其ノ出發ノ日ヨリ露著ノ日又ハ給與停止ノ前日マテ准士官以

上軍屬ニハ俸給十分ノ五(士官又ハ准士官ニシテ月額四十二圓五十錢ニ滿テザルモノハ四十二圓五十錢)下士官以下ニハ給料十分ノ六ヲ増給ス但シ内地途中ニ在ル者ノ増給ハ准士官以上軍屬ニ在リテハ五分ノ一(下士

國民徵用令施行規則

(昭和十四年九月三十日)  
(朝鮮總督府令第百六十四號)

- 第一條 朝鮮總督ノ發スル徵用命令、徵用變更命令又ハ徵用解除命令ハ文書ニ依リ之ヲ通達ス但シ緊急ニシテ之ニ依リ難キ場合ハ電報(或ハ電話)ニ依ル
- 第二條 道知事徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲必要アリト認ムルトキハ府尹、郡守又ハ島司ヲシテ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求メシムルコトヲ得
- 第三條 道知事又ハ府尹、郡守若ハ島司徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムル場合ハ別表様式第一號ニ依リ出頭要求書ヲ發シ其ノ者ニ之ヲ交付スベシ
- 第四條 徵用セラルベキ者出頭要求書ノ交付ヲ受ケタルトキハ出頭要求書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ツベシ
- 第五條 徵用令書、出頭變更令書、徵用取消令書、徵用變更令書及徵用解除令書ハ別表様式第二號ノ一乃至七ニ依ル
- 第六條 徵用令書、出頭變更令書及徵用取消令書ハ府尹邑面長ヲシテ徵用セラルベ

- キ者又ハ被徵用者ニ之ヲ交付セシムベシ
- 第七條 徵用セラルベキ者又ハ被徵用者徵用令書、出頭變更令書又ハ徵用取消令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ當該令書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ
- 第八條 徵用セラルベキ者又ハ被徵用者徵用令書又ハ出頭變更令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ徵用令書又ハ出頭變更令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ツベシ
- 第九條 國民徵用令(以下單ニ令ト稱ス)第十一條第一項ノ規定ニ依リ届出ハ左ノ書類ヲ添附シ徵用令書ヲ發シタル道知事ニ送附ナク之ヲ爲スベシ
  - 一 傷疾疾病ニ因リ出頭スルコト能ハザル場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書(已ムヲ得ザル事情ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書)
  - 二 天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ出頭スルコト能ハザル場合ニ在リテハ其ノ他ノ府尹邑面長又ハ警察官吏、船長若ハ驛長ノ證明書
- 第十條 令第十六條第一項ノ規定ニ依リ朝

官以下ニ在リテハ四分ノ一ニ減スルコトヲ得  
戰地ニ在ル者ハ戰地トナリタル日ヨリ給與停止ノ前日マテ前項ニ依ル  
出頭又ハ離職ノ姿勢ヲ完成シタル部隊ニ屬スル者要緊ノ緊急配備ニ就キタル者及對敵ノ目的ヲ以テ派遣セラレタル者ハ其ノ完成ノ日、配備ニ就キタル日又ハ派遣ノ日ヨリ戰地ニ出發ノ前日、戰地トナリタル日ノ前日、配備ヲ解キタル日、歸著ノ日又ハ給與停止ノ前日迄第一項ノ規定ニ依リ俸給ハ五分ノ一、給料ハ四分ノ一ヲ増給ス  
陸軍合團地ニ出發ノ者ハ其ノ出發ノ日ヨリ歸著ノ日又ハ給與停止ノ前日マテ陸軍合團地ニ在ル者ハ戒嚴布告若ハ宣告ノ日ヨリ戰地トナリタル日ノ前日又ハ戒嚴解除ノ日マテ前項ニ依ル  
在勤加俸ノ支給ヲ受タル者前項ノ増給ヲ受タベキ場合ニ於テ在勤加俸ノ額其ノ増給ノ額ヨリ多キトキハ平時ノ駐屯地ヲ離ルル日ノ前日迄在勤加俸ニ相當スル額ヲ給ス  
敵ノ俘虜トナリ又ハ生死不明トナリタル者ハ其ノ間本條ノ増給ヲ停止ス  
第十六條 戰時若ハ事變ノ爲メ禁斷ノ事務ニ從事スル部隊ニアル者ハ其ノ期間准士官以上及文官ハ俸給五分ノ一、下士官以下ハ給料四分ノ一ヲ増給ス其ノ部隊ハ陸軍大臣之ヲ定ム  
昭和十二年八月十九勅令第四百三十四號ハ北支事變ニ關スル陸軍戰時給與規則ノ特例ノ件ナ

鮮總督ノ發スル徵用變更命令又ハ徵用解除命令ハ被徵用者ノ指定ノ場所ニ出頭スル前ニ在リテハ徵用令書ヲ發シタル通知事、被徵用者ノ指定ノ場所ニ出頭シタル場合ニ在リテハ出頭地ヲ管轄スル通知事、被徵用者ノ總動員業務ニ從事スル場合ニ在リテハ就業地ヲ管轄スル通知事ニ之ヲ通達ス

第十一條 令第十六條第二項ノ規定ニ依リ通知事ノ發スル徵用變更令書又ハ徵用解除令書ハ被徵用者總動員業務ニ從事スル場合ニ於テハ其ノ者ヲ使用スル官衙ノ長ヲ經由シテ之ヲ交付スベシ

第十二條 前條ノ規定ハ令第十六條第三項ノ規定ニ依リ朝鮮總督ニ於テ徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ交付スル場合ニ之ヲ準用ス

第十三條 被徵用者徵用變更令書又ハ徵用解除令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ當該令書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ

第十四條 朝鮮總督又ハ道知事必要アリト認ムルトキハ徵用ニ關シ徵用セラルベキ者又ハ其ノ者ヲ現ニ使用シ若ハ使用シタル者ヨリ報告ヲ徵スルコトヲ得

前項ノ報告ハ緊急ノ必要アル場合又ハ輕微ナル事項ニ付テハ府尹、郡守又ハ島司之ヲ徵スルコトヲ得  
第十五條 當該官吏令第二十條第二項ノ規定ニ依リ應檢スル場合ニハ別表様式第三號ノ證票ヲ携帶スベシ  
附則  
本令ハ昭和十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)  
様式第一號 (用紙ハ白色トシテ日本標準規格B六トス)  
(裏面)

出頭要求書

本 籍 何道府縣何郡市何邑面區町村何町洞里 帶地  
居住又ハ 何道 何府郡邑 何町洞里 帶地  
就業ノ場所 何道 何府郡邑 何町洞里 帶地  
氏 名 何年何月何日生

右ノ者國民徵用令第十條ニ依リ左ノ日時及場所ニ出頭ヲ求ム

出頭スルべき日時	何年何月何日午後何時
出頭スルべき場所	何々

昭和 年 月 日 何道知事 氏 名(印)

(何府尹郡守又ハ島司 氏 名(印))

出頭要求書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得

一 出頭要求書ノ交付ヲ受ケタル者ハ當該要求書ニ印捺シ捺定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出アベシ

二 出頭要求書ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ徵用ノ前金拂ヲ受ケルニ非ザレバ出頭スルコト能ハズルハ居住地ノ府尹又ハ邑面長ニ當該要求書ヲ提出シテ之ヲ時給支拂ヲ請求スルコトヲ得但シ出頭スルべき場所ノ居住地ノ府邑面長トキハ此ノ限ニ在ラズ

注意 府邑面長ニ於テ徵用ノ一時給支拂ヲ爲シタルトキハ在ニ支拂ヲ爲シタル府邑面長支拂ヲ爲シタル年月日及「兼發令何回何給給支拂濟」ト記號捺印シ本人ニ返付スベシ

(參照)

國民徵用令第十條及第二十五條參照 通知事ハ徵用ノ通告其ノ地ヲ判定スル爲必要アリトキハ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムコトヲ得

國民徵用令施行規則第二條 通知事徵用ノ通告其ノ地ヲ判定スル爲必要アリト認ムルトキハ府尹、郡守又ハ島司ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス

記載事項

一 就業ノ場所ハ國民徵用力申告令第二條第一號ノ職業ニ從事スル者ニ限リ之ヲ記載スルモノトス此ノ場合ハ居住ノ場所ハ記載セザルモノトス

二 就業ノ場所及出頭スルべき場所ハ其ノ所在地及名稱ヲ詳細ニ記載スルモノトス

三 徵用ノ通知事ノ府尹、郡守又ハ島司ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス

四 文字ハ楷書ヲ以テ明確ニ記載スルモノトス

國家總動員法——國民徵用令(朝鮮)

様式第二號ノ一 (用紙ハ白色トシテ日本標準規格B五トス)  
(裏面)

徵用令書

本 籍 何道府縣何郡市何邑面區町村何町洞里 帶地  
居住又ハ 何道 何府郡邑 何町洞里 帶地  
就業ノ場所 何道 何府郡邑 何町洞里 帶地  
氏 名 何年何月何日生

右ノ者左ノ通徵用セラル

徵用ノ期間	自何年何月何日 至何年何月何日
從事スルべき職業	何々
從事スルべき場所	何々
從事スルべき總動員業務	何々
在任ノ官衙ノ名稱及場所	何々

昭和 年 月 日 何道知事 氏 名(印)

受領證

一 徵用令書(何年何月何日發付第何號)

二 受領ス

昭和 年 月 日 午後 時 分

本 籍 何道府縣何郡市何邑面區町村何町洞里 帶地  
居住又ハ 何道 何府郡邑 何町洞里 帶地  
就業ノ場所 何道 何府郡邑 何町洞里 帶地  
氏 名 何年何月何日生

何道知事 氏 名(印)

(2頁)

徵用令書ノ交付ヲ受ケル者ノ心得

- 一 徵用令書ノ交付ヲ受ケル者ハ當該令書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ
- 二 徵用令書ノ交付ヲ受ケル者ハ當該令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出スベシ
- 三 徵用令書ノ交付ヲ受ケル者係病疾等ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書(已ニ捺印シタル)事情ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハザレトキハ警察官吏ノ證明書ヲ備ヘ當該令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ地ノ府尹、邑面長又ハ警察官吏、船長若ハ驛長ノ證明書ヲ備ヘ當該令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭スベシ
- 四 徵用令書ノ交付ヲ受ケル者ニシテ軍費ノ前金拂フ受ケルニ非ザレバ出頭スルコト能ハザレトキハ居住地ノ府尹又ハ邑面長ニ當該令書ヲ携シ之ガ一時總督支辨ヲ請求スルコトヲ得但シ出頭スベキ場所ガ居住地ノ府邑面ナレトキハ此ノ限ニ在ラズ

記載心得

- 一 徵用令書ハ國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ従事スル者ニ限リ之ヲ記載スルモノトシ此ノ場合ハ居住ノ場所ハ記載セザルモノトス
- 二 就業ノ場所、従事スベキ場所及出頭スベキ場所ハ其ノ所在地及名稱ヲ詳細ニ記載スルモノトス
- 三 軍備保衛上ノ必要ニ依リ朝鮮總督ノ指示アルトキハ従事スベキ職業員業務、職業又ハ場所ハ之ヲ記載セザルモノトス
- 四 備考ハ通知事ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス
- 五 文字ハ楷書ヲ以テ明確ニ記載スルモノトス
- 六 徵用令書ノ交付ヲ受ケル者即ち所持セザレトキハ花押又ハ捺印ヲ爲サシムルモ妨グナキモノトス

様式第一號ノ三 (用紙ハ白色トシ大サハ日本標準規格B五トス)

徵用取消令書	何年何月何日發付第何號
受領證	右受領ス
本籍	何道府縣何郡何市何邑何町何村何海里
居住又ハ就業ノ場所	何道府縣何郡何市何邑何町何村何海里
氏名	何道知事 氏 名
何道知事 氏 名	何年何月何日生

徵用取消令書ノ交付ヲ受ケル者ノ心得

- 一 徵用取消令書ノ交付ヲ受ケル者ハ當該令書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ

國家總動員法—國民徵用令(朝鮮)

様式第一號ノ二 (用紙ハ白色トシ大サハ日本標準規格B五トス)

出頭變更令書	何年何月何日發付第何號
受領證	右ノ者其ノ出頭スベキ日時及場所ヲ左ノ通變更ス
本籍	何道府縣何郡何市何邑何町何村何海里
居住又ハ就業ノ場所	何道府縣何郡何市何邑何町何村何海里
氏名	何道知事 氏 名
何道知事 氏 名	何年何月何日生

出頭變更令書ノ交付ヲ受ケル者ノ心得

- 一 出頭變更令書ノ交付ヲ受ケル者ハ當該令書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ
- 二 出頭變更令書ノ交付ヲ受ケル者ハ徵用令書ト共ニ當該令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出スベシ

記載心得

- 一 本籍及居住又ハ就業ノ場所ハ從前發シタル徵用令書ニ記載シタル本籍及居住又ハ就業ノ場所ト記載スルモノトス
- 二 出頭變更令書ハ其ノ所在地及名稱ヲ詳細ニ記載スルモノトス
- 三 文字ハ楷書ヲ以テ明確ニ記載スルモノトス
- 四 出頭變更令書ノ交付ヲ受ケル者即ち所持セザレトキハ花押又ハ捺印ヲ爲サシムルモ妨グナキモノトス

様式第一號ノ四 (用紙ハ白色トシ大サハ日本標準規格B五トス)

徵用變更令書	何年何月何日發付第何號
受領證	右ノ者其ノ何々ヲ左ノ通變更セラル
本籍	何道府縣何郡何市何邑何町何村何海里
居住又ハ就業ノ場所	何道府縣何郡何市何邑何町何村何海里
氏名	何道知事 氏 名
何道知事 氏 名	何年何月何日生

徵用變更令書ノ交付ヲ受ケル者ノ心得

- 一 徵用變更令書ノ交付ヲ受ケル者ハ當該令書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ
- 二 出頭變更令書ノ交付ヲ受ケル者ハ徵用令書ト共ニ當該令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出スベシ

三二一

國家總動員法 國民徵用令(朝鮮)

五 不要文字ハ抹消スルベシ  
六 徵用令ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス  
七 文字ハ道知事ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス  
八 徵用令ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス  
九 徵用令ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス  
十 徵用令ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス  
十一 徵用令ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス  
十二 徵用令ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス  
十三 徵用令ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス  
十四 徵用令ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス  
十五 徵用令ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス

様式第二號ノ五 (用紙ハ白色トシ大サハ日本標準規格B五トス)

徵用變更令書

右ノ者其ノ何々左ノ通變更ス

從事スベキ職務及職階 何々 氏 何年何月何日生

從事スベキ場所 何々

徵用ノ期間 自何年何月何日 至何年何月何日

昭和 年 月 日 朝鮮總督 氏 名印

徵用變更令書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得

徵用變更令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ當該令書ニ適用シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ

一 何々ニ關スル徵用變更令書(何年何月何日發付第何號) 右受領ス

昭和 年 月 日 午前 時 分

朝鮮總督 氏 名印

記載心得

一 現ニ從事スル場所ハ其ノ所在地及名稱ヲ詳細ニ記載スルモノトス  
二 現ニ從事スル職務及職階ヲ詳細ニ記載スルモノトス  
三 本籍及居住又ハ就業ノ場所ハ就業ノ場所ニ出願スル前又ハ指定ノ場所ニ出願シタル場合ニ於テハ就業ノ場所ヲ指定シテ記載スルモノトス  
四 文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス  
五 徵用變更令書ノ交付ヲ受ケタル者印字ヲ所持セザルトキハ花押又ハ捺印ヲ爲シタルモ妨ガナキモノトス

國家總動員法 國民徵用令(朝鮮)

様式第二號ノ七 (用紙ハ白色トシ大サハ日本標準規格B五トス)

徵用解除令書

右ノ者何年何月何日ヲ以テ徵用ヲ解除ス

昭和 年 月 日 朝鮮總督 氏 名印

徵用解除令書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得

徵用解除令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ當該令書ニ適用シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ

一 徵用解除令書(何年何月何日發付第何號) 右受領ス

昭和 年 月 日 午前 時 分

朝鮮總督 氏 名印

記載心得

一 現ニ從事スル場所ハ其ノ所在地及名稱ヲ詳細ニ記載スルモノトス  
二 現ニ從事スル職務及職階ヲ詳細ニ記載スルモノトス  
三 本籍及居住又ハ就業ノ場所ハ就業ノ場所ニ出願スル前又ハ指定ノ場所ニ出願シタル場合ニ於テハ就業ノ場所ヲ指定シテ記載スルモノトス  
四 文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス  
五 徵用解除令書ノ交付ヲ受ケタル者印字ヲ所持セザルトキハ花押又ハ捺印ヲ爲シタルモ妨ガナキモノトス

國家總動員法 國民徵用令(朝鮮)

様式第三號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B七トシ中央縦線ノ所ヨリニツ割トス)

國民徵用ニ關スル臨檢票

昭和 年 月 日 交付

朝鮮總督府又ハ道庁

官 職 氏 名

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ報告官更ニシテ必要ナル場所ニ臨檢シ職務ノ状況若ハ經濟書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依リ當該官更ノ檢査ヲ指シ、妨ガ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

國民徵用令第二十條第二項及第三十五條 朝鮮總督又ハ道知事徵用ニ關シ必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官更ヲシテ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ職務ノ状況又ハ經濟書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官更ヲシテ其ノ身分ヲ檢査シ得ルモノトス

國民徵用令第十五條 當該官更令第二十條第二項ノ規定ニ依リ臨檢スル場合ニハ別當該式第三號ノ臨檢票ヲ提出スベシ

國民徵用令第十九條第三項ノ規定ニ依ル徵用セラルベキ者ノ出頭旅費支辨方ニ關スル件

(昭和十四年九月三十日) 朝鮮總督府令第六十五號

第一條 徵用セラルベキ者國民徵用令第十條ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費ハ指定ノ場所ニ出頭後出頭ヲ求メタル通知事(國民徵用令施行規則第二條ノ規定ニ依リ府尹、郡守又ハ島司出頭ヲ求メタル場合ニ於テハ當該府郡島所在地ヲ管轄スル道知事トス以下之ニ同ジ)ニ於テ之ヲ支給ス

別表様式ニ依リ出頭ヲ求メタル道知事ニ其ノ拂戻ヲ請求スベシ 附則 本令ハ昭和十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス (別表) 國民徵用令第十條ノ規定ニ依リ出頭ヲ求メラレタル者ノ出頭旅費拂戻請求書

Table with columns for 種別 (Category), 摘要 (Summary), and 金額 (Amount). Rows include 船賃 (Ship fare), 船路雜費 (Ship route miscellaneous fees), 車馬賃 (Carriage and horse hire), 宿泊料 (Lodging), 食料 (Food), 車料 (Carriage), 泊料 (Lodging), 夜料 (Night charges).

國民徵用令第十九條第三項ノ規定ニ依ル徵用セラルベキ者ノ出頭旅費支給ニ關スル件 (昭和十四年九月三十日) 朝鮮總督府令第六十六號 第一條 國民徵用令第十條ノ規定ニ依リ通知事徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求メタル場合(國民徵用令施行規則第二條ノ規定ニ依リ府尹、郡守又ハ島司出頭ヲ求メタル場合ヲ含ム)ノ旅費ハ本令ニ依リ之ヲ支給ス

旅行トス

第四條 宿泊料ハ一夜ニ付三圓トシ夜數ニ應ジテ之ヲ支給ス 水路旅行ハ宿泊料ヲ支給セズ但シ船賃中ニ食費ヲ含マザルトキ又ハ官用ノ船中ニ依リテ旅行スル場合ニ於テ官ヨリ贈ラ爲サザルトキハ食料一夜ニ付一圓ヲ支給ス

未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ切捨トス 前項ノ場合ニ於テハ陸路雜費ヲ支給セズ 第九條 旅行中死亡シタルトキハ其ノ居住地ニ到ル旅費ニ相當スル金額ヲ遺族ニ支給ス此ノ場合ニ於テハ陸路旅行ニ付テハ前條ノ例ニ依ル

徵用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要ニ關スル費用支辨方ニ關スル件 (昭和十四年九月三十日) 朝鮮總督府令第六十七號 第一條 國民徵用令第二十三條第一項ノ規定ニ依リ府尹島面長ニ於テ徵用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要ナル費用ハ徵用令書、出頭變更令書又ハ徵用取消令書交付ニ關シ直接必要ナル通信費及使丁ノ賃金トス



國民徵用令施行規則

(昭和十四年九月二十九日)  
臺灣總督府令第百號

第一條 臺灣總督ノ發スル徵用命令、徵用變更命令又ハ徵用解除命令ハ文書ニ依リテ之ヲ通達ス但シ緊急ニシテ之ニ依リ難キ場合ハ電信(至急官報)ニ依ル

第二條 州知事又ハ廳長(澎湖廳長ヲ除ク)徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲必要アリト認ムルトキハ市尹又ハ郡守ヲシテ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求メシムルコトヲ得

第三條 州知事若ハ廳長又ハ市尹若ハ郡守徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムル場合ハ別記第一號様式ニ依リ出頭要求書ヲ發シ其ノ者ニ之ヲ交付スベシ

第四條 徵用セラルベキ者出頭要求書ノ交付ヲ受ケタルトキハ出頭要求書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ゾベシ

第五條 徵用命令書、出頭變更命令書、徵用取消命令書、徵用變更命令書及徵用解除命令書ハ別記第二號様式ニ依ル

第六條 州知事又ハ廳長(澎湖廳長ヲ除ク)ハ徵用命令書、出頭變更命令書及徵用取消命令書ヲ市尹又ハ郡守ヲシテ徵用セラルベキ者又ハ被徵用者ニ交付セシムベシ

第七條 徵用セラルベキ者又ハ被徵用者徵用命令書、出頭變更命令書又ハ徵用取消命令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ該命令書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ

第八條 徵用セラルベキ者又ハ被徵用者徵用命令書又ハ出頭變更命令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ徵用命令書又ハ出頭變更命令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ゾベシ

第九條 國民徵用令(以下令ト稱ス)第十一條第一項ノ規定ニ依リ届出ハ左ノ書類ヲ添附シ徵用命令書ヲ發シタル州知事又ハ廳長ニ遲滞ナク之ヲ爲スベシ

一 傷疾疾病ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書(已ムラ得ザル事情ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書)

二 天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ地ノ市尹若ハ街庄長又ハ警察官吏、船長若ハ驛長ノ證明書

第十條 令第十六條第一項ノ規定ニ依リ臺灣總督ノ發スル徵用變更命令又ハ徵用解除命令ハ被徵用者ヲ指定ノ場所ニ出頭スル前ニ在リテハ徵用命令書ヲ發シタル州知事又ハ廳長、被徵用者ヲ指定ノ場所ニ出頭シタル場合ニ在リテハ出頭地ヲ管轄スル州知事又ハ廳長、被徵用者ヲ總動員業務

ニ從事スル場合ニ在リテハ就業地ヲ管轄スル州知事又ハ廳長ニ之ヲ通達ス

第十一條 令第十六條第二項ノ規定ニ依リ州知事又ハ廳長ノ發スル徵用變更命令書又ハ徵用解除命令書ハ被徵用者總動員業務ニ從事スル場合ニ於テハ其ノ者ヲ使用スル官衙ノ長ヲ經由シテ之ヲ交付スベシ

第十二條 前條ノ規定ハ令第十六條第三項ノ規定ニ依リ臺灣總督ニ於テ徵用變更命令書又ハ徵用解除命令書ヲ交付スル場合ニ之ヲ準用ス

第十三條 被徵用者徵用變更命令書又ハ徵用解除命令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ該命令書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ

第十四條 臺灣總督又ハ州知事若ハ廳長必要アリト認ムルトキハ徵用ニ關シ徵用セラルベキ者又ハ其ノ者ヲ使用シ若ハ使用シタル者ヨリ報告ヲ徵用命令書ヲ得前項ノ報告ハ緊急ノ必要アル場合又ハ輕微ナル事項ニ付テハ市尹又ハ郡守之ヲ徵用スルコトヲ得

第十五條 當該官吏令第二十條第二項ノ規定ニ依リ臨檢スル場合ニハ別記第三號様式ノ證明書ヲ携帶スベシ

附則  
本令ハ昭和十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス  
(別記様式省略)

國民徵用令第十九條第三項ノ規定ニ依ル徵用セラルベキ者ノ出頭旅費支辨方ニ關スル件

(昭和十四年九月二十九日)  
臺灣總督府令第百一號

第一條 徵用セラルベキ者國民徵用令第十九條ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費ハ指定ノ場所ニ出頭後出頭ヲ求メタル州知事又ハ廳長(國民徵用令施行規則第二條ノ規定ニ依リ市尹又ハ郡守出頭ヲ求メタル場合ニ於テハ所轄ノ州知事又ハ廳長トス以下之ニ同ジ)ニ於テ之ヲ支給ス

第二條 前金拂ヲ爲スニ非ザレバ出頭スルコト能ハザル者ノ旅費ハ其ノ者ノ居住地ノ市街庄ニ於テ一時繰替支辨スベシ

第三條 市街庄ニ於テ旅費ノ一時繰替支辨ヲ爲シタルトキハ受領證ヲ徵用出頭要求書裏面ニ支辨ヲ爲シタル市街庄名、支辨ヲ爲シタル年月日及「旅費金何圓何拾錢支辨済」ト記載證印シ徵用セラルベキ者ニ返付スベシ

第四條 市街庄ニ於テ旅費ノ一時繰替支辨ヲ爲シタルトキハ前條ノ受領證ヲ添附シ別記様式ニ依リ出頭ヲ求メタル州知事又ハ廳長ニ其ノ拂戻ヲ請求スベシ

附則  
本令ハ昭和十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

(別記様式省略)  
國民徵用令第十九條第三項ノ規定ニ依ル徵用セラルベキ者ノ出頭旅費規則

(昭和十四年九月二十九日)  
臺灣總督府令第百二號

第一條 國民徵用令第十九條ノ規定ニ依リ州知事又ハ廳長徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求メタル場合(國民徵用令施行規則第二條ノ規定ニ依リ市尹又ハ郡守出頭ヲ求メタル場合ヲ含ム)ノ旅費ハ本令ニ依リ之ヲ支給ス

第二條 旅費ハ居住地出頭ノ場所所在地間ニ付陸路ニ依リ之ヲ計算ス但シ官ノ都合其ノ他已ムラ得ザル事由ノ爲陸路ニ依リ難キ場合ニ於テハ其ノ現ニ經過シタル通路ニ依ル

第三條 鐵道旅行ニハ鐵道賃、水路旅行ニハ船賃ノ各其ノ最低賃金(通行稅、艀船賃及棧橋賃ヲ含ム)ニ相當スル額ヲ支給シ陸路旅行ニハ一里毎ニ陸路雜費二十錢ヲ支給ス但シ陸路旅行ニ付テハ通算上一里未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ切捨トス鐵道八十五軒、水路五十海里以上ノ旅行ニ在リテハ普通急行料金を支給ス但シ急行料金を徵セザル線路又ハ航路ニ依リ旅行スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 宿泊料ハ一夜ニ付三圓トシ夜數ニ應ジテ之ヲ支給ス

第五條 水路旅行ニハ宿泊料ヲ支給セズ但シ船賃中ニ食費ヲ含マザルトキ又ハ官用ノ船中ニ依リテ旅行スル場合ニ於テ官ヨリ賄ヲ爲サザルトキハ食料一夜ニ付一圓ヲ支給ス

第六條 旅費ノ支給ニ關シテハ旅行日數ハ官ノ都合其ノ他已ムラ得ザル事由ノ爲要シタル日數ヲ除ク外鐵道旅行ハ三百三十軒、水路旅行ハ百海里、陸路旅行ハ二十里ニ付一日ノ割合ヲ以テ通算シタル日數ヲ超過スルコトヲ得ズ但シ一日未滿ノ端數ハ之ヲ一日トス

第七條 片路三里未滿ノ陸路旅行ニ在リテハ陸路雜費ヲ支給セズ

第八條 一旅行ニシテ陸路及鐵道又ハ水路ニ互ルトキハ鐵道八十三軒、水路ハ五海里ヲ以テ陸路一里ノ割合ニ依リ計算シ三里未滿ノ陸路旅行ニ當ルトキハ其ノ陸路ニ對シテハ陸路雜費ヲ支給セズ

第九條 官用ノ船、車、馬等ニ依リテ旅行スルトキハ鐵道賃、船賃、陸路雜費、車馬賃ヲ支給セズ

第十條 不具傷疾傷殘疾病等ノ爲歩行シ能ハザルトキハ其ノ陸路旅行ニ付テハ一里

毎ニ車馬賃一圓ヲ支給ス但シ通算上一里未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ切捨トス  
 前項ノ場合ニ於テハ陸路運費ヲ支給セズ  
 第九條 旅行中死亡シタルトキハ其ノ居住地ニ到ル旅費ニ相當スル金額ヲ遺族ニ支給ス此ノ場合ニ於テハ陸路旅行ニ付テハ前條ノ例ニ依ル  
 第十條 旅費ノ支給又ハ前金拂ヲ受ケントスル者ハ出頭要求書ヲ提示シテ之ヲ請求スベシ  
 第十一條 旅費ヲ請求スルニ當リテハ已ムヲ得ザル事由ニ因リ迂回若ハ滞在シタル場合ニ在リテハ其ノ地ノ市尹若ハ街庄長、警察官吏、驛長又ハ船長等ノ證明書ヲ添附スベシ但シ傷疾疾病ノ爲滞シタルトキハ醫師ノ診斷書(已ムヲ得ザル事情ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書ヲ以テ之ニ代フ以下之ニ同ジ)ヲ添附スベシ  
 第八條ノ車馬賃ノ支給ヲ受ケントスルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添附スベシ  
 附則  
 本令ハ昭和十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

學校卒業者使用制限令

(昭和十三年八月二十四日 勅令第五百九十九號)

第一條 厚生大臣ノ指定スル大學、專門學校、實業學校其ノ他之ニ準ズベキ各種學校ニ於テ厚生大臣ノ指定スル學科ヲ修メ其ノ學校ヲ本令施行後ニ於テ卒業スル者(以下卒業生ト稱ス)ノ國家總動員法第六條ノ規定ニ基テ使用制限ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル  
 第二條 卒業生ヲ雇傭契約ニ基キ使用セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ學校ノ程度及學科別ニ各年ノ卒業生ノ使用員數ニ付厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ  
 第三條 厚生大臣前條ノ認可ノ申請ニ付不正又ハ虚偽ノ事實アリト認めルトキハ認可シタル員數ヲ減少シ又ハ認可ヲ取消スコトヲ得  
 第四條 厚生大臣必要ト認めルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ第二條ノ認可ヲ申請シタル者又ハ卒業生ヲ使用スル者ニ付卒業生ノ使用ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基テ報告ヲ徵スルコトヲ得  
 厚生大臣又ハ地方長官必要ト認めルトキハ卒業生ノ使用ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基テ報告ヲ徵スルコトヲ得

十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ第二條ノ認可ヲ申請シタル者又ハ卒業生ヲ使用スル者ノ工場、事業場又ハ事務所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得  
 第五條 本令ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ於テ卒業生ヲ吏員トシテ使用スル場合ニ之ヲ適用ス  
 第六條 本令ハ國又ハ道府縣ニ於ケル卒業生ノ使用ニハ之ヲ適用セズ  
 第七條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方長官トス  
 附則  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

學校卒業者使用制限令施行規則

(昭和十三年八月二十六日 厚生省令第二十三號)

沿革 昭和十四年五月二十四日厚生省令第十二號改正  
 昭和十四年九月十六日厚生省令第三十號改正  
 第一條 學校卒業者使用制限令(以下令ト稱ス)第二條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ卒業生ノ卒業ノ前年六月末日迄ニ様式第一號ニ依リ申請スベシ  
 第二條 前條ノ申請ニ對スル認可ヲ爲シタル後ニ於テ使用シ得ベキ卒業生アルトキ其ノ他特別ノ必要アルトキハ前條ノ規定ニ拘ラズ令第二條ノ認可ヲ受ケシムルコトヲ得  
 第三條 令第二條ノ認可ノ申請ハ工場、事業場又ハ事務所別ニ卒業生ノ勤務スベキ工場、事業場又ハ事務所所在地ノ所轄地方長官(鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受ケル事業ニ付テハ鑛山監督局長トス以下同ジ)ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ  
 第四條 令第二條ノ認可ヲ受ケタル者卒業生ヲ使用シ又ハ使用セザルニ至リタルト

キハ遲滞ナク様式第一號ニ依リ卒業生ノ勤務スル工場、事業場又ハ事務所所在地ノ所轄地方長官ヲ經由シテ厚生大臣ニ報告スベシ  
 第五條 令第四條第二項ノ規定ニ依リ當該官吏臨檢スル場合ニハ様式第三號ノ證票ヲ携帯スベシ  
 附則  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十四年五月二十四日厚生省令第十二號)





國家總動員法——學校卒業者使用制限令

報告書作成上ノ注意
1 本報告ノ用紙ノ大サハ...

Table with 4 columns: 大分類 (Major Classification), 中分類 (Sub-classification), 小分類 (Minor Classification), and 別表 (Appendix). It lists various industrial categories such as 第一工 (First Industry), 第二工 (Second Industry), and 第三工 (Third Industry).

Table with 4 columns: 大分類 (Major Classification), 中分類 (Sub-classification), 小分類 (Minor Classification), and 別表 (Appendix). It lists various industrial categories such as 第一工 (First Industry), 第二工 (Second Industry), and 第三工 (Third Industry).

國家總動員法——學校卒業者使用制限令

様式第三號  
本表ノ用紙ノ大半ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リシテ中央統制委員會ノ所ヨリニテ新トス  
(裏面)

學校卒業者使用制限令ニ關スル事項

昭和 年 月 日交付

官 職 氏 名

學生省又ハ專用紙印

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員法上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ檢シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ職務シ 職務ノ状況等ハ 總動員機關ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ 妨グ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

學校卒業者使用制限令第四條第二項 學生大臣又ハ 地方長官必要ト認ムルトキハ 卒業生ノ使用ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ 第二條ノ限制ヲ申請シタル者又ハ 卒業生ヲ使用スル者ノ工場、事業場又ハ事務所ニ職務シ職務ノ状況又ハ 檢査等關テ檢査セシムルコトヲ得

學校卒業者使用制限令第一條  
ノ學校指定

(昭和十三年八月二十六日)  
厚生省告示第百二十九號

沿革 昭和十四年五月二十四日厚生省告示第  
九十四號改正

- 大學
- 一 大學ノ工學部及理工學部
  - 二 旗願工科大学
  - 三 大學ノ工學部及理工學部ノ研究科(大學院)
  - 四 旗願工科大学ノ研究科
- 專門學校
- 一 工業ニ關スル專門學校
  - 二 朝鮮及臺灣ノ工業ニ關スル專門學校
  - 三 南滿洲工業專門學校
- 實業學校
- 一 工業學校(大正十年文部省令第五號ニ關スル規程第一條ノ規定ニ依リ設置ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)並ニ朝鮮及臺灣ノ工業學校(大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設置ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ

國家總動員法——學校卒業者使用制限令

學校卒業者使用制限令第一條  
ノ學校指定

(昭和十三年八月二十六日)  
厚生省告示第百二十號

沿革 昭和十四年五月二十四日厚生省告示  
第九十五號改正  
大學ノ研究科(大學院)

- (一) 尋常小學校卒業程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ五年以上トスルモノ
  - (二) 高等小學校卒業程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ三年(夜間授業ノモノニ在リテハ四年)以上トスルモノ
  - (三) 前二號ト同等以上ノモノ
  - (四) 工業學校規程第十一條ノ二又ハ臺灣公立工業學校規則第四條ノ規定ニ依リ設置ケタル第二部
- 各種學校
- 一 工業學校ニ準ズベキ私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ(夜間授業ノモノヲ除ク)

- 大學
- 一 機械工學、造兵工學、造船工學、航空工學、電氣工學、應用化學、鑛山學、冶金學、火藥學又ハ燃料化學ニ關スル事項ヲ研究題目トスルモノ

- 二 造船工學科(造船學科ヲ含ム)
  - 三 航空學科
  - 四 造兵學科
  - 五 電氣工學科(北海道帝國大學工學部第四部類ヲ含ム)
  - 六 應用化學科(工業化學科、化學工業科、電氣化學科、染料化學科及窯業學科ヲ含ム)
  - 七 採鑛冶金學科(鑛山及冶金學科、採鑛學科、冶金學科、金屬工學科、應用金屬學科及北海道帝國大學工學部第二部類甲ヲ含ム)
  - 八 火藥學科
  - 九 燃料化學科(北海道帝國大學工學部第三部類乙ヲ含ム)
- 一及五乃至七ノ學科ノ中早稻田大學ノ工業經營分科ハ之ヲ除ク
- 專門學校(專門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ三年以上トスルモノヲ含ム)
- 一 機械工學科(精密機械科、鑛山機械科)

三二七

及金屬工業科ヲ含ム)

二 造船工學科

三 航空工學科

四 電氣工學科

五 應用化學科(電氣化學科、色染科及窯業科ヲ含ム)

六 探鑛冶金科(探鑛學科、鑛山工學科、鑛山學科、冶金學科、冶金工學科及採炭工學科ヲ含ム)

七 燃料學科

工業學校(大正十年文部省令第五號二種以上ノ工業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條又ハ大正十一年朝鮮總督府令第九號工業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル工業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置ケタルニシテ專門學校及工業學校ニ非ザル私立ノ工業學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ一年以上三年未滿トスルモノ並ニ之ト同等ノモノヲ含ム)

一 機械科(計器科、原動機科、探鑛機械科、化學機械科、木型科、鑄工科、鍛工科、金屬工學科、金工科、板金科及仕上科其ノ他機械科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)

二 造船科

三 航空科(機體製作科及航空機關科ヲ含ム)

四 電氣科(電氣機械科及機械電氣科其ノ他電氣科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)

五 應用化學科(工業化學科、化學工業科、電氣化學科其ノ他應用化學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)

六 探鑛冶金科(探鑛科及冶金科其ノ他之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)

學校卒業者使用制限令施行規則

(昭和十三年九月八日)  
朝鮮總督府令第八十九號

沿革 昭和十四年六月八日朝鮮總督府令第八十五號改正

第一條 學校卒業者使用制限令(以下令ト稱ス)第二條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ卒業後ノ卒業ノ前年六月末日迄ニ様式第一號ニ依リ申請スベシ

第二條 前條ノ申請ニ對スル認可ヲ爲シタル後ニ於テ使用シ得ベキ卒業生アルトキ其ノ他特別ノ必要アルトキハ前條ノ規定ニ拘ラズ令第二條ノ認可ヲ受ケシムルコトヲ得

第三條 令第二條ノ認可ノ申請ハ工場、事業場又ハ事務所別ニ之ヲ爲スベシ

第四條 令第二條ノ認可ヲ受ケタル者卒業後ヲ使用シ又ハ使用セザルニ至リタルトキハ遲滞ナク様式第二號ニ依リ卒業生ノ

勤務スル工場、事業場又ハ事務所所在地ヲ管轄スル道知事ヲ經由シテ朝鮮總督ニ報告スベシ

第五條 令第四條第二項ノ規定ニ依リ當該官吏臨檢スル場合ニハ様式第三號ノ證票ヲ携帶スベシ

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條ノ認可申請ノ期限ハ昭和十三年ニ限リ九月末日トス

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十四年六月八日朝鮮總督府令第八十五號)

樣式第一號 學校卒業者使用認可申請書 (申請年月日)

實業秘密

1 申請人氏名又ハ名稱 住所又ハ所在地 實本金 公積金 株式

2 學校卒業者使用セントスル工場、事業場又ハ事務所 所在地 申請年月日

申請年度	學科別	計										計	
		機械	電氣	探鑛	冶金	大藥	燃料	造船	造兵	航空	計		
3 申請年度	大學卒業												
	專門學校卒業												
	實業學校卒業												
	計												
4 當年度使用	大學卒業												
	專門學校卒業												
	實業學校卒業												
	計												
5 當年度未用	大學卒業												
	專門學校卒業												
	實業學校卒業												
	計												

學校卒業者使用セントスル工場、事業場又ハ事務所ニ於テハ從業者ノ現況 (申請年月一日現在)

從業者ノ總數 人 男 女 內地人 朝鮮人 其ノ他

技術員	技術員	計										計	
		機械	電氣	探鑛	冶金	大藥	燃料	造船	造兵	航空	計		
6 從業者ノ内員	大學卒業												
	專門學校卒業												
	實業學校卒業												
	其ノ他												
	計												
	計												

7 職工總數ニ對スル技術員數ノ割合

8 申請年度ニ於テハ從業者ノうちニ技術員數

9 新設機體改裝計畫ニ付臨時資金調整法ニ依リ認可

10 當該工場、事業場又ハ事務所内ニ研究機關ヲ有スル場合ニ於テハ研究機關ノ現況





國家總動員法 — 學校卒業者使用制限令 (朝鮮)

- 十一 「申請」年六月一日現在ニ於ケル技術ニ從事スル職員補充員數ノ欄(四)ニハ新設擴張改良計畫ヲ行ハザル現在設備ニ付補充員數ヲ要スル員數ヲ記載スルコト
- 十二 「新設擴張改良計畫」ニ付ニ採用シ得タル人員數ノ欄(五)ニハ交際制採用ニ付テ要員等ノ數ヲ包含セタル員數ヲ記載スルコト
- 十三 「新設擴張改良計畫」ニ付ニ採用シ得タル人員數ノ欄(六)ニハ交際制採用ニ付テ要員等ノ數ヲ包含セタル員數ヲ記載スルコト
- 十四 「主要生産(販賣)品目及其ノ價」ノ欄(七)ニ付テハ「研究」ノ文字ヲ抹消スルコト
- 十五 「主要生産(販賣)品目及其ノ價」ノ欄(七)ニ付テハ「研究」ノ文字ヲ抹消スルコト
- 十六 「主要生産(販賣)品目及其ノ價」ノ欄(七)ニ付テハ「研究」ノ文字ヲ抹消スルコト
- 十七 「主要生産(販賣)品目及其ノ價」ノ欄(七)ニ付テハ「研究」ノ文字ヲ抹消スルコト
- 十八 「主要生産(販賣)品目及其ノ價」ノ欄(七)ニ付テハ「研究」ノ文字ヲ抹消スルコト
- 十九 「主要生産(販賣)品目及其ノ價」ノ欄(七)ニ付テハ「研究」ノ文字ヲ抹消スルコト
- 二十 「主要生産(販賣)品目及其ノ價」ノ欄(七)ニ付テハ「研究」ノ文字ヲ抹消スルコト
- 二十一 「主要生産(販賣)品目及其ノ價」ノ欄(七)ニ付テハ「研究」ノ文字ヲ抹消スルコト
- 二十二 「主要生産(販賣)品目及其ノ價」ノ欄(七)ニ付テハ「研究」ノ文字ヲ抹消スルコト
- 二十三 「主要生産(販賣)品目及其ノ價」ノ欄(七)ニ付テハ「研究」ノ文字ヲ抹消スルコト
- 二十四 「主要生産(販賣)品目及其ノ價」ノ欄(七)ニ付テハ「研究」ノ文字ヲ抹消スルコト
- 二十五 「主要生産(販賣)品目及其ノ價」ノ欄(七)ニ付テハ「研究」ノ文字ヲ抹消スルコト
- 二十六 「主要生産(販賣)品目及其ノ價」ノ欄(七)ニ付テハ「研究」ノ文字ヲ抹消スルコト
- 二十七 「主要生産(販賣)品目及其ノ價」ノ欄(七)ニ付テハ「研究」ノ文字ヲ抹消スルコト
- 二十八 「主要生産(販賣)品目及其ノ價」ノ欄(七)ニ付テハ「研究」ノ文字ヲ抹消スルコト
- 二十九 「主要生産(販賣)品目及其ノ價」ノ欄(七)ニ付テハ「研究」ノ文字ヲ抹消スルコト
- 三十 「主要生産(販賣)品目及其ノ價」ノ欄(七)ニ付テハ「研究」ノ文字ヲ抹消スルコト

様式第二號 昭和 年 學校卒業者 使用制限 (昭和 年 月 日提出)

使用 者 氏名又ハ名稱	住所又ハ所在地				
工務事務場又ハ事務所 名 稱	所 在 地				
學 科 科 目	計				
大 學 卒 業					
專 門 學 校 卒 業					
實 業 學 校 卒 業					
計					
大 學 卒 業					
專 門 學 校 卒 業					
實 業 學 校 卒 業					
計					
使 用 學 校 卒 業 者					
使用開始又ハ解雇日	従事業務ノ種類	給 料 (月)	卒業學校名	他丁シタル學科名	氏 名
昭和 年 月 日		基本額 加給			
昭和 年 月 日					
昭和 年 月 日					
昭和 年 月 日					
昭和 年 月 日					

昭和 年 月 日	
昭和 年 月 日	
昭和 年 月 日	
昭和 年 月 日	
昭和 年 月 日	
昭和 年 月 日	
昭和 年 月 日	
昭和 年 月 日	
昭和 年 月 日	
昭和 年 月 日	
昭和 年 月 日	
昭和 年 月 日	
昭和 年 月 日	
昭和 年 月 日	
昭和 年 月 日	
昭和 年 月 日	
昭和 年 月 日	
昭和 年 月 日	
昭和 年 月 日	
昭和 年 月 日	
昭和 年 月 日	
昭和 年 月 日	
昭和 年 月 日	
昭和 年 月 日	

報告書作成上ノ注意

- 一 本報告書ノ用紙ノ大きさハ規定規格 A4 判 (210mm x 297mm) ヲスルナラバ
- 二 本報告書ハ「工務」事務場又ハ「研究所」ニ提出シ得タルモノトシテ「解雇」ノ文字ヲ抹消スルコト
- 三 本報告書ノ欄外ニハ「研究」ノ文字ヲ抹消スルコト
- 四 本報告書ハ正副二重ヲ卒業生ノ勤務シタル工場 事務所 事務所又ハ研究所所在地ニ提出シ得タルモノトシテ「研究」ノ文字ヲ抹消スルコト
- 五 「研究」ノ文字ヲ抹消スルコトニ付テハ「研究」ノ文字ヲ抹消スルコトニ付テハ「研究」ノ文字ヲ抹消スルコト
- 六 「研究」ノ文字ヲ抹消スルコトニ付テハ「研究」ノ文字ヲ抹消スルコト
- 七 給料額ニ付テハ「研究」ノ文字ヲ抹消スルコト
- 八 卒業學校名其ノ因有ノ名稱ヲ記載スルコト
- 九 解雇原因ニハ解雇ノ理由ヲ簡明ニ記載スルコト

國家總動員法 — 學校卒業者使用制限令 (朝鮮)

學校卒業者使用制限令第一條ノ學校指定

(昭和十三年九月八日)  
朝鮮總督府告示第七百三十二號

沿革 昭和十四年六月八日朝鮮總督府告示  
第四百七十七號改正

- 大學
- 一 內地、朝鮮及臺灣ノ大學ノ工學部及理學工學部
  - 二 旅順工科大学
  - 三 內地、朝鮮及臺灣ノ大學ノ工學部及理學部ノ研究科(大学院)
  - 四 旅順工科大学ノ研究科
- 專門學校
- 一 內地、朝鮮及臺灣ノ工業ニ關スル專門學校
  - 二 南滿洲工業專門學校
- 實業學校
- 一 朝鮮ノ工業學校(大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)並ニ內地及臺灣ノ工業學校(大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當ス

學校卒業者使用制限令第一條ノ學校指定

(昭和十三年九月八日)  
朝鮮總督府告示第七百三十三號

沿革 昭和十四年六月八日朝鮮總督府告示  
第四百七十八號改正

學校卒業者使用制限令第一條ノ學校ヲ左ノ

- (一) 尋常小學校卒業程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ五年以上トスルモノ
- (二) 高等小學校卒業程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ三年(夜間授業ノモノニ在リテハ四年)以上トスルモノ
- (三) 前二號ト同等以上ノモノ
- (四) 工業學校規程第十一條ノ二又ハ臺灣公立工業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル第二部

- 一 工業學校ニ準スベキ私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ(夜間授業ノモノヲ除ク)
- 二 大連工業學校
- 三 撫順工業學校

學校卒業者使用制限令施行規則

(昭和十三年九月十五日)  
臺灣總督府令第七十七號

沿革 昭和十四年六月十日臺灣總督府令第七十二號

- 通指定ス  
(左記省略)  
(左記ハ昭和十三年八月二十六日厚生省告示第百二十號ト同一ナリ)
- 第一條 學校卒業者使用制限令(以下令ト稱ス)第一條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ卒業後ノ前年六月末日迄ニ別記第一號様式ニ依リ申請スベシ
  - 第二條 前條ノ申請ニ對スル認可ヲ爲シタル後ニ於テ使用シ得ベキ卒業生アルトキ其ノ他特別ノ必要アルトキハ前條ノ規定ニ拘ラス令第二條ノ認可ヲ受ケシムルコトヲ得
  - 第三條 令第二條ノ認可ノ申請ハ工場、事業場又ハ事務所別ニ之ヲ爲スベシ
  - 第四條 令第二條ノ認可ヲ受ケタル者卒業後ヲ使用シ又ハ使用セザルニ至リタルトキハ遲滞ナク別記第二號様式ニ依リ臺灣總督ニ報告スベシ
  - 第五條 令第四條第二項ノ規定ニ依リ當該

官吏臨檢スル場合ニハ別記第三號様式ノ證書ヲ携帶スベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
第一條中九月末日トアルハ昭和十三年ニ限

リ之ヲ十月十日トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十四年六月十日臺灣總督府令第七十二號)

(表) 學校卒業者使用制限令申請書

第一號様式

1 申請人姓名	住所又ハ所在地	申請日	申請場所	職業	業種	計	産
2 申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書
3 申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書
4 申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書
5 申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書
6 申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書
7 申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書
8 申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書
9 申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書
10 申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書
11 申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書
12 申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書
13 申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書
14 申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書
15 申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書

(規格A1)

14	申請ノ理由	<div style="border: 1px solid black; height: 200px;"></div>
15	備考	
16	署名捺印 申請人	

申請書作成上ノ注意

- 1 本申請書ノ用紙ノ大サハ規定規格外4例 (Common Form) トスルコト
- 2 本申請書ハ學校卒業者ヲ使用スベキ工場、事業場、事務所等ニ作成スルコト向工場事業場ニシテ新築施設ヲ建設スルモノニ付テモ別ニ申請書ヲ作成スルコト
- 3 本申請書ハ副本三通ヲ作成添付スルコト
- 4 工場管理人、營業代理人等ニ於テ申請スルトキハ「申請人」欄中「氏名」ハ名稱ノ内ニハ何カ會社何カ工場工場管理人、何カ會社何カ營業所營業代理人ノ如ク工場管理人又ハ營業代理人ナルコトヲ明シテ其ノ氏名ヲ記載シ「住所」ハ所在地ニシテ其ノ工場、礦山等ノ所在地ヲ記載スルコト
- 5 「申請年月日」欄ニハ申請書ヲ提出スル年月日、郵送スル場合ハ發信ノ年月日ヲ記載スルコト
- 6 「使用場所」欄中「名稱」ハ何カ會社何カ工場、何カ會社何カ營業所等正確ニ記載シ「事業ノ種類」ハ別表ニ準ズル分類ノ小分類ニ依リ記入スルコト
- 7 學校程度ハ左ノ例ニ依リ區分シ記載スルコト
- 8 大學ノ工業ノ工学部及理工學部、農林工業專門學校
- 9 (イ) 工業ニ關スル專門學校、南滿洲工業專門學校
- 10 (ロ) 專門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ人學資格トシ且修業年限ヲ三年以上トスルモノ及之ト同等ノモノ
- 11 (イ) 工業學校 (大正十年文部省令第5號ニ據リ) 以上ノ實業學校ノ學科ヲ管テ

學校ニ關スル規定第一條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置テモノ及大正十一年國務院令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置テモノヲ指シ「(イ)ニシテ左記各號ノ一ニ該當スルモノ」ニシテ左記各號ノ一ニ該當スルモノ

- 1 専修小學校卒業程度ヲ人學資格トスルモノ
- 2 高等小學校卒業程度ヲ人學資格トスルモノ
- 3 前二號ノ同等ノモノ
- 4 大正十年文部省令第22號工業學校規程第十一條ノ二ノ規定ニ依リ設ケタル第二部
- 5 高等小學校卒業程度ヲ人學資格トスルモノ
- 6 高等小學校卒業程度ヲ人學資格トスルモノ
- 7 高等小學校卒業程度ヲ人學資格トスルモノ
- 8 高等小學校卒業程度ヲ人學資格トスルモノ
- 9 高等小學校卒業程度ヲ人學資格トスルモノ
- 10 高等小學校卒業程度ヲ人學資格トスルモノ
- 11 高等小學校卒業程度ヲ人學資格トスルモノ
- 12 高等小學校卒業程度ヲ人學資格トスルモノ
- 13 高等小學校卒業程度ヲ人學資格トスルモノ
- 14 高等小學校卒業程度ヲ人學資格トスルモノ
- 15 高等小學校卒業程度ヲ人學資格トスルモノ
- 16 高等小學校卒業程度ヲ人學資格トスルモノ

造船、造船學科、船舶工學科 (航空分科ハ之ヲ除ク)

航空、航空學科、航空機學科、航空機修理學科、航空機製造學科、航空機整備學科、航空機検査學科、航空機修理検査學科、航空機製造検査學科、航空機整備検査學科、航空機修理検査補助學科、航空機製造検査補助學科、航空機整備検査補助學科

電氣、電氣工學科、電機學科、電氣機械學科、電氣化學學科、電氣化學工業學科、電氣化學工業機械學科、電氣化學工業機械修理學科、電氣化學工業機械製造學科、電氣化學工業機械製造補助學科、電氣化學工業機械修理補助學科、電氣化學工業機械製造補助學科

化學、工業化學學科、染料學科、染料製造學科、染料製造補助學科、染料製造修理學科、染料製造修理補助學科、染料製造製造補助學科、染料製造製造補助學科、染料製造製造補助學科

探採、探採學科、鑛山工學科、鑛山之他ニ關スル探採學科、鑛山之他ニ關スル探採補助學科、鑛山之他ニ關スル探採修理學科、鑛山之他ニ關スル探採修理補助學科、鑛山之他ニ關スル探採製造學科、鑛山之他ニ關スル探採製造補助學科、鑛山之他ニ關スル探採製造修理學科、鑛山之他ニ關スル探採製造修理補助學科

冶金、冶金學科、金屬工學科、金屬工學科之他ニ關スル冶金學科、金屬工學科之他ニ關スル冶金補助學科、金屬工學科之他ニ關スル冶金修理學科、金屬工學科之他ニ關スル冶金修理補助學科、金屬工學科之他ニ關スル冶金製造學科、金屬工學科之他ニ關スル冶金製造補助學科、金屬工學科之他ニ關スル冶金製造修理學科、金屬工學科之他ニ關スル冶金製造修理補助學科

火藥、火藥學科

燃料、燃料學科、燃料製造學科、燃料製造補助學科、燃料製造修理學科、燃料製造修理補助學科、燃料製造製造補助學科、燃料製造製造補助學科、燃料製造製造補助學科

大學卒業者ニ付テ上記ノ分類ニ依リ學科中特ニ專門ノ事項ヲ攻メタル者ヲ希望スル場合ハ其ノ希望スル學科ノ事項ニ依リ分類ヲ以テ上記ノ分類ニ依リ内閣府別表ニ明シタルモノヲ得ルコト

「當年卒業生使用制限令」ニハ申請ノ年ニ指定學校卒業生タル者ニ付當該工場、事業場、事務所ニ於ケル使用ヲ認可セラルルモノニ依リ記載スルコト

10 「當年卒業生使用制限令」ニハ指定學校ニ於テ卒業シタル者ノ其ノ學校ヲ申請ノ年ニ於テ卒業シタル者ノ五月一日現在ニ於ケル使用制限令ノ記載スルコト

11 「創立年月」欄ニハ當該工場、事業場、事務所ノ創立年月ヲ記載スルコト

12 「併合前」欄ニハ併合前ノ工場、事務所ノ併合前ノ月ト記載スルコト

13 「併合後」欄ニハ併合後ノ月ト記載スルコト

14 「併合前」欄ニハ併合前ノ月ト記載スルコト

15 「併合後」欄ニハ併合後ノ月ト記載スルコト

16 「併合前」欄ニハ併合前ノ月ト記載スルコト

17 「併合後」欄ニハ併合後ノ月ト記載スルコト

18 「併合前」欄ニハ併合前ノ月ト記載スルコト

19 「併合後」欄ニハ併合後ノ月ト記載スルコト

20 「併合前」欄ニハ併合前ノ月ト記載スルコト

21 「併合後」欄ニハ併合後ノ月ト記載スルコト

22 「併合前」欄ニハ併合前ノ月ト記載スルコト

23 「併合後」欄ニハ併合後ノ月ト記載スルコト

24 「併合前」欄ニハ併合前ノ月ト記載スルコト

25 「併合後」欄ニハ併合後ノ月ト記載スルコト

(ロ) 陸軍省ヨリ直接委任ノモノニ付テハ 生産額ハ之ヲ記載スルヲ要セザルコト  
 (ハ) 生産額算ノ單位ハ任意トスルモ全記 數ヲ通ジ統一スルコト  
 (ニ) 各品目毎ニ生産額ノ内輸出ニ向ケタ ル額ヲ朱筆併記スルコト  
 (ホ) 生産金額ニ付テハ各品目別ノ生産金 額ノ總生産金額ニ對スル百分比ヲ各生 産金額ノ右ノ欄ニ記載スルコト  
 17 「申請ノ理由」欄ニハ現在ニ於ケル 技術者ノ不足トナリタル事情及之ニ伴フ 支障ノ状況、今後ニ於ケル生産額増進充 計畫、交替採用計畫ノ概要、擴張計畫 ニ付隨時資金調達法ニ依ル議許可アリタ ルモノハ其ノ部許可ノ年月日、番號及認 許可アリタル事項、使用セントスル卒業 者及従前ヨリ使用スル技術者配置ノ決定 其ノ他參考事項ヲ記載スルコト  
 18 研究所、研究室設置等ノ申請ナルトキ又ハ 其ノ設備アルモノナルトキ其ノ他特ニ技 術者ヲ多ク要スル事情アルトキハ其ノ事 情及研究所等ニ付テハ研究事項ノ概要ヲ 記載スルコト但シ軍關係ノ研究ニシテ記 載シ難キモノニ付テハ其ノ旨記載シテ研 究事項ノ記載ヲ省略スルモ支障ナキコト  
 19 工場、事業場以外ノ場所ニ設置セシム ベキ卒業生ニ付申請スル場合ニ於テ關係 工場、事業場アルトキハ各工場、事業場 別ニ申請書様式(申)及(旨)ヲ除ク各欄ニ其 ノ狀況ニ付記載シタル書類ヲ作成添付ス ルコト  
 此ノ場合當該關係工場、事業場ニ所屬セ シムベキ者ニ付別途申請スルトキハ其ノ 旨欄(旨)ニ記載シ右ノ書類ノ添付ヲ要 セザルコト  
 20 特ニ別途スベキ事情ノ存スルトキハ其 ノ概要ヲ備考欄(15)ニ記載スルコト

21 本申請書ハ卒業生ヲ使用セントスル工 場、事業場又ハ事務所所在地ノ所轄知事 又ハ局長宛提出トシ其ノ封皮ノ表ニハ 軍卒申請ト朱筆スルコト  
 報告欄作成上ノ注意  
 1 本報告ノ用紙ノ大サハ規定規格外5列 (18.5mm X 27mm)トスルコト  
 2 本報告ハ工場、事業場又ハ事務所別ニ 作成スルコト  
 3 本報告ノ標題ハ使用届出ニ在リテハ 「解雇使用セザルニ至リタル届出ニ在リ テハ」使用」ノ文字ヲ抹消スルコト  
 4 給料簿ハ使用届出ノミニヲ記載シ之ニ 支給スル俸給、給料等ノ簿本額ヲ日給、 月給ノ區別ヲ明ニシテ記載スルコト、加 給請手當等ハ之ヲ基大給ト區別シテ記 載スルハ差支ナキコト  
 5 卒業ノ學校名ハ其ノ固有ノ名稱ヲ記載 スルコト  
 6 解雇ノ報告ニハ其ノ理由ヲ備考欄(15)ニ 記載スルコト

第二號様式 (規格外5)

學校卒業生使用届

工場、事業場 又ハ事務所 使用開始又ハ 解雇ノ年月日	名稱	所在地	給料	卒業學校名	修了シタル學科	氏名	備考

(別表事業分類表省略)  
 (別表ハ昭和十三年八月二十六日厚生省令第二十三號別表ト同一ナリ)

昭和 年 月 日  
 住所又ハ所在地  
 使用者 氏名又ハ名稱 印

學校卒業生使用制限令第一條ノ學 校指定

(昭和十三年九月十五日) 臺灣總督府告示第三百二十四號  
 沿革 昭和十四年六月十日臺灣總督府告示 第二百十二號改正  
 學校卒業生使用制限令第一條ノ學校ヲ左ノ通 指定ス (左記省略)

申請書様式(旨)ニ記載シタル書類ノ添付

申請書様式(旨)ニ記載シタル書類ノ添付

學校卒業生使用制限令第一條ノ學 科指定

(昭和十三年九月十五日) 臺灣總督府告示第三百二十五號  
 沿革 昭和十四年六月十日臺灣總督府告示 第二百十三號改正  
 學校卒業生使用制限令第一條ノ學科ヲ左ノ 通指定ス

申請書様式(旨)ニ記載シタル書類ノ添付

申請書様式(旨)ニ記載シタル書類ノ添付

(左記省略)  
 (左記ハ昭和十二年八月二十六日厚生省告 示第百二十號ト同一ナリ)  
**學校卒業生使用制限令施行規則**  
 (昭和十三年九月四日) 樺太廳令第六十九號  
 沿革 昭和十四年六月十五日樺太廳令第五十 三號改正  
 第一條 學校卒業生使用制限令(以下令ト 稱ス)第一條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ 卒業生ノ卒業ノ前年六月末日迄ニ様式第 一號ニ依リ申請スベシ  
 第二條 前條ノ申請ニ對スル認可ヲ爲シタ ル後ニ於テ使用シ得ベキ卒業生アルトキ 其ノ他特別ノ必要アルトキハ前條ノ規定 ニ拘ラズ令第二條ノ認可ヲ受ケシムルコ トヲ得  
 第三條 令第二條ノ認可ノ申請ハ工場、事 業場又ハ事務所別ニ之ヲ爲スベシ  
 第四條 令第二條ノ認可ヲ受ケタル者卒業 者ヲ使用シ又ハ使用セザルニ至リタルト キハ還滯ナク様式第二號ニ依リ樺太廳長 官ニ報告スベシ

第五條 令第四條第二項ノ規定ニ依リ當該官吏臨檢スル場合ニハ様式第三號ノ證票ヲ携帯スベシ

第六條 本令ニ依リ提出スル申請書其ノ他ノ書類ハ當該工場、事業場又ハ事務所所在地所轄樺太廳支廳長又ハ樺太廳支廳出張所長ヲ經由スベシ

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十四年六月十五日南洋廳令第五十三號)

(別記様式省略)

學校卒業者使用制限令第一條ノ學校指定

沿革 昭和十三年九月四日(樺太廳告示第二百一號) 昭和十四年六月十五日樺太廳告示第百八十號改正

學校卒業者使用制限令第一條ノ學校左ノ通指定ス (左記省略)

學校卒業者使用制限令第一條ノ學校指定

(昭和十三年九月四日 樺太廳告示第二百一號)

沿革 昭和十四年六月十五日樺太廳告示第百八十一號改正

學校卒業者使用制限令第一條ノ學校左ノ通指定ス (左記省略)

學校卒業者使用制限令施行規則

(昭和十三年九月二十日 南洋廳令第三十三號)

沿革 昭和十四年六月二十日南洋廳令第三十號改正

第一條 學校卒業者使用制限令(以下令ト稱ス)第二條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ卒業者ノ卒業ノ前年六月末日迄ニ様式第一號ニ依リ申請スベシ  
第二條 前條ノ申請ニ對スル認可ヲ爲シタル後ニ於テ使用シ得ベキ卒業者アルトキ其ノ他特別ノ必要アルトキハ前條ノ規定ニ拘ラス令第二條ノ認可ヲ受ケシムルコトアルベシ

第三條 令第二條ノ認可ノ申請ハ工場、事業場又ハ事務所別ニ卒業者ノ勤務スベキ工場、事業場又ハ事務所所在地ノ所轄支廳長ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

第四條 令第二條ノ認可ヲ受ケタル者ヲ使用シ又ハ使用セザルニ至リタルトキハ遲滞ナク様式第二號ニ依リ卒業者ノ勤務スル工場、事業場又ハ事務所所在地ノ所轄支廳長ヲ經由シテ南洋廳長官ニ報告スベシ

第五條 令第四條第二項ノ規定ニ依リ當該官吏臨檢スル場合ニハ様式第三號ノ證票ヲ携帯スベシ

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條ノ申請ハ昭和十三年ニ限り九月末日迄ニ之ヲ爲スベシ

(別記様式省略)

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十四年六月二十日南洋廳令第三十號)

學校卒業者使用制限令第一條ノ學校指定

沿革 昭和十四年九月十六日(關東州令第六百四十六號)

關東州學校卒業者使用制限令

(昭和十四年九月十六日 關東州令第六百四十六號)

關東州ニ於ケル學校卒業者ノ使用制限ニ關シテハ學校卒業者使用制限令第七條ノ規定ヲ除クノ外同令ニ依ル但シ同令中厚生大臣トアルハ滿洲國駐劄特命全權大使、地方長官トアルハ關東州廳長官、市町村トアルハ市及會、國又ハ道府縣トアルハ國、國家總動員法トアルハ關東州國家總動員令ニ於テ依ルコトヲ定メタル國家總動員法トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年ニ於ケル學校卒業者ヲ履備契約ニ基キ使用セントスル者ノ申込ニ關スル件

(昭和十四年七月十二日 關東局告示第四十七號)

昭和十五年ニ於ケル學科卒業者(學校及學科ノ種類ハ左記ニ依ル)ヲ履備契約ニ基キ

學校卒業者使用制限令第一條ノ學校指定

(昭和十三年九月二十日 南洋廳告示第六十五號)

沿革 昭和十四年六月二十日南洋廳告示第百六十一號改正

學校卒業者使用制限令第一條ノ學校左ノ通指定ス (左記省略)

學校卒業者使用制限令第一條ノ學校指定

(昭和十三年九月二十日 南洋廳告示第六十六號)

沿革 昭和十四年六月二十日南洋廳告示第百六十二號改正

學校卒業者使用制限令第一條ノ學校左ノ通指定ス (左記省略)

**從業者雇入制限令**

(昭和十四年三月三十一日  
勅令第百二十六號)

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者(以下從業者ト稱ス)ノ國家總動員法第六條ノ規定ニ基テ雇入制限ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

一 年齢十六年以上五十年未滿ノ男子ニシテ引續キ三月以上他人ニ雇備セラレテ厚生大臣ノ指定スル職業ニ従事スルモノ

二 年齢十六年以上五十年未滿ノ男子ニシテ引續キ三月以上他人ニ雇備セラレテ前號ノ職業ニ従事シ本令施行後ニ於テ其ノ雇備ヲ終了シ且其ノ雇備ヲ終了シタル日ヨリ厚生大臣ノ指定スル學校卒業者タル者ニ在リテハ一年、其ノ他ノ者ニ在リテハ六月ヲ經過セザルモノ

三 引續キ三月以上工場事業場技能者養成令ノ養成工(以下養成工ト稱ス)タル者

四 引續キ三月以上養成工タリシ者ニシテ養成工タラザルニ至リタル日ヨリ六月ヲ經過セザルモノ

**從業者雇入制限令施行規則**

(昭和十四年四月十日  
厚生省令第四號)

第一條 從業者雇入制限令(以下令ト稱ス)ニ依リ前條第一號又ハ第三號ニ該當スル地ノ所轄職業紹介所長ノ、前條第二號ニ該當スル者ノ雇入ニ付テハ其ノ者ガ雇備終了ニ至ル迄前條第一號ノ職業ニ従事シタル地ノ所轄職業紹介所長ノ、前條第四號ニ該當スル者ノ雇入ニ付テハ其ノ者ガ養成工タラザルニ至ル迄就業シタル地ノ所轄職業紹介所長ノ認可ヲ受ケタベシ前條第一號ノ職業ニ従事セシムル爲メ從業者ヲ雇入レントスル者亦同ジ

第三條 職業紹介所長前條ノ認可ノ申請ニ付不正又ハ虚偽ノ事實アリト認めラルトキハ認可ヲ取消スコトヲ得

第四條 第二條ノ認可ニ關シ必要アル場合ニ於テハ同條ノ職業紹介所長及雇入ニ依リ從業者ノ就業スベキ地ノ所轄職業紹介所長ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ關係人ヨリ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ關係ノ工場、事業場若ハ事務所ニ臨檢セシメ業務ノ状況若ハ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

**從業者雇入制限令施行規則**

(昭和十四年四月十日  
厚生省令第四號)

第五條 本令ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ於テ從業者ヲ雇入トシテ採用スル場合ニ之ヲ準用ス

第六條 本令ハ國又ハ道府縣ニ於ケル從業者ノ雇入ニハ之ヲ適用セズ

第七條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ職業紹介所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市尹又ハ郡守(澎湖廳ニ在リテハ廳長)、樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

**附則**

本令ハ昭和十四年四月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

**從業者雇入制限令施行規則**

(昭和十四年四月十日  
厚生省令第四號)

第一條 從業者雇入制限令(以下令ト稱ス)

第二條ノ認可ヲ受ケンタル者ハ様式第一號又ハ第三號ノ從業者ノ雇入ニ在リテハ現在ノ使用者、同條第二號又ハ第四號ノ從業者ノ雇入ニ在リテハ從前ノ使用者ニ於テ異議ナキ場合ハ認可ヲ受クルコトヲ要セズ

第二條 前條ノ規定ニ依ル申請ハ從業者ヲ使用セントスル工場、事業場又ハ事務所別ニ之ヲ爲シ且其ノ工場、事業場又ハ事務所ノ所在地(從業者ヲ使用セントスル工場、事業場又ハ事務所ガ本令施行地外ニ在ルトキハ其ノ從業者ノ所在地)ノ所轄職業紹介所長ヲ經由スベシ

第三條 從業者ノ雇入ノ認可ヲ受ケ又ハ第一條但書ノ規定ニ依リ從業者ノ雇入ノ認可ヲ受ケズシテ從業者ヲ雇入レタル者ハ雇入レタル月ノ翌月末日迄ニ様式第二號ニ依リ前條ノ職業紹介所長ニ其ノ旨報告スベシ

第四條 令第四條第二項ノ證票ハ様式第三號ニ依ルモノトス

**附則**

本令ハ從業者雇入制限令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

様式第一號  
從業者雇入認可申請書

編 考	申請ノ理由	事業ノ種類		使用工場、事業場又ハ事務所ノ所在地		現在ノ所在地	
		(業務項目)	(職名)	(地名)	(地名)	(地名)	(年月日)

昭和 年 月 日

申請者 (法人ニ在リテハ其ノ代表者姓名) 職 姓 名 (名及代業者姓名) 職 姓 名

國家總動員法——從業者雇入制限令

備考

- 一 本申請書ノ用紙ノ大サハ闊守規格B5判(210mm x 297mm)トスルコト
- 二 本申請書ハ令第一條第一號又ハ第三條ノ從業者ノ雇入ニ在リテハ其ノ者ガ現ニ就業スル地ノ所轄職業紹介所長宛 同條第二號ノ從業者ノ雇入ニ在リテハ其ノ者ガ同條第一號ノ職業ニ従事シタル地ノ所轄職業紹介所長宛 同條第四號ノ從業者ノ雇入ニ在リテハ其ノ者ガ同條第三號ノ職業ニ従事シタル地ノ所轄職業紹介所長宛トスルコト
- 三 雇入レントスル從業者ヲ使用セントスル工場 事業場又ハ事務所ノ所在地ガ其ノ者ガ現ニ在リテハ同條第一號ノ從業者ノ使用セントスル工場 事業場又ハ事務所ノ所在地トシテ記載スルコト
- 四 事業ノ種類ニハ職業調査分類ノ中分類ニ依リ記載スルコト
- 五 生産品日申書欄上記載スルコト困難ナルモノニ付テハ其ノ旨ノ當該軍務官ノ證明ヲ添附シテ之ヲ記載スルコト得ルコト
- 六 雇入レントスル從業者ノ氏名欄ニハ氏名ノ左側ニ其ノ生年月日ヲ傍書スルコト
- 七 現在又ハ従前ノ職業名欄ニハ令第一條第一號又ハ第三條ノ從業者ニ付テハ現在ノ職業名ヲ同條第二號又ハ第四號ノ從業者ニ付テハ従前ノ職業名ヲ記載シ同條第三號又ハ第四號ノ從業者ニ付テハ「完成工」ト併記スルコト
- 八 「卒業學校及學科名」欄ニハ令第一條第二號ノ學校卒業者ニ付テハ卒業學校ノ名稱及學科名ヲ記載スルコト
- 九 現在又ハ従前ノ就業場ノ名稱及所在地欄ニハ令第一條第一號又ハ第三條ノ從業者ニ付テハ現在ノ就業場 同條第二號又ハ第四號ノ從業者ニ付テハ従前ノ就業場ニ付テハ記載スルコト
- 十 「支給セントスル賃金又ハ給料」欄ニハ時給日給又ハ月給ノ區別ヲ明ニシ基本額ヲ記載スルコト但シ請負出来高等ノ場合ハ其ノ旨ヲ記載シ見込額等ヲ記載スルコト
- 十一 現在又ハ従前ノ雇入レントスル從業者ノ現ニ居住スル場所ヲ明ニ記載スルコト
- 十二 「退職年月日」欄ニハ令第一條第二號又ハ第四號ノ從業者ノ退職年月日ヲ記載スルコト
- 十三 「申請ノ理由」欄ニハ職員補充ノ人員又ハ工場若ハ事業場ノ新設ニ因リ雇入ノ區別ヲ記載シ且職員補充ニ在リテハ其ノ職員ノ状況 補充員ニ在リテハ事業ノ増強又ハ交替制ノ採用等ノ工場又ハ事業場ノ新設ニ因リ雇入ニ在リテハ之ニ要スル職種別労働者員數及之ガ充足状況等ヲ詳細記載スルコト
- 十四 備考欄ニハ申請セル從業者ヲ雇入レ得ザル場合ニ於テ當該工場又ハ事業場ノ支障ノ程度等ヲ詳ニ記載スルコト

從業者雇入報告

使用工場 事業場又ハ事務所ノ名稱及所在地	従業者ノ氏名	卒業學校 及學科名	従前ノ就業場ノ名稱及所在地	雇入認可年月日	雇入認可期間
年月日	姓名	姓名	年月日	年月日	年月日

計	昭和 年 月 日	住 所
人		

備考  
一 本報告書ノ用紙ノ大サハ闊守規格B5判(210mm x 297mm)トスルコト  
二 本報告書ハ總テ使用工場 事業場又ハ事務所所在地ノ所轄職業紹介所長宛提出スルコト  
三 雇入レントスル從業者ノ氏名欄ニハ氏名ノ左側ニ其ノ生年月日ヲ傍書スルコト  
四 雇入レントスル從業者中令第一條第三號又ハ第四號ニ該當スルモノニ付テハ「従前ノ職業名」欄ニ「完成工」ト併記スルコト  
五 従前ノ使用者ニ異議ナキニ依リ職業紹介所長ノ認可ヲ受ケズシテ從業者ヲ雇入レントル場合ノ報告ニ付テハ従前ノ使用者ノ長識ヲ以テ旨ノ範圍ヲ添付シ「雇入認可年月日及番號」及「認可職業紹介所名」欄ハ記載ヲ要セザルコト

様式第三號

本報ノ用紙ノ大サハ闊守規格A7判(240mm x 105mm)トシ中央貼綴ノ所ヨリ二ツ折ト爲ス

從業者雇入制限ニ關スル臨檢票

國家總動員法——從業者雇入制限令

(裏面)

第 號 昭和 年 月 日交付

職業紹介所印  
官 職 氏 名

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ状況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依リ當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨グ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

從業者雇入制限令第四條 第二條ノ認可ニ關シ必要ナル場合ニ於テハ同條ノ職業紹介所長及雇入ニ依リ從業者ノ就業スベキ地ノ所轄職業紹介所長ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ關係人ヨリ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ關係ノ工場 事業場又ハ事務所ニ臨檢セシメ業務ノ状況若ハ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス標識ヲ携帯セシムベシ





從業者雇入制限令第一條第二號ノ學校卒業者指定

(昭和十四年四月十日) 厚生省告示第六十一號

- 左ノ學校ニ於テ左ノ學科ヲ修メ其ノ學校ヲ卒業シタル者
- 一 大學
- (一) 大學ノ工學部及理工學部
- (二) 旅順工科大学
- 二 專門學校
- (一) 工業ニ關スル專門學校
- (二) 朝鮮及臺灣ノ工業ニ關スル專門學校
- (三) 南滿洲工業專門學校
- 三 實業學校
- (一) 工業學校(大正十年文部省令第五號ニ關スル規程第一條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム) 並ニ朝鮮及臺灣ノ工業學校(大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)ニシテ左ノ各號ノ

- 一ニ該當スルモノ
- (イ) 尋常小學校卒業程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ五年以上トスルモノ
- (ロ) 高等小學校卒業程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ三年(夜間授業ノモノニ在リテハ四年)以上トスルモノ
- (ハ) 前二號ト同等以上ノモノ
- (ニ) 工業學校規程第十一條ノ二又ハ臺灣公立工業學校規則第四條ノ規定ニ依リ設ケタル第二部
- (三) 大連工業學校
- (二) 撫順工業學校
- 四 各種學校
- (一) 工業學校ニ準ズベキ私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ
- 一 學科
- (一) 機械工學科(北海道帝國大學工學部第三部類ヲ含ム)

- (二) 船舶工學科(造船學科ヲ含ム)
- (三) 航空學科
- (四) 造兵學科
- (五) 電氣工學科(北海道帝國大學工學部第四部類ヲ含ム)
- (六) 應用化學科(工業化學科、化學工業科及電氣化學科ヲ含ム)
- (七) 採鑛冶金學科(鑛山及冶金學科、採鑛學科、冶金學科、金屬工學科、應用金屬學科及北海道帝國大學工學部第二部類甲ヲ含ム)
- (八) 火藥學科
- (九) 燃料化學科(北海道帝國大學工學部第二部類乙ヲ含ム)
- (一) 及(五)乃至(七)ノ學科ノ中早稻田大學ノ工業經營分科ハ之ヲ除ク
- 二 專門學校(專門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ三年以上トスルモノヲ含ム)
- (一) 機械工學科(精密機械科及鑛山機械科ヲ含ム)
- (二) 造船工學科

- (三) 航空工學科
- (四) 電氣工學科
- (五) 應用化學科(電氣化學科ヲ含ム)
- (六) 採鑛冶金學科(採鑛學科、鑛山工學科、鑛山學科、冶金學科、冶金工學科及採炭工學科ヲ含ム)
- (七) 燃料學科
- 三 工業學校(大正十一年文部省令第五號ニ關スル規程第一條又ハ大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノ) 並ニ專門學校及實業學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ一年以上三年未満トスルモノ並ニ之ト同等ノモノヲ含ム
- (一) 機械科(機械工作科、精密機械科、精密機械工作科、計器科、原動機科、採鑛機械科、電氣機械科、電機科、電氣機械工作科、機械電氣科、化學機械科、木型科、鑄工科、鍛工科、鑄工冶金科、鍛工冶金科其ノ他ノ機械科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)

- (二) 造船科
  - (三) 航空科(機體製作科及航空機關科ヲ含ム)
  - (四) 電氣科
  - (五) 應用化學科(工業化學科、化學工業科、電氣化學科其ノ他應用化學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
  - (六) 採鑛冶金科(採鑛科及冶金科其ノ他ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
- 從業者雇入制限令施行規則
- (昭和十四年七月三十一日) 朝鮮總督府令第百十六號
- 第一條 從業者雇入制限令(以下令ト稱ス)
- 第二條 認可ヲ受ケントスル者ハ第一號ノ様式ニ依リ申請スベシ但シ令第一條第一號又ハ第三號ノ從業者ノ雇入ニ在リテハ現在ノ使用者、同條第二號又ハ第四號ノ從業者ノ雇入ニ在リテハ從前ノ使用者ニ於テ異議ナキ場合ハ認可ヲ受ケタルコトヲ要セズ
- 第二條 前條ノ規定ニ依ル申請ハ從業者ヲ使用セントスル工場、事業場又ハ事務所別ニ之ヲ爲シ且其ノ工場、事業場又ハ事

務所ノ所在地(從業者ヲ使用セントスル工場、事業場又ハ事務所ガ本令施行地外ニ在ルトキハ其ノ從業者ノ所在地)ノ所轄府尹、郡守又ハ島司ヲ經由スベシ

第三條 從業者ノ雇入ノ認可ヲ受ケ又ハ第一條但書ノ規定ニ依リ從業者ノ雇入ノ認可ヲ受ケズシテ從業者ヲ雇入レタル者ハ雇入レタル月ノ翌月末日迄ニ第二號様式ニ依リ前條ノ府尹、郡守又ハ島司ニ其ノ旨報告スベシ

第四條 令第四條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ第三號様式ニ依ル

附則

本令ハ昭和十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

國家總動員法——從業者雇入制限令(朝鮮)

第一號様式

從業者雇入認可申請書

事業ノ種類		使用工場、事業場、事務所ノ所在地		事業場、事務所ノ所在地	
主要生産品	(産業)項目	事業場、事務所ノ所在地	事業場、事務所ノ所在地	事業場、事務所ノ所在地	事業場、事務所ノ所在地

昭和 年 月 日

申請者 氏

名(法人ニ在リテハ其ノ名)及代表者氏名(印)

何府尹(郡守又ハ島司)宛

- 一 本申請書ノ用紙ノ大サハ日本標準規格B五トスルコト
- 二 本申請書ハ第一條第一號又ハ第三條ノ從業者ノ雇入ニ在リテハ其ノ書ガ現ニ就業スル地ノ事務所、郡守又ハ島司宛、同條第二號ノ從業者ノ雇入ニ在リテハ其ノ書ガ同條第一號ノ就業工場、郡守又ハ島司宛、同條第四號ノ從業者ノ雇入ニ在リテハ其ノ書ガ同條第一號ノ就業工場トシテ記載スル地ノ事務所、郡守又ハ島司宛トスルコト
- 三 雇入レントスル從業者ヲ使用セントスル工場、事業場又ハ事務所ノ所在地ガ其ノ書ガ現在在

用シ又ハ從業者使用セタル工場、事業場又ハ事務所ノ所在地トシテ、郡守又ハ島司、管轄官見ニシテ、  
合ハ正副二種ヲ作成シ從業者ヲ使用セントスル工場、事業場又ハ事務所ノ所在地ノ事務所、郡守  
又ハ島司ニ提出シテ提出スルコト  
四 事業ノ種類、項目ハ朝鮮國勢調査分類ノ中分類中ノ職業名ニ依リ記載スルコト  
五 生産品目申渡上記載スルコト(困難ナルモノニ付テハ其ノ旨ノ當該管官ノ證明書ヲ添付シ  
テ之ガ記載ヲ省略スルコト得ルコト)  
六 雇入レントスル從業者ノ氏名、年齢、其ノ生年月日ヲ傍書スルコト  
七 現在又ハ從前ノ就業場、郡守又ハ島司、第三條ノ從業者ニ付テハ現在ノ就業場、  
同條第二號又ハ第四號ノ從業者ニ付テハ從前ノ就業場ヲ記載シ、同條第三號又ハ第四號ノ  
從業者ニ付テハ「養成工場」ト併記スルコト  
八 卒業學校及學科名、令第一條第二號ノ學校卒業者ニ付テハ卒業學校ノ名及學科名ヲ記載  
スルコト  
九 現在又ハ從前ノ就業場、郡守又ハ島司、第一條第一號又ハ第三條ノ從業者ニ付テハ  
現在ノ就業場、同條第二號又ハ第四號ノ從業者ニ付テハ從前ノ就業場ヲ併記スルコト  
十 支給セントスル賃金、賃料、日給、月給又ハ月給ノ區別ヲ明ニシ基本額ヲ記載スル  
コト但シ請負出來高等ノ場合ハ其ノ旨記載シ、上見込額得額ヲ記載スルコト  
十一 現在地、郡守又ハ島司、雇入レントスル從業者ノ現ニ居住スル場所ヲ併記スルコト  
十二 退職年月日、令第一條第二號又ハ第四號ノ從業者ノ退職年月日ヲ併記スルコト  
十三 申請ノ理由、令第一條、同條、同條、同條ノ規定ニ因リ雇入ノ區別ヲ記載シ  
又ハ事業場ノ新設、因リ雇入ニ在リテハ之ニ要スル職別別者員數及之ガ充足状況等ヲ詳細  
記載スルコト  
十四 備考欄ニハ申請セル從業者ノ雇入レ得ル場合ニ於テハ當該工場又ハ事業場ノ支障ノ程  
度等参考ナルベキ事項ヲ記載スルコト

第二號様式

從業者雇入報告

使用工場、事業場、事務所ノ所在地	從業者ノ氏名	年齢	生年月日	雇入レント年	雇入レント月	雇入レント日	雇入レント場所	郡守又ハ島司名

昭和 年 月 日

報告者 氏

名(法人ニ在リテハ其ノ名)及代表者氏名(印)

何府尹(郡守又ハ島司)宛

- 一 本報告書ノ用紙ノ大サハ日本標準規格B五トスルコト
- 二 本報告書ハ從業者ノ使用工場、事業場又ハ事務所ノ所在地ノ事務所、郡守又ハ島司宛提出スルコト
- 三 「雇入レント」從業者ノ氏名、年齢、其ノ生年月日ヲ傍書スルコト
- 四 雇入レント從業者中令第一條第二號又ハ第四號ノ從業者ノ雇入ニ在リテハ其ノ書ガ同條第一號ノ就業工場、郡守又ハ島司宛、同條第四號ノ從業者ノ雇入ニ在リテハ其ノ書ガ同條第一號ノ就業工場トシテ記載スル地ノ事務所、郡守又ハ島司宛トスルコト
- 五 從業者ニ付テハ從前ノ就業場、郡守又ハ島司、第三條ノ從業者ニ付テハ現在ノ就業場、同條第二號又ハ第四號ノ從業者ニ付テハ從前ノ就業場ヲ記載シ、同條第三號又ハ第四號ノ從業者ニ付テハ「養成工場」ト併記スルコト
- 六 雇入レントスル從業者ノ氏名、年齢、其ノ生年月日ヲ傍書スルコト
- 七 現在又ハ從前ノ就業場、郡守又ハ島司、第三條ノ從業者ニ付テハ現在ノ就業場、同條第二號又ハ第四號ノ從業者ニ付テハ從前ノ就業場ヲ記載シ、同條第三號又ハ第四號ノ從業者ニ付テハ「養成工場」ト併記スルコト
- 八 卒業學校及學科名、令第一條第二號ノ學校卒業者ニ付テハ卒業學校ノ名及學科名ヲ記載スルコト
- 九 現在又ハ從前ノ就業場、郡守又ハ島司、第一條第一號又ハ第三條ノ從業者ニ付テハ現在ノ就業場、同條第二號又ハ第四號ノ從業者ニ付テハ從前ノ就業場ヲ併記スルコト
- 十 支給セントスル賃金、賃料、日給、月給又ハ月給ノ區別ヲ明ニシ基本額ヲ記載スルコト但シ請負出來高等ノ場合ハ其ノ旨記載シ、上見込額得額ヲ記載スルコト
- 十一 現在地、郡守又ハ島司、雇入レントスル從業者ノ現ニ居住スル場所ヲ併記スルコト
- 十二 退職年月日、令第一條第二號又ハ第四號ノ從業者ノ退職年月日ヲ併記スルコト
- 十三 申請ノ理由、令第一條、同條、同條、同條ノ規定ニ因リ雇入ノ區別ヲ記載シ又ハ事業場ノ新設、因リ雇入ニ在リテハ之ニ要スル職別別者員數及之ガ充足状況等ヲ詳細記載スルコト
- 十四 備考欄ニハ申請セル從業者ノ雇入レ得ル場合ニ於テハ當該工場又ハ事業場ノ支障ノ程度等参考ナルベキ事項ヲ記載スルコト

國家總動員法——從業者雇入制限令(朝鮮)

第三號様式

本報告用紙ノ大サハ日本標準規格B七トシ中央點線ノ所ヨリ二ツ折トス

從業者雇入制限令第四條第二項ノ規定ニ依リ股票

官職氏名	氏名
------	----

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員法上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告  
ヲ徴シ又ハ當該管官ヲシテ必要ナル職務ニ應ジテ報告ノ狀況若ハ備置書類其ノ他ノ物件  
ヲ検査セシムルコト得ルコト  
第三十二條 第三十一條ノ規定ニ依リ當該管官ノ検査ヲ拒ミ、給ガ又ハ惡意  
シテ報告ヲ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處スルコト  
從業者雇入制限令第四條第七條 第二項ノ規定ニ依リ必要アル場合ニ於テハ同條ノ  
府尹、郡守又ハ島司及雇入ニ依リ從業者ノ就業スル地ノ事務所、郡守又ハ島司、同條ノ  
國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ報告ノ狀況若ハ備置書類ヲ検査セシムルコト得  
ルコト  
前項ノ規定ニ依リ當該管官ヲシテ検査セシムル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ添付スルコト得  
ルコト

從業者雇入制限令第一條第一號ノ  
職業指定

(昭和十四年七月三十一日)  
朝鮮總督府告示第六百十三號  
從業者雇入制限令第一條第一號ノ職業ヲ左  
ノ通指定ス  
(左記省略)  
(左記ハ昭和十四年四月十日厚生省告示第  
六十號ト同一ナリ)

從業者雇入制限令第一條第二號ノ  
學校卒業業者指定

(昭和十四年七月三十一日)  
朝鮮總督府告示第六百十四號

- 左ノ學校ニ於テ左ノ學科ヲ修メ其ノ學校ヲ  
卒業シタル者
- 一 大學
- (一) 内地及朝鮮ノ大學ノ工學部及理工學  
部
- (二) 旅順工科大学
- 二 專門學校
- (一) 内地、朝鮮及臺灣ノ工業及鑛業ニ關  
スル專門學校

三 實業學校

- (一) 朝鮮ノ工業學校(實業學校規程第四  
條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシ  
テ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)  
並ニ内地及臺灣ノ工業學校(大正十年  
文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ  
學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條ノ  
規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工  
業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)ニシ  
テ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ
- (イ) 尋常小學校卒業程度ヲ入學資格ト  
スルモノニシテ修業年限ヲ五年以上  
トスルモノ
- (ロ) 高等小學校卒業程度ヲ入學資格ト  
スルモノニシテ修業年限ヲ三年(夜  
間授業ノモノニ在リテハ四年)以上  
トスルモノ
- (ハ) 前二號ト同等以上ノモノ
- (ニ) 内地ノ工業學校規程第十一條ノ二  
又ハ臺灣公立工業學校規則第四條ノ  
規定ニ依リ設ケタル第二部  
大連工業學校

四 各種學校

- (一) 内地、朝鮮及臺灣ノ工業學校ニ準ズ  
ベキ私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ  
入學資格トシ修業年限ヲ一年以上トス  
ルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ
- 一 大學
- (一) 機械工學科(北海道帝國大學工學部  
第三部類ヲ含ム)
- (二) 船舶工學科(造船學科ヲ含ム)
- (三) 航空學科
- (四) 造兵學科
- (五) 電氣工學科(北海道帝國大學工學部  
第四部類ヲ含ム)
- (六) 應用化學科(工業化學科、化學工業  
科及電氣化學科ヲ含ム)
- (七) 採鑛冶金學科(鑛山及冶金學科、採  
鑛學科、冶金學科、金屬工學科、應用  
金屬學科及北海道帝國大學工學部第二  
部類甲ヲ含ム)
- (八) 火藥學科

(九) 燃料化學科(北海道帝國大學工學部  
第二部類乙ヲ含ム)

- (一) 及五乃至七ノ學科ノ中早稻田大學ノ工  
業經營分科ハ之ヲ除ク
- 二 專門學校(專門學校ニ非ザル私立學校  
ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且  
修業年限ヲ三年以上トスルモノヲ含ム)
- (一) 機械工學科(精密機械科及鑛山機械  
科ヲ含ム)
- (二) 造船工學科
- (三) 航空工學科
- (四) 電氣工學科(電氣科ヲ含ム)
- (五) 應用化學科(電氣化學科ヲ含ム)
- (六) 採鑛冶金學科(採鑛學科、鑛山工學  
科、鑛山學科、冶金學科、冶金工學科  
及探炭工學科ヲ含ム)
- (七) 燃料學科
- 三 工業學校(實業學校規程第四條又ハ大  
正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學  
校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條  
ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工

業學校ノ學科ヲ置クモノ、專門學校及實  
業學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒  
業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ一年  
以上三年未滿トスルモノ並ニ之ト同等ノ  
モノヲ含ム)

- (一) 機械科(機械工作科、精密機械科、  
精密機械工作科、計器科、原動機科、  
採鑛機械科、電氣機械科、電機科、電  
氣機械工作科、機械電氣科、化學機械  
科、木型科、鑄工科、鍛工科、鑄工冶金  
科、鍛工冶金科其ノ他ノ機械科ニ準ズ  
ベキ學科ヲ含ム)
- (二) 造船科
- (三) 航空科(機體製作科及航空機關科ヲ  
含ム)
- (四) 電氣科
- (五) 應用化學科(工業化學科、化學工業  
科、電氣化學科其ノ他應用化學科ニ準  
ズベキ學科ヲ含ム)
- (六) 採鑛冶金科(採鑛科及冶金科其ノ他  
之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
- 四 金屬品製造業
- 五 金屬精鍊業

從業者雇入制限令施行規則

(昭和十四年七月二十九日)  
臺灣總督府令第八十五號

- 第一條 從業者雇入制限令(以下令ト稱ス)
- 第二條 認可ヲ受ケントスル者ハ別記第  
一號様式ニ依リ申請スベシ但シ令第一條  
第一號ノ從業者ノ雇入ニ在リテハ現在ノ  
使用者、同條第二號ノ從業者ノ雇入ニ在  
リテハ從前ノ使用者ニ於テ異議ナキ場合  
ハ認可ヲ受ケルコトヲ要セズ
- 第二條 前條ノ規定ニ依ル申請ハ從業者ヲ  
使用セントスル工場、事業場又ハ事務所  
別ニ之ヲ爲シ且其ノ工場、事業場又ハ事  
務所ノ所在地(從業者ヲ使用セントスル  
工場、事業場又ハ事務所所方本令施行地外  
ニ在ルトキハ其ノ從業者ノ所在地)所轄  
市尹又ハ郡守(澎湖廳ニ在リテハ廳長以  
下之ニ同ジ)ヲ經由スベシ
- 第三條 從業者ノ雇入ノ認可ヲ受ケ又ハ第  
一條但書ノ規定ニ依リ從業者ノ雇入ノ認  
可ヲ受ケズシテ從業者ヲ雇入レタル者ハ  
雇入レタル月ノ翌月末日迄ニ別記第二號  
様式ニ依リ前條ノ市尹又ハ郡守ニ其ノ旨  
報告スベシ
- 第四條 令第四條第二項ノ證票ハ別記第三  
號様式ニ依ル

附則  
本令ハ昭和十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

(別記)  
第一號様式

從業者雇入許可申請書

備考	申請ノ理由	計人	昭和年月日	住所	申請者氏名(法人ニ在リテハ其ノ) 印	事業ノ種類		雇用工場、事業場又ハ事務所ノ名稱及所在地		主要生産(販賣)品目		前ノ雇入者ノ氏名		現在ハ從業者ノ氏名		現在ハ從業者ノ氏名		現在ハ從業者ノ氏名		
						前ノ雇入者ノ氏名	現在ハ從業者ノ氏名	前ノ雇入者ノ氏名	現在ハ從業者ノ氏名	前ノ雇入者ノ氏名	現在ハ從業者ノ氏名	前ノ雇入者ノ氏名	現在ハ從業者ノ氏名	前ノ雇入者ノ氏名	現在ハ從業者ノ氏名					

備考

- 一 本申請書ノ用紙ノ大サハ國定規格B5判(210mm×297mm)ヲスルコト
- 二 本申請書ハ合第一條第一號ノ從業者ノ雇入ニ在リテハ其ノ者ガ現ニ此業スル地ノ所轄ノ市尹又ハ郡守(澎湖廳ニ在リテハ廳長以下之ニ同シ)現 同條第二號ノ從業者ノ雇入ニ在リテハ其ノ者ガ同條第一號ノ從業者ニ從事シタル地ノ所轄ノ市尹又ハ郡守宛トスルコト
- 三 雇入レントスル從業者ヲ使用セントスル工場、事業場又ハ事務所ノ所在地ガ其ノ者ヲ現在使用シ又ハ從前使用シタル工場、事業場又ハ事務所ノ所在地ト市又ハ郡守管轄ノ所ニ在リ又ハ正副二通ヲ作成シ從業者ヲ使用セントスル工場、事業場又ハ事務所ノ所在地ノ所轄ノ市尹又ハ郡守ヲ經由シテ提出スルコト
- 四 「事業ノ種類」ハ國勢調査表分類ノ中分類ニ依リ記載スルコト
- 五 生産品目中央帳上記載スルコト困難ナルモノニ付テハ其ノ旨ノ該表取係官ノ證明書ヲ添付シテ之ガ記載ヲ省略スルコト
- 六 「雇入レントスル從業者ノ氏名」ハ氏名ノ左側ニ其ノ生年月日ヲ傍書スルコト
- 七 「現在ハ從前ノ從業者」ハ合第一條第一號ノ從業者ニ付テハ現在ハ從業者ヲ、同條第二號ノ從業者ニ付テハ從前ノ從業者ヲ記載スルコト
- 八 「事業場及事務所」ハ合第一條第一號ノ學校卒業生ニ付テハ事業場及事務所ノ名稱及所在地ヲ記載スルコト
- 九 「現在ハ從前ノ從業者」ハ合第一條第一號ノ從業者ニ付テハ現在ハ從業者ヲ、同條第二號ノ從業者ニ付テハ從前ノ從業者ヲ記載スルコト
- 十 「支給セントスル賃金又ハ給料」ハ合第一條第一號ノ從業者ニ付テハ月給ノ別ニ基本額ヲ記載スルコト但シ前項出賃金等ノ場合ハ其ノ旨ノ記載ノ上見込額得額ヲ記載スルコト尙左側ニ加算又ハ減算額ヲ括弧シテ記載スルコト
- 十一 「現在ハ從前ノ從業者」ハ合第一條第一號ノ從業者ノ現在ハ從業者ノ別ニ記載スルコト
- 十二 「申請ノ理由」ハ合第一條第一號ノ從業者ノ雇入ノ理由ヲ記載スルコト
- 十三 「申請ノ理由」ハ合第一條第一號ノ從業者ノ雇入ノ理由ヲ記載スルコト
- 十四 「備考欄」ハ申請セル從業者ノ雇入レ得ル場合ニ於テ該工場又ハ事業場ノ支障ノ程度等ヲ備考トシテ之ヲ記載スルコト

第二號様式

從業者雇入報告

使用工場、事業場又ハ事務所ノ名稱及所在地	雇入レントスル從業者ノ氏名	從業者ノ氏名	從業者ノ氏名	從業者ノ氏名	從業者ノ氏名	從業者ノ氏名	從業者ノ氏名	從業者ノ氏名	從業者ノ氏名	從業者ノ氏名	從業者ノ氏名	從業者ノ氏名	從業者ノ氏名	從業者ノ氏名	從業者ノ氏名	從業者ノ氏名	從業者ノ氏名	從業者ノ氏名	從業者ノ氏名	從業者ノ氏名

備考

- 一 本報告書ノ用紙ノ大サハ國定規格B5判(210mm×297mm)トスルコト
- 二 本報告書ハ總テ使用工場、事業場又ハ事務所ノ所在地ノ所轄ノ市尹又ハ郡守(澎湖廳ニ在リテハ廳長以下之ニ同シ)宛提出スルコト
- 三 「雇入レントスル從業者ノ氏名」ハ氏名ノ左側ニ其ノ生年月日ヲ傍書スルコト
- 四 「從前ノ使用者」ハ合第一條第一號ノ從業者ニ依リ市尹又ハ郡守ノ認可ヲ受ケズシテ從業者ヲ雇入レタル場合ノ報告ニ付テハ從前ノ使用者ノ氏名ヲ併シテ添付シ「雇入許可年月日」及「備考」等ヲ記載スルコト

報告者氏名(法人ニ在リテハ其ノ) 印